

困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究  
報告書

令和4年3月

「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」

ワーキングチーム



## 目次

I. 事業の概要.....	1
1. 事業の背景・目的.....	1
2. 事業内容.....	1
II. 有識者によるワーキングチームの開催.....	3
1. ワーキングチーム委員名簿.....	3
2. ワーキングチームの開催.....	3
III. アンケート調査の実施.....	5
1. 調査目的.....	5
2. 調査対象と期間等.....	5
3. 回収結果.....	5
4. アンケート調査結果.....	6
5. 調査結果の要旨及び考察.....	86
IV. 全国セミナーの開催.....	88
1. 実施概要.....	88
2. 実施結果.....	94
3. アンケート調査結果.....	95
V. 支援マニュアルの作成.....	115
参考資料.....	116



# I. 事業の概要

## 1. 事業の背景・目的

様々な困難な問題を抱える若年女性(居場所がなく家を出た少女、性虐待や性搾取の被害者、家庭関係の破綻、生活困窮等)は、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されていることを踏まえ、平成30年度に、「若年被害女性等支援モデル事業」を創設し、公的機関と民間団体が密接に連携し、夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行ってきた。事業創設から令和2年度末で3年が経過したことを踏まえ、令和3年度より本格実施に移行したところである。

本格実施を踏まえ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者等に対し、若年女性を対象とした支援事例や支援ノウハウ等について周知するとともに、支援マニュアルを作成し、当該事業の全国展開を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

本事業においては、「(1)有識者によるワーキングチームの開催」「(2)アンケート調査の実施」「(3)全国セミナーの開催」「(4)支援マニュアルの作成」「(5)報告書の作成」を実施した。

### (1) 有識者によるワーキングチームの開催

専門的な見地からの検討・助言等を受けるため、大学教授、民間支援団体関係者、自治体担当者等の有識者を構成員とするワーキングチームを設置した。

### (2) アンケート調査の実施

公的機関の相談機関及び相談員に対して、困難な問題を抱える若年女性(居場所がなく家を出た少女、性虐待や性搾取の被害者、家庭関係の破綻、生活困窮等)を対象とした支援(夜間見回り・声かけ等のアウトリーチによる支援等)の実施状況や課題などを把握することを目的として、調査票を送付し、回答の回収、集計、分析を実施した。

### (3) 全国セミナーの開催

本事業の対象である困難な問題を抱える若年女性やその支援の現状について、参加対象となる公的機関や民間支援団体の方々の認識を広め、今後の支援やそのための連携強化につながることを目的として、セミナーを全国で開催した。

### (4) 支援マニュアルの作成

ワーキングチームによる議論を踏まえ、困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援を実施するための支援マニュアルを作成した。

## **(5) 報告書の作成**

アンケート調査結果やセミナーの開催状況、マニュアル等の検討の経緯等を取りまとめた報告書を作成した。

## II. 有識者によるワーキングチームの開催

### 1. ワーキングチーム委員名簿

本事業において設置したワーキングチーム委員を以下に示す。

	氏名	所属
座長	堀 千鶴子	城西国際大学 福祉総合学部 学科長 教授
委員	戒能 民江	お茶の水女子大学 名誉教授
	千正 康裕	株式会社 千正組 代表取締役
	橋 ジュン	NPO 法人 BOND プロジェクト 代表
	馬場 通江	札幌市子ども未来局 子ども育成部子ども企画課 企画係長
	三木 明香	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 女性相談センター 所長
	村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト 統括理事
	横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会 会長

#### 【事務局】

田中 元 株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 次長  
 布施 和美 株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 主任研究員  
 富本 尚徳 株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 主任研究員  
 河西 志乃 株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員

### 2. ワーキングチームの開催

開催時期	議題（内容）
第1回 令和3年11月11日 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要説明</li> <li>・アンケートについて（調査設計、調査項目案等）</li> <li>・全国セミナーについて（開催概要、プログラム案等）</li> </ul>
第2回 令和3年12月21日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国セミナーについて（プログラム案、グループ討議テーマ等）</li> <li>・アンケートの進捗状況について</li> <li>・支援マニュアルについて</li> </ul>

開催時期	議題（内容）
第3回 令和4年3月14日 13:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国セミナーの開催状況の報告</li> <li>・アンケート結果について</li> <li>・支援マニュアルについて</li> </ul>

### （1）第1回ワーキングチームでの検討

第1回ワーキングチームでは、まずは事務局から事業概要の説明を行った。

続いて、若年女性を取り巻く現状について、橘委員から説明いただいた。

委員から、支援マニュアル作成にも資するアンケート調査とすにあたり調査対象をどうするかについての確認があり、今回のアンケート調査においては、現在の若年女性支援の実態を把握することを目的とし、対象を公的機関とすることを共通認識としてすりあわせを行った。事務局より、調査対象とする相談機関や相談員、調査項目の案を示し検討を行い、ワーキングの意見を反映した調査票を用いて調査をすることとした。

続いて、全国セミナーについて、事務局より開催概要、開催パターンの案を示し検討を行った。

最後に、支援マニュアルについて、事務局より構成案を示し検討を行い、支援マニュアルの作成の方針と対象、作成における大切な視点について検討を行った。

### （2）第2回ワーキングチームでの検討

第2回ワーキングチームでは、まず、札幌市及び東京都の取組について、馬場委員、三木委員より説明いただいた。

続いて、事務局より第1回ワーキングチームでの協議内容を説明し、ふりかえりを行った。

第1回ワーキングチームでの意見を踏まえ検討した、全国セミナーの開催概要及びプログラム(案)、グループ討議テーマなどについて事務局より案を示し、検討を行った。

次に、アンケートの進捗状況について事務局より説明を行った。

最後に、支援マニュアルについて、アンケート調査結果を盛り込んだマニュアルの構成案を示し、検討を行った。委員から、今回作成するマニュアルは若年女性支援事業に関心を持ってもらうことが目的であり、事業に取り組みたいと考える人を対象として、事業立ち上げや実施における留意点や行政・団体との連携等を中心とすべきとの意見をいただき、意見を踏まえた内容で作成することを共有した。

### （3）第3回ワーキングチームでの検討

第3回ワーキングチームでは、事務局より全国セミナーの開催報告を行い、委員からふりかえり及び今後に向けた意見をいただいた。

次に、事務局よりアンケート調査の結果について説明を行い、委員から今後の若年女性支援の推進に向けたアンケート調査結果の活用方法等の意見をいただいた。

最後に、事務局より支援マニュアルについて説明を行い、マニュアルに盛り込むべき内容やマニュアルの今後の活用方法等について意見をいただいた。



## Ⅲ. アンケート調査の実施

### 1. 調査目的

困難な問題を抱える若年女性(居場所がなく家を出た少女、性虐待や性搾取の被害者、家庭関係の破綻、生活困窮等)を対象とした支援(夜間見回り・声かけ等のアウトリーチによる支援等)について、実施状況や課題などを把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

### 2. 調査対象と期間等

【調査対象】相談機関：

婦人相談所 49 か所 (令和2年4月1日現在)

児童相談所 225 か所 (令和3年4月1日現在)

子ども家庭支援センター60 か所 (令和3年2月1日現在)

男女共同参画センター350 か所 (令和3年3月1日現在)

配偶者暴力相談支援センター301 か所 (令和3年10月1日現在)

生活困窮者自立支援窓口設置自治体 906 か所 (令和3年4月1日現在)

福祉事務所 1,250 か所 (郡部 205・市部 999・町村 46、令和3年4月1日現在)

相談員：婦人相談員 1,533 人 (令和2年4月1日現在) 及び上記相談機関に所属する  
相談員 (各機関 1 人)

【調査方法】相談機関：厚生労働省より、電子メールにて、各相談機関を所管する省庁を通じて送付し、都道府県及び市区町村経由で各相談機関に依頼

相談員：インターネット調査

【調査期間】令和4年1月11日～令和4年1月31日

【調査項目】相談機関：1 支援対応の実態について

2 民間支援団体との連携について

3 人材育成

4 コロナ禍での対応

5 若年女性支援に必要な社会資源

相談員：支援対応の実態及び若年女性支援に必要な社会資源

### 3. 回収結果

【有効回答数】相談機関：1,019 件(婦人相談所 48 件、児童相談所 140 件、子ども家庭支援センター42 件、男女共同参画センター100 件、配偶者暴力相談支援センター136 件、生活困窮者自立支援窓口設置自治体 259 件、福祉事務所 333 件 ※複数回答)

相談員：2,123 件

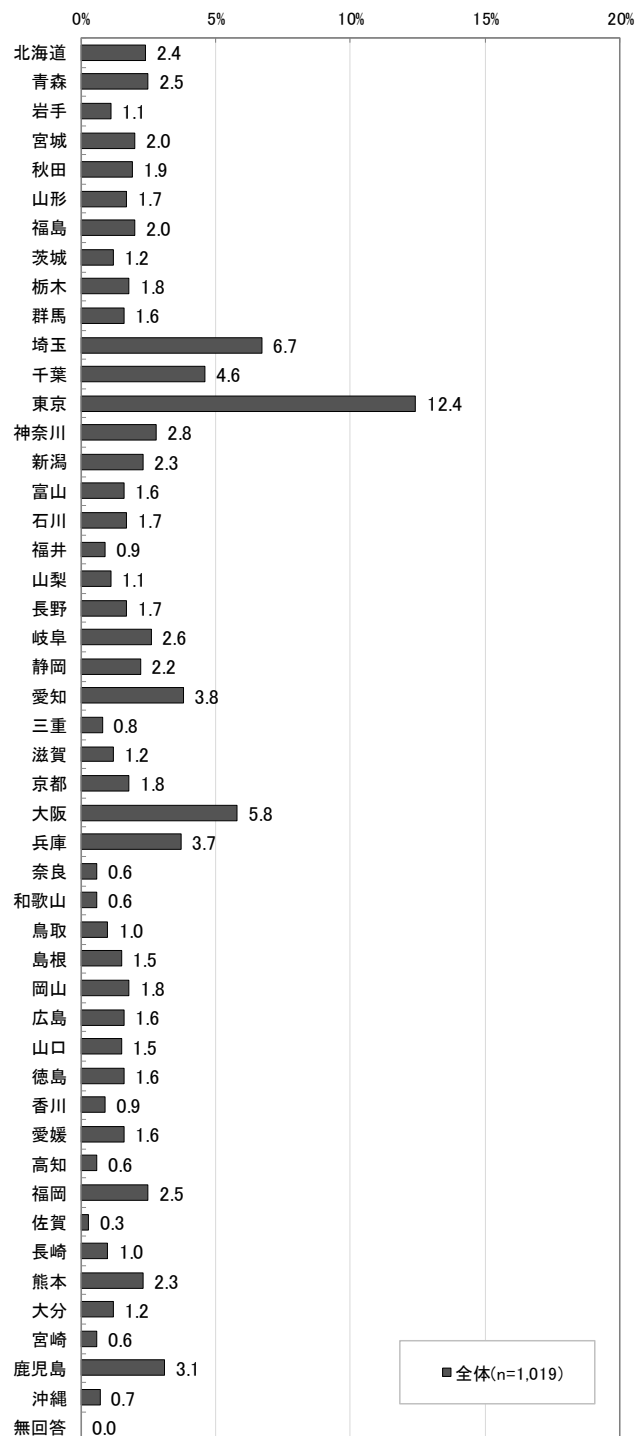
## 4. アンケート調査結果

### 4-1. 相談機関調査

#### 4-1-1. 機関について

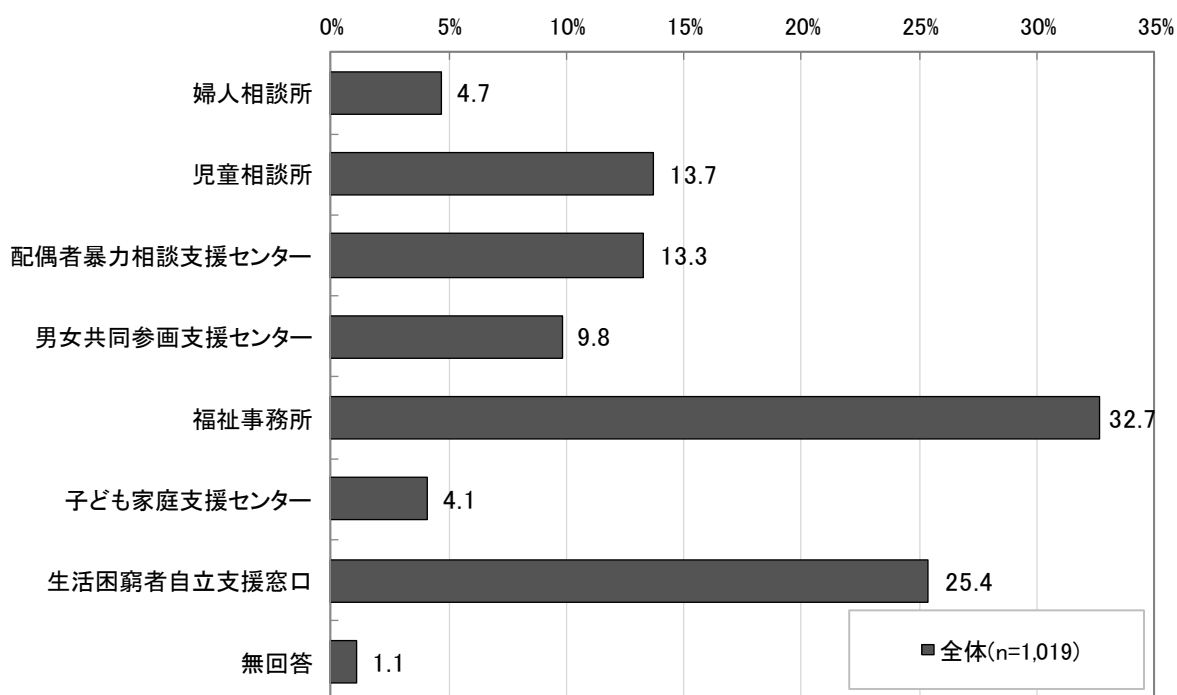
##### F1-1 都道府県名

「東京都」(12.4%)が最も多く、「埼玉県」(6.7%)、「大阪府」(5.8%)と続きます。



## F1-2 機関名(複数選択)

「福祉事務所」(32.7%)が最も多く、「生活困窮者自立支援窓口」(25.4%)、「児童相談所」(13.7%)と続きます。



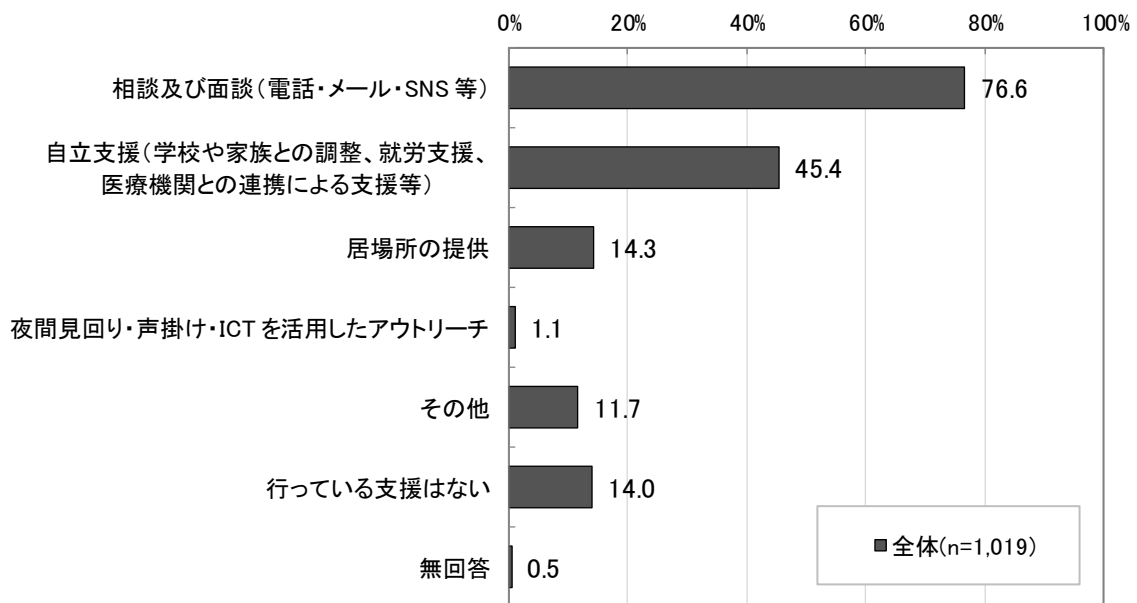
## 4-1-2. 支援対応の実態について

### (1) 支援内容・件数

#### ① 困難な問題を抱える若年女性に対する支援

「相談及び面談(電話・メール・SNS等)」(76.6%)が最も多く、「自立支援(学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等)」(45.4%)、「居場所の提供」(14.3%)と続きます。

Q1 困難な問題を抱える若年女性(このアンケートにおいては30歳未満の女性とします。)に対して、どのような支援を行っていますか。(あてはまるものすべて選択)



#### 【相談機関別】

	調査数	夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ	相談及び面談(電話・メール・SNS等)	居場所の提供	自立支援(学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等)	その他	行っている支援はない	無回答
全体	1,019	1.1	76.6	14.3	45.4	11.7	14.0	0.5
婦人相談所	48	0.0	97.9	54.2	68.8	6.3	2.1	0.0
児童相談所	140	0.0	85.0	35.7	60.7	17.9	5.0	0.7
配偶者暴力相談支援センター	136	0.0	91.2	19.1	31.6	11.8	5.9	0.0
男女共同参画支援センター	100	0.0	86.0	7.0	7.0	13.0	8.0	0.0
福祉事務所	333	0.9	64.9	10.8	36.6	10.5	23.7	0.6
子ども家庭支援センター	42	2.4	69.0	9.5	40.5	19.0	21.4	0.0
生活困窮者自立支援窓口	259	2.3	74.9	4.6	70.3	8.5	13.1	0.8

②令和2年度の若年女性に対する支援実績

Q2 Q1 で回答した貴機関で行っている若年女性に対する支援(委託を含む。)について、令和2年度の実績を教えてください。(正確な数が不明な場合は概数を記入してください。)なお、相談及び面談については、貴機関で行っている支援全体の件数についても教えてください。

●夜間見回り・声掛け

<実施回数>

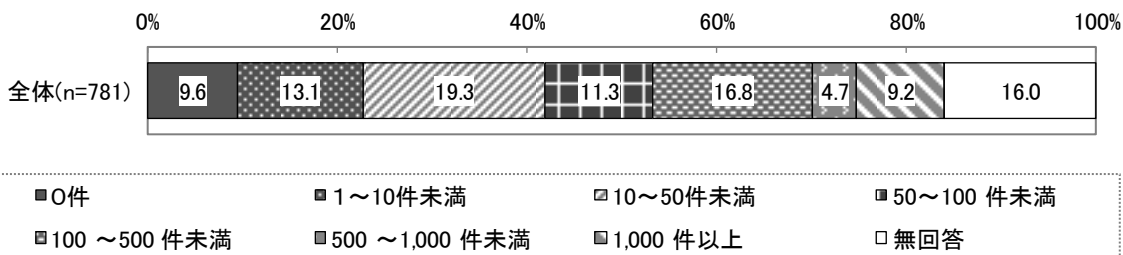
「0回」(9件)、「4回」(1件)、「30回」(1件)となっています。

<声をかけた人数>

「0人」(10件)、「4人」(1件)となっています。

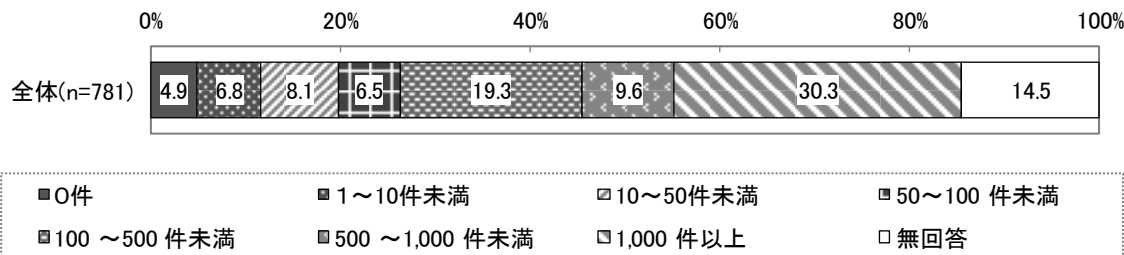
●相談及び面談(電話・メール・SNS等)のべ件数 ※若年女性を対象とした件数のみ

「10～50件未満」(19.3%)が最も多く、「100～500件未満」(16.8%)、「1～10件未満」(13.1%)と続きます。



●貴機関で行っている相談支援の件数 ※若年女性の件数を含む

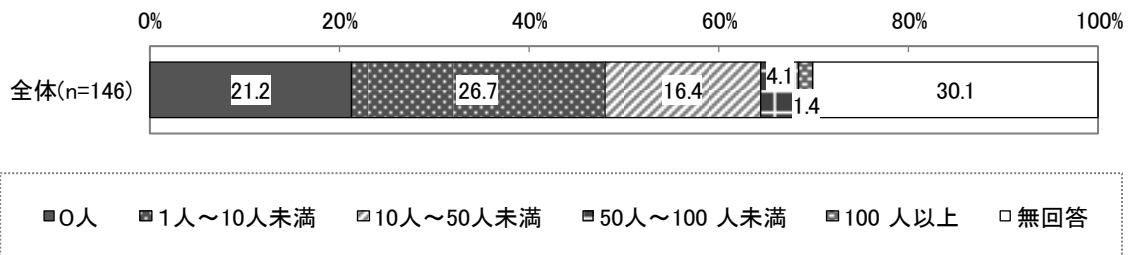
「1,000件以上」(30.3%)が最も多く、「100～500件未満」(19.3%)、「500～1,000件未満」(9.6%)と続きます。



●居場所の利用人数

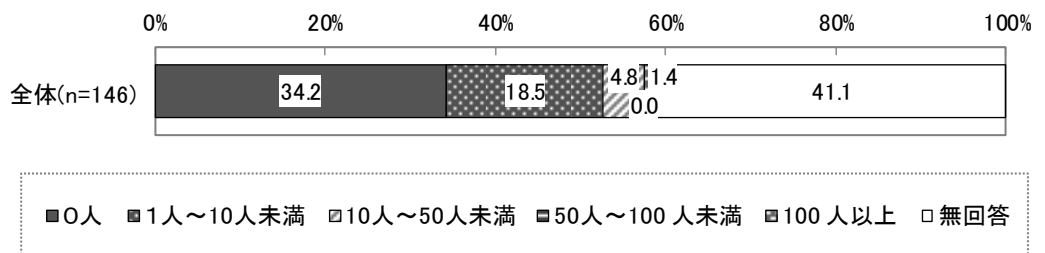
<短期利用>

「1人～10人未満」(26.7%)が最も多く、「0人」(21.2%)、「10人～50人未満」(16.4%)と続きます。



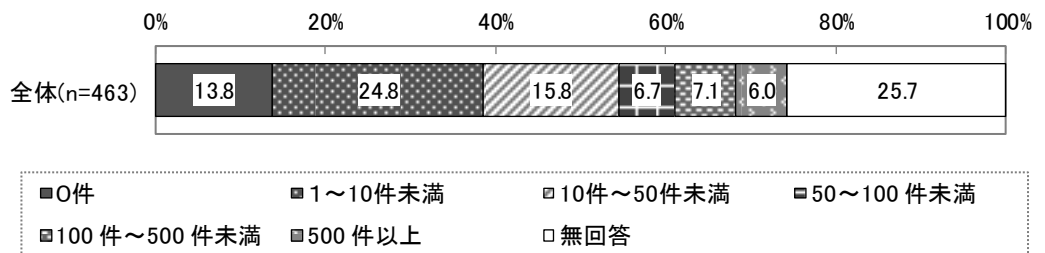
<長期利用>

「0人」(34.2%)が最も多く、「1人～10人未満」(18.5%)、「10人～50人未満」(4.8%)と続きます。



●自立支援(支援件数)

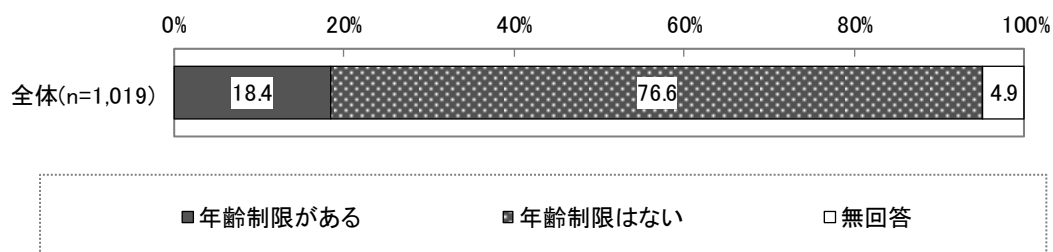
「1～10件未満」(24.8%)が最も多く、「10件～50件未満」(15.8%)、「0件」(13.8%)と続きます。



### ③若年女性支援を行う場合の対象者の年齢制限

「年齢制限がある」(18.4%)、「年齢制限はない」(76.6%)となっています。

Q3 貴機関で若年女性支援を行う場合の対象者の年齢制限はありますか。(ひとつ選択)



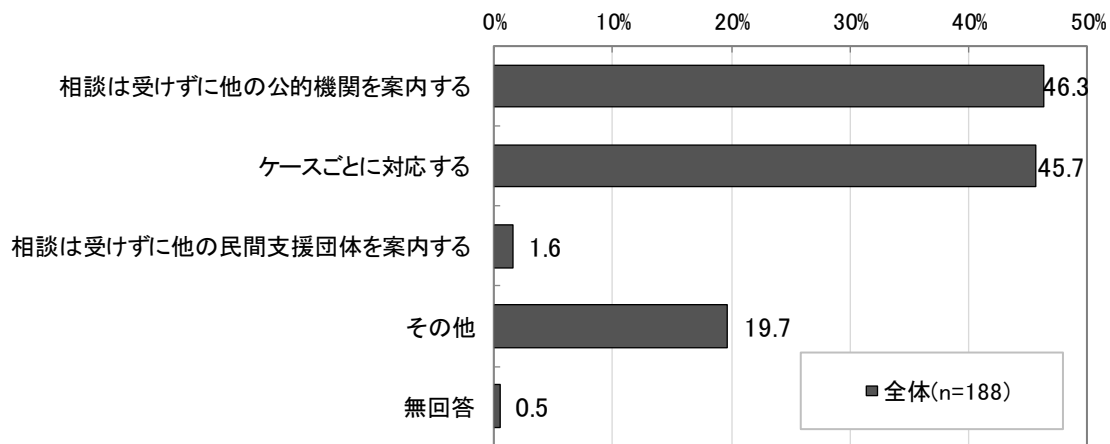
#### 【相談機関別】

	調査数	年齢制限がある	年齢制限はない	無回答
全体	1,019	18.4	76.6	4.9
婦人相談所	48	8.3	89.6	2.1
児童相談所	140	86.4	9.3	4.3
配偶者暴力相談支援センター	136	8.1	89.7	2.2
男女共同参画支援センター	100	2.0	92.0	6.0
福祉事務所	333	6.9	86.2	6.9
子ども家庭支援センター	42	57.1	35.7	7.1
生活困窮者自立支援窓口	259	1.9	94.2	3.9

④年齢制限以外の方から相談があった場合の対応

「相談は受けずに他の公的機関を案内する」(46.3%)が最も多く、「ケースごとに対応する」(45.7%)「相談は受けずに他の民間支援団体を案内する」(1.6%)と続きます。

Q4 Q3 で「年齢制限がある」と回答した方に伺います。Q3 で回答いただいた年齢以外の方から相談があった場合、どのような対応をしていますか。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	相談は受けずに他の公的機関を案内する	相談は受けずに他の民間支援団体を案内する	ケースごとに対応する	その他	無回答
全体	188	46.3	1.6	45.7	19.7	0.5
婦人相談所	4	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
児童相談所	121	52.1	2.5	40.5	17.4	0.0
配偶者暴力相談支援センター	11	54.5	0.0	45.5	18.2	0.0
男女共同参画支援センター	2	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0
福祉事務所	23	21.7	0.0	56.5	26.1	0.0
子ども家庭支援センター	24	50.0	0.0	41.7	20.8	4.2
生活困窮者自立支援窓口	5	40.0	0.0	100.0	0.0	0.0

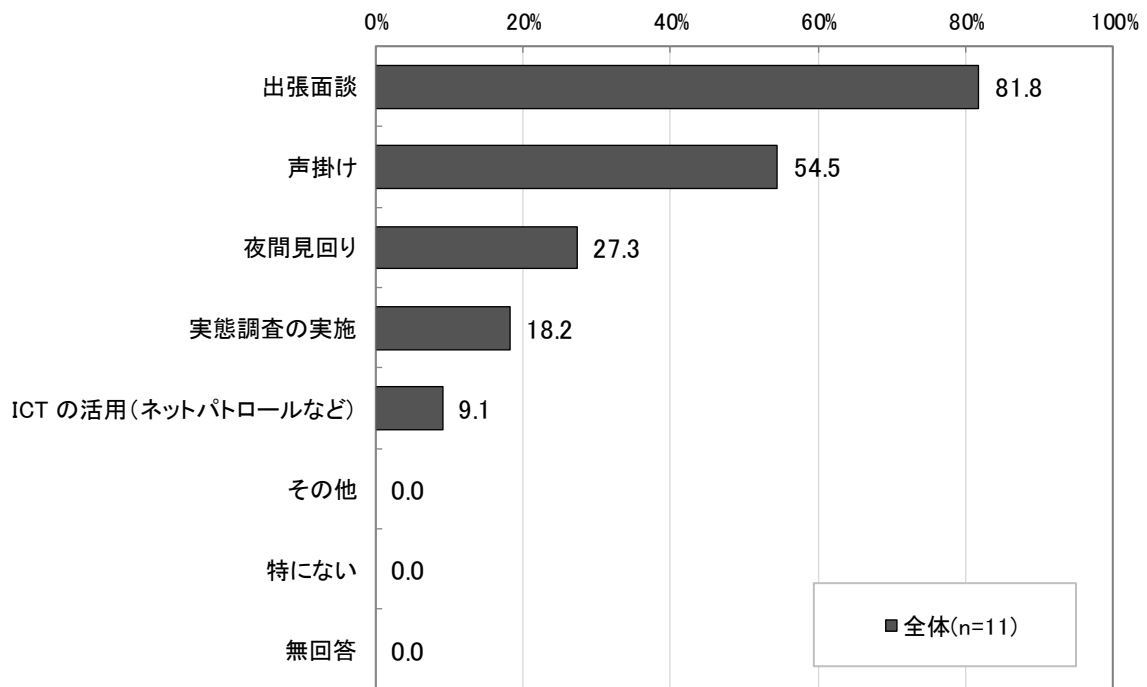


## (2) アウトリーチ等

### ① 困難な問題を抱える若年女性の支援において、アウトリーチとして取り組んでいること

「出張面談」(81.8%)が最も多く、「声掛け」(54.5%)、「夜間見回り」(27.3%)と続きます。

Q5 困難な問題を抱える若年女性の支援において、アウトリーチとして取り組んでいることがあれば教えてください。(あてはまるものすべて選択)



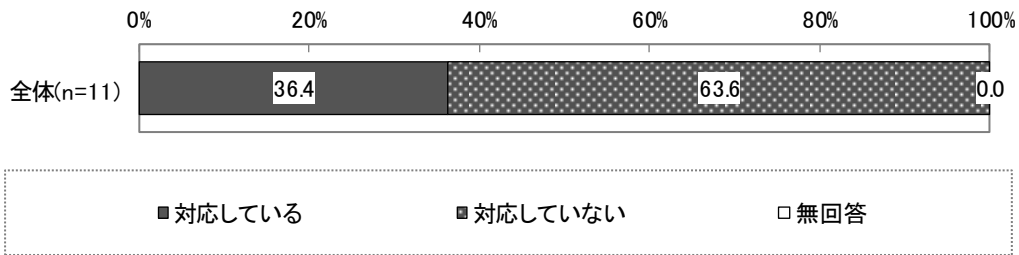
### 【相談機関別】

	調査数	夜間見回り	声掛け	ICTの活用 (ネットパト ロールなど)	出張面談	実態調査の 実施	その他	特にない	無回答
全体	11	27.3	54.5	9.1	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0
婦人相談所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童相談所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
男女共同参画支援センター	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉事務所	3	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0
子ども家庭支援センター	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	6	33.3	66.7	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0

②若年女性に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について

「対応している」(36.4%)、「対応していない」(63.6%)となっています。

Q6 若年女性に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について伺います。インターネット・SNS を通じた性的被害、性的搾取(援助交際、パパ活など)について、対応をしていますか。(ひとつ選択)



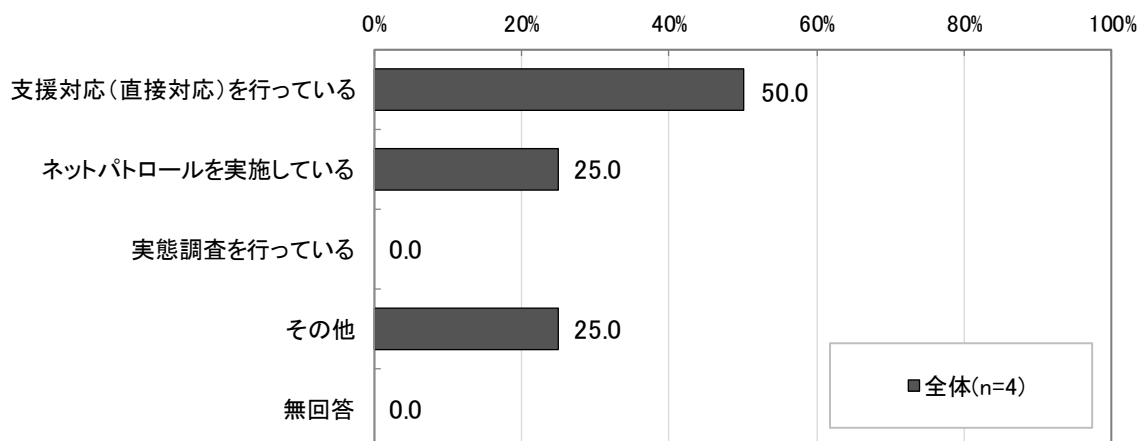
【相談機関別】

	調査数	対応している	対応していない	無回答
全体	11	36.4	63.6	0.0
婦人相談所	0	0.0	0.0	0.0
児童相談所	0	0.0	0.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0	0.0	0.0
男女共同参画支援センター	0	0.0	0.0	0.0
福祉事務所	3	0.0	100.0	0.0
子ども家庭支援センター	1	100.0	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	6	33.3	66.7	0.0

### ③対策として取り組んでいること

「支援対応(直接対応)を行っている」(50.0%)が最も多く、「ネットパトロールを実施している」(25.0%)と続きます。

Q7 Q6で「対応している」と回答した方に伺います。対策として取り組んでいることを教えてください。(あてはまるものすべて選択)



### 【相談機関別】

	調査数	実態調査を行っている	ネットパトロールを実施している	支援対応(直接対応)を行っている	その他	無回答
全体	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0
婦人相談所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童相談所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
男女共同参画支援センター	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉事務所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子ども家庭支援センター	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

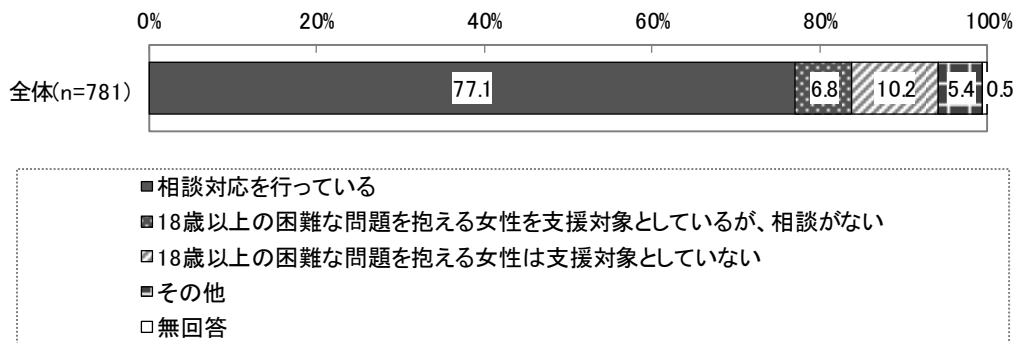
### (3) 相談及び面談

#### (3)－1 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援

##### ①18歳以上の困難な問題を抱える女性からの相談への対応

「相談対応を行っている」(77.1%)が最も多く、「18歳以上の困難な問題を抱える女性は支援対象としていない」(10.2%)、「18歳以上の困難な問題を抱える女性を支援対象としているが、相談がない」(6.8%)と続きます。

Q8 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの相談への対応を行っていますか。(ひとつ選択)



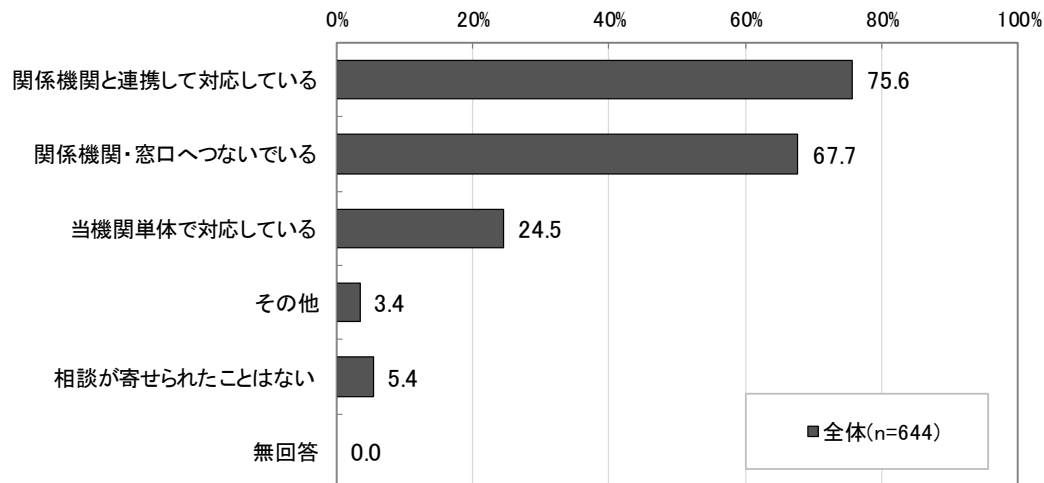
#### 【相談機関別】

	調査数	相談対応を行っている	18歳以上の困難な問題を抱える女性を支援対象としているが、相談がない	18歳以上の困難な問題を抱える女性を支援対象としていない	その他	無回答
全体	781	77.1	6.8	10.2	5.4	0.5
婦人相談所	47	97.9	2.1	0.0	0.0	0.0
児童相談所	119	20.2	0.8	58.0	21.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	124	94.4	4.0	0.0	1.6	0.0
男女共同参画支援センター	86	96.5	2.3	0.0	1.2	0.0
福祉事務所	216	85.6	9.7	0.5	2.8	1.4
子ども家庭支援センター	29	41.4	0.0	31.0	24.1	3.4
生活困窮者自立支援窓口	194	87.1	12.4	0.0	0.5	0.0

②18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応

「関係機関と連携して対応している」(75.6%)が最も多く、「関係機関・窓口へつないでいる」(67.7%)、「当機関単体で対応している」(24.5%)と続きます。

Q9 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対して、どのような対応をしていますか。(あてはまるものすべて選択)



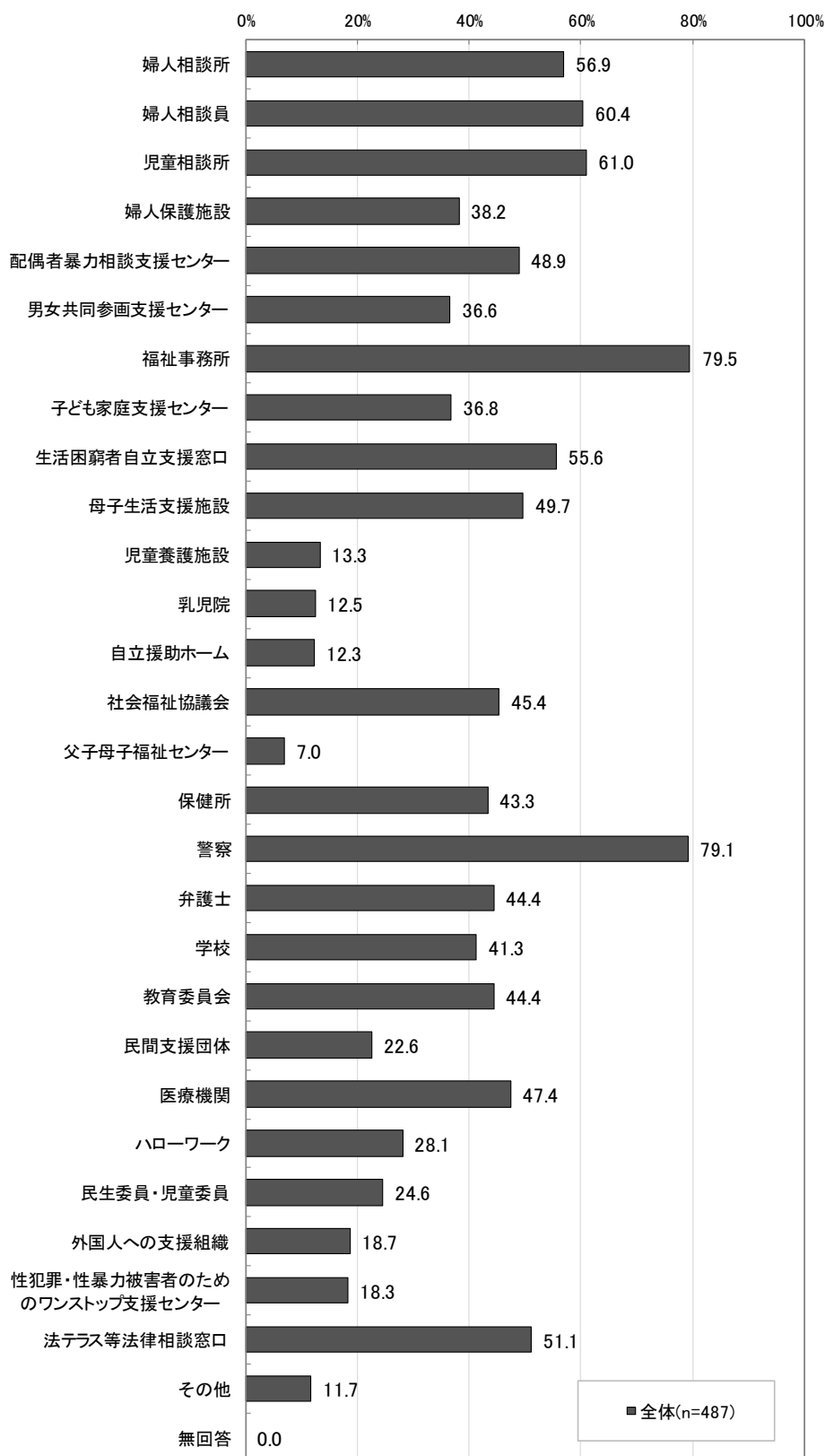
【相談機関別】

	調査数	当機関単体で対応している	関係機関と連携して対応している	関係機関・窓口へつないでいる	その他	相談が寄せられたことはない	無回答
全体	644	24.5	75.6	67.7	3.4	5.4	0.0
婦人相談所	46	54.3	95.7	76.1	6.5	0.0	0.0
児童相談所	49	14.3	57.1	85.7	14.3	0.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	119	57.1	95.0	66.4	2.5	0.0	0.0
男女共同参画支援センター	84	38.1	65.5	78.6	3.6	0.0	0.0
福祉事務所	191	12.6	82.7	63.9	0.5	5.8	0.0
子ども家庭支援センター	19	10.5	84.2	63.2	21.1	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	170	6.5	62.4	62.9	1.2	13.5	0.0

### ③連携している関係機関

「福祉事務所」(79.5%)が最も多く、「警察」(79.1%)、「児童相談所」(61.0%)と続きます。

Q10 Q9 で「関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。連携している関係機関を教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	487	56.9	60.4	61.0	38.2	48.9	36.6	79.5	36.8
婦人相談所	44	38.6	75.0	88.6	50.0	79.5	43.2	95.5	34.1
児童相談所	28	75.0	82.1	46.4	64.3	64.3	42.9	85.7	32.1
配偶者暴力相談支援センター	113	70.8	62.8	68.1	43.4	53.1	39.8	87.6	36.3
男女共同参画支援センター	55	54.5	54.5	38.2	27.3	67.3	27.3	78.2	45.5
福祉事務所	158	70.3	63.3	71.5	49.4	49.4	34.2	67.1	29.1
子ども家庭支援センター	16	68.8	87.5	87.5	31.3	50.0	56.3	87.5	68.8
生活困窮者自立支援窓口	106	26.4	43.4	44.3	10.4	21.7	34.0	84.0	44.3

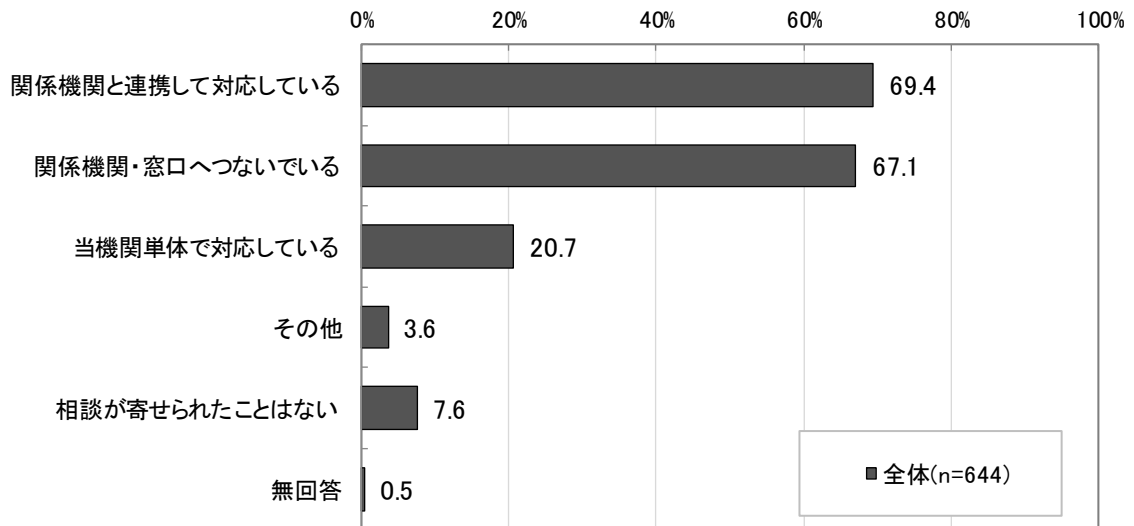
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
55.6	49.7	13.3	12.5	12.3	45.4	7.0	43.3	79.1	44.4	41.3
63.6	84.1	15.9	18.2	31.8	52.3	13.6	40.9	97.7	79.5	43.2
50.0	67.9	50.0	53.6	67.9	39.3	3.6	67.9	89.3	60.7	67.9
60.2	57.5	9.7	7.1	15.0	46.0	10.6	46.9	91.2	54.0	44.2
43.6	21.8	3.6	1.8	7.3	32.7	5.5	38.2	74.5	43.6	21.8
60.1	67.1	15.8	16.5	8.9	46.2	6.3	38.6	79.1	36.1	49.4
68.8	68.8	12.5	18.8	18.8	37.5	6.3	68.8	93.8	50.0	81.3
44.3	17.9	6.6	3.8	2.8	53.8	6.6	40.6	57.5	32.1	27.4

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	無回答
44.4	22.6	47.4	28.1	24.6	18.7	18.3	51.1	11.7	0.0
43.2	36.4	77.3	56.8	6.8	40.9	52.3	77.3	9.1	0.0
60.7	42.9	67.9	39.3	32.1	32.1	32.1	50.0	21.4	0.0
46.9	42.5	52.2	30.1	15.9	28.3	32.7	50.4	15.9	0.0
38.2	21.8	23.6	10.9	16.4	20.0	27.3	45.5	16.4	0.0
48.7	15.2	43.0	23.4	22.2	13.9	9.5	48.1	11.4	0.0
81.3	25.0	75.0	18.8	43.8	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0
28.3	9.4	42.5	34.9	40.6	4.7	1.9	47.2	6.6	0.0

④18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応

「関係機関と連携して対応している」(69.4%)が最も多く、「関係機関・窓口へつないでいる」(67.1%)、「当機関単体で対応している」(20.7%)と続きます。

Q11 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対して、どのような対応をしていますか。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	当機関単体で対応している	関係機関と連携して対応している	関係機関・窓口へつないでいる	その他	相談が寄せられたことはない	無回答
全体	644	20.7	69.4	67.1	3.6	7.6	0.5
婦人相談所	46	54.3	95.7	76.1	6.5	2.2	0.0
児童相談所	49	10.2	63.3	79.6	16.3	2.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	119	41.2	71.4	72.3	4.2	2.5	0.8
男女共同参画支援センター	84	32.1	51.2	77.4	6.0	2.4	2.4
福祉事務所	191	12.6	79.1	63.9	1.0	7.3	0.0
子ども家庭支援センター	19	10.5	89.5	63.2	10.5	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	170	6.5	61.8	60.0	0.6	17.1	0.0



### ⑤連携している関係機関

「警察」(78.1%)が最も多く、「福祉事務所」(77.6%)、「婦人相談員」(57.0%)と続きます。

Q12 Q11 で「関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。連携している関係機関を教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	447	53.2	57.0	50.6	35.3	35.1	26.8	77.6	30.4
婦人相談所	44	38.6	70.5	75.0	52.3	50.0	38.6	95.5	25.0
児童相談所	31	77.4	74.2	41.9	51.6	58.1	41.9	80.6	32.3
配偶者暴力相談支援センター	85	63.5	55.3	56.5	40.0	38.8	23.5	81.2	28.2
男女共同参画支援センター	43	60.5	51.2	32.6	27.9	51.2	27.9	72.1	32.6
福祉事務所	151	64.2	62.3	55.6	42.4	35.8	23.2	66.2	22.5
子ども家庭支援センター	17	64.7	82.4	70.6	35.3	35.3	41.2	88.2	64.7
生活困窮者自立支援窓口	105	23.8	41.0	41.0	14.3	15.2	22.9	84.8	40.0

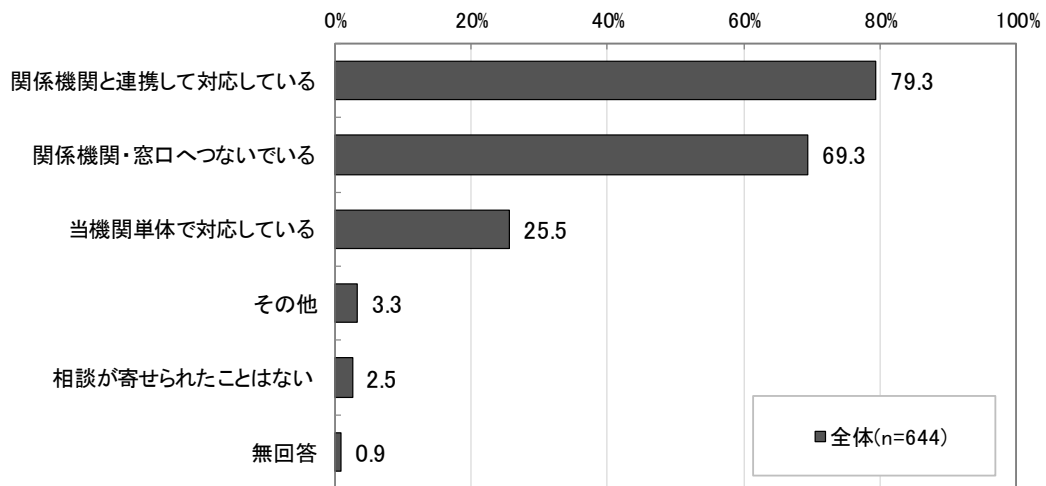
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
48.5	39.6	13.0	10.5	15.4	42.3	5.8	40.9	78.1	41.4	36.7
59.1	63.6	15.9	15.9	29.5	52.3	9.1	36.4	100.0	75.0	43.2
41.9	67.7	41.9	48.4	74.2	38.7	3.2	58.1	90.3	67.7	58.1
52.9	44.7	12.9	8.2	17.6	42.4	5.9	42.4	88.2	49.4	34.1
48.8	18.6	9.3	2.3	2.3	39.5	4.7	30.2	65.1	37.2	18.6
47.7	51.7	13.9	11.3	13.2	38.4	5.3	34.4	78.1	32.5	41.7
70.6	52.9	5.9	5.9	17.6	41.2	5.9	58.8	94.1	52.9	64.7
39.0	16.2	6.7	2.9	4.8	52.4	7.6	45.7	61.0	31.4	28.6

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	無回答
32.4	17.2	44.5	23.3	25.1	14.3	13.9	45.2	11.9	0.0
34.1	36.4	65.9	47.7	9.1	27.3	43.2	68.2	9.1	0.0
51.6	32.3	61.3	35.5	32.3	29.0	35.5	51.6	22.6	0.0
27.1	38.8	44.7	23.5	18.8	20.0	22.4	43.5	18.8	0.0
32.6	23.3	20.9	14.0	14.0	18.6	16.3	41.9	23.3	0.0
36.4	8.6	41.1	17.2	21.9	9.9	7.3	41.1	9.3	0.0
58.8	23.5	64.7	17.6	29.4	17.6	5.9	52.9	0.0	0.0
21.9	5.7	41.9	28.6	39.0	7.6	2.9	41.9	7.6	0.0

⑥18 歳以上の困難な問題を抱える女性からの、自殺念慮、性被害、デート DV、家庭問題、貧困などの多様な困難についての相談に対する対応

「関係機関と連携して対応している」(79.3%)が最も多く、「関係機関・窓口へつないでいる」(69.3%)、「当機関単体で対応している」(25.5%)と続きます。

Q13 18 歳以上の困難な問題を抱える女性からの、自殺念慮、性被害、デート DV、家庭問題、貧困などの多様な困難についての相談に対して、どのような対応をしていますか。(あてはまるものすべて選択)



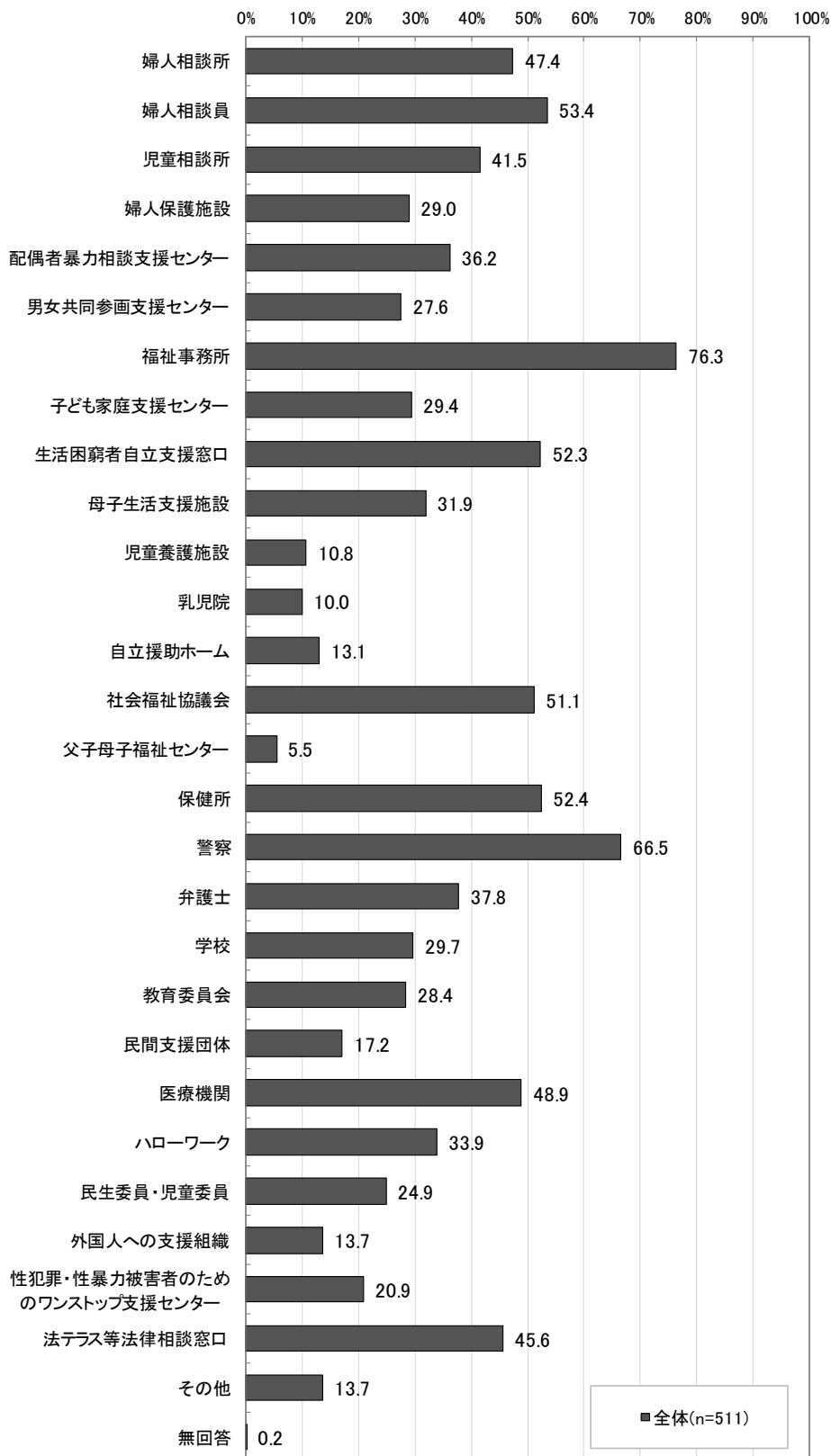
【相談機関別】

	調査数	当機関単体で対応している	関係機関と連携して対応している	関係機関・窓口へつないでいる	その他	相談が寄せられたことはない	無回答
全体	644	25.5	79.3	69.3	3.3	2.5	0.9
婦人相談所	46	54.3	93.5	78.3	4.3	2.2	0.0
児童相談所	49	10.2	59.2	83.7	12.2	0.0	2.0
配偶者暴力相談支援センター	119	49.6	81.5	74.8	4.2	1.7	0.8
男女共同参画支援センター	84	38.1	54.8	79.8	6.0	1.2	2.4
福祉事務所	191	15.7	86.4	68.6	0.5	2.6	0.0
子ども家庭支援センター	19	10.5	78.9	78.9	5.3	0.0	5.3
生活困窮者自立支援窓口	170	12.4	86.5	55.9	1.2	4.1	0.6

⑦連携している関係機関

「福祉事務所」(76.3%)が最も多く、「警察」(66.5%)、「婦人相談員」(53.4%)と続きます。

Q14 Q13 で「関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。連携している関係機関を教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	511	47.4	53.4	41.5	29.0	36.2	27.6	76.3	29.4
婦人相談所	43	39.5	72.1	67.4	53.5	58.1	44.2	90.7	25.6
児童相談所	29	72.4	79.3	41.4	58.6	62.1	37.9	86.2	37.9
配偶者暴力相談支援センター	97	60.8	55.7	50.5	34.0	43.3	28.9	79.4	23.7
男女共同参画支援センター	46	56.5	56.5	30.4	23.9	56.5	28.3	71.7	39.1
福祉事務所	165	56.4	55.8	45.5	33.9	37.6	23.6	64.8	24.2
子ども家庭支援センター	15	66.7	86.7	53.3	33.3	33.3	26.7	100.0	60.0
生活困窮者自立支援窓口	147	21.8	36.1	32.7	10.2	16.3	24.5	81.6	34.0

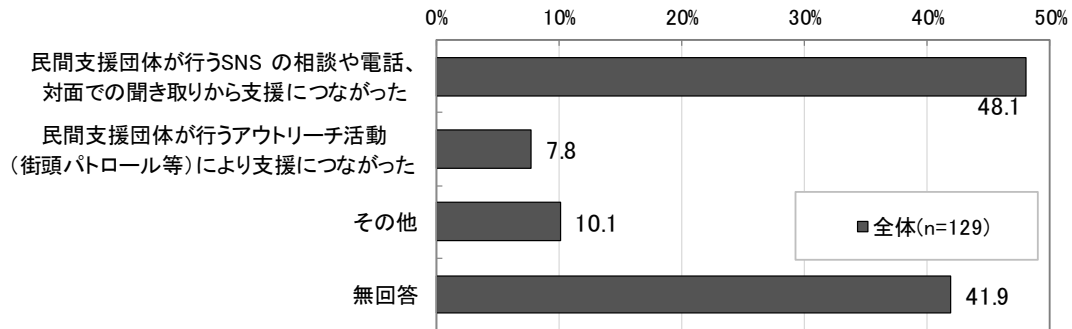
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
52.3	31.9	10.8	10.0	13.1	51.1	5.5	52.4	66.5	37.8	29.7
62.8	67.4	14.0	14.0	37.2	55.8	7.0	55.8	100.0	74.4	44.2
44.8	72.4	44.8	55.2	79.3	51.7	3.4	72.4	82.8	75.9	58.6
60.8	37.1	9.3	8.2	14.4	43.3	5.2	58.8	85.6	52.6	29.9
54.3	17.4	4.3	4.3	2.2	41.3	6.5	43.5	60.9	43.5	21.7
59.4	41.2	10.3	10.3	10.3	49.1	6.7	46.1	66.7	26.7	32.7
66.7	33.3	6.7	6.7	13.3	46.7	6.7	66.7	80.0	40.0	46.7
34.7	12.9	6.8	2.7	3.4	63.3	5.4	52.4	44.9	25.9	23.1

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	無回答
28.4	17.2	48.9	33.9	24.9	13.7	20.9	45.6	13.7	0.2
37.2	27.9	72.1	51.2	7.0	32.6	65.1	79.1	11.6	0.0
55.2	37.9	79.3	44.8	37.9	31.0	41.4	58.6	27.6	0.0
29.9	33.0	51.5	24.7	16.5	22.7	38.1	47.4	16.5	1.0
30.4	19.6	23.9	17.4	15.2	13.0	41.3	45.7	17.4	0.0
30.3	9.7	47.9	26.7	22.4	9.1	11.5	38.8	14.5	0.0
46.7	20.0	60.0	20.0	33.3	20.0	13.3	46.7	0.0	0.0
19.0	10.9	44.9	51.0	35.4	6.1	4.1	42.9	9.5	0.0

⑧民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケース

「民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった」(48.1%)が最も多く、「民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)により支援につながった」(7.8%)と続きます。

Q15 Q10,12,14 のいずれかで「民間支援団体」と回答した方に伺います。民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケースがあれば、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



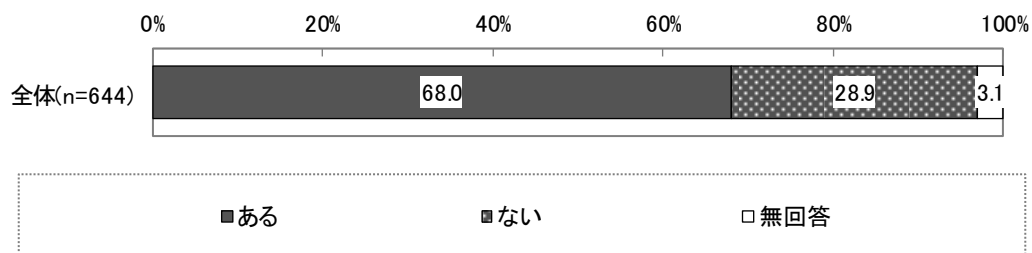
【相談機関別】

	調査数	民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった (%)	民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)により支援につながった (%)	その他 (%)	無回答 (%)
全体	129	48.1	7.8	10.1	41.9
婦人相談所	16	62.5	0.0	6.3	31.3
児童相談所	14	50.0	14.3	7.1	28.6
配偶者暴力相談支援センター	50	52.0	4.0	10.0	38.0
男女共同参画支援センター	12	41.7	0.0	16.7	41.7
福祉事務所	30	50.0	10.0	3.3	50.0
子ども家庭支援センター	5	40.0	20.0	20.0	40.0
生活困窮者自立支援窓口	18	33.3	5.6	11.1	55.6

⑨18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「ある」(68.0%)、「ない」(28.9%)となっています。

Q16 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことはありますか。(ひとつ選択)



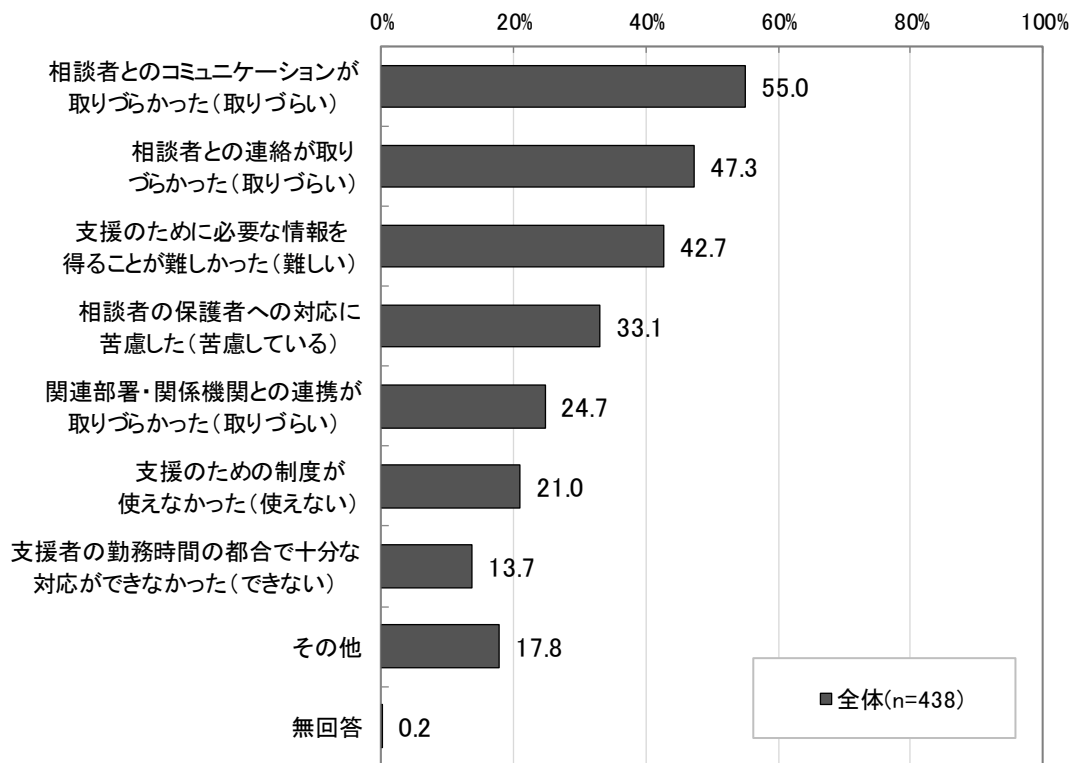
【相談機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	644	68.0	28.9	3.1
婦人相談所	46	89.1	8.7	2.2
児童相談所	49	61.2	32.7	6.1
配偶者暴力相談支援センター	119	76.5	21.0	2.5
男女共同参画支援センター	84	63.1	32.1	4.8
福祉事務所	191	66.0	32.5	1.6
子ども家庭支援センター	19	63.2	36.8	0.0
生活困窮者自立支援窓口	170	65.3	31.8	2.9

⑩18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)」(55.0%)が最も多く、「相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)」(47.3%)、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)」(42.7%)と続きます。

Q17 Q16で「ある」と回答した方に伺います。18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことについて、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



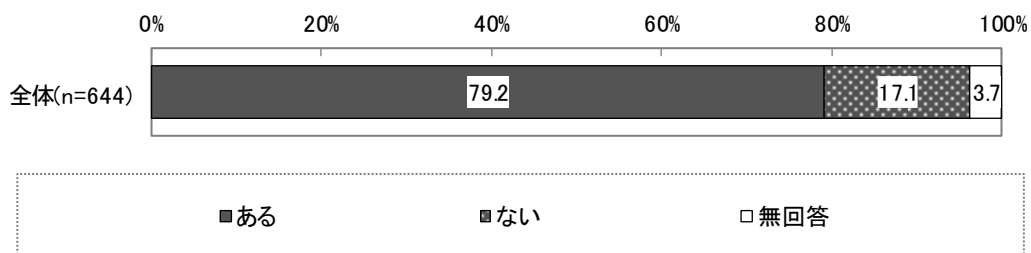
【相談機関別】

	調査数	相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)	相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)	相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)	支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)	支援のための制度が使えなかった(使えない)	支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった(できない)	関連部署・関係機関との連携が取りづらかった(取りづらい)	その他	無回答
全体	438	55.0	47.3	33.1	42.7	21.0	13.7	24.7	17.8	0.2
婦人相談所	41	63.4	17.1	39.0	31.7	31.7	9.8	29.3	19.5	2.4
児童相談所	30	46.7	50.0	50.0	56.7	20.0	13.3	36.7	26.7	0.0
配偶者暴力相談支援センター	91	62.6	40.7	33.0	33.0	27.5	15.4	23.1	14.3	0.0
男女共同参画支援センター	53	43.4	28.3	5.7	43.4	17.0	18.9	18.9	28.3	0.0
福祉事務所	126	55.6	50.0	27.0	43.7	20.6	8.7	22.2	19.0	0.0
子ども家庭支援センター	12	75.0	50.0	66.7	41.7	33.3	8.3	16.7	33.3	0.0
生活困窮者自立支援窓口	111	54.1	63.1	41.4	50.5	14.4	15.3	27.0	11.7	0.0



⑪18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うこと「ある」(79.2%)、「ない」(17.1%)となっています。

Q18 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うことがありますか。(ひとつ選択)



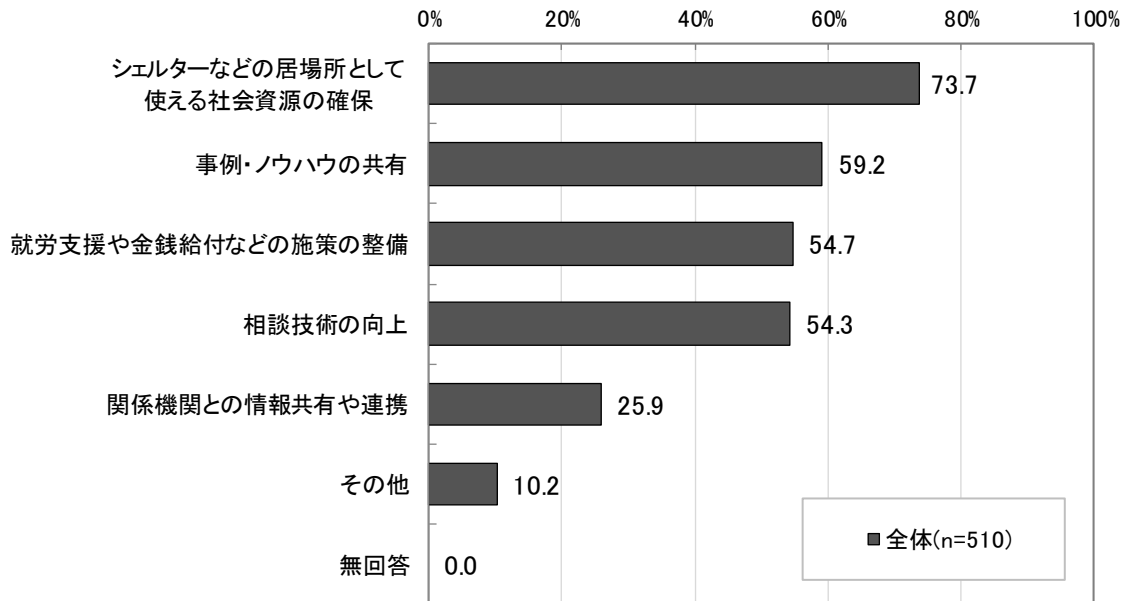
【相談機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	644	79.2	17.1	3.7
婦人相談所	46	89.1	10.9	0.0
児童相談所	49	75.5	18.4	6.1
配偶者暴力相談支援センター	119	88.2	10.1	1.7
男女共同参画支援センター	84	81.0	16.7	2.4
福祉事務所	191	75.4	20.9	3.7
子ども家庭支援センター	19	63.2	26.3	10.5
生活困窮者自立支援窓口	170	78.2	17.6	4.1

⑫18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)こと

「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」(73.7%)が最も多く、「事例・ノウハウの共有」(59.2%)、「就労支援や金銭給付などの施策の整備」(54.7%)と続きます。

Q19 Q18で「ある」と回答した方に伺います。18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)ことについて教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

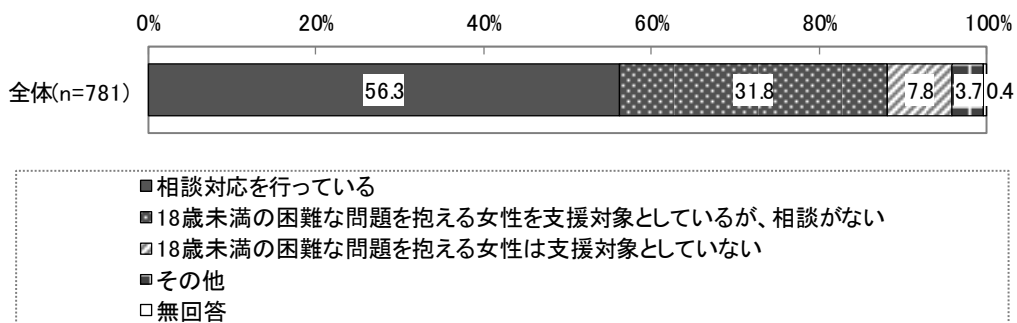
	調査数	関係機関との情報共有や連携	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体	510	25.9	59.2	54.3	73.7	54.7	10.2	0.0
婦人相談所	41	36.6	56.1	61.0	75.6	80.5	17.1	0.0
児童相談所	37	21.6	62.2	54.1	83.8	59.5	16.2	0.0
配偶者暴力相談支援センター	105	25.7	61.0	63.8	77.1	60.0	16.2	0.0
男女共同参画支援センター	68	20.6	54.4	45.6	67.6	48.5	14.7	0.0
福祉事務所	144	25.7	60.4	52.8	74.3	50.0	10.4	0.0
子ども家庭支援センター	12	25.0	58.3	66.7	91.7	50.0	16.7	0.0
生活困窮者自立支援窓口	133	27.8	60.9	53.4	69.9	54.1	3.0	0.0

(3) - 2 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援

⑬18歳未満の困難な問題を抱える女性からの相談への対応

「相談対応を行っている」(56.3%)が最も多く、「18歳未満の困難な問題を抱える女性を支援対象としているが、相談がない」(31.8%)、「18歳未満の困難な問題を抱える女性は支援対象としていない」(7.8%)と続きます。

Q20 18歳未満の困難な問題を抱える女性からの相談への対応を行っていますか。(ひとつ選択)



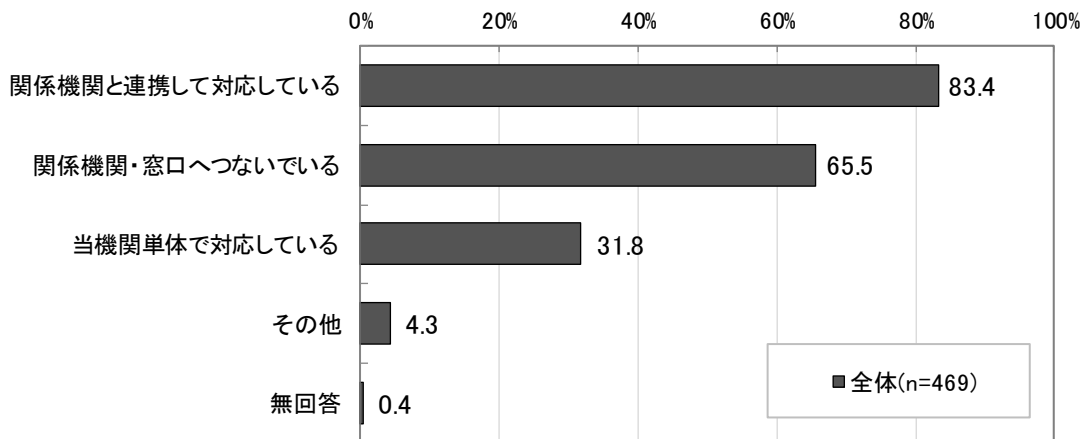
【相談機関別】

	調査数	相談対応を行っている	18歳未満の困難な問題を抱える女性を支援対象としているが、相談がない	18歳未満の困難な問題を抱える女性は支援対象としていない	その他	無回答
全体	781	56.3	31.8	7.8	3.7	0.4
婦人相談所	47	68.1	12.8	8.5	10.6	0.0
児童相談所	119	97.5	0.8	0.8	0.8	0.0
配偶者暴力相談支援センター	124	51.6	32.3	10.5	5.6	0.0
男女共同参画支援センター	86	59.3	31.4	7.0	2.3	0.0
福祉事務所	216	43.1	40.7	11.1	4.2	0.9
子ども家庭支援センター	29	89.7	0.0	3.4	6.9	0.0
生活困窮者自立支援窓口	194	40.2	49.0	8.2	2.1	0.5

⑭18歳未満の困難な問題を抱える女性から相談があった場合の対応

「関係機関と連携して対応している」(83.4%)が最も多く、「関係機関・窓口へつないでいる」(65.5%)、「当機関単体で対応している」(31.8%)と続きます。

Q21 18歳未満の困難な問題を抱える女性から相談があった場合、どのような対応をしていますか。(あてはまるものすべて選択)



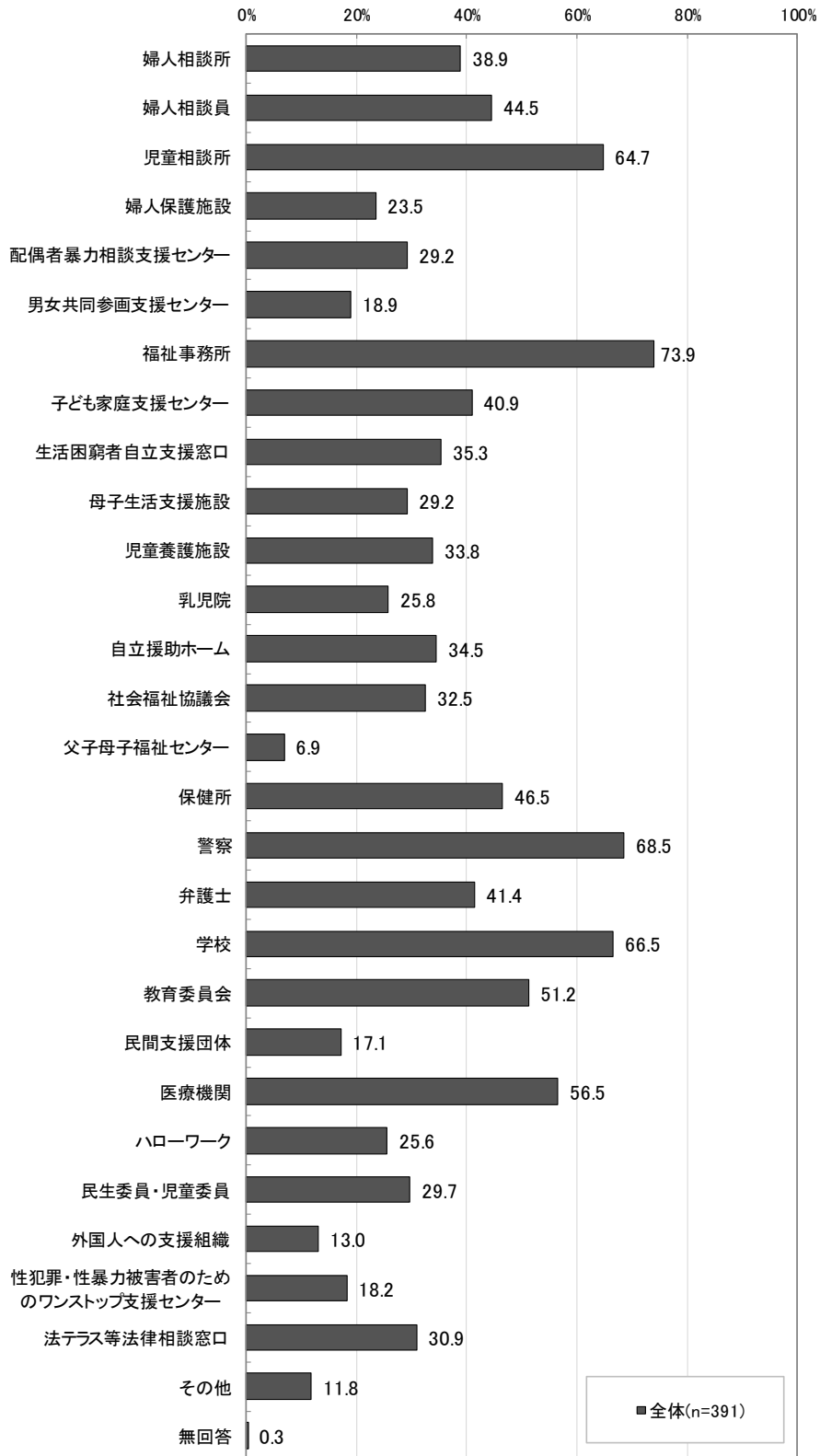
【相談機関別】

	調査数	当機関単体で対応している	関係機関と連携して対応している	関係機関・窓口へつないでいる	その他	無回答
全体	469	31.8	83.4	65.5	4.3	0.4
婦人相談所	37	37.8	78.4	78.4	5.4	0.0
児童相談所	117	48.7	96.6	53.0	6.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	71	39.4	74.6	71.8	9.9	0.0
男女共同参画支援センター	53	35.8	47.2	71.7	7.5	1.9
福祉事務所	102	14.7	85.3	72.5	0.0	0.0
子ども家庭支援センター	28	35.7	96.4	57.1	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	82	15.9	87.8	67.1	2.4	0.0

⑮連携している関係機関

「福祉事務所」(73.9%)が最も多く、「警察」(68.5%)、「学校」(66.5%)と続きます。

Q22 Q21 で「関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。連携している関係機関を教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	391	38.9	44.5	64.7	23.5	29.2	18.9	73.9	40.9
婦人相談所	29	31.0	62.1	100.0	44.8	58.6	27.6	86.2	31.0
児童相談所	113	52.2	44.2	33.6	34.5	38.1	15.9	81.4	51.3
配偶者暴力相談支援センター	53	47.2	50.9	81.1	24.5	41.5	22.6	77.4	35.8
男女共同参画支援センター	25	36.0	36.0	28.0	8.0	12.0	12.0	44.0	48.0
福祉事務所	87	43.7	43.7	86.2	28.7	28.7	20.7	65.5	34.5
子ども家庭支援センター	27	22.2	74.1	100.0	7.4	22.2	22.2	88.9	37.0
生活困窮者自立支援窓口	72	22.2	30.6	68.1	8.3	13.9	16.7	73.6	41.7

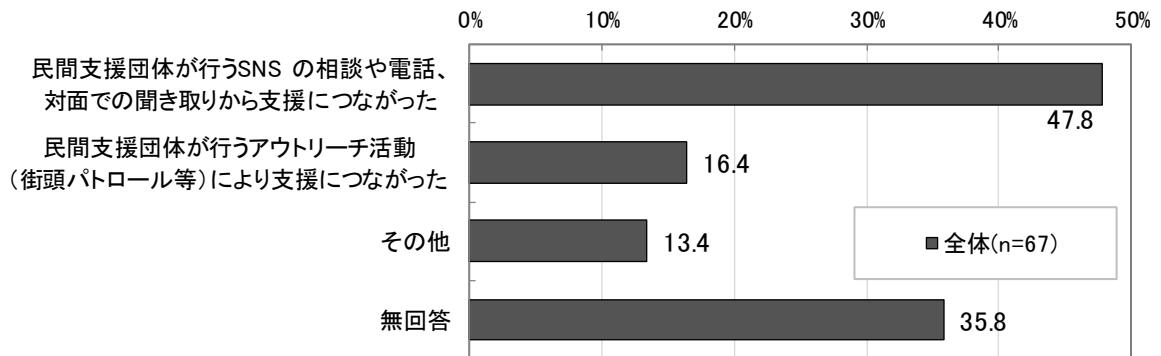
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
35.3	29.2	33.8	25.8	34.5	32.5	6.9	46.5	68.5	41.4	66.5
34.5	37.9	17.2	13.8	24.1	27.6	0.0	34.5	86.2	58.6	48.3
33.6	38.1	77.0	60.2	85.0	31.0	8.8	60.2	90.3	68.1	87.6
41.5	22.6	17.0	11.3	15.1	28.3	7.5	37.7	75.5	49.1	54.7
28.0	8.0	4.0	0.0	0.0	4.0	0.0	16.0	32.0	28.0	20.0
39.1	40.2	26.4	17.2	18.4	32.2	8.0	43.7	59.8	25.3	70.1
44.4	22.2	18.5	22.2	22.2	40.7	3.7	85.2	92.6	14.8	92.6
29.2	16.7	8.3	6.9	9.7	47.2	6.9	34.7	37.5	25.0	50.0

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	無回答
51.2	17.1	56.5	25.6	29.7	13.0	18.2	30.9	11.8	0.3
34.5	17.2	65.5	34.5	6.9	20.7	55.2	48.3	3.4	0.0
61.9	27.4	78.8	36.3	36.3	16.8	27.4	28.3	15.0	0.0
41.5	28.3	47.2	18.9	20.8	22.6	32.1	35.8	20.8	0.0
28.0	16.0	8.0	8.0	0.0	4.0	8.0	16.0	12.0	4.0
59.8	6.9	49.4	16.1	28.7	9.2	5.7	33.3	9.2	0.0
74.1	14.8	70.4	14.8	59.3	11.1	3.7	25.9	3.7	0.0
40.3	8.3	38.9	33.3	31.9	6.9	4.2	30.6	8.3	0.0

⑩民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケース

「民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった」(47.8%)が最も多く、「民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)により支援につながった」(16.4%)と続きます。

Q23 Q22で「民間支援団体」と回答した方に伺います。民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケースがあれば、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



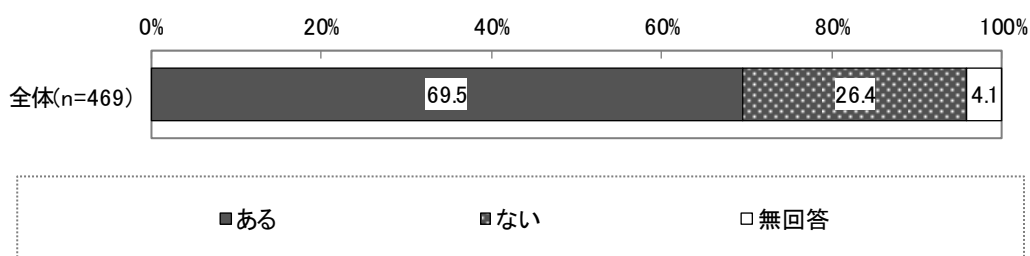
【相談機関別】

	調査数	民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった	民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)により支援につながった	その他	無回答
全体	67	47.8	16.4	13.4	35.8
婦人相談所	5	0.0	0.0	0.0	100.0
児童相談所	31	45.2	16.1	12.9	32.3
配偶者暴力相談支援センター	15	46.7	13.3	6.7	46.7
男女共同参画支援センター	4	0.0	0.0	0.0	100.0
福祉事務所	6	83.3	16.7	16.7	0.0
子ども家庭支援センター	4	50.0	25.0	50.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	6	50.0	16.7	0.0	50.0

⑰18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「ある」(69.5%)、「ない」(26.4%)となっています。

Q24 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことはありますか。(ひとつ選択)



【相談機関別】

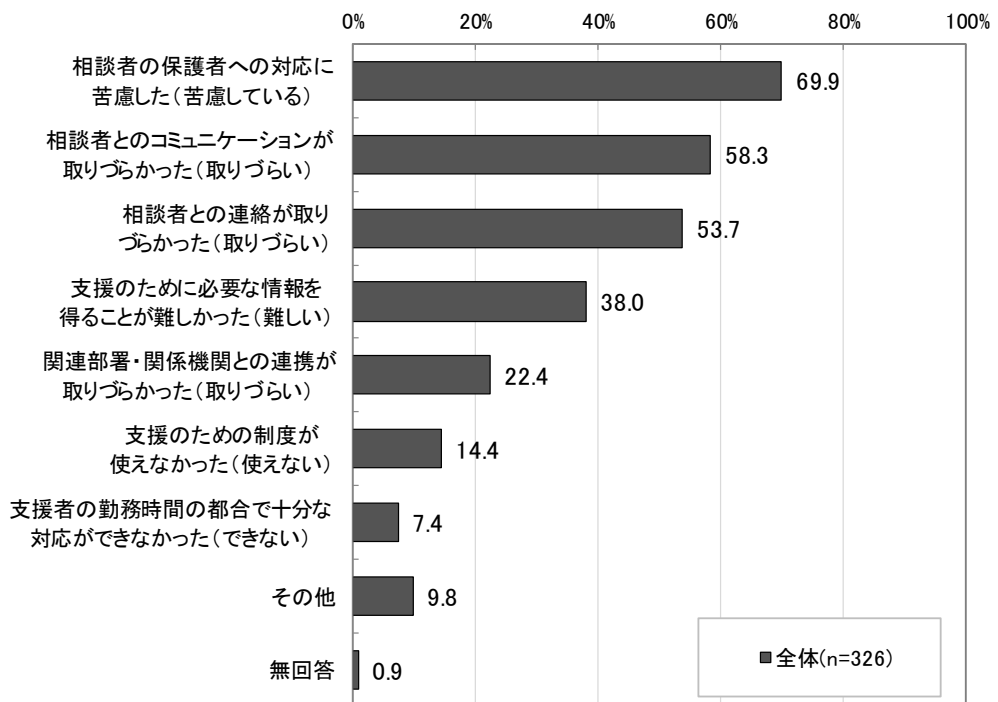
	調査数	ある	ない	無回答
全体	469	69.5	26.4	4.1
婦人相談所	37	75.7	16.2	8.1
児童相談所	117	86.3	12.0	1.7
配偶者暴力相談支援センター	71	62.0	33.8	4.2
男女共同参画支援センター	53	35.8	56.6	7.5
福祉事務所	102	66.7	32.4	1.0
子ども家庭支援センター	28	85.7	7.1	7.1
生活困窮者自立支援窓口	82	64.6	30.5	4.9



⑮ 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)」(69.9%)が最も多く、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)」(58.3%)、「相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)」(53.7%)と続きます。

Q25 Q24で「ある」と回答した方に伺います。18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことについて、教えてください。(あてはまるものすべて選択)

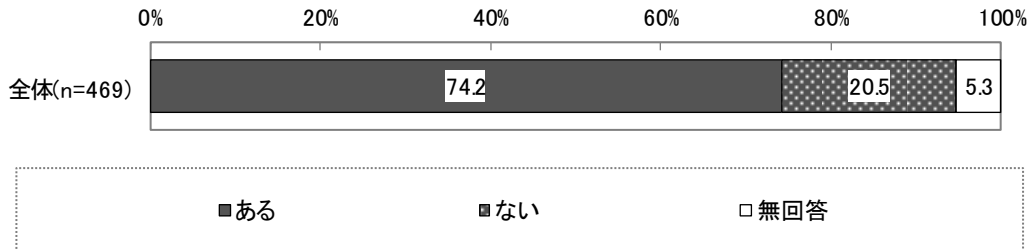


【相談機関別】

	調査数	相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)	相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)	相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)	支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)	支援のための制度が使えなかった(使えない)	支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった(できない)	関連部署・関係機関との連携が取りづらかった(取りづらい)	その他	無回答
全体	326	58.3	53.7	69.9	38.0	14.4	7.4	22.4	9.8	0.9
婦人相談所	28	50.0	21.4	53.6	21.4	25.0	10.7	35.7	10.7	0.0
児童相談所	101	61.4	53.5	92.1	26.7	17.8	7.9	25.7	9.9	1.0
配偶者暴力相談支援センター	44	47.7	47.7	50.0	34.1	11.4	15.9	20.5	11.4	0.0
男女共同参画支援センター	19	42.1	31.6	5.3	47.4	0.0	10.5	21.1	26.3	0.0
福祉事務所	68	60.3	58.8	63.2	47.1	14.7	1.5	19.1	10.3	1.5
子ども家庭支援センター	24	70.8	79.2	87.5	45.8	12.5	0.0	12.5	4.2	4.2
生活困窮者自立支援窓口	53	62.3	64.2	71.7	50.9	9.4	7.5	20.8	7.5	0.0

⑱18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うこと「ある」(74.2%)、「ない」(20.5%)となっています。

Q26 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うことがありますか。(ひとつ選択)



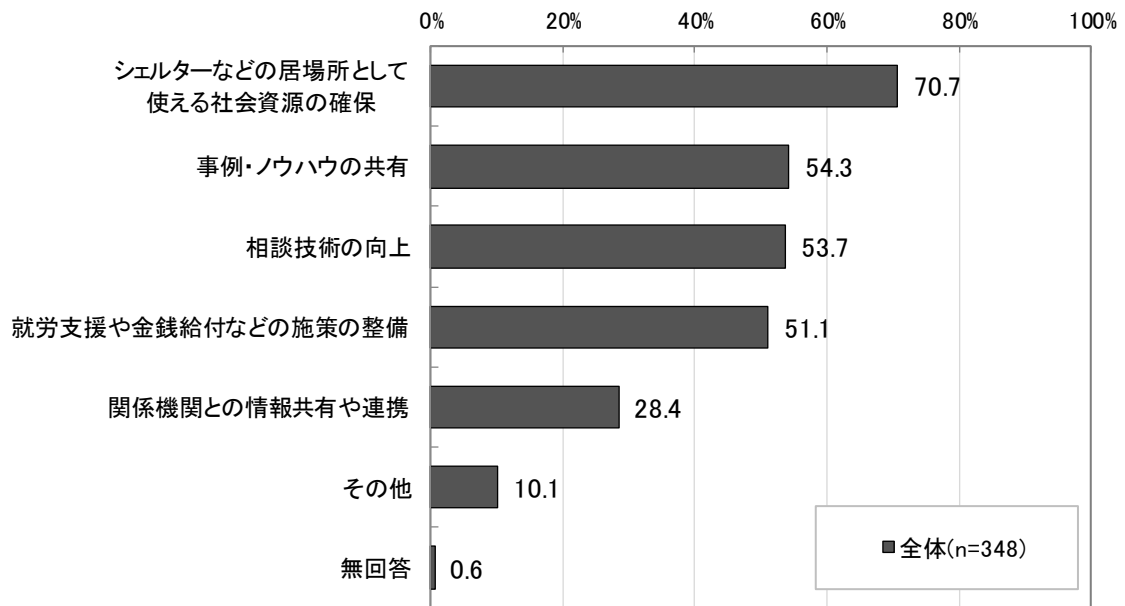
【相談機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	469	74.2	20.5	5.3
婦人相談所	37	73.0	18.9	8.1
児童相談所	117	82.1	14.5	3.4
配偶者暴力相談支援センター	71	74.6	21.1	4.2
男女共同参画支援センター	53	58.5	34.0	7.5
福祉事務所	102	68.6	25.5	5.9
子ども家庭支援センター	28	75.0	21.4	3.6
生活困窮者自立支援窓口	82	74.4	19.5	6.1

⑳18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)こと

「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」(70.7%)が最も多く、「事例・ノウハウの共有」(54.3%)、「相談技術の向上」(53.7%)と続きます。

Q27 Q26で「ある」と回答した方に伺います。18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)ことについて教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	関係機関との情報共有や連携	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体	348	28.4	54.3	53.7	70.7	51.1	10.1	0.6
婦人相談所	27	40.7	59.3	51.9	70.4	70.4	11.1	0.0
児童相談所	96	21.9	38.5	46.9	70.8	54.2	11.5	0.0
配偶者暴力相談支援センター	53	26.4	66.0	64.2	83.0	58.5	15.1	0.0
男女共同参画支援センター	31	22.6	45.2	54.8	58.1	32.3	12.9	0.0
福祉事務所	70	30.0	61.4	52.9	64.3	54.3	10.0	1.4
子ども家庭支援センター	21	28.6	76.2	81.0	90.5	57.1	4.8	0.0
生活困窮者自立支援窓口	61	31.1	54.1	44.3	65.6	39.3	6.6	3.3

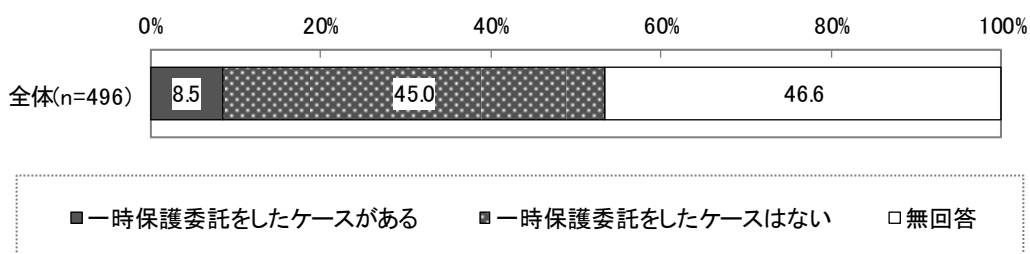
## (4) 居場所の提供・自立支援

### (4)－1 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援

#### ① 婦人相談所において、18歳以上の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケース

「一時保護委託をしたケースがある」(8.5%)、「一時保護委託をしたケースはない」(45.0%)となっています。

Q28 婦人相談所において、18歳以上の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケースはありますか。(ひとつ選択)



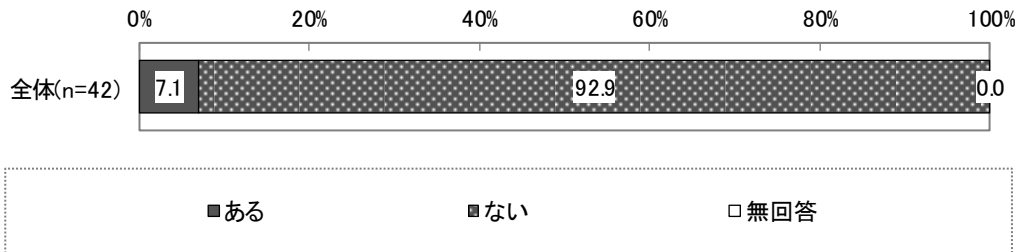
#### 【相談機関別】

	調査数	一時保護委託をしたケースがある	一時保護委託をしたケースはない	無回答
全体	496	8.5	45.0	46.6
婦人相談所	37	35.1	64.9	0.0
児童相談所	99	1.0	29.3	69.7
配偶者暴力相談支援センター	49	22.4	44.9	32.7
男女共同参画支援センター	10	20.0	40.0	40.0
福祉事務所	128	10.2	48.4	41.4
子ども家庭支援センター	17	5.9	52.9	41.2
生活困窮者自立支援窓口	182	4.4	48.9	46.7

②他の都道府県の民間支援団体に委託したケース

「ある」(7.1%)、「ない」(92.9%)となっています。

Q29 Q28 で「一時保護委託をしたケースがある」と回答した方に伺います。他の都道府県の民間支援団体に委託したケースはありますか。(ひとつ選択)



【相談機関別】

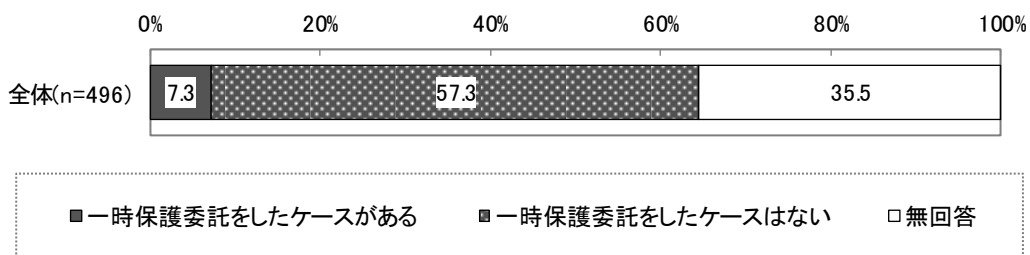
	調査数	ある	ない	無回答
全体	42	7.1	92.9	0.0
婦人相談所	13	7.7	92.3	0.0
児童相談所	1	100.0	0.0	0.0
配偶者暴力相談支援センター	11	9.1	90.9	0.0
男女共同参画支援センター	2	0.0	100.0	0.0
福祉事務所	13	0.0	100.0	0.0
子ども家庭支援センター	1	0.0	100.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	8	25.0	75.0	0.0

(4)－2 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援

③児童相談所及び婦人相談所において、18歳未満の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケース

「一時保護委託をしたケースがある」(7.3%)、「一時保護委託をしたケースはない」(57.3%)となっています。

Q30 児童相談所及び婦人相談所において、18歳未満の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケースはありますか。(それぞれひとつ選択)



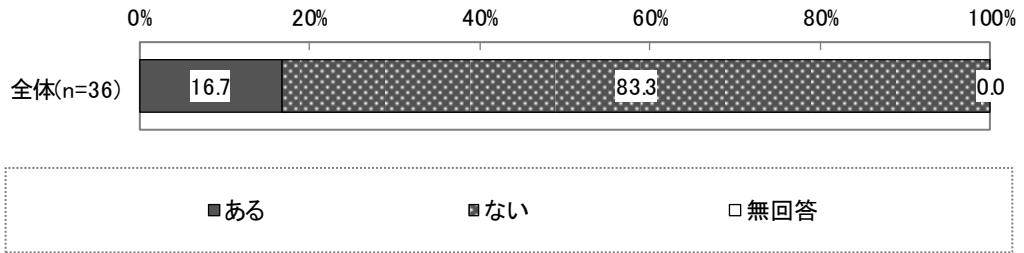
【相談機関別】

	調査数	一時保護委託をしたケースがある	一時保護委託をしたケースはない	無回答
全体	496	7.3	57.3	35.5
婦人相談所	37	5.4	94.6	0.0
児童相談所	99	27.3	71.7	1.0
配偶者暴力相談支援センター	49	2.0	61.2	36.7
男女共同参画支援センター	10	0.0	60.0	40.0
福祉事務所	128	2.3	53.9	43.8
子ども家庭支援センター	17	0.0	52.9	47.1
生活困窮者自立支援窓口	182	1.6	47.8	50.5

④他の都道府県の民間支援団体に委託したケース

「ある」(16.7%)、「ない」(83.3%)となっています。

Q31 Q30 で「一時保護委託をしたケースがある」と回答した方に伺います。他の都道府県の民間支援団体に委託したケースはありますか。(それぞれひとつ選択)



【相談機関別】

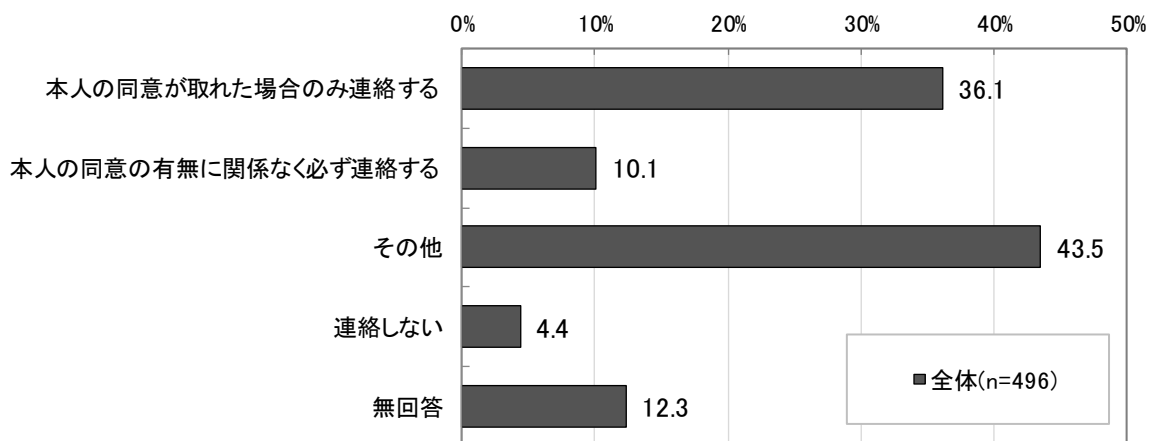
	調査数	ある	ない	無回答
全体	36	16.7	83.3	0.0
婦人相談所	2	0.0	100.0	0.0
児童相談所	27	22.2	77.8	0.0
配偶者暴力相談支援センター	1	0.0	100.0	0.0
男女共同参画支援センター	0	0.0	0.0	0.0
福祉事務所	3	0.0	100.0	0.0
子ども家庭支援センター	0	0.0	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	3	0.0	100.0	0.0

(4)－3 保護者への対応

⑤未成年の困難な問題を抱える女性から相談があった場合の、保護者への対応

「本人の同意が取れた場合のみ連絡する」(36.1%)が最も多く、「本人の同意の有無に関係なく必ず連絡する」(10.1%)と続きます。

Q32 未成年の困難な問題を抱える女性から相談があった場合の、保護者への対応について伺います。支援の開始や他機関との連携を行うにあたり、保護者への連絡はどのように対応していますか。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

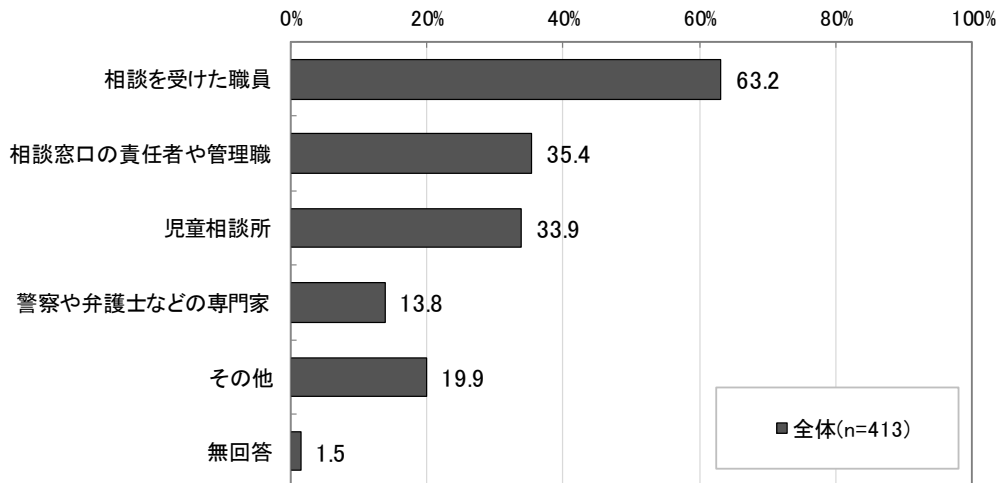
	調査数	本人の同意の有無に関係なく必ず連絡する	本人の同意が取れた場合のみ連絡する	その他	連絡しない	無回答
全体	496	10.1	36.1	43.5	4.4	12.3
婦人相談所	37	2.7	32.4	54.1	21.6	0.0
児童相談所	99	32.3	10.1	59.6	0.0	4.0
配偶者暴力相談支援センター	49	6.1	40.8	42.9	10.2	8.2
男女共同参画支援センター	10	0.0	10.0	30.0	30.0	30.0
福祉事務所	128	3.9	37.5	44.5	4.7	11.7
子ども家庭支援センター	17	17.6	58.8	23.5	0.0	17.6
生活困窮者自立支援窓口	182	3.8	47.8	33.5	3.8	18.1



⑥保護者への連絡を行う場合、誰が対応しているか

「相談を受けた職員」(63.2%)が最も多く、「相談窓口の責任者や管理職」(35.4%)、「児童相談所」(33.9%)と続きます。

Q33 Q32 で「1」「2」「3」のいずれかを回答した方に伺います。保護者への連絡を行う場合、誰が対応していますか。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

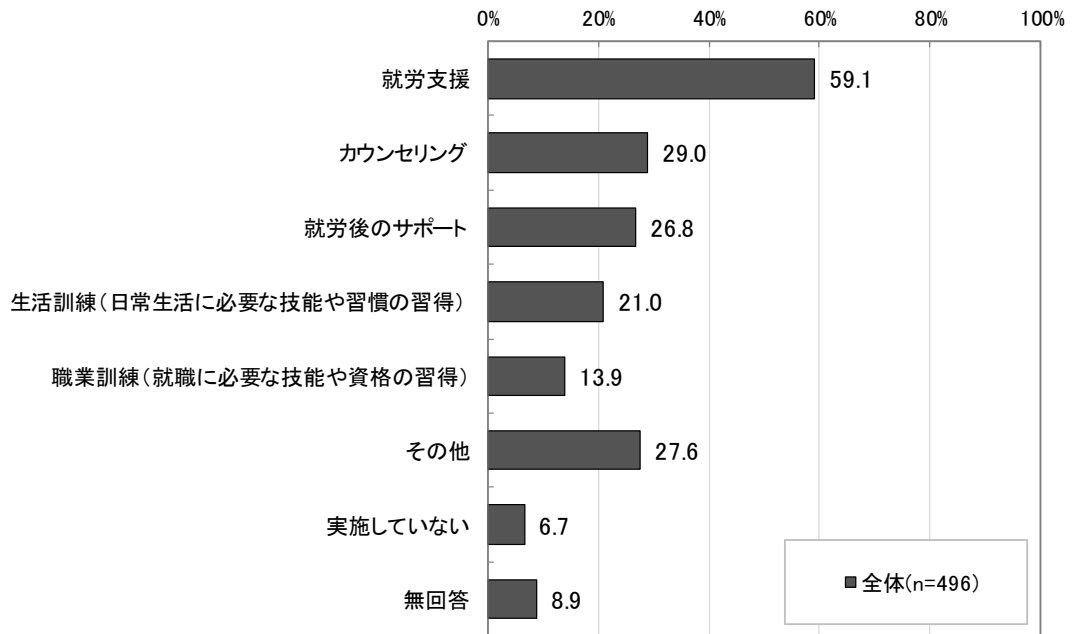
	調査数	相談を受けた職員	相談窓口の責任者や管理職	児童相談所	警察や弁護士などの専門家	その他	無回答
全体	413	63.2	35.4	33.9	13.8	19.9	1.5
婦人相談所	29	51.7	34.5	48.3	44.8	31.0	0.0
児童相談所	95	41.1	18.9	69.5	7.4	13.7	0.0
配偶者暴力相談支援センター	40	57.5	27.5	47.5	32.5	20.0	0.0
男女共同参画支援センター	4	75.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0
福祉事務所	107	68.2	39.3	22.4	10.3	22.4	2.8
子ども家庭支援センター	14	85.7	50.0	28.6	28.6	7.1	0.0
生活困窮者自立支援窓口	142	73.2	40.8	14.1	9.9	21.8	2.1

(4)－4 実施している自立支援の内容

⑦ 困難な問題を抱える若年女性に対して、自立支援として実施している内容

「就労支援」(59.1%)が最も多く、「カウンセリング」(29.0%)、「就労後のサポート」(26.8%)と続きます。

Q34 困難な問題を抱える若年女性に対して、自立支援として実施している内容を教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

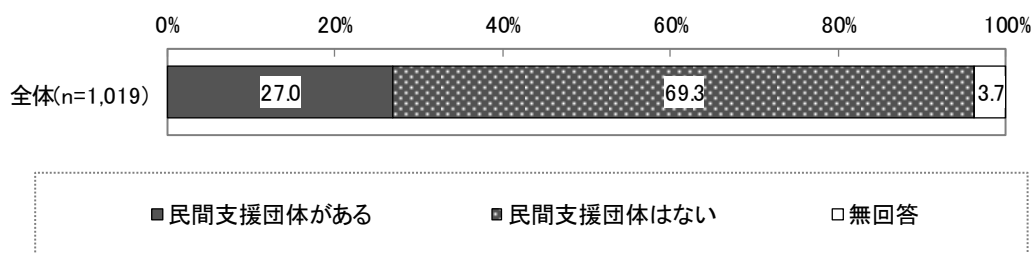
	調査数	カウンセリング	生活訓練(日常生活に必要な技能や習慣の習得)	職業訓練(就職に必要な技能や資格の習得)	就労支援	就労後のサポート	その他	実施していない	無回答
全体	496	29.0	21.0	13.9	59.1	26.8	27.6	6.7	8.9
婦人相談所	37	62.2	45.9	10.8	70.3	13.5	32.4	2.7	2.7
児童相談所	99	46.5	25.3	11.1	36.4	17.2	50.5	5.1	5.1
配偶者暴力相談支援センター	49	42.9	28.6	14.3	46.9	14.3	28.6	14.3	6.1
男女共同参画支援センター	10	60.0	20.0	10.0	50.0	20.0	20.0	10.0	0.0
福祉事務所	128	19.5	12.5	11.7	59.4	16.4	23.4	9.4	7.0
子ども家庭支援センター	17	23.5	0.0	0.0	23.5	5.9	29.4	17.6	17.6
生活困窮者自立支援窓口	182	19.2	23.1	19.8	81.3	47.3	14.8	2.2	13.2

### 4-1-3. 民間支援団体との連携について

①地域の中に、困難な問題を抱える若年女性に対する支援をしている民間支援団体はあるか

「民間支援団体がある」(27.0%)、「民間支援団体はない」(69.3%)となっています。

Q35 地域の中に、困難な問題を抱える若年女性に対する支援をしている民間支援団体はありますか。(ひとつ選択)



#### 【相談機関別】

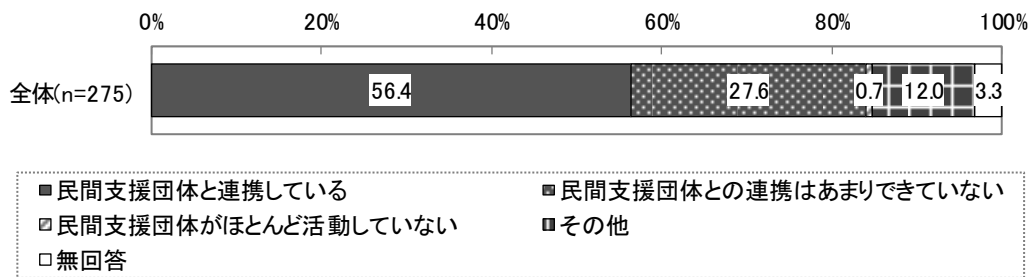
	調査数	民間支援団体がある	民間支援団体はない	無回答
全体	1,019	27.0	69.3	3.7
婦人相談所	48	60.4	35.4	4.2
児童相談所	140	40.7	55.0	4.3
配偶者暴力相談支援センター	136	44.1	52.2	3.7
男女共同参画支援センター	100	38.0	57.0	5.0
福祉事務所	333	16.2	79.6	4.2
子ども家庭支援センター	42	23.8	71.4	4.8
生活困窮者自立支援窓口	259	18.5	79.5	1.9

②行政と民間支援団体との連携状況について

「民間支援団体と連携している」(56.4%)が最も多く、「民間支援団体との連携はあまりできていない」(27.6%)、「民間支援団体がほとんど活動していない」(0.7%)と続きます。

連携先としては、NPO 法人や社会福祉法人等の回答があり、連携の具体的内容としては、シェルターの利用、一時保護委託、食料支援、就労支援等の回答がありました。

Q36 Q35 で「民間支援団体がある」と回答した方に伺います。行政と民間支援団体との連携状況について教えてください。連携している場合、連携先の民間支援団体名と、円滑に連携が行われたケースがある場合、その具体的な内容を教えてください。(ひとつ選択)



【相談機関別】

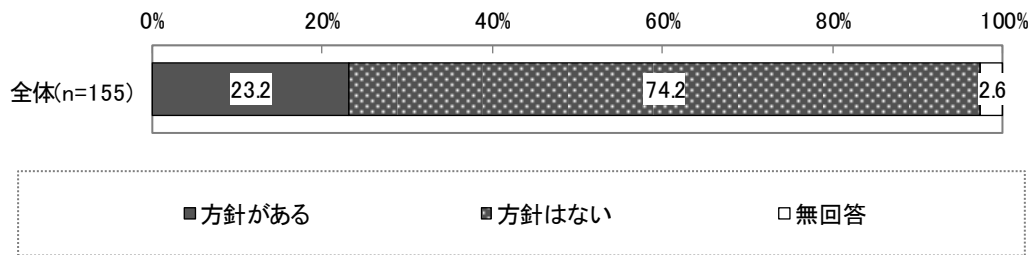
	調査数	民間支援団体と連携している	民間支援団体との連携はあまりできていない	民間支援団体がほとんど活動していない	その他	無回答
全体	275	56.4	27.6	0.7	12.0	3.3
婦人相談所	29	58.6	27.6	0.0	10.3	3.4
児童相談所	57	68.4	17.5	3.5	10.5	0.0
配偶者暴力相談支援センター	60	58.3	26.7	0.0	11.7	3.3
男女共同参画支援センター	38	36.8	42.1	0.0	21.1	0.0
福祉事務所	54	53.7	31.5	0.0	7.4	7.4
子ども家庭支援センター	10	70.0	20.0	0.0	10.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	48	56.3	22.9	0.0	12.5	8.3

③民間支援団体との連携に関して、支援方法・内容などの方針(取り決めやマニュアルなど)の有無

「方針がある」(23.2%)、「方針はない」(74.2%)となっています。

方針の具体的な内容としては、一時保護や実務に関する取り決めなどの回答がありました。

Q37 Q36 で「民間支援団体と連携している」と回答した方に伺います。民間支援団体との連携に関して、貴機関として、支援方法・内容などの方針(取り決めやマニュアルなど)はありますか。方針がある場合、その具体的な内容を教えてください。(ひとつ選択)



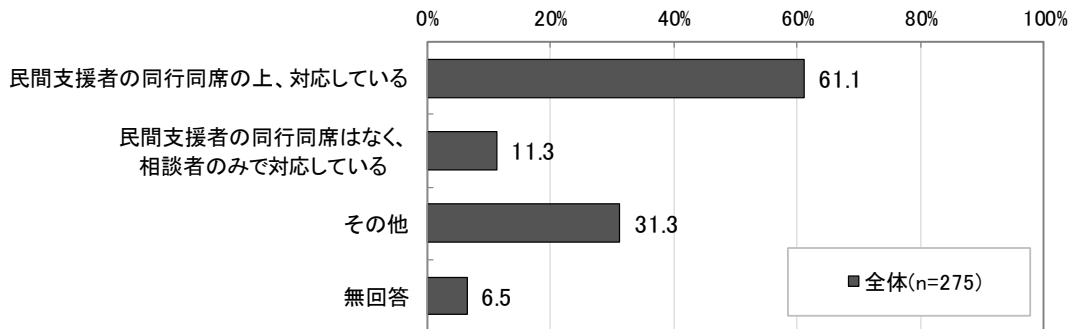
【相談機関別】

	調査数	方針がある	方針はない	無回答
全体	155	23.2	74.2	2.6
婦人相談所	17	47.1	52.9	0.0
児童相談所	39	30.8	66.7	2.6
配偶者暴力相談支援センター	35	25.7	74.3	0.0
男女共同参画支援センター	14	14.3	85.7	0.0
福祉事務所	29	17.2	79.3	3.4
子ども家庭支援センター	7	14.3	85.7	0.0
生活困窮者自立支援窓口	27	18.5	74.1	7.4

④民間支援者の同行同席を相談者が希望している場合の対応

「民間支援者の同行同席の上、対応している」(61.1%)が最も多く、「民間支援者の同行同席はなく、相談者のみで対応している」(11.3%)と続きます。

Q38 民間支援団体を通して行政相談につながる場合、民間支援者の同行同席を相談者が希望している場合の対応について、どのようにされていますか。(あてはまるものすべて選択)



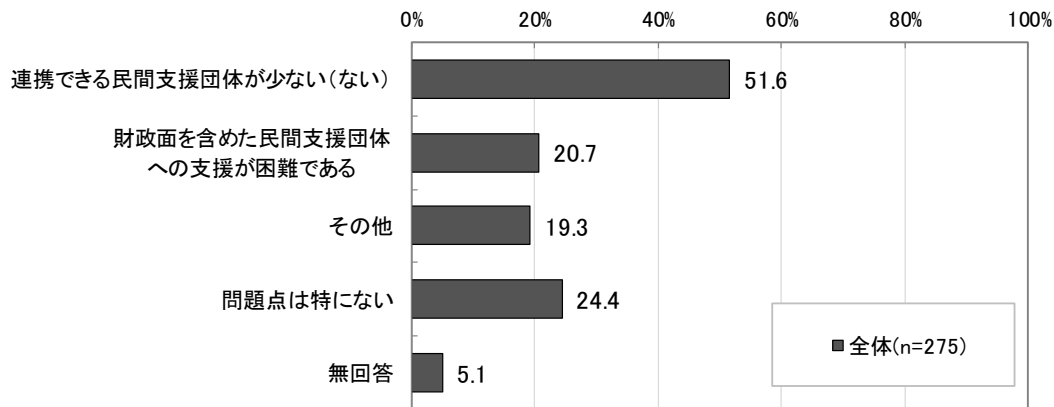
【相談機関別】

	調査数	民間支援者の同行同席の上、対応している	民間支援者の同行同席はなく、相談者のみで対応している	その他	無回答
全体	275	61.1	11.3	31.3	6.5
婦人相談所	29	51.7	20.7	31.0	6.9
児童相談所	57	61.4	8.8	36.8	3.5
配偶者暴力相談支援センター	60	53.3	15.0	33.3	10.0
男女共同参画支援センター	38	36.8	10.5	50.0	7.9
福祉事務所	54	74.1	7.4	20.4	5.6
子ども家庭支援センター	10	60.0	20.0	30.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	48	72.9	8.3	22.9	6.3

⑤民間支援団体と連携体制を築く際の問題点

「連携できる民間支援団体が少ない(ない)」(51.6%)が最も多く、「問題点は特にない」(24.4%)、「財政面を含めた民間支援団体への支援が困難である」(20.7%)と続きます。

Q39 民間支援団体と連携体制を築く際の問題点などがあれば教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

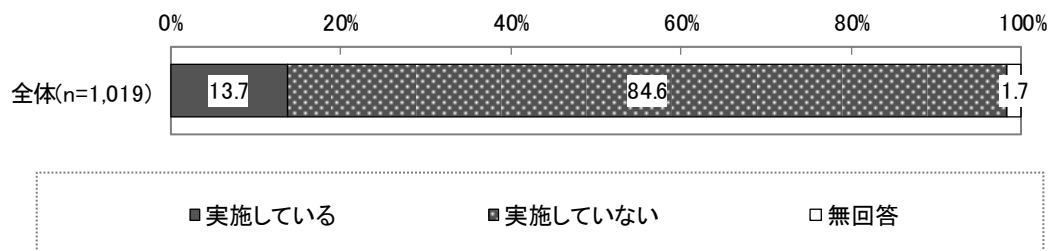
	調査数	連携できる民間支援団体が少ない(ない)	財政面を含めた民間支援団体への支援が困難である	その他	問題点は特にない	無回答
全体	275	51.6	20.7	19.3	24.4	5.1
婦人相談所	29	65.5	27.6	13.8	6.9	0.0
児童相談所	57	57.9	10.5	22.8	21.1	5.3
配偶者暴力相談支援センター	60	56.7	26.7	20.0	15.0	8.3
男女共同参画支援センター	38	47.4	31.6	21.1	26.3	5.3
福祉事務所	54	48.1	18.5	16.7	37.0	3.7
子ども家庭支援センター	10	60.0	30.0	50.0	10.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	48	41.7	16.7	18.8	29.2	4.2

## 4-1-4. 人材育成

### ① 困難な問題を抱える若年女性の支援者等に対して、研修の有無

「実施している」(13.7%)、「実施していない」(84.6%)となっています。

Q40 困難な問題を抱える若年女性の支援者等に対して、研修を実施していますか。(ひとつ選択)



### 【相談機関別】

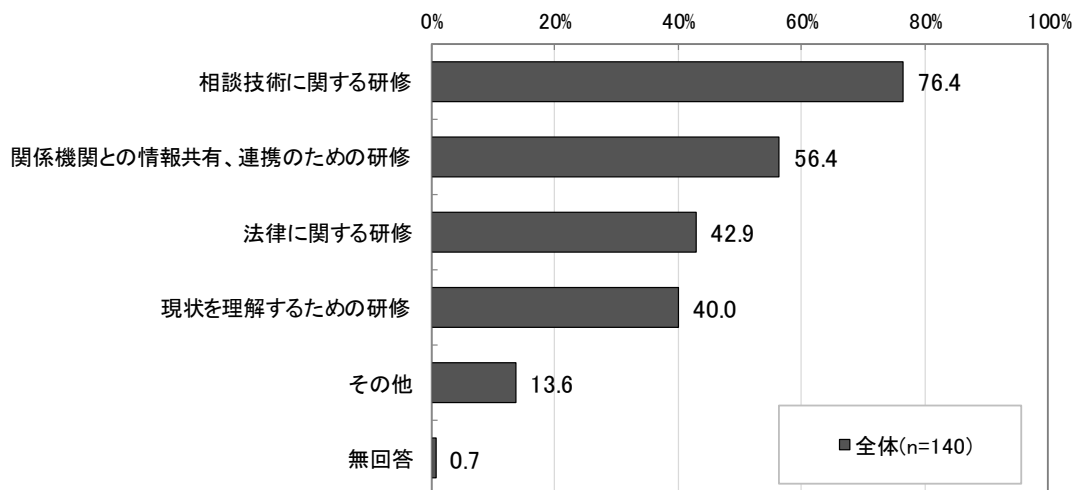
	調査数	実施している	実施していない	無回答
全体	1,019	13.7	84.6	1.7
婦人相談所	48	29.2	70.8	0.0
児童相談所	140	26.4	72.1	1.4
配偶者暴力相談支援センター	136	21.3	77.2	1.5
男女共同参画支援センター	100	18.0	80.0	2.0
福祉事務所	333	8.1	89.8	2.1
子ども家庭支援センター	42	11.9	88.1	0.0
生活困窮者自立支援窓口	259	7.7	90.7	1.5



## ②研修の内容

「相談技術に関する研修」(76.4%)が最も多く、「関係機関との情報共有、連携のための研修」(56.4%)、「法律に関する研修」(42.9%)と続きます。

Q41 Q40 で「実施している」と回答した方に伺います。Q40 で回答いただいた研修の内容を教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)



## 【相談機関別】

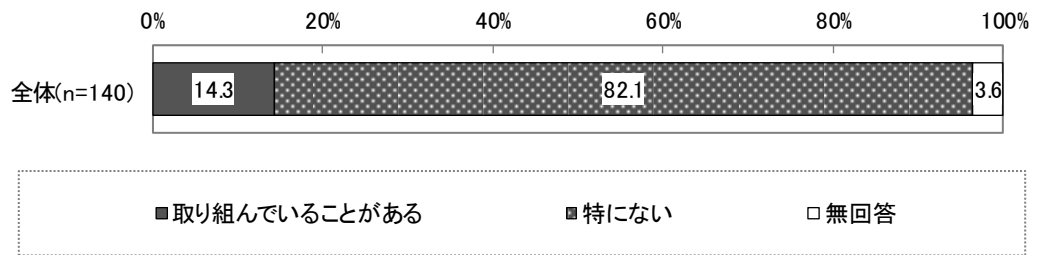
	調査数	相談技術に関する研修	法律に関する研修	現状を理解するための研修	関係機関との情報共有、連携のための研修	その他	無回答
全体	140	76.4	42.9	40.0	56.4	13.6	0.7
婦人相談所	14	85.7	64.3	64.3	78.6	7.1	0.0
児童相談所	37	78.4	56.8	32.4	62.2	18.9	0.0
配偶者暴力相談支援センター	29	65.5	51.7	58.6	58.6	10.3	0.0
男女共同参画支援センター	18	77.8	27.8	50.0	44.4	11.1	5.6
福祉事務所	27	74.1	37.0	29.6	63.0	14.8	0.0
子ども家庭支援センター	5	60.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	20	80.0	25.0	25.0	30.0	10.0	0.0

③ 困難な問題を抱える若年女性の支援者など専門的な人材の育成に関して、取り組んでいること。参考にした自治体や民間支援団体の事例

「取り組んでいることがある」(14.3%)、「特にない」(82.1%)となっています。

取り組んでいることとしては、研修の実施・受講や事例検討会の開催などの回答がありました。

Q42 困難な問題を抱える若年女性の支援者など専門的な人材の育成に関して、取り組んでいることがあれば教えてください。また、参考にした自治体や民間支援団体の事例があれば教えてください。(ひとつ選択)



【相談機関別】

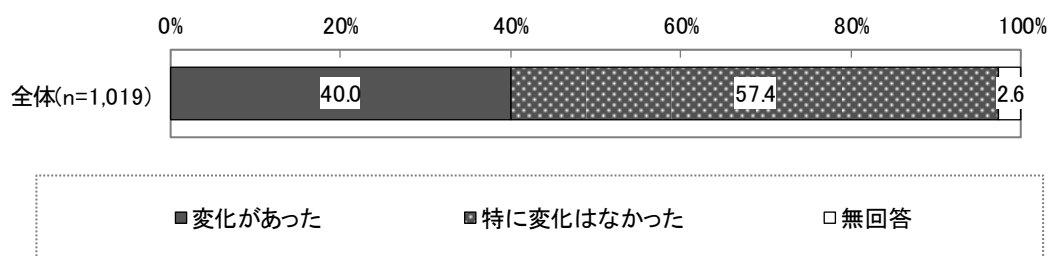
	調査数	取り組んでいることがある	特にない	無回答
全体	140	14.3	82.1	3.6
婦人相談所	14	21.4	78.6	0.0
児童相談所	37	13.5	81.1	5.4
配偶者暴力相談支援センター	29	10.3	86.2	3.4
男女共同参画支援センター	18	16.7	83.3	0.0
福祉事務所	27	7.4	85.2	7.4
子ども家庭支援センター	5	0.0	100.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	20	20.0	80.0	0.0

## 4-1-5. コロナ禍での対応

### ①緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域となった際の相談体制や対応の変化

「変化があった」(40.0%)、「特に変化はなかった」(57.4%)となっています。

Q43 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域となった際、相談体制や対応に変化はありましたか。(ひとつ選択)



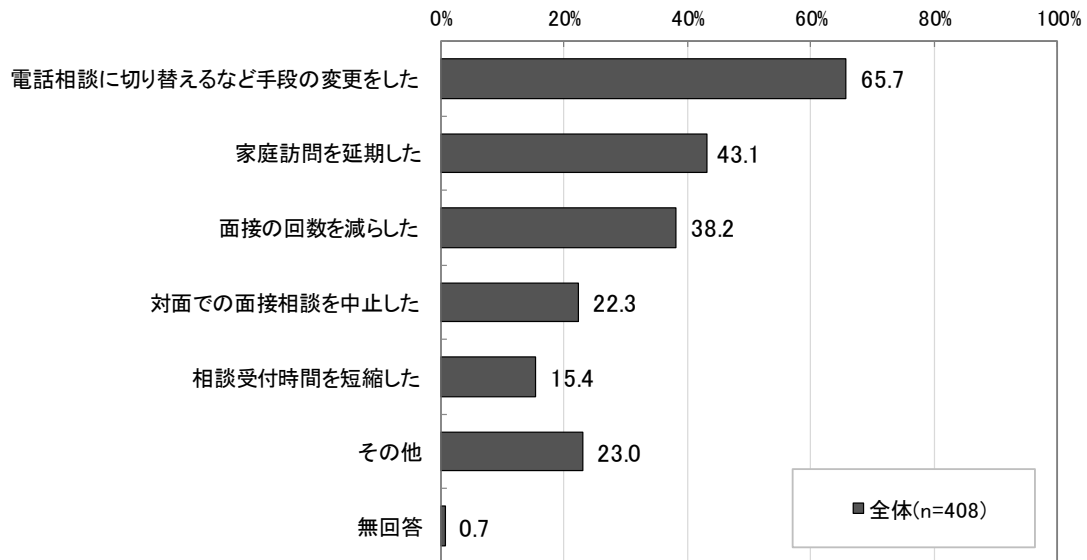
### 【相談機関別】

	調査数	変化があつた	特に変化はなかった	無回答
全体	1,019	40.0	57.4	2.6
婦人相談所	48	39.6	52.1	8.3
児童相談所	140	48.6	48.6	2.9
配偶者暴力相談支援センター	136	33.8	63.2	2.9
男女共同参画支援センター	100	64.0	33.0	3.0
福祉事務所	333	25.2	73.0	1.8
子ども家庭支援センター	42	50.0	50.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	259	47.1	51.0	1.9

## ②具体的な変化

「電話相談に切り替えるなど手段の変更をした」(65.7%)が最も多く、「家庭訪問を延期した」(43.1%)、「面接の回数を減らした」(38.2%)と続きます。

Q44 Q43 で「変化があった」と回答した方に伺います。どのような変化がありましたか。(あてはまるものすべて選択)



## 【相談機関別】

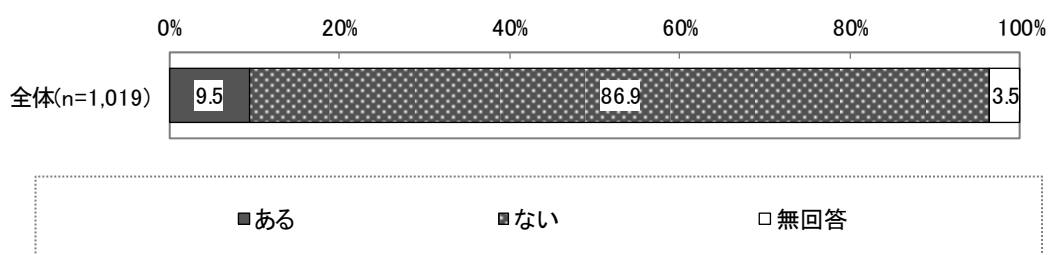
	調査数	対面での面接相談を中止した	電話相談に切り替えるなど手段の変更をした	相談受付時間を短縮した	家庭訪問を延期した	面接の回数を減らした	その他	無回答
全体	408	22.3	65.7	15.4	43.1	38.2	23.0	0.7
婦人相談所	19	21.1	52.6	5.3	10.5	15.8	47.4	0.0
児童相談所	68	32.4	64.7	10.3	86.8	64.7	19.1	0.0
配偶者暴力相談支援センター	46	19.6	54.3	10.9	10.9	17.4	41.3	2.2
男女共同参画支援センター	64	46.9	70.3	14.1	0.0	4.7	34.4	0.0
福祉事務所	84	15.5	78.6	15.5	50.0	41.7	10.7	0.0
子ども家庭支援センター	21	14.3	71.4	23.8	81.0	52.4	4.8	0.0
生活困窮者自立支援窓口	122	9.8	59.0	19.7	42.6	43.4	23.8	1.6

③新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、困難な問題を抱える若年女性において深まる孤独、孤立の支援対応

「ある」(9.5%)、「ない」(86.9%)となっています。

対応策としてすでに実施していることとしては、電話・メール・SNS による相談・連絡、食料や生理用品の配布などの回答がありました。

Q45 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、困難な問題を抱える若年女性において深まる孤独、孤立の支援対応について伺います。対応策としてすでに実施していることがありましたら教えてください。(ひとつ選択)



【相談機関別】

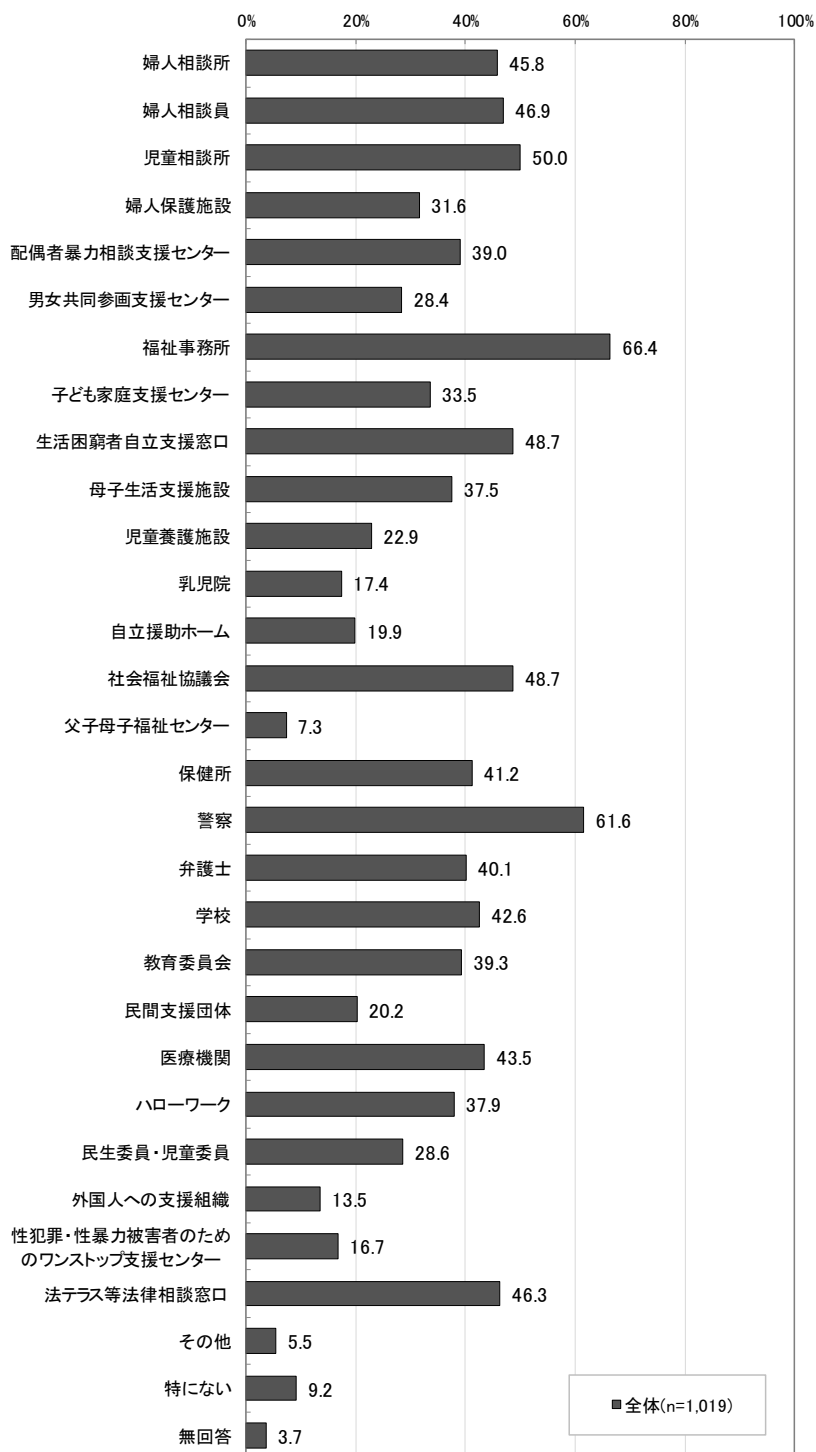
	調査数	ある	ない	無回答
全体	1,019	9.5	86.9	3.5
婦人相談所	48	8.3	89.6	2.1
児童相談所	140	7.1	88.6	4.3
配偶者暴力相談支援センター	136	10.3	88.2	1.5
男女共同参画支援センター	100	30.0	67.0	3.0
福祉事務所	333	2.7	92.8	4.5
子ども家庭支援センター	42	2.4	97.6	0.0
生活困窮者自立支援窓口	259	11.6	84.6	3.9

## 4-1-6. 若年女性支援に必要な社会資源

### ①若年女性支援において現在利用している社会資源

「福祉事務所」(66.4%)が最も多く、「警察」(61.6%)、「児童相談所」(50.0%)と続きます。

Q46 若年女性支援における社会資源について伺います。現在利用している社会資源について教えてください。(それぞれあてはまるものすべて選択)



【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	1,019	45.8	46.9	50.0	31.6	39.0	28.4	66.4	33.5
婦人相談所	48	54.2	<b>75.0</b>	<b>83.3</b>	<b>60.4</b>	<b>72.9</b>	<b>50.0</b>	<b>91.7</b>	25.0
児童相談所	140	<b>70.0</b>	<b>58.6</b>	<b>35.0</b>	<b>45.7</b>	<b>51.4</b>	28.6	<b>77.9</b>	41.4
配偶者暴力相談支援センター	136	<b>66.9</b>	<b>62.5</b>	<b>67.6</b>	40.4	<b>58.1</b>	38.2	<b>80.9</b>	<b>31.6</b>
男女共同参画支援センター	100	43.0	40.0	<b>31.0</b>	25.0	<b>57.0</b>	38.0	<b>55.0</b>	<b>49.0</b>
福祉事務所	333	47.7	43.5	56.2	35.7	35.7	23.7	<b>53.5</b>	25.8
子ども家庭支援センター	42	40.5	<b>78.6</b>	<b>88.1</b>	26.2	33.3	38.1	<b>81.0</b>	42.9
生活困窮者自立支援窓口	259	<b>21.2</b>	<b>31.3</b>	<b>39.8</b>	<b>12.7</b>	<b>17.8</b>	21.2	69.5	35.1

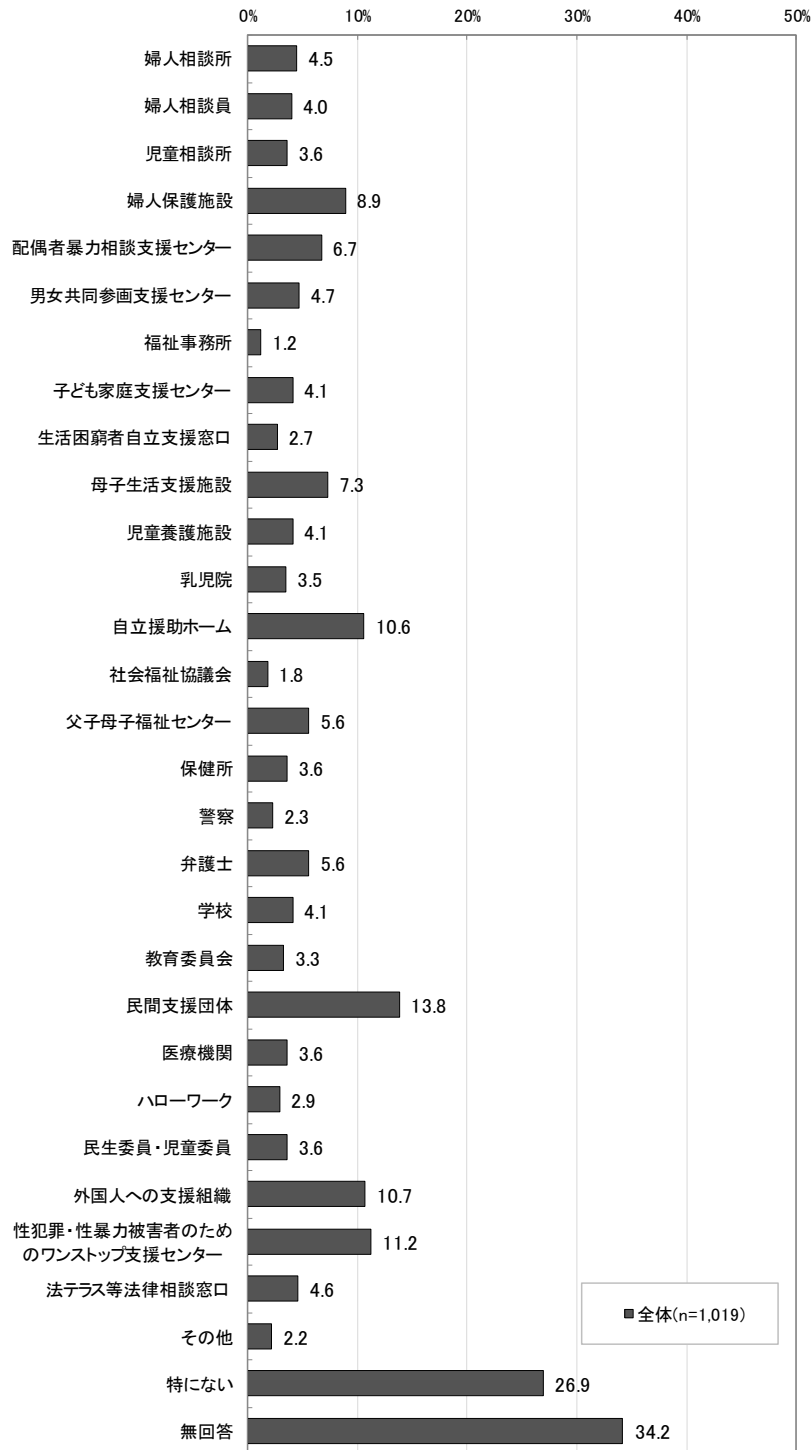
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
48.7	37.5	22.9	17.4	19.9	48.7	7.3	41.2	61.6	40.1	42.6
<b>60.4</b>	<b>83.3</b>	14.6	16.7	<b>39.6</b>	52.1	10.4	43.8	<b>93.8</b>	<b>77.1</b>	<b>54.2</b>
<b>31.4</b>	<b>57.9</b>	<b>73.6</b>	<b>57.1</b>	<b>85.0</b>	<b>36.4</b>	7.9	<b>55.7</b>	<b>85.7</b>	<b>70.0</b>	<b>76.4</b>
57.4	<b>47.8</b>	14.0	9.6	19.1	47.8	10.3	44.9	<b>82.4</b>	48.5	39.0
39.0	<b>21.0</b>	<b>7.0</b>	<b>7.0</b>	<b>3.0</b>	39.0	6.0	<b>24.0</b>	54.0	49.0	<b>23.0</b>
58.3	43.5	19.8	14.7	10.2	49.5	7.5	36.3	55.6	<b>29.1</b>	39.0
<b>64.3</b>	38.1	31.0	23.8	14.3	52.4	7.1	<b>66.7</b>	<b>83.3</b>	<b>23.8</b>	<b>69.0</b>
41.7	<b>15.4</b>	<b>8.5</b>	<b>5.0</b>	<b>3.9</b>	<b>60.2</b>	6.6	40.2	<b>40.9</b>	<b>29.0</b>	33.6

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
39.3	20.2	43.5	37.9	28.6	13.5	16.7	46.3	5.5	9.2	3.7
43.8	<b>37.5</b>	<b>75.0</b>	<b>60.4</b>	<b>6.3</b>	<b>33.3</b>	<b>62.5</b>	<b>77.1</b>	2.1	2.1	2.1
<b>55.7</b>	<b>31.4</b>	<b>72.9</b>	35.0	31.4	17.1	<b>29.3</b>	36.4	5.7	2.1	2.1
38.2	<b>30.9</b>	46.3	<b>27.9</b>	<b>16.9</b>	21.3	<b>34.6</b>	<b>58.8</b>	6.6	6.6	2.2
31.0	18.0	<b>20.0</b>	<b>22.0</b>	<b>10.0</b>	15.0	<b>34.0</b>	53.0	3.0	11.0	7.0
39.6	16.5	36.6	35.7	28.2	9.3	8.1	42.3	5.7	12.9	4.2
<b>64.3</b>	16.7	<b>64.3</b>	<b>16.7</b>	<b>50.0</b>	16.7	<b>4.8</b>	38.1	2.4	4.8	0.0
30.1	14.3	35.9	<b>55.6</b>	<b>39.8</b>	8.5	<b>2.3</b>	46.3	7.7	9.3	4.6

②若年女性支援において、利用したいが利用できていない社会資源について

「民間支援団体」(13.8%)が最も多く、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(11.2%)、「外国人への支援組織」(10.7%)と続きます。

Q46 若年女性支援における社会資源について伺います。利用したいが利用できていない社会資源について教えてください。(それぞれあてはまるものすべて選択)





【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	1,019	4.5	4.0	3.6	8.9	6.7	4.7	1.2	4.1
婦人相談所	48	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	2.1	2.1	4.2
児童相談所	140	3.6	2.9	1.4	2.9	4.3	3.6	2.1	3.6
配偶者暴力相談支援センター	136	1.5	0.7	2.9	11.8	0.0	2.9	1.5	4.4
男女共同参画支援センター	100	1.0	1.0	5.0	6.0	4.0	2.0	3.0	5.0
福祉事務所	333	3.0	3.6	2.7	7.5	5.4	4.2	0.6	3.0
子ども家庭支援センター	42	2.4	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0
生活困窮者自立支援窓口	259	10.4	9.3	7.3	13.9	14.7	8.5	0.4	5.8

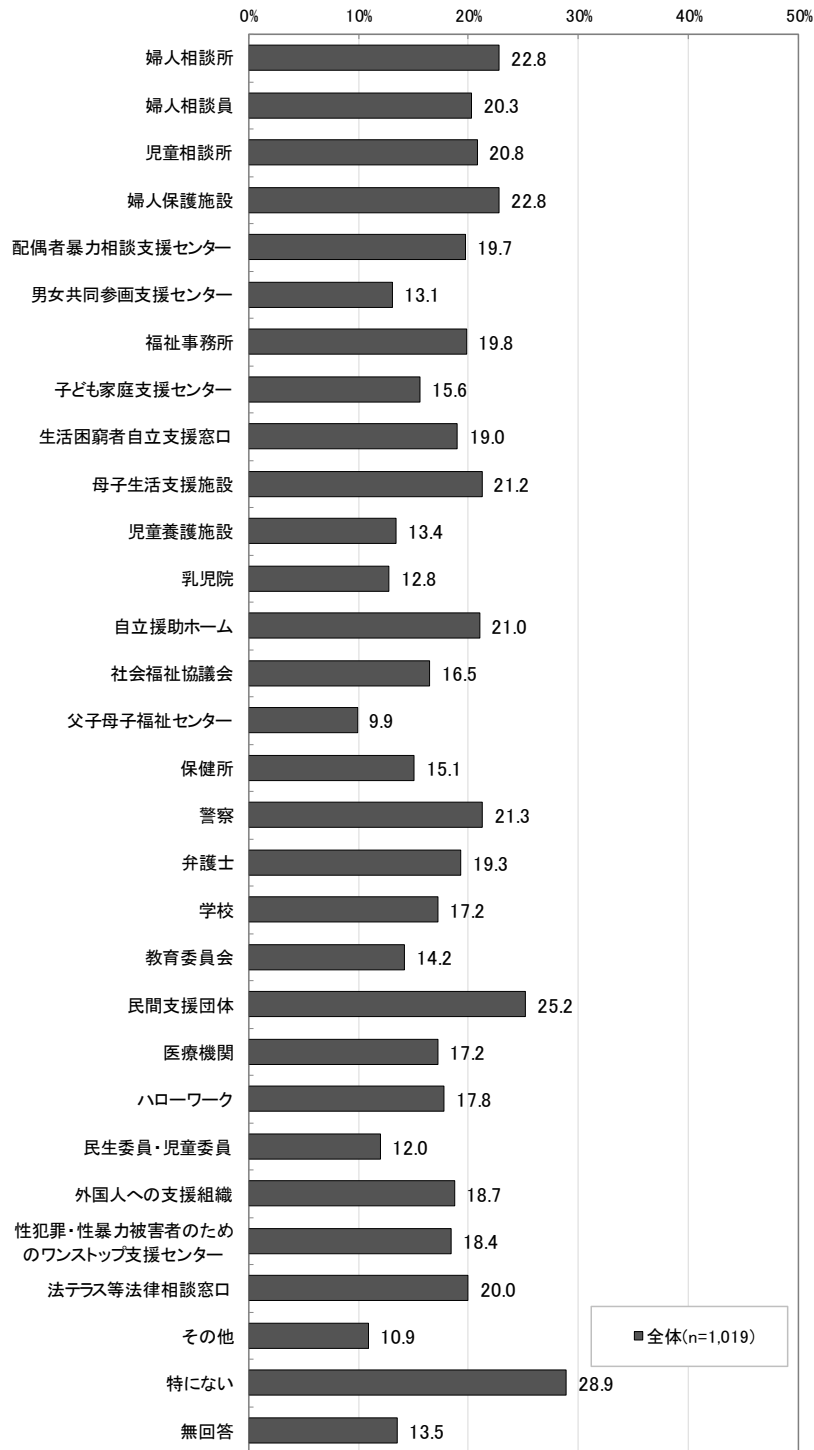
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
2.7	7.3	4.1	3.5	10.6	1.8	5.6	3.6	2.3	5.6	4.1
10.4	2.1	0.0	0.0	22.9	4.2	6.3	2.1	0.0	2.1	2.1
7.9	3.6	0.7	0.0	2.1	0.7	4.3	3.6	0.0	1.4	0.0
5.1	8.1	3.7	2.2	15.4	2.9	4.4	1.5	2.2	8.1	5.9
4.0	6.0	2.0	2.0	9.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	7.0
1.2	6.3	3.0	3.3	11.4	1.2	4.8	4.2	2.1	6.3	2.1
0.0	4.8	0.0	2.4	7.1	0.0	2.4	0.0	0.0	16.7	0.0
0.0	11.6	9.3	7.3	11.2	0.8	9.7	3.9	3.9	4.6	7.3

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特にない	無回答
3.3	13.8	3.6	2.9	3.6	10.7	11.2	4.6	2.2	26.9	34.2
2.1	22.9	2.1	0.0	6.3	8.3	2.1	0.0	0.0	18.8	25.0
0.0	8.6	1.4	2.1	2.9	5.7	7.9	5.7	0.7	24.3	43.6
2.9	20.6	6.6	6.6	4.4	9.6	8.8	3.7	2.2	22.1	30.1
5.0	14.0	10.0	4.0	4.0	8.0	8.0	3.0	4.0	27.0	35.0
1.2	11.1	3.9	2.4	2.1	9.0	10.2	5.7	2.4	31.8	32.7
0.0	19.0	0.0	4.8	0.0	14.3	11.9	9.5	0.0	23.8	42.9
7.3	13.5	1.9	1.5	4.6	16.2	17.8	2.7	2.7	23.9	33.2

③若年女性支援における、今後必要と考える社会資源とその具体的内容

「民間支援団体」(25.2%)が最も多く、「婦人相談所」、「婦人保護施設」(それぞれ 22.8%)と続きます。

Q47 若年女性支援における、今後必要と考える社会資源とその具体的内容について、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



## 【相談機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	1,019	22.8	20.3	20.8	22.8	19.7	13.1	19.8	15.6
婦人相談所	48	33.3	35.4	33.3	33.3	33.3	18.8	35.4	20.8
児童相談所	140	30.0	27.1	20.7	28.6	25.7	10.7	23.6	19.3
配偶者暴力相談支援センター	136	30.1	26.5	28.7	30.9	26.5	18.4	25.7	19.1
男女共同参画支援センター	100	23.0	19.0	20.0	26.0	27.0	19.0	24.0	21.0
福祉事務所	333	21.9	17.4	19.2	21.6	15.6	11.4	18.3	12.0
子ども家庭支援センター	42	11.9	16.7	16.7	19.0	9.5	4.8	11.9	9.5
生活困窮者自立支援窓口	259	17.8	16.2	18.1	14.7	16.6	12.4	14.7	14.7

生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
19.0	21.2	13.4	12.8	21.0	16.5	9.9	15.1	21.3	19.3	17.2
29.2	35.4	16.7	12.5	37.5	31.3	10.4	14.6	35.4	29.2	22.9
19.3	25.7	22.1	20.7	29.3	20.7	12.1	23.6	26.4	25.7	27.1
25.7	30.1	18.4	14.0	28.7	22.8	11.0	16.9	30.1	25.0	23.5
23.0	20.0	14.0	14.0	29.0	18.0	15.0	15.0	25.0	24.0	21.0
19.8	19.8	11.7	11.1	18.0	14.7	8.4	15.0	19.5	18.6	14.4
7.1	11.9	4.8	7.1	14.3	2.4	2.4	7.1	16.7	16.7	2.4
13.1	16.6	9.3	10.0	12.4	14.7	9.7	10.8	15.1	12.0	13.1

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
14.2	25.2	17.2	17.8	12.0	18.7	18.4	20.0	10.9	28.9	13.5
16.7	33.3	25.0	31.3	14.6	20.8	27.1	31.3	25.0	14.6	12.5
19.3	28.6	24.3	22.1	16.4	24.3	17.9	19.3	13.6	24.3	12.9
18.4	38.2	20.6	22.8	16.2	23.5	25.0	28.7	7.4	24.3	7.4
19.0	29.0	18.0	20.0	15.0	17.0	25.0	20.0	14.0	19.0	14.0
13.5	23.1	16.8	16.8	10.2	16.8	17.4	19.5	8.4	33.3	14.4
2.4	16.7	11.9	4.8	4.8	19.0	9.5	9.5	7.1	33.3	14.3
10.8	18.5	12.0	13.9	9.7	17.8	15.1	17.0	12.0	32.8	14.3

## 【具体的内容】

相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
婦人相談所	129(154)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(46)</li> <li>・DV 支援について(13)</li> <li>・連携について(10)</li> <li>・その他(36)</li> <li>・一時保護について(35)</li> <li>・自立支援について(9)</li> <li>・居場所について(5)</li> </ul>
婦人相談員	104(107)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(46)</li> <li>・DV 支援について(10)</li> <li>・相談員の質の向上について(5)</li> <li>・その他(27)</li> <li>・連携について(14)</li> <li>・自立支援について(5)</li> </ul>
児童相談所	118(142)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(31)</li> <li>・対象年齢:18 歳未満の支援、18 歳以上の場合への支援も必要等について(27)</li> <li>・DV 支援について(15)</li> <li>・自立支援について(9)</li> <li>・保護について(28)</li> <li>・連携について(12)</li> <li>・その他(20)</li> </ul>
婦人保護施設	134(140)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護について(37)</li> <li>・自立支援について(13)</li> <li>・DV 支援について(11)</li> <li>・受入基準・入所条件等の緩和について(9)</li> <li>・連携について(6)</li> <li>・居場所について(17)</li> <li>・避難場所について(13)</li> <li>・その他(34)</li> </ul>
配偶者暴力相談支援センター	108(112)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(41)</li> <li>・保護について(11)</li> <li>・連携について(13)</li> <li>・その他(47)</li> </ul>

相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
男女共同参画支援センター	69(70)	・相談について(32) ・連携について(14) ・周知・広報、情報提供、啓発について(7) ・その他(17)
福祉事務所	103(108)	・相談について(36) ・生活保護について(29) ・連携について(12) ・自立支援について(9) ・障害者支援について(4) ・その他(18)
子ども家庭支援センター	78(81)	・相談について(33) ・連携について(12) ・未成年や同伴児がいる場合の対応について(8) ・その他(28)
生活困窮者自立支援窓口	103(107)	・自立支援について(33) ・経済的支援について(16) ・相談について(12) ・就労支援について(11) ・連携について(9) ・その他(26)
母子生活支援施設	122(129)	・自立支援について(23) ・居場所について(20) ・保護について(13) ・DV支援について(13) ・生活支援について(7) ・避難場所について(6) ・その他(47)
児童養護施設	69(71)	・保護について(11) ・子の安全な居場所の確保について(10) ・連携について(8) ・自立支援について(7) ・18歳未満への支援について(2) ・その他(33)
乳児院	64(65)	・居場所・安全の確保について(11) ・保護について(9) ・養育支援について(6) ・連携について(6) ・その他(33)
自立支援ホーム	126(132)	・自立支援について(28) ・居場所について(26) ・施設の増設について(17) ・生活支援について(11) ・連携について(8) ・その他(42)
社会福祉協議会	80(84)	・資金貸付等経済的支援について(29) ・相談について(23) ・連携について(9) ・自立支援・生活支援について(8) ・フードバンク・食料支援について(3) ・地域について(3) ・その他(9)
母子・父子福祉センター	42(46)	・相談について(15) ・ひとり親支援について(14) ・連携について(5) ・その他(12)
保健所	76(78)	・相談について(18) ・精神的支援について(14) ・連携について(10) ・妊娠・出産について(8) ・精神疾患について(7) ・教育・指導について(6) ・その他(15)
警察	112(118)	・相談について(23) ・DV・暴力について(21) ・安全確保について(19) ・連携について(13) ・事件・犯罪について(11) ・その他(31)
弁護士	103(109)	・法律相談について(32) ・法的支援について(28) ・親・親権者との調整について(7) ・離婚について(6) ・借金・金銭トラブルについて(4) ・その他(32)
学校	99(101)	・相談について(24) ・連携について(16) ・情報共有について(7) ・転校・単位取得等手続き関連の支援について(6) ・見守りについて(6) ・学習支援について(5) ・支援対象者の発見について(5) ・その他(32)
教育委員会	70(70)	・相談について(17) ・連携について(16) ・転校手続き等就学支援について(8) ・情報共有について(3) ・その他(26)

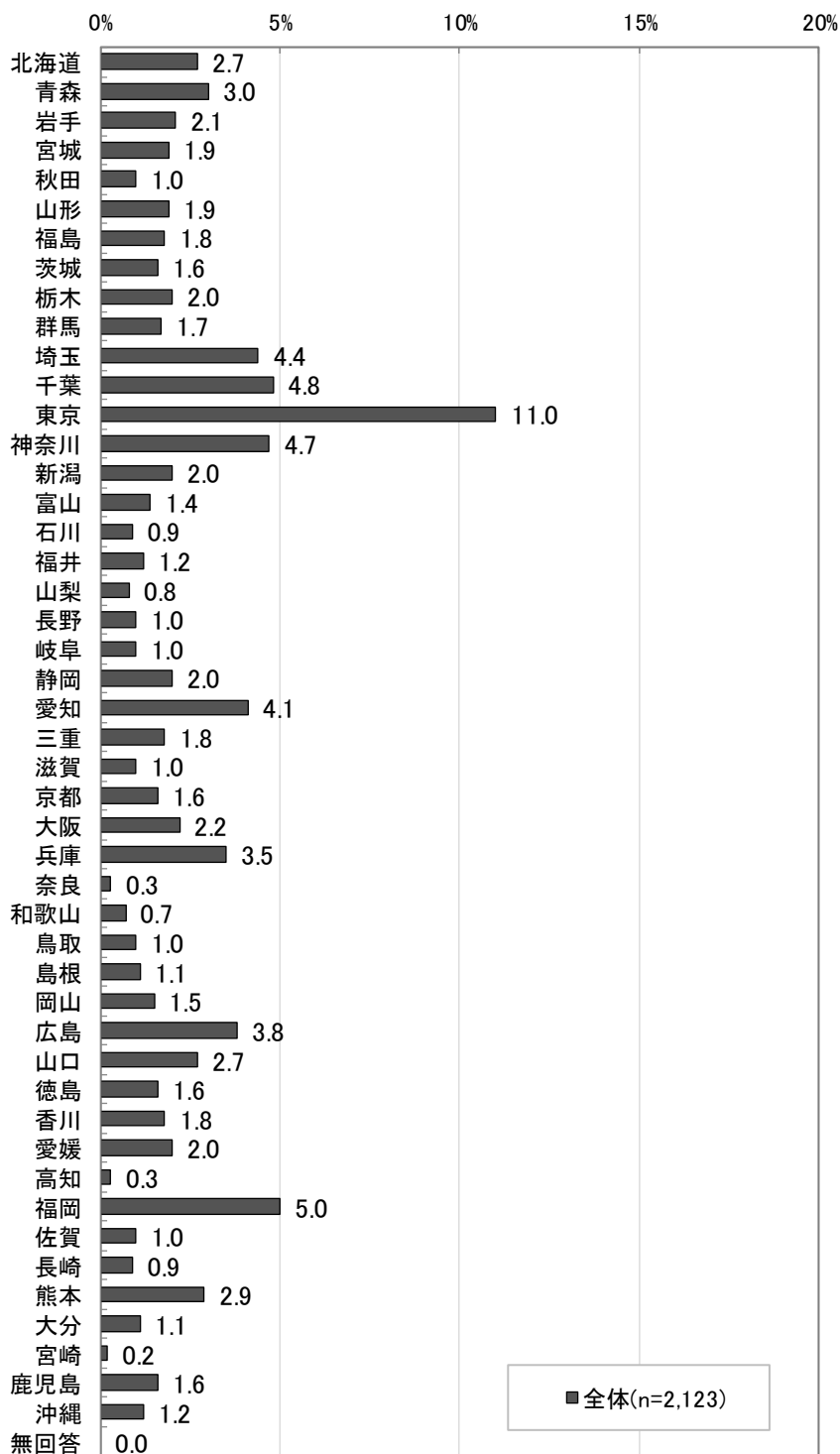
相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
民間支援団体	165(173)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所・シェルターについて(52)</li> <li>・相談について(25)</li> <li>・柔軟な対応について(11)</li> <li>・民間支援団体がない、少ないについて(9)</li> <li>・その他(43)</li> <li>・公的支援以外の対応について(22)</li> <li>・連携について(11)</li> </ul>
医療機関	85(94)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供(健康問題・病気への対応等)について(35)</li> <li>・精神的問題へのケアについて(19)</li> <li>・連携について(13)</li> <li>・その他(20)</li> <li>・DV、虐待、貧困発覚について(7)</li> </ul>
ハローワーク	100(103)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援・職業訓練について(78)</li> <li>・連携について(7)</li> <li>・その他(15)</li> <li>・資格取得について(3)</li> </ul>
民生委員・児童委員	63(65)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域(身近)での見守りについて(28)</li> <li>・連携について(13)</li> <li>・その他(14)</li> <li>・相談について(10)</li> </ul>
外国人への支援組織	107(107)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の壁・通訳について(47)</li> <li>・相談について(17)</li> <li>・残留資格について(4)</li> <li>・その他(31)</li> <li>・連携について(8)</li> </ul>
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	91(93)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力に関する専門的支援について(27)</li> <li>・相談について(27)</li> <li>・その他(24)</li> <li>・連携について(15)</li> </ul>
法テラス等法律相談窓口	101(105)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(42)</li> <li>・無料相談・金銭的負担減について(11)</li> <li>・連携について(7)</li> <li>・その他(16)</li> <li>・法的支援・法的対応について(29)</li> </ul>
その他	98(98)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所・シェルターについて(32)</li> <li>・連携について(11)</li> <li>・その他(45)</li> <li>・相談について(10)</li> </ul>

## 4-2. 相談員調査

### 4-2-1. ご自身について

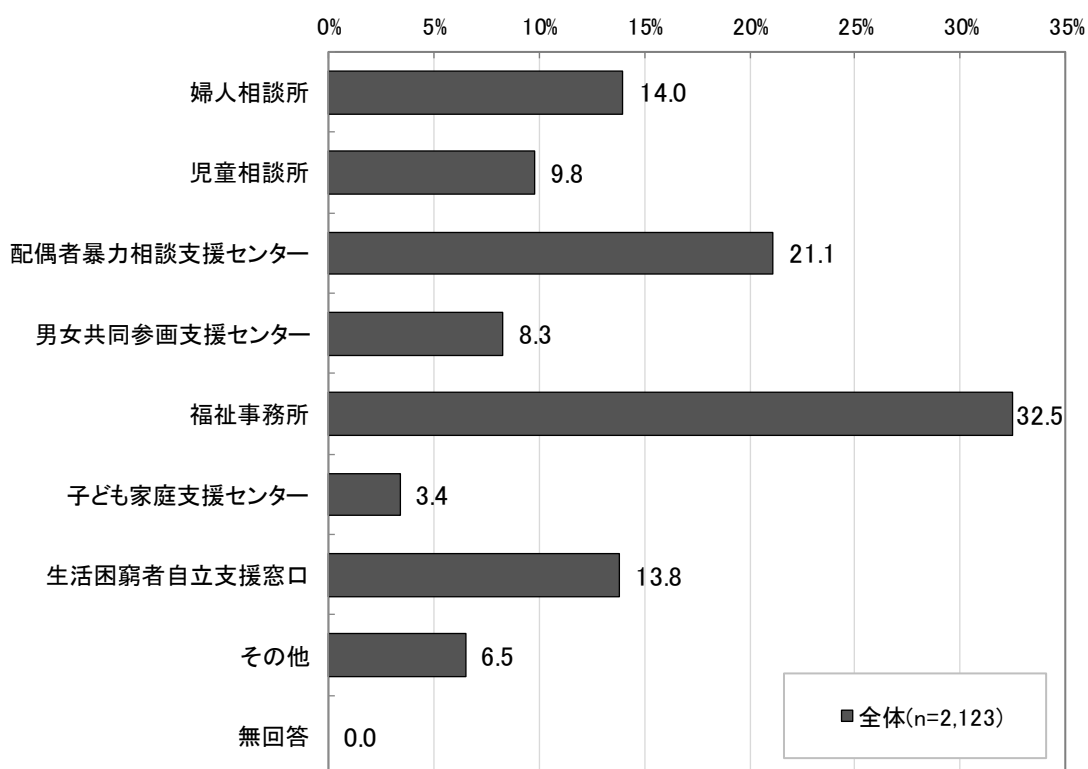
#### F1 所属機関の所在地

「東京都」(11.0%)が最も多く、「福岡県」(5.0%)、「千葉県」(4.8%)と続きます。



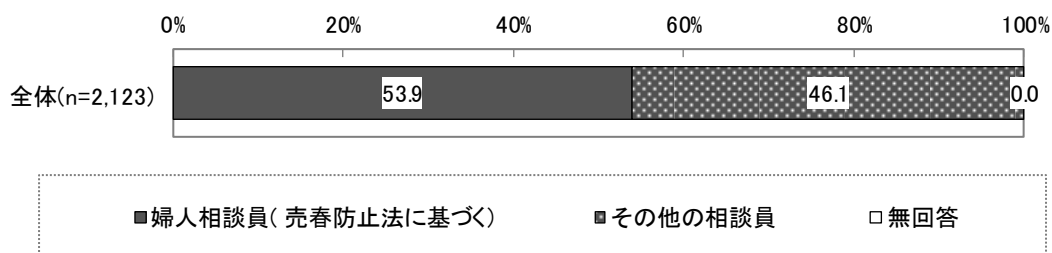
## F2 所属機関

「福祉事務所」(32.5%)が最も多く、「配偶者暴力相談支援センター」(21.1%)、「婦人相談所」(14.0%)と続きます。



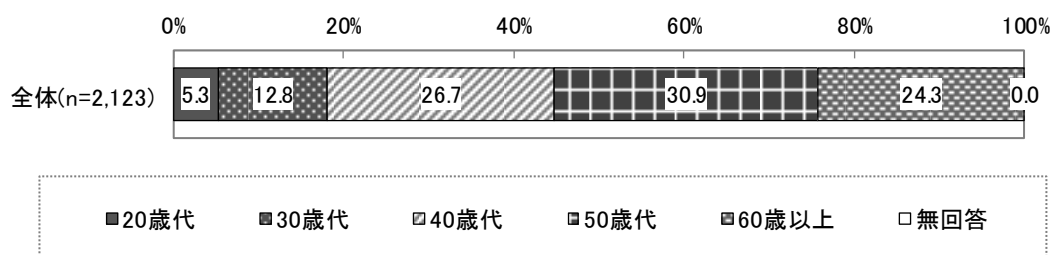
## F3 区分

「婦人相談員」(53.9%)、「その他の相談員」(46.1%)となっています。



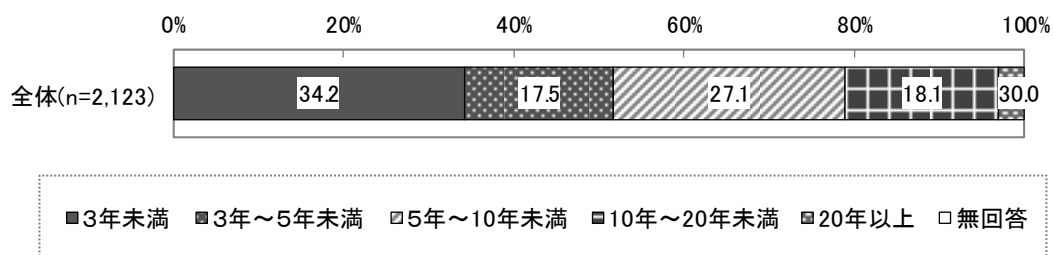
#### F4 年代

「50 歳代」(30.9%)が最も多く、「40 歳代」(26.7%)、「60 歳代」(24.3%)と続きます。



#### F5 婦人相談員・相談員としての勤務年数

「3年未満」(34.2%)が最も多く、「5年～10年未満」(27.1%)、「10年～20年未満」(18.1%)と続きます。



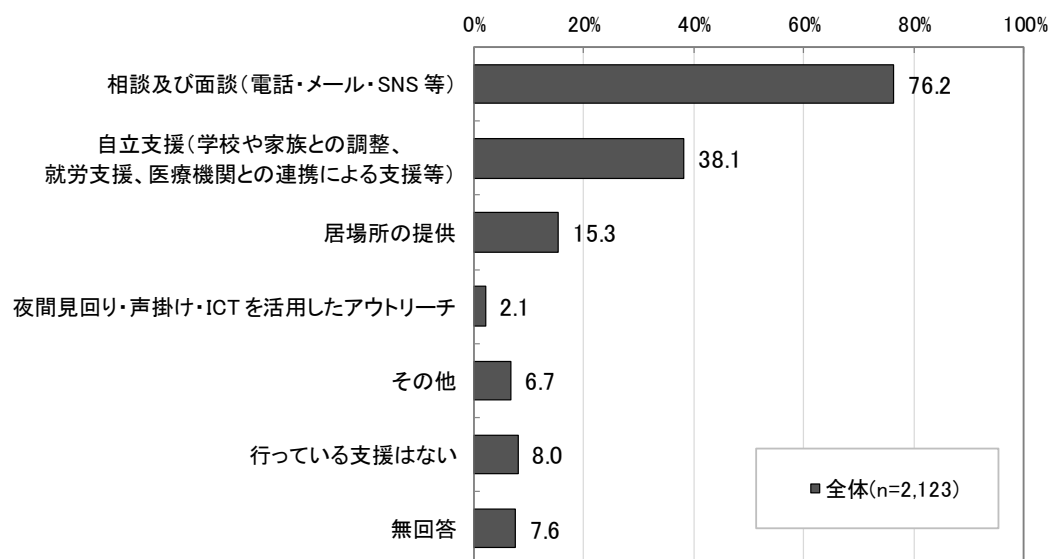


## 4-2-2. 支援対応の実態及び若年女性支援に必要な社会資源について

### ① 困難な問題を抱える若年女性に対しての支援

「相談及び面談(電話・メール・SNS等)」(76.2%)が最も多く、「自立支援(学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等)」(38.1%)、「居場所の提供」(15.3%)と続きます。

Q1 困難な問題を抱える若年女性(このアンケートにおいては30歳未満の女性とします。)に対して、どのような支援を行っていますか。(あてはまるものすべて選択)



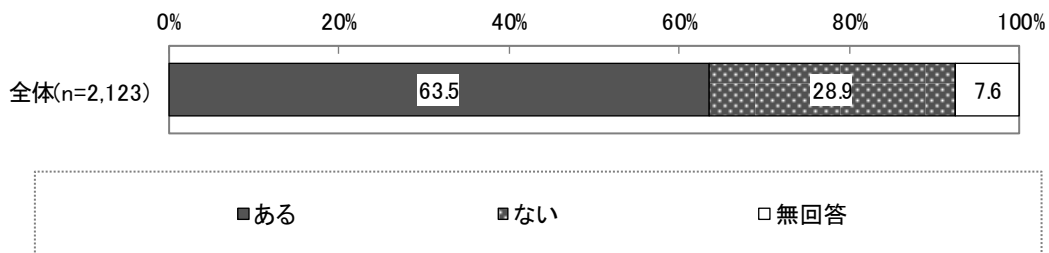
### 【所属機関別】

	調査数	夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ	相談及び面談(電話・メール・SNS等)	居場所の提供	自立支援(学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等)	その他	行っている支援はない	無回答
全体	2,123	2.1	76.2	15.3	38.1	6.7	8.0	7.6
婦人相談所	297	5.1	77.4	22.9	30.0	3.4	4.4	6.1
児童相談所	209	1.4	75.1	23.0	45.9	3.8	6.7	11.5
配偶者暴力相談支援センター	448	2.2	83.7	16.1	27.7	6.0	6.0	6.7
男女共同参画支援センター	176	0.6	85.8	6.8	19.3	7.4	4.0	8.0
福祉事務所	689	1.7	77.6	18.9	41.5	7.3	7.7	8.1
子ども家庭支援センター	73	2.7	74.0	15.1	54.8	8.2	8.2	8.2
生活困窮者自立支援窓口	293	1.0	67.6	4.8	63.5	5.8	10.6	5.1
その他	138	1.4	73.9	11.6	23.2	16.7	17.4	4.3

②18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「ある」(63.5%)、「ない」(28.9%)となっています。

Q2 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことはありますか。(ひとつ選択)



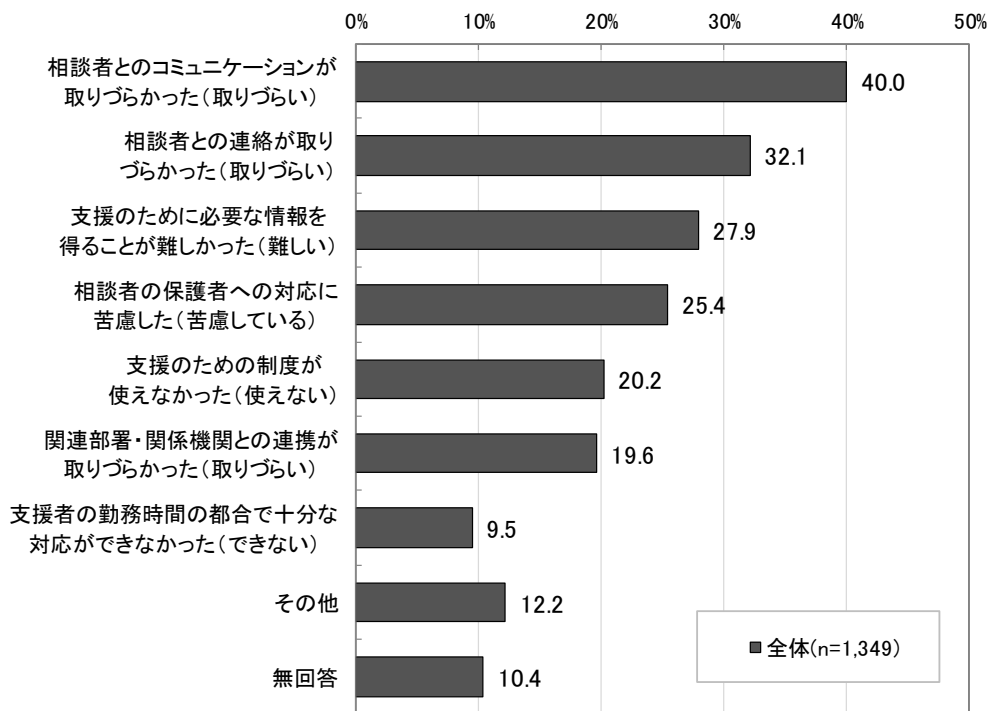
【所属機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	2,123	63.5	28.9	7.6
婦人相談所	297	79.5	14.5	6.1
児童相談所	209	44.0	44.5	11.5
配偶者暴力相談支援センター	448	74.3	19.0	6.7
男女共同参画支援センター	176	63.1	29.0	8.0
福祉事務所	689	62.6	29.3	8.1
子ども家庭支援センター	73	60.3	31.5	8.2
生活困窮者自立支援窓口	293	58.0	36.9	5.1
その他	138	65.2	30.4	4.3

③18 歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)」(40.0%)が最も多く、「相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)」(32.1%)、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)」(27.9%)と続きます。

Q3 Q2 で「ある」と回答した方に伺います。18 歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことについて、教えてください。(あてはまるものすべて選択)

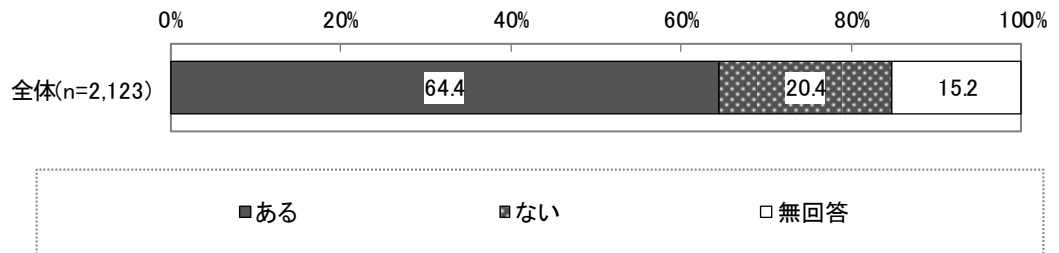


【所属機関別】

	調査数	相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)	相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)	相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)	支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)	支援のための制度が使えなかった(使えない)	支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった(できない)	関連部署・関係機関との連携が取りづらかった(取りづらい)	その他	無回答
全体	1,349	40.0	32.1	25.4	27.9	20.2	9.5	19.6	12.2	10.4
婦人相談所	236	37.7	13.6	27.5	24.6	19.5	4.7	24.6	10.6	13.6
児童相談所	92	43.5	42.4	35.9	33.7	17.4	9.8	23.9	5.4	17.4
配偶者暴力相談支援センター	333	40.5	21.3	22.2	26.4	18.9	8.1	21.6	13.5	10.2
男女共同参画支援センター	111	45.0	19.8	15.3	22.5	24.3	9.9	25.2	18.9	12.6
福祉事務所	431	38.1	37.8	28.8	29.0	23.7	11.1	16.0	11.8	8.1
子ども家庭支援センター	44	45.5	36.4	34.1	29.5	22.7	15.9	27.3	13.6	6.8
生活困窮者自立支援窓口	170	38.2	54.7	19.4	29.4	16.5	11.8	12.9	11.8	9.4
その他	90	44.4	32.2	26.7	32.2	23.3	8.9	24.4	15.6	7.8

④18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うこと「ある」(64.4%)、「ない」(20.4%)となっています。

Q4 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うことがありますか。(ひとつ選択)



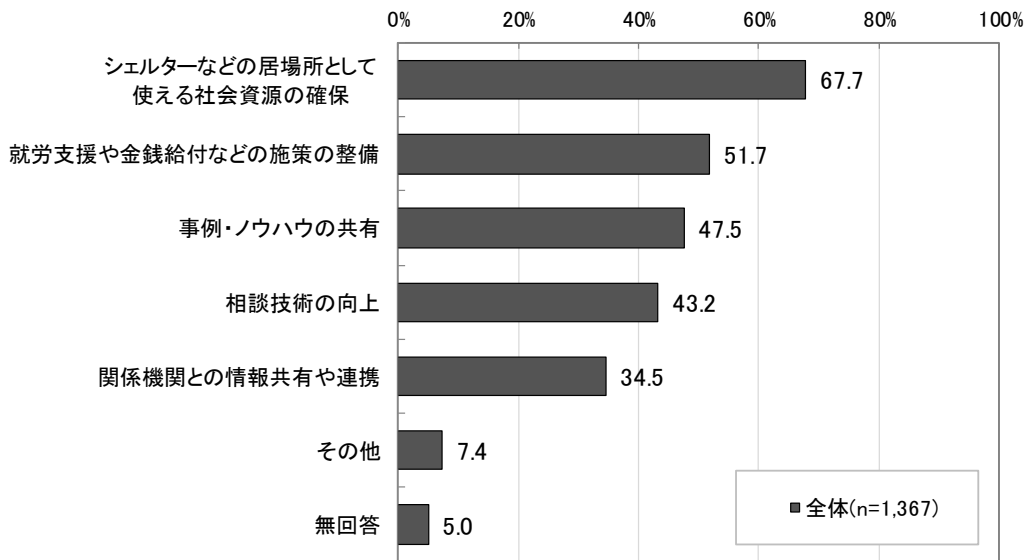
【所属機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	2,123	64.4	20.4	15.2
婦人相談所	297	74.4	7.7	17.8
児童相談所	209	46.9	34.0	19.1
配偶者暴力相談支援センター	448	73.2	11.8	15.0
男女共同参画支援センター	176	67.6	14.8	17.6
福祉事務所	689	64.3	21.2	14.5
子ども家庭支援センター	73	61.6	26.0	12.3
生活困窮者自立支援窓口	293	59.0	29.0	11.9
その他	138	69.6	20.3	10.1

⑤18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)こと

「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」(67.7%)が最も多く、「就労支援や金銭給付などの施策の整備」(51.7%)、「事例・ノウハウの共有」(47.5%)と続きます。

Q5 Q4で「ある」と回答した方に伺います。18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)ことについて教えてください。(あてはまるものすべて選択)



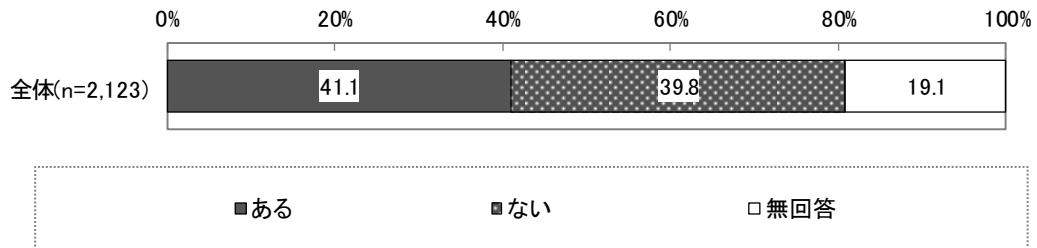
【所属機関別】

	調査数	関係機関との情報共有や連携	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体	1,367	34.5	47.5	43.2	67.7	51.7	7.4	5.0
婦人相談所	221	35.3	43.4	41.6	57.0	49.3	9.5	7.2
児童相談所	98	34.7	48.0	41.8	72.4	54.1	8.2	5.1
配偶者暴力相談支援センター	328	33.5	47.9	45.1	70.4	51.2	10.7	5.2
男女共同参画支援センター	119	37.8	47.9	45.4	63.9	56.3	10.9	1.7
福祉事務所	443	31.2	46.5	42.2	74.0	52.1	6.5	4.1
子ども家庭支援センター	45	44.4	42.2	51.1	71.1	48.9	2.2	6.7
生活困窮者自立支援窓口	173	36.4	50.3	42.2	63.0	45.1	6.4	4.6
その他	96	42.7	60.4	50.0	69.8	57.3	7.3	5.2

⑥18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「ある」(41.1%)、「ない」(39.8%)となっています。

Q6 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことはありますか。(ひとつ選択)



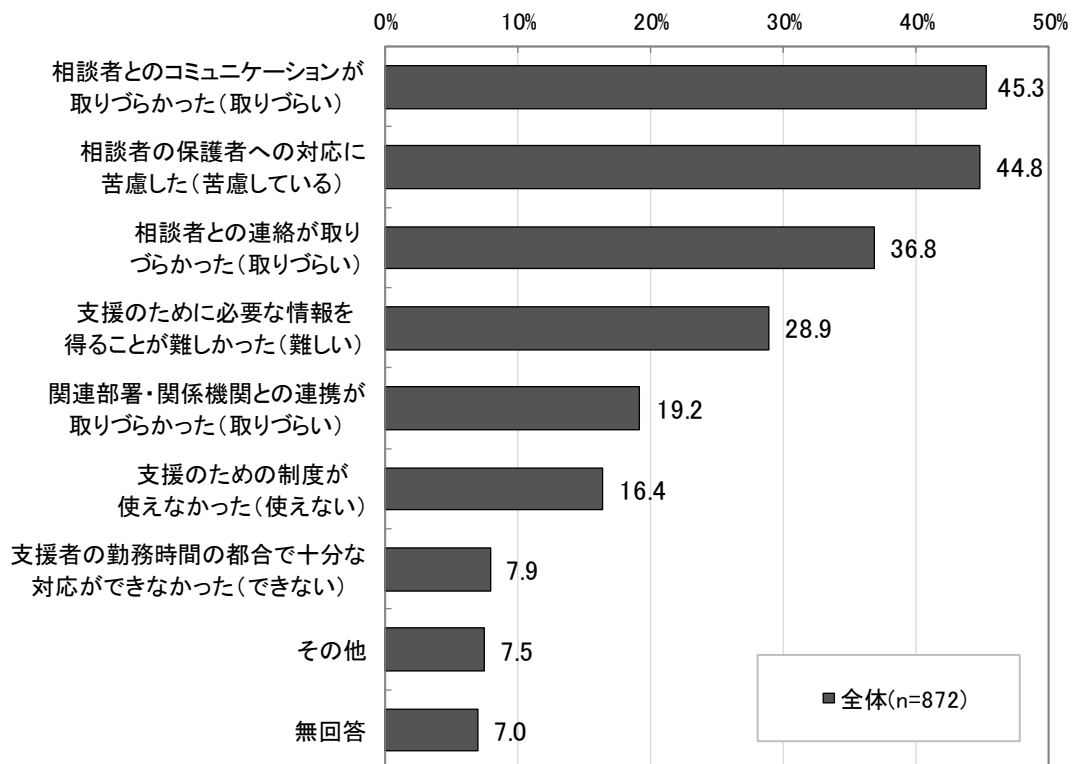
【所属機関別】

	調査数	ある	ない	無回答
全体	2,123	41.1	39.8	19.1
婦人相談所	297	48.5	28.3	23.2
児童相談所	209	56.5	20.6	23.0
配偶者暴力相談支援センター	448	46.0	34.6	19.4
男女共同参画支援センター	176	40.3	40.3	19.3
福祉事務所	689	38.9	43.1	18.0
子ども家庭支援センター	73	53.4	30.1	16.4
生活困窮者自立支援窓口	293	28.0	56.0	16.0
その他	138	36.2	50.0	13.8

⑦18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)こと

「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)」(45.3%)が最も多く、「相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)」(44.8%)、「相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)」(36.8%)と続きます。

Q7 Q6 で「ある」と回答した方に伺います。18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことについて、教えてください。(あてはまるものすべて選択)

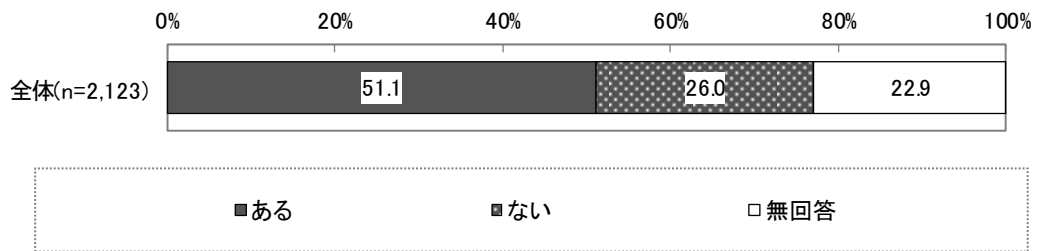


【所属機関別】

	調査数	相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)	相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)	相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)	支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)	支援のための制度が使えなかった(使えない)	支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった(できない)	関連部署・関係機関との連携が取りづらかった(取りづらい)	その他	無回答
全体	872	45.3	36.8	44.8	28.9	16.4	7.9	19.2	7.5	7.0
婦人相談所	144	40.3	18.8	35.4	26.4	16.7	6.3	24.3	9.7	11.1
児童相談所	118	60.2	43.2	71.2	19.5	15.3	4.2	22.9	3.4	6.8
配偶者暴力相談支援センター	206	41.3	27.2	32.0	35.9	18.0	8.3	24.3	12.6	6.3
男女共同参画支援センター	71	42.3	25.4	29.6	31.0	9.9	9.9	18.3	12.7	4.2
福祉事務所	268	40.3	41.4	47.0	28.4	20.9	8.2	14.2	6.7	7.5
子ども家庭支援センター	39	51.3	56.4	56.4	28.2	20.5	15.4	17.9	2.6	7.7
生活困窮者自立支援窓口	82	50.0	59.8	56.1	36.6	8.5	9.8	18.3	6.1	3.7
その他	50	46.0	36.0	32.0	34.0	18.0	12.0	16.0	10.0	6.0

⑧18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うこと「ある」(51.1%)、「ない」(26.0%)となっています。

Q8 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき(実施すべき)と思うことがありますか。(ひとつ選択)



【所属機関別】

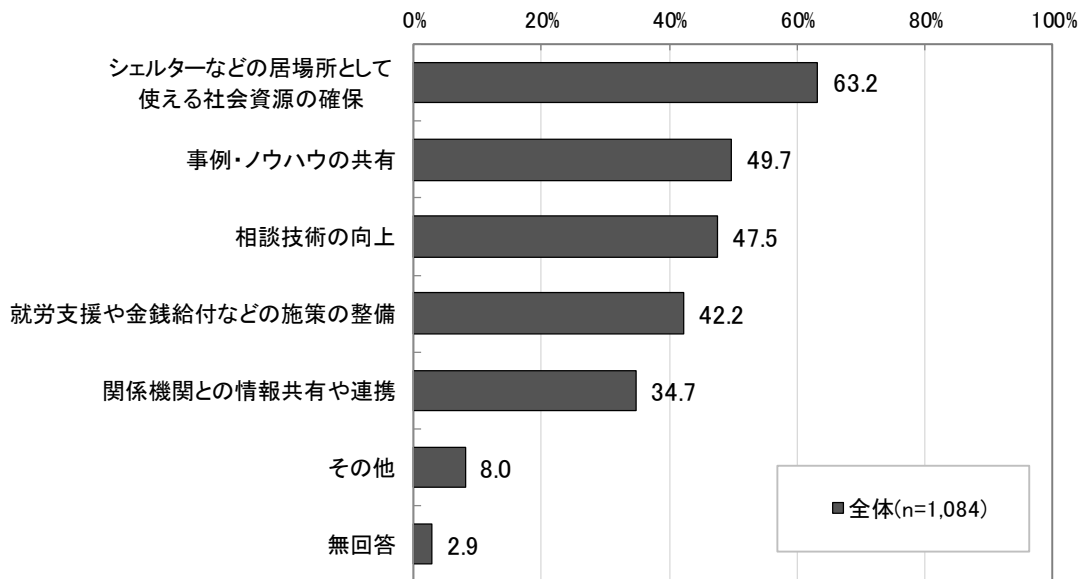
	調査数	ある	ない	無回答
全体	2,123	51.1	26.0	22.9
婦人相談所	297	52.9	16.8	30.3
児童相談所	209	50.7	21.1	28.2
配偶者暴力相談支援センター	448	56.7	20.8	22.5
男女共同参画支援センター	176	55.1	22.7	22.2
福祉事務所	689	50.7	27.7	21.6
子ども家庭支援センター	73	56.2	23.3	20.5
生活困窮者自立支援窓口	293	44.7	37.9	17.4
その他	138	53.6	29.0	17.4



⑨18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべきこと(実施すべきこと)

「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」(63.2%)が最も多く、「事例・ノウハウの共有」(49.7%)、「相談技術の向上」(47.5%)と続きます。

Q9 Q8で「ある」と回答した方に伺います。18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべきこと(実施すべきこと)について教えてください。(あてはまるものすべて選択)



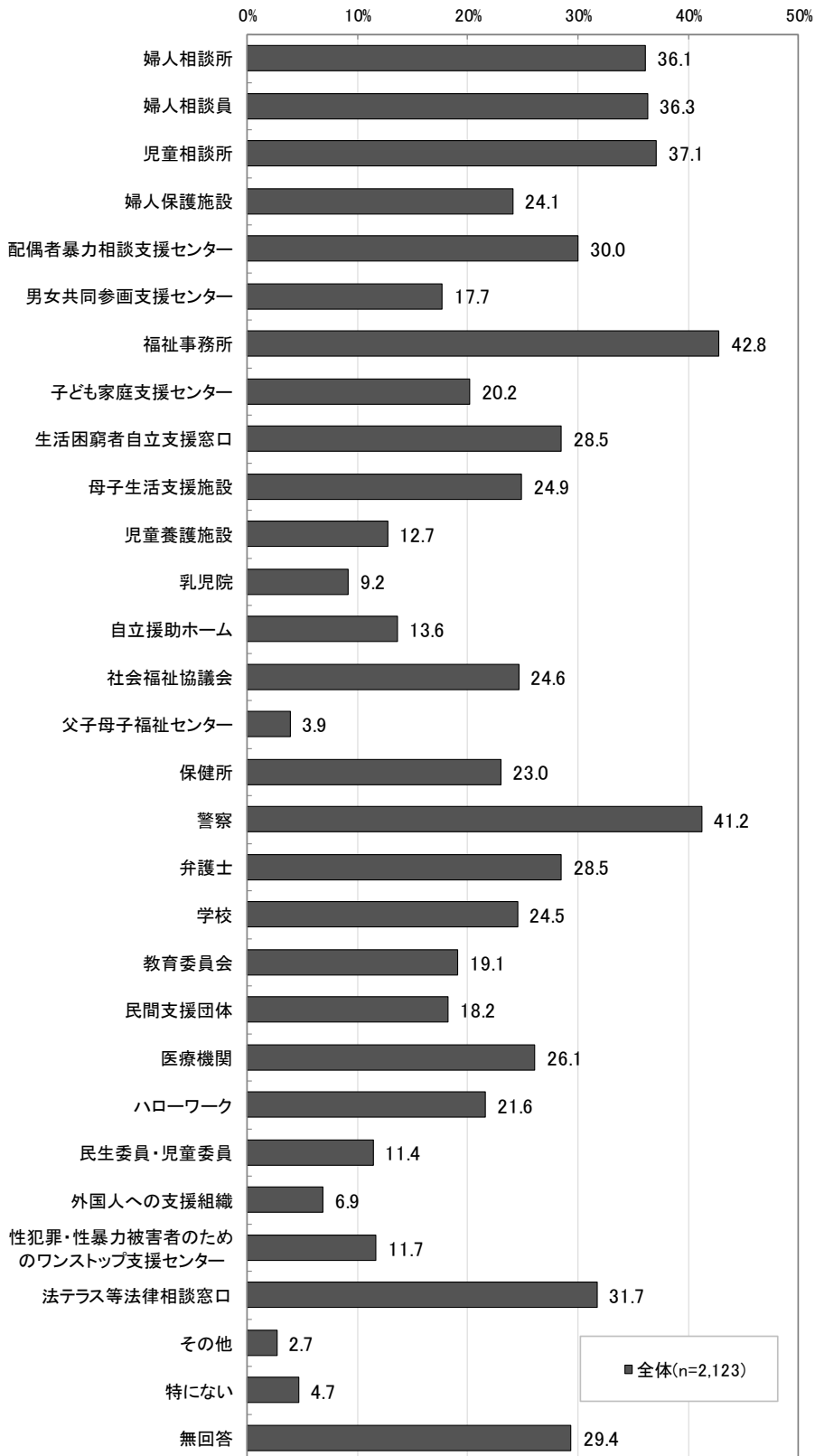
【所属機関別】

	調査数	関係機関との情報共有や連携	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体	1,084	34.7	49.7	47.5	63.2	42.2	8.0	2.9
婦人相談所	157	40.8	45.9	42.0	60.5	44.6	8.9	7.6
児童相談所	106	34.0	50.0	50.0	59.4	41.5	3.8	3.8
配偶者暴力相談支援センター	254	36.6	50.0	48.8	66.1	44.9	8.3	3.5
男女共同参画支援センター	97	35.1	46.4	47.4	55.7	43.3	14.4	2.1
福祉事務所	349	33.0	48.1	46.1	66.8	39.5	8.0	1.4
子ども家庭支援センター	41	39.0	43.9	56.1	73.2	36.6	7.3	2.4
生活困窮者自立支援窓口	131	32.1	55.7	54.2	58.0	36.6	7.6	1.5
その他	74	28.4	62.2	55.4	62.2	45.9	8.1	2.7

⑩若年女性支援における現在利用している社会資源

「福祉事務所」(42.8%)が最も多く、「警察」(41.2%)、「児童相談所」(37.1%)と続きます。

Q10-1 若年女性支援における社会資源について伺います。現在利用している社会資源について、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【所属機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	2,123	36.1	36.3	37.1	24.1	30.0	17.7	42.8	20.2
婦人相談所	297	<b>46.8</b>	45.8	36.7	<b>35.0</b>	38.4	19.2	40.4	17.5
児童相談所	209	34.9	34.9	35.4	19.6	26.3	11.0	41.1	22.5
配偶者暴力相談支援センター	448	42.0	41.3	41.5	27.9	<b>41.7</b>	22.3	41.5	19.6
男女共同参画支援センター	176	34.7	30.1	30.1	20.5	39.2	<b>40.9</b>	<b>26.7</b>	27.8
福祉事務所	689	39.3	39.6	42.1	28.0	30.9	14.4	48.0	18.9
子ども家庭支援センター	73	35.6	<b>50.7</b>	<b>58.9</b>	27.4	21.9	19.2	<b>58.9</b>	<b>49.3</b>
生活困窮者自立支援窓口	293	<b>13.0</b>	<b>20.5</b>	<b>23.2</b>	<b>6.1</b>	<b>10.2</b>	11.9	50.5	19.1
その他	138	40.6	34.1	37.0	27.5	29.0	20.3	<b>31.9</b>	18.8

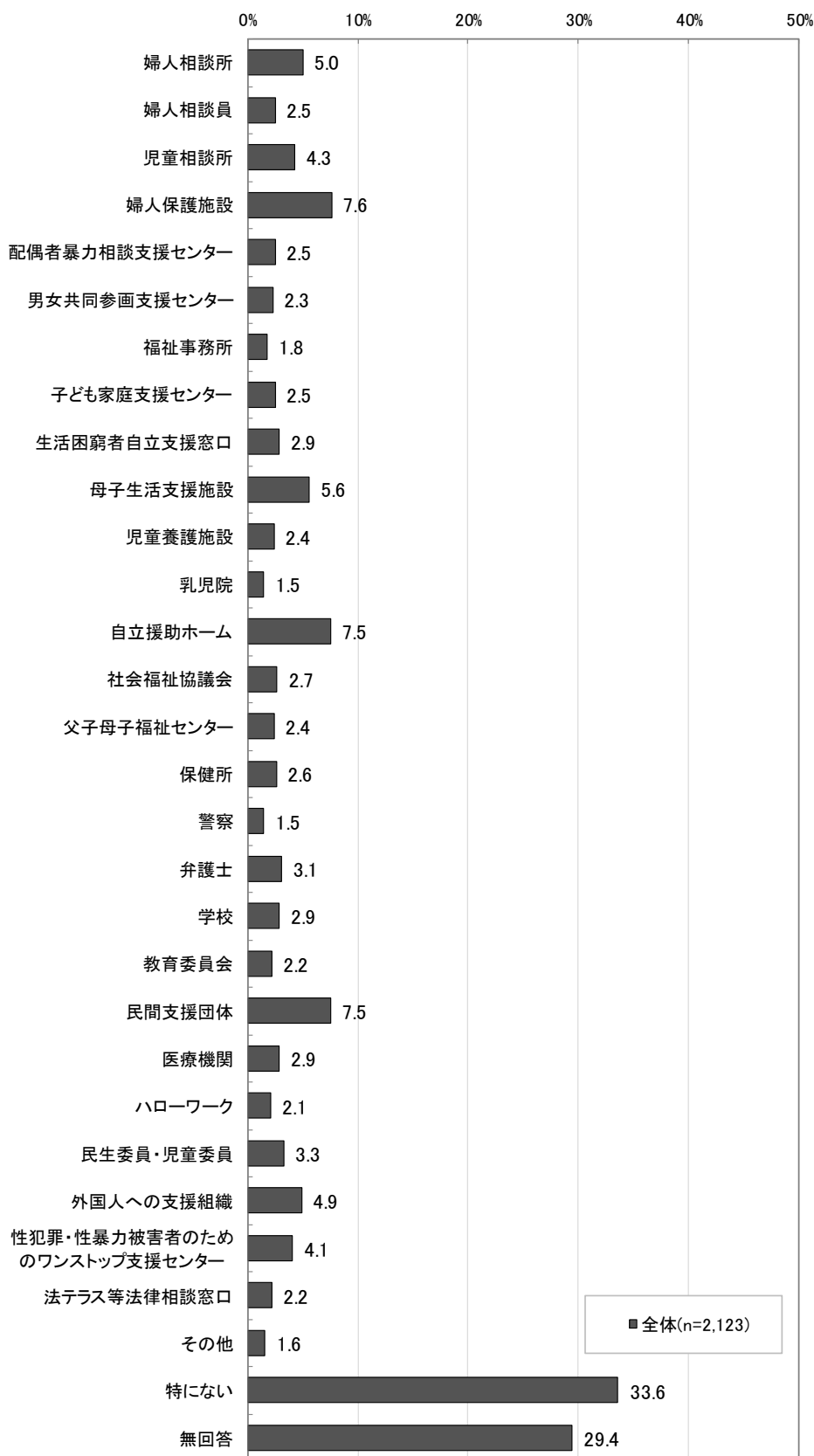
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
28.5	24.9	12.7	9.2	13.6	24.6	3.9	23.0	41.2	28.5	24.5
21.2	29.0	11.1	10.1	22.2	17.2	3.0	20.5	40.4	35.4	17.8
<b>15.8</b>	<b>22.5</b>	<b>33.5</b>	<b>28.7</b>	<b>41.6</b>	14.8	1.4	26.8	45.0	33.5	<b>39.7</b>
27.7	27.7	9.8	7.1	13.4	21.0	4.2	25.2	46.7	30.6	22.8
26.1	18.8	8.5	4.0	<b>3.4</b>	21.0	4.0	21.6	38.1	32.4	15.9
31.5	32.1	13.9	9.3	12.2	28.6	6.7	22.5	45.9	29.8	28.3
<b>39.7</b>	<b>37.0</b>	21.9	15.1	16.4	23.3	1.4	<b>39.7</b>	<b>61.6</b>	31.5	<b>45.2</b>
<b>38.9</b>	<b>7.2</b>	4.4	1.0	<b>3.1</b>	<b>42.0</b>	1.4	22.2	<b>18.4</b>	<b>16.0</b>	16.7
28.3	26.1	9.4	8.7	4.3	15.2	2.2	16.7	44.2	24.6	17.4

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
19.1	18.2	26.1	21.6	11.4	6.9	11.7	31.7	2.7	4.7	29.4
11.1	23.2	28.6	19.5	4.4	10.8	<b>24.9</b>	35.7	1.3	1.3	37.4
23.4	12.9	<b>38.8</b>	14.8	11.5	5.7	10.5	<b>20.6</b>	4.3	1.9	35.4
17.4	25.4	24.6	20.1	7.6	8.0	18.5	34.4	2.9	3.3	30.6
14.8	25.0	17.6	17.0	8.0	8.5	<b>25.0</b>	32.4	2.8	4.0	31.8
22.6	18.9	26.0	21.3	12.8	6.4	8.4	35.0	2.8	5.4	27.9
<b>37.0</b>	24.7	<b>50.7</b>	21.9	<b>26.0</b>	9.6	8.2	35.6	0.0	0.0	24.7
15.0	<b>7.8</b>	24.6	<b>39.2</b>	19.8	4.4	<b>1.4</b>	26.3	5.5	8.5	21.2
21.7	15.2	16.7	18.1	5.8	4.3	4.3	32.6	0.7	9.4	24.6

⑪若年女性支援における、利用したいが利用できていない社会資源

「婦人保護施設」(7.6%)が最も多く、「自立援助ホーム」、「民間支援団体」(それぞれ 7.5%)と続きます。

Q10-2 若年女性支援における社会資源について伺います。利用したいが利用できていない社会資源について、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【所属機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	2,123	5.0	2.5	4.3	7.6	2.5	2.3	1.8	2.5
婦人相談所	297	3.7	2.0	6.1	3.4	0.3	1.7	2.4	2.4
児童相談所	209	4.3	2.4	1.4	5.3	0.5	0.0	2.4	1.9
配偶者暴力相談支援センター	448	4.9	1.3	5.4	6.9	1.1	1.3	2.7	2.7
男女共同参画支援センター	176	3.4	1.7	5.1	5.1	2.3	1.7	4.5	2.3
福祉事務所	689	4.5	1.9	5.4	10.3	3.3	3.5	0.9	2.9
子ども家庭支援センター	73	5.5	1.4	2.7	12.3	5.5	4.1	2.7	1.4
生活困窮者自立支援窓口	293	8.2	5.8	3.1	7.5	6.1	4.1	1.7	3.8
その他	138	5.8	3.6	2.2	8.7	0.7	0.7	0.7	0.7

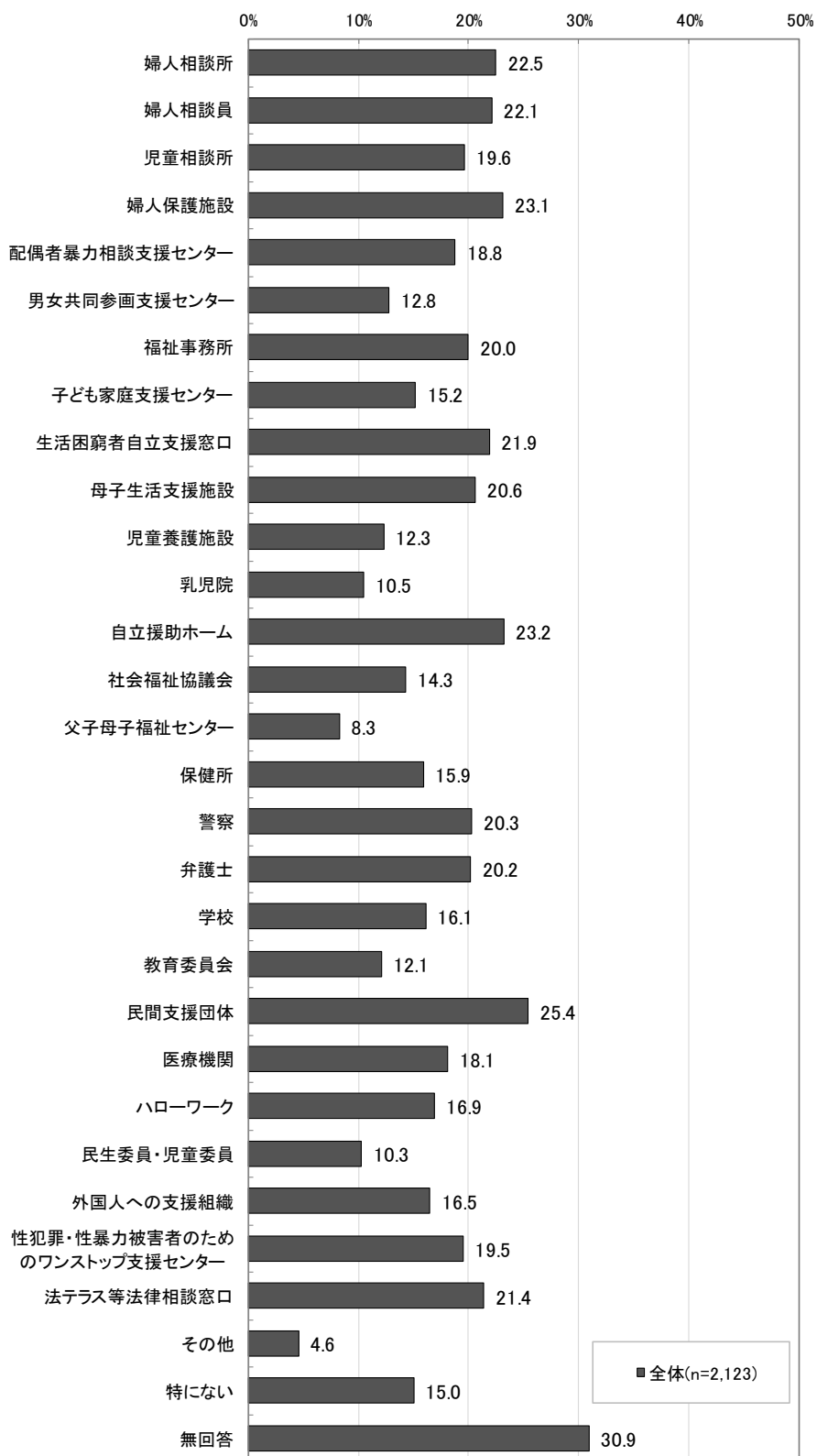
生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
2.9	5.6	2.4	1.5	7.5	2.7	2.4	2.6	1.5	3.1	2.9
3.7	2.4	1.7	1.3	8.8	2.7	1.7	3.0	1.3	3.7	2.7
2.4	4.8	1.4	1.4	1.4	1.9	1.4	3.8	0.0	1.9	1.0
4.7	6.0	3.8	3.1	11.2	3.8	2.0	2.2	2.0	3.6	3.1
3.4	2.3	2.3	0.6	7.4	2.3	1.7	2.8	1.7	0.6	4.0
2.6	6.0	2.6	1.0	8.7	2.9	2.2	2.6	1.5	2.6	2.5
2.7	4.1	1.4	0.0	11.0	1.4	0.0	1.4	2.7	13.7	1.4
0.7	9.6	2.4	2.0	5.5	1.0	5.1	3.8	2.7	2.0	5.5
5.1	5.8	1.4	0.0	8.7	4.3	0.7	1.4	0.7	4.3	3.6

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
2.2	7.5	2.9	2.1	3.3	4.9	4.1	2.2	1.6	33.6	29.4
2.4	6.7	3.0	2.0	5.1	2.4	0.7	2.7	1.7	24.9	37.4
1.0	5.3	1.4	2.4	1.0	2.4	4.3	1.0	0.5	39.2	35.4
2.9	8.3	3.8	3.1	6.0	4.7	5.1	2.5	3.1	28.6	30.6
3.4	7.4	3.4	2.3	3.4	1.7	4.0	1.7	2.3	33.5	31.8
1.5	7.8	2.8	2.0	2.9	6.5	4.8	2.8	1.2	33.7	27.9
1.4	9.6	1.4	4.1	4.1	11.0	1.4	2.7	0.0	26.0	24.7
3.1	7.2	1.4	0.3	1.7	5.8	4.8	1.4	2.0	42.3	21.2
2.2	7.2	5.1	1.4	0.7	2.9	0.7	2.2	1.4	42.0	24.6

⑫若年女性支援における、今後必要と考える社会資源

「民間支援団体」(25.4%)が最も多く、「自立援助ホーム」(23.2%)、「婦人保護施設」(23.1%)と続きます。

Q11 若年女性支援における、今後必要と考える社会資源とその具体的内容について、教えてください。(あてはまるものすべて選択)



【所属機関別】

	調査数	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター
全体	2,123	22.5	22.1	19.6	23.1	18.8	12.8	20.0	15.2
婦人相談所	297	23.9	21.5	20.9	23.9	17.8	14.5	20.9	16.5
児童相談所	209	20.6	23.0	13.9	20.1	17.7	10.5	16.3	12.4
配偶者暴力相談支援センター	448	24.6	23.2	24.1	25.9	21.9	15.4	23.2	17.4
男女共同参画支援センター	176	18.8	17.0	18.8	18.8	22.2	20.5	17.0	17.0
福祉事務所	689	25.5	24.4	22.8	28.6	20.5	13.4	23.9	16.1
子ども家庭支援センター	73	19.2	20.5	16.4	23.3	21.9	11.0	19.2	19.2
生活困窮者自立支援窓口	293	13.7	18.4	11.9	13.0	13.7	8.5	13.0	11.9
その他	138	25.4	21.7	21.7	28.3	16.7	10.1	15.9	13.8

生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	父子母子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
21.9	20.6	12.3	10.5	23.2	14.3	8.3	15.9	20.3	20.2	16.1
20.9	18.9	13.5	9.8	26.6	15.8	8.8	17.2	19.2	20.5	17.2
17.7	19.1	12.0	11.5	19.1	11.5	7.7	18.2	20.1	23.9	14.8
28.3	23.7	12.7	10.7	27.9	17.9	8.5	18.3	25.0	23.4	19.0
23.9	19.3	10.2	10.8	25.0	14.2	11.4	17.0	18.2	18.2	15.3
24.4	23.5	13.8	11.3	26.7	16.0	7.8	16.4	23.4	22.4	17.1
21.9	21.9	12.3	15.1	30.1	12.3	6.8	15.1	17.8	17.8	13.7
10.6	15.4	10.6	7.8	11.6	9.2	7.8	10.9	10.9	8.5	12.3
24.6	18.1	11.6	10.9	24.6	14.5	8.7	14.5	19.6	22.5	13.0

教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
12.1	25.4	18.1	16.9	10.3	16.5	19.5	21.4	4.6	15.0	30.9
12.1	23.6	18.5	18.9	10.8	12.8	18.2	20.5	4.0	10.1	38.7
10.0	17.2	20.1	17.7	9.1	12.0	14.8	19.6	4.3	18.2	37.3
13.2	32.6	21.2	20.8	12.9	18.1	25.2	27.0	3.6	10.9	31.0
9.7	26.1	18.2	19.3	9.7	15.3	23.3	20.5	9.1	13.6	32.4
13.4	27.6	19.2	17.1	10.9	19.2	19.7	23.4	4.2	14.2	29.3
12.3	27.4	16.4	15.1	12.3	27.4	20.5	24.7	2.7	11.0	24.7
9.6	19.1	12.6	10.9	6.5	15.4	14.0	13.7	5.5	23.2	23.2
14.5	26.8	18.1	16.7	9.4	15.9	21.0	23.2	5.1	14.5	27.5

【具体的内容】

相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
婦人相談所	246(252)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(86)</li> <li>・連携について(17)</li> <li>・自立支援について(14)</li> <li>・周知について(8)</li> <li>・一時保護について(54)</li> <li>・緊急避難について(15)</li> <li>・居場所について(9)</li> <li>・その他(49)</li> </ul>
婦人相談員	258(280)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(87)</li> <li>・寄り添い・親身について(41)</li> <li>・情報共有について(8)</li> <li>・連携について(47)</li> <li>・相談員の質向上について(34)</li> <li>・その他(63)</li> </ul>
児童相談所	230(246)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢:18歳未満、18歳以上の支援について(62)</li> <li>・保護について(46)</li> <li>・相談について(39)</li> <li>・自立援助ホームについて(13)</li> <li>・連携について(43)</li> <li>・虐待について(15)</li> <li>・その他(28)</li> </ul>
婦人保護施設	272(291)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援について(60)</li> <li>・居場所について(49)</li> <li>・若年女性に特化した対応について(40)</li> <li>・受入基準・入所条件等の緩和について(30)</li> <li>・避難場所について(21)</li> <li>・保護について(49)</li> <li>・その他(42)</li> </ul>
配偶者暴力相談支援センター	200(215)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(54)</li> <li>・証明書発行について(24)</li> <li>・若年女性に特化した対応について(15)</li> <li>・連携について(15)</li> <li>・その他(40)</li> <li>・支援について(50)</li> <li>・保護について(15)</li> <li>・指導について(2)</li> </ul>

相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
男女共同参画支援センター	125(130)	・相談について(45) ・周知・広報、情報提供、啓発について(21) ・連携について(11) ・男性の相談について(8) ・その他(45)
福祉事務所	215(221)	・生活保護について(61) ・相談について(43) ・連携について(36) ・自立支援について(19) ・経済的支援について(15) ・障害者支援について(9) ・その他(38)
子ども家庭支援センター	155(160)	・連携について(32) ・未成年や同伴児がいる場合の対応について(32) ・相談について(31) ・子育て・育児について(13) ・虐待について(7) ・その他(45)
生活困窮者自立支援窓口	245(247)	・経済的支援について(70) ・自立支援について(50) ・相談について(45) ・就労支援について(25) ・生活保護について(11) ・その他(46)
母子生活支援施設	227(229)	・自立支援について(62) ・居場所について(30) ・安心・安全について(24) ・避難場所について(24) ・その他(89)
児童養護施設	113(113)	・子の養育について(14) ・18歳未満への支援について(11) ・連携について(6) ・自立支援について(5) ・その他(77)
乳児院	99(99)	・教育支援について(18) ・保護について(8) ・子の預かりについて(6) ・その他(67)
自立援助ホーム	280(288)	・自立支援について(69) ・施設不足について(44) ・居場所について(40) ・就労支援について(12) ・その他(123)
社会福祉協議会	146(161)	・資金貸付等経済的支援について(67) ・フードバンク・食料支援について(18) ・地域について(9) ・連携について(6) ・就労支援について(5) ・その他(56)
母子・父子福祉センター	68(70)	・相談について(17) ・講座・講習について(4) ・経済的支援について(2) ・面会交流について(2) ・就労支援について(2) ・その他(43)
保健所	158(161)	・精神的支援について(31) ・精神疾患について(30) ・妊娠・出産について(23) ・子育てについて(8) ・病気・障害について(8) ・(医療機関との)連携について(8) ・その他(53)
警察	213(214)	・DV・暴力について(59) ・安全確保について(27) ・事件・犯罪について(26) ・緊急について(15) ・その他(87)
弁護士	207(219)	・相談について(43) ・助言について(23) ・離婚について(20) ・代理人・後見人について(12) ・親・親権者との調整について(12) ・借金・金銭トラブルについて(8) ・その他(101)
学校	164(170)	・連携について(35) ・情報共有について(19) ・相談について(14) ・支援対象者の発見について(13) ・学習支援について(8) ・居場所について(4) ・その他(77)
教育委員会	114(116)	・連携について(35) ・転校について(14) ・情報共有について(8) ・その他(59)
民間支援団体	306(309)	・公的支援以外の支援について(31) ・柔軟な対応について(29) ・居場所について(29) ・シェルターについて(27) ・連携について(21) ・継続的支援について(5) ・総合的な支援について(4) ・その他(163)



相談機関	回答数(意見数)	内容(件数)
医療機関	181(192)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的問題へのケアについて(46)</li> <li>・医療の提供(健康問題・病気への対応等)について(37)</li> <li>・妊娠・出産について(23)      ・連携について(21)</li> <li>・DV・虐待、貧困発覚について(14)</li> <li>・その他(51)</li> </ul>
ハローワーク	179(194)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援・職業訓練について(96)</li> <li>・自立支援について(27)      ・連携について(14)</li> <li>・資格取得について(7)      ・その他(50)</li> </ul>
民生委員・児童委	92(100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域(身近)での見守りについて(34)</li> <li>・相談について(21)      ・連携について(15)</li> <li>・その他(30)</li> </ul>
外国人への支援組織	187(192)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の壁・通訳について(91)</li> <li>・相談について(20)      ・連携について(12)</li> <li>・その他(69)</li> </ul>
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	200(202)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(29)</li> <li>・性犯罪・性暴力に関する専門的支援について(23)</li> <li>・設置がない・少ない・周知不足について(23)</li> <li>・ワンストップについて(20)      ・連携について(16)</li> <li>・その他(91)</li> </ul>
法テラス等法律相談窓口	233(234)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談について(65)</li> <li>・無料相談・金銭的負担減について(51)</li> <li>・法的支援・法的対応について(51)</li> <li>・連携について(8)      ・その他(59)</li> </ul>
その他	84(85)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所・居所について(26)</li> <li>・あらゆる社会資源が必要(10)</li> <li>・受入基準・入所条件等の緩和について(6)</li> <li>・若年女性に特化した対応について(3)</li> <li>・その他(40)</li> </ul>

## 5. 調査結果の要旨及び考察

### (1) 支援対応の実態について

支援内容については、相談及び面談(電話・メール・SNS 等)は7割半ばの相談機関が実施しており、自立支援(学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等)についても4割半ばとなっているが、居場所の提供は1割半ばと少なくなっている。夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチは、ほとんど行われていないことが把握された。相談員調査においても、同様の傾向となっている。

相談及び面談に関して、18歳以上の困難な問題を抱える若年女性の支援において困った(困っていること)については、相談機関の7割弱、相談員の6割半ばが「ある」と回答しており、その内容としては、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった(取りづらい)」「相談者との連絡が取りづらかった(取りづらい)」「支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)」が多くなっている。

18歳以上の困難な問題を抱える若年女性の支援において今後改善すべき(実施すべき)ことは、相談機関の8割弱、相談員6割半ばが「ある」と回答しており、その内容としては「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」「事例・ノウハウの共有」「就労支援や金銭給などの施策の整備」が多くなっている。18歳未満の困難な問題を抱える若年女性の支援においてもおおむね同様の傾向であるが、困った(困っている)ことにおいて、「相談者の保護者への対応に苦慮した(苦慮している)」が最も多くなっている点が、18歳以上の女性との相違点として把握された。

連携している関係機関としては、支援内容や支援対象により若干の相違があるが、福祉事務所、警察、児童相談所、婦人相談員、学校が多くなっている。民間支援団体との連携が行われている場合においては、民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取りから支援につながったケースが多くなっている。

婦人相談所や児童相談所が、困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケースがあるかについては、18歳以上、18歳未満ともに1割未満となっており、他の都道府県の民間支援団体に委託したケースも18歳以上、18歳未満ともに2割未満となっており、民間支援団体と連携した対応が行われているケースは少ないことが推察される。

実施している自立支援の内容としては、就労支援が6割弱と最も多く、次にカウンセリング、就労後のサポートが多くなっている。

### (2) 民間支援団体との連携について

地域の中に困難な問題を抱える若年女性に対する支援を行っている民間支援団体がある割合は3割弱となっており、その連携状況をみると、民間支援団体と連携しているが5割半ば、民間支援団体との連携はあまりできていないが3割弱となっている。

利用したいが利用できていない社会資源及び今後必要と考える社会資源として、民間支援団体と回答した相談機関が多い一方で、民間支援団体と連携体制を築く際の問題点として、連携できる民間支援団体が少ない(ない)との回答が5割を超えており、民間支援団体が少ない(ない)状況が課題であることがうかがえる。

### **(3) 人材育成**

困難な問題を抱える若年女性の支援対応において今後対応すべき（実施すべき）こととして、相談機関・相談員ともに18歳以上・18歳未満のいずれも「事例・ノウハウの共有」「相談技術の向上」の回答が4割を超えており、その手段となる研修のニーズが高いことが推察される。しかし、困難な問題を抱える若年女性の支援者等に対する研修の実施状況は1割半ばとなっており、専門的な人材の育成に関して取り組んでいることがあるとの回答も1割半ばとなっていることから、自治体等による支援者等への人材育成に係る取組については必ずしも十分ではない状況が把握された。

### **(4) コロナ禍での対応**

コロナ禍での対応については、変化があったと回答した相談機関は4割となっており、電話相談に切り替えるなどの手段の変更や、家庭訪問の延期、面接の回数を減らすなどの変化が多くなっている。

### **(5) 若年女性支援に必要な社会資源**

相談機関において、現在利用している社会資源としては、福祉事務所、警察、児童相談所が多くなっている。一方、利用したいが利用できていない社会資源としては、民間支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、外国人への支援組織が多くなっており、今後必要と考える社会資源としては、民間支援団体、婦人相談所、婦人保護施設が多くなっている。

相談員においては、現在利用している社会資源としては、福祉事務所、警察、児童相談所が多くなっている。一方、利用したいが利用できていない社会資源としては、婦人保護施設、自立援助ホーム、民間支援団体が多くなっており、今後必要と考える社会資源としては、民間支援団体、自立援助ホーム、婦人保護施設が多くなっている。

相談機関、相談員ともに、民間支援団体について、現在利用できておらず、今後必要と考えている状況がうかがえる。

## IV. 全国セミナーの開催

### 1. 実施概要

#### (1) 目的

本事業では、セミナーを全国で開催することにより、本事業の対象である困難な問題を抱える若年女性やその支援の現状について、参加対象となる公的機関や民間支援団体の方々の認識を広め、今後の支援やそのための連携強化につながることを目的として実施した。セミナーは全部で6回の開催とし、全国ブロックに分けて主要都市での開催を念頭に企画したが新型コロナウイルスとしてのまん延防止等重点措置への対応により全てをオンラインにより開催した。

#### <各セミナーの構成>

- 総合セミナーと地域ブロックセミナーの2部構成とする
  - 「総合セミナー」 ⇒ 「地域ブロックセミナー」の順で展開
    - ・ 総合セミナー＝1回開催
    - ・ 地域ブロックセミナー＝5回開催（全国5ヶ所）
- 総合セミナーの目的（役割）：
  - ・ 若年女性支援の現状について、広く認知して頂き、その必要性を認識して頂くこと
- 地域ブロックセミナーの目的（役割）：
  - ・ 行政担当者に若年女性支援の必要性を強く認識して頂くこと
  - ・ 具体的な支援事例について知って頂くこと
  - ・ 行政と民間支援団体との連携、広域での連携を念頭に、地域の関係者が繋がるきっかけになること

#### (2) 実施概要

##### ① セミナーの企画・開催（全国6開催）※オンライン開催

セミナーの種類	地域	開催日
総合セミナー(1回)	全国	2022年2月4日(金)
地域ブロックセミナー	中部・東海・北陸ブロック	2022年2月7日(月)
	近畿・中国・四国ブロック	2022年2月8日(火)
	九州・沖縄ブロック	2022年2月17日(木)
	北海道・東北ブロック	2022年2月24日(木)
	関東甲信越ブロック	2022年3月3日(木)

## ② セミナーの開催概要

(セミナーの種類)

- セミナーは、全部で6回を開催し、初回は「総合セミナー」と位置づけ、残る5開催は、全国5大都市に対応した「地域ブロックセミナー」を開催した。

(対象者)

- セミナーの対象者は、地方公共団体の婦人保護事業担当職員 等(子ども家庭福祉担当職員、男女共同参画担当職員、生活困窮者自立支援担当職員等を含む)、婦人相談員 等(関連する機関の職員)、民間団体職員(NPO法人、社会福祉法人 等)、小学校、中学校及び高等学校の教諭 等を対象とした。

(実施方法)

- 今回のセミナーは、新型コロナウイルス対策に伴い、全6開催の研修を Zoom によるオンライン会議システムを用いて実施した。  
研修主催のホストを専用会議室に設置し、リモート機能によって事例講演者ならびに研修参加者を募って実施した。

(専用 HP サイトでの告知)

## 総合セミナー (1回開催)

### 開催概要

開催日時	令和4年2月4日(金) 13:30~16:30 (開場13:00~) * 3時間開催
開催方法	★オンライン開催となりました (ZOOMウェビナー)
開催場所	★オンライン開催となりました
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の婦人保護事業担当職員 等 (子ども家庭福祉担当職員、男女共同参画担当職員、生活困窮者自立支援担当職員等を含む)</li> <li>婦人相談員 等 (関連する機関の職員)</li> <li>民間団体職員 (NPO法人、社会福祉法人 等)</li> <li>小学校、中学校及び高等学校の教諭 等</li> </ul>
参加費	無料
定員	オンライン参加 (ウェビナー) : 400名程度
申込方法	<p>下記の申込ボタンよりお申し込みください。  <b>申込フォームの送信が出来ない場合等はお問合せ窓口のフリーダイヤルまでご連絡下さい</b>          ※参加者は1名ずつの登録となります。また同一のメールアドレスでの複数登録はできません。          ※ご案内のメールで送られるURLを複数人で共有する事はできません。          ※オンライン参加の場合、1台のPC等で参加申込者と一緒に、複数名が「傍聴」することは可能です。          ※Zoomの仕様上、登録や案内メールが「名・姓」の順となりますのでご了承ください。</p>
申込期限	開催日の3日前、もしくは定員に達した時点で受付を終了致します
お問合せ窓口	<p>【厚生労働省委託事業実施機関】株式会社 日本能率協会総合研究所          困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー 事務局          本件担当：布施/千田 (ちだ)、河西、吉田、谷口          TEL : フリーダイヤル 0120-506-713 (平日 : 10:00-17:00)          MAIL : w_policy@jmar.co.jp</p>

ご希望の開催と参加方法をクリックしてお申し込みください

2月7日(月)	名古屋開催 (中部・東海・北陸) ★オンライン開催となりました	<受付終了>
2月8日(火)	大阪開催 (近畿・中国・四国) ★オンライン開催となりました	<受付終了>
2月17日(木)	福岡開催 (九州・沖縄) ★オンライン開催となりました	<受付終了>
2月24日(木)	札幌開催 (北海道・東北) ★オンライン開催となりました	<受付終了>
3月3日(木)	東京開催 (関東甲信越) ★オンライン開催となりました	<受付終了> ※

※ウェブ受付終了後も当日参加をご希望の方は、上記問合せ窓口へ下記の必要情報をメールにてお送りください。(当日AM10時まで)  
 <必要情報>・都道府県・氏名(ふりがな)・所属団体名/役職・役割・当日連絡可能な電話番号・電子メールアドレス(発信元と違う場合)

## 地域ブロックセミナー（5回開催）

### 開催概要

開催日時・場所	<p>◆開催日と開催都市（予定会場）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月7日(月) 名古屋 ★オンライン開催となりました</li> <li>・2月8日(火) 大阪 ★オンライン開催となりました</li> <li>・2月17日(木) 福岡 ★オンライン開催となりました</li> <li>・2月24日(木) 札幌 ★オンライン開催となりました</li> <li>・3月3日(木) 東京 ★オンライン開催となりました</li> </ul> <p>◆開催時間：13:00～17:00（開場12:30～）＊4時間開催</p> <p>&lt;ブロック対象の都道府県名&gt;          ＊他ブロック参加も可能ですが、できるだけ該当ブロックへご参加ください</p> <p>●名古屋会場          中部・東海・北陸：16.富山県 17.石川県 18.福井県 21.岐阜県 22.静岡県 23.愛知県 24.三重県</p> <p>●大阪会場          近畿：25.滋賀県 26.京都府 27.大阪府 28.兵庫県 29.奈良県 30.和歌山県          中国・四国：31.鳥取県 32.島根県 33.岡山県 34.広島県 35.山口県 36.徳島県 37.香川県 38.愛媛県 39.高知県</p> <p>●福岡会場          九州・沖縄：40.福岡県 41.佐賀県 42.長崎県 43.熊本県 44.大分県 45.宮崎県 46.鹿児島県 47.沖縄県</p> <p>●札幌会場          北海道：1.北海道</p> <p>東北：2.青森県 3.岩手県 4.宮城県 5.秋田県 6.山形県 7.福島県</p> <p>●東京会場          関東甲信越：8.茨城県 9.栃木県 10.群馬県 11.埼玉県 12.千葉県 13.東京都 14.神奈川県 19.山梨県 20.長野県 15.新潟県</p>
開催方法	<p>会場とオンラインのハイブリッド開催          ※すべて「オンライン開催（ZOOMミーティング）」になりました</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の婦人保護事業担当職員等（子ども家庭福祉担当職員、男女共同参画担当職員、生活困窮者自立支援担当職員等を含む）</li> <li>・婦人相談員等（関連する機関の職員）</li> <li>・民間団体職員（NPO法人、社会福祉法人等）</li> <li>・小学校、中学校及び高等学校の教諭等</li> </ul>
参加費	無料
定員	会場参加：50名まで／オンライン参加（ウェビナー）：300名程度／1回開催あたり
申込方法	<p>下記の申込ボタンよりお申し込みください。          申込フォームの送信が出来ない場合等はお問合せ窓口のフリーダイヤルまでご連絡下さい          ※参加者は1名ずつの登録となります。また同一のメールアドレスでの複数登録はできません。          ※ご案内のメールで送られるURLを複数人で共有する事は可能です。</p>
申込期限	開催日の3日前、もしくは定員に達した時点で受付を終了致します
お問合せ窓口	<p>【厚生労働省委託事業実施機関】株式会社 日本能率協会総合研究所          困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー 事務局          本件担当：布施／千田（ちだ）、河西、吉田、谷口          TEL：フリーダイヤル 0120-506-713（平日：10:00-17:00）          MAIL：w_policy@jmar.co.jp</p>

## ② プログラム

(総合セミナー)

時間	項目	内容
13:30～13:35	開会	開会挨拶、事務局説明
13:35～14:20	基調講演	「困難な問題を抱える若年女性の状況と支援の必要性」 戒能 民江氏(お茶の水女子大学 名誉教授)
14:20～14:50	事例紹介	<支援活動の事例紹介>民間支援団体の支援事例から 「生きづらさ、抱える女性たち ～ 制度のはざまに埋もれた SOS」 橘 ジュン氏(NPO 法人 BOND プロジェクト 代表)
14:50～15:00	休憩	
15:00～16:00	パネルディスカッション	これからの「困難な問題を抱えた若年女性の支援」に向けて(仮) <コーディネーター> ・ 千正 康裕氏 (株式会社 千正組 代表取締役、元厚労省、内閣府男女共同 参画局安心・安全 WG 構成員) <パネリスト> * 本事業ワーキングメンバー(五十音順) ・ 馬場 通江氏 (札幌市子ども未来局 子ども育成部子ども企画課 企画係長) ・ 橘 ジュン氏 (NPO 法人 BOND プロジェクト 代表) ・ 戒能 民江氏 (お茶の水女子大学 名誉教授) ・ 村木 太郎氏 (一般社団法人若草プロジェクト 統括理事) ・ 横田 千代子氏 (全国婦人保護施設等連絡協議会 会長) ・ 中野 孝浩氏 (厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課長)  【行政説明】「婦人保護事業の強化について」を含む
16:00～16:30	質疑応答	質疑応答 & 意見交換
16:30	閉会	



(地域ブロックセミナー)

時間	項目	内容
13:00～13:05	開会	挨拶、本日の進め方説明
13:05～13:25	行政説明	「婦人保護事業の強化について」 中野 孝浩 氏 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長)
13:25～14:25	基調講演	【行政に出来ること 札幌市の取組から】 「札幌市困難を抱える若年女性支援事業 LiNK」 馬場 通江 氏 (札幌市子ども未来局 子ども育成部子ども企画課 企画係長)
14:25～15:05	事例紹介1	<支援活動の事例紹介> 民間支援団体の支援事例 「生きづらさ、抱える女性たち ～ 制度のはざまに埋もれた SOS」 <地域編> 橋 ジュン 氏 (NPO 法人 BOND プロジェクト 代表)
15:05～15:15	休憩	
15:15～15:45	事例紹介2	<支援活動の事例紹介> 2/7(月) 中部・東海・北陸ブロック NPO 法人 ハッピーウーマンプロジェクト(富山県) 2/8(火) 近畿・中国・四国ブロック NPO 法人 Sotto 京都自死・自殺相談センター(京都府) 2/17(木) 九州・沖縄ブロック NPO 法人 そだちの樹(福岡県) 2/24(木) 北海道・東北ブロック NPO 法人 女のスペース・おん(北海道) 3/3(木) 関東甲信越ブロック 自治体 福祉部担当者(東京都特別区)
15:45～16:15	事例紹介3	<支援活動の事例紹介> 2/7(月) 中部・東海・北陸ブロック NPO 法人 再非行防止サポートセンター愛知(愛知県) 2/8(火) 近畿・中国・四国ブロック NPO 法人 子どもセンターぬっく(大阪府) 2/17(木) 九州・沖縄ブロック NPO 法人 抱樸(ほうぼく)(福岡県) 2/24(木) 北海道・東北ブロック 特定非営利活動法人 ハーティ仙台(宮城) 3/3(木) 関東甲信越ブロック 遠見 才希子氏 産婦人科医
16:45～17:00	質疑応答 (パネルディスカッション形式)	参加者からの質疑に対して、登壇者・有識者等による パネルディスカッション形式により応答(45分)
17:00	閉会	

## 2. 実施結果

参加申込者数:907名

参加者数:847名(参加率93%)

参加区分	総合セミナー			地域ブロックセミナー								
	2月4日(金)			2月7日(月) 中部・東海・北陸 ブロック			2月8日(火) 近畿・中国・四国 ブロック			2月17日(木) 九州・沖縄 ブロック		
	申込者	参加者	参加率	申込者	参加者	参加率	申込者	参加者	参加率	申込者	参加者	参加率
婦人相談員等関連機関職員	118	106	90%	18	14	78%	30	30	100%	25	19	76%
婦人保護事業担当職員等	147	141	96%	14	9	64%	30	40	133%	22	16	73%
委託先民間団体職員	15	17	113%	6	2	33%	5	5	100%	4	2	50%
上記以外の民間団体職員	89	85	96%	10	6	60%	17	17	100%	19	17	89%
高校教諭	3	3	100%	0	0	-	0	0	-	0	0	-
中学校教諭	0	0	-	1	1	100%	1	1	100%	0	0	-
小学校教諭	2	1	50%	0	0	-	1	1	100%	0	0	-
養護教諭	10	7	70%	1	1	100%	0	0	-	5	4	80%
その他教諭	4	5	125%	0	0	-	2	2	100%	1	1	100%
その他	43	84	195%	28	28	100%	27	35	130%	19	10	53%
<b>合計</b>	<b>431</b>	<b>449</b>	<b>104%</b>	<b>78</b>	<b>61</b>	<b>78%</b>	<b>113</b>	<b>131</b>	<b>116%</b>	<b>95</b>	<b>69</b>	<b>73%</b>

参加区分	地域ブロックセミナー								
	2月24日(木) 北海道・東北 ブロック			3月3日(木) 関東甲信越 ブロック			合計		
	申込者	参加者	参加率	申込者	参加者	参加率	申込者	参加者	参加率
婦人相談員等関連機関職員	20	13	65%	24	20	83%	235	202	86%
婦人保護事業担当職員等	25	18	72%	27	27	100%	265	251	95%
委託先民間団体職員	10	10	100%	2	1	50%	42	37	88%
上記以外の民間団体職員	22	14	64%	16	8	50%	173	147	85%
高校教諭	1	0	0%	1	1	100%	5	4	80%
中学校教諭	1	1	100%	1	0	0%	4	3	75%
小学校教諭	0	0	-	1	1	100%	4	3	75%
養護教諭	1	1	100%	0	0	-	17	13	76%
その他教諭	0	0	-	0	0	-	7	8	114%
その他	12	4	33%	26	18	69%	155	179	115%
<b>合計</b>	<b>92</b>	<b>61</b>	<b>66%</b>	<b>98</b>	<b>76</b>	<b>78%</b>	<b>907</b>	<b>847</b>	<b>93%</b>

### 3. アンケート調査結果

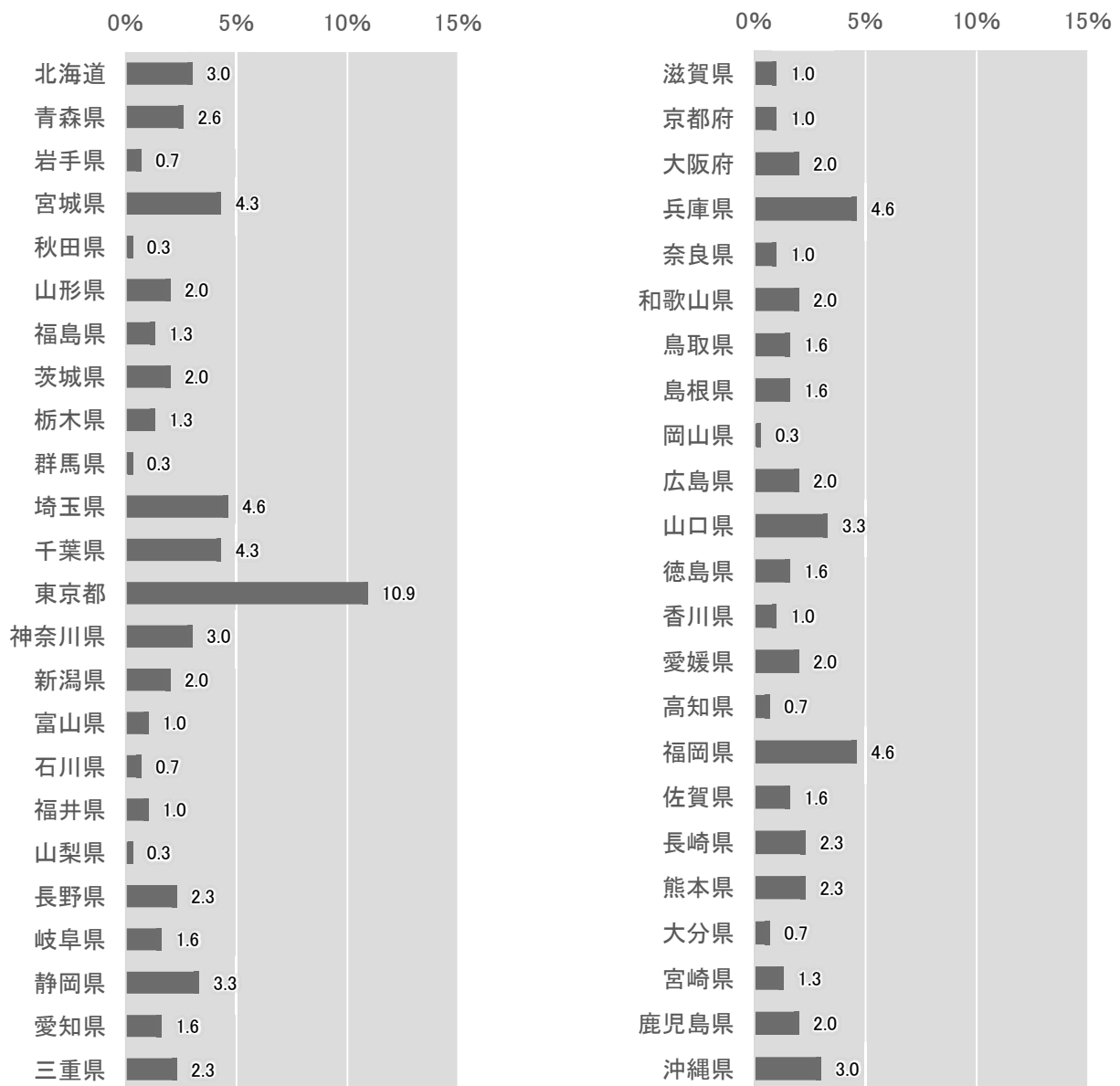
#### ① 総合セミナー

オンライン(Zoom)参加者に対して、アンケートを行ったところ、304名(回答率:68%)から回答を得た。その結果は以下の通りである。

各都道府県から回答が得られており、「東京都」が全体の10.9%で最も多く、次に「埼玉県」、「兵庫県」、「福岡県」がそれぞれ4.6%、「宮城県」、「千葉県」がそれぞれ4.3%である。

#### 【都道府県】

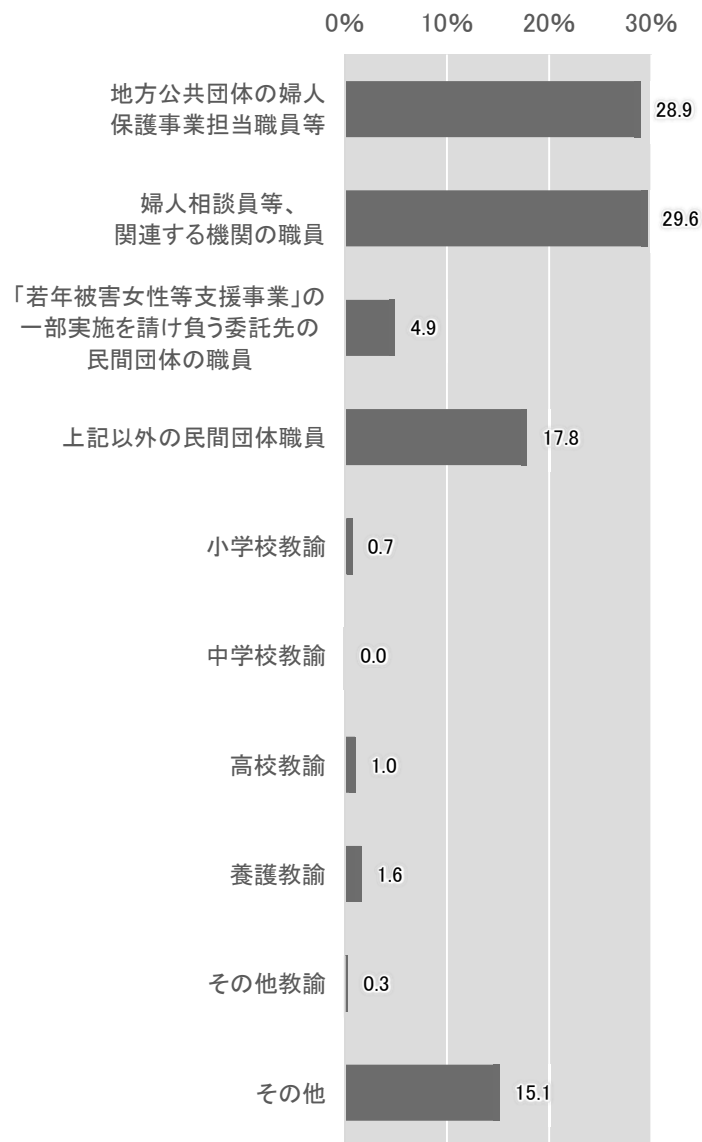
問1(ア). 都道府県(1つ選択)[n=304]



参加区分は、「婦人相談員等、関連する機関の職員」が全体の 29.6%であり、次に「地方公共団体の婦人保護事業担当職員等」28.9%、「若年被害女性等支援事業」の一部実施を請け負う委託先の民間団体の職員」4.9%、「上記以外の民間団体職員」17.8%であった。

### 【参加区分】

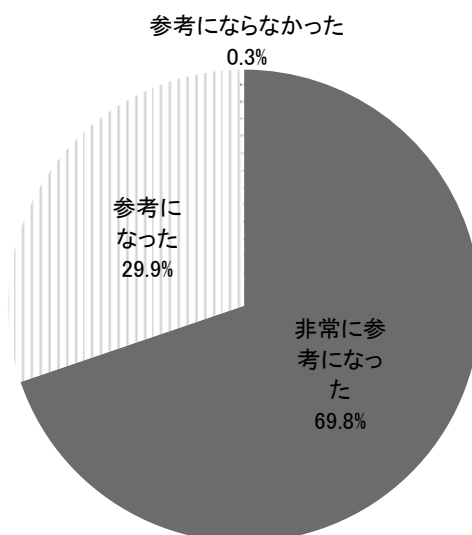
問1(イ). 参加区分(1つ選択) [n=304]



セミナー内容の全体の評価は、「非常に参考になった」が69.8%であり、「参考になった」29.9%まで含めると99.7%が「参考になった」と評価しており、「参考にならなかった」と回答した人は0.3%であった。

### 【プログラム全体評価】

問2(ア). セミナー全体について、どのように感じましたか。(1つ選択) [n=304]

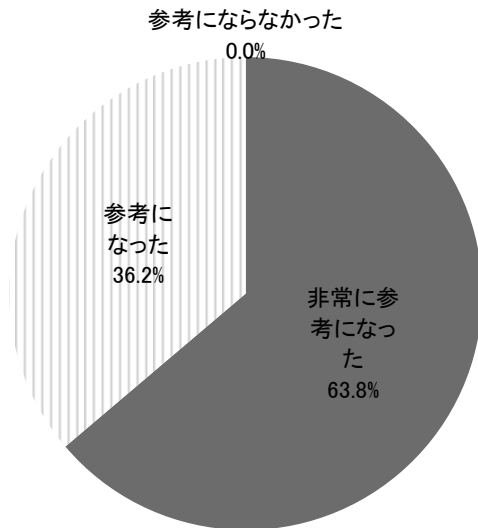


個別評価でも「非常に参考になった」と「参考になった」を合わせた評価がいずれのプログラムも 96% 以上の回答者が参考になったと回答しており、特に「基調講演について」では、「非常に参考になった」が 63.8%、「参考になった」までを合わせた評価が、100%と全ての人が参考になったと回答している。

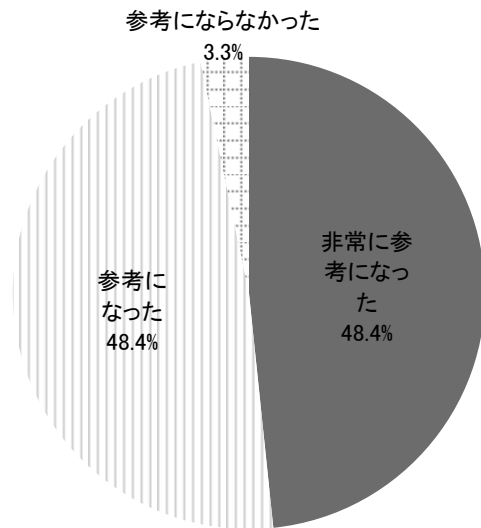
### 【プログラムの個別評価】

問2. セミナーの各講演について、どのように感じましたか。(1つ選択)

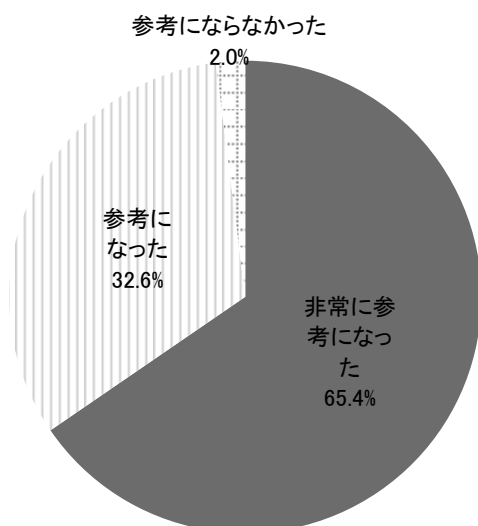
(イ) 基調講演について [n=304]



(ウ) 行政説明について [n=304]



(エ) パネルディスカッションについて [n=304]



セミナーでもっと聞きたかった内容について、自由記述で回答を求めたところ、92名(114件※複数回答あり)から回答が得られた。具体的には「具体例・事例・解決策」、「参考になった、今後も開催して欲しい」、「質疑応答の回答一覧が欲しい」などが挙げられた。

### 【もっと聞きたかった内容】

項目	件数	構成比
合計	114	100%
具体例・事例・解決策	27	23.7%
参考になった、今後も開催して欲しい	11	9.6%
質疑応答の回答一覧が欲しい	11	9.6%
公的機関と民間団体との繋がりについて	10	8.8%
現在の問題点・課題・要望	10	8.8%
他の自治体の取組について	8	7.0%
人員配置・育成・研修について	6	5.3%
運営予算について	6	5.3%
もっと聞きたかった	6	5.3%
困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法	4	3.5%
婦人相談所について	4	3.5%
特になし	1	0.9%
その他	10	8.8%

### ●具体例・事例・解決策

具体的な意見（抜粋）	参加区分
具体的な福祉機関、医療機関、法的機関（弁護士等）との連携事案（成功例だけでなく失敗例も）。	その他
DVや虐待があると思われる家庭に介入拒否されても、関われる方法などがあれば教えていただきたいです。	その他
若年女性をシェルターに入所させ、その後は、どのように支援しておられるのでしょうか？保護者がいる場合、生活保護にもつながらない場合などもお聞かせください。	婦人相談員等、 関連する機関の職員
ブロック開催で各地域の事例などについてお聞かせいただければと思いますが、別の地域の事例についてもお聞かせいただける機会があったらありがたいです。	婦人相談員等、 関連する機関の職員
支援者としての実践的な対応方法と対応困難な場合の具体的な対応策の知識を得たいです。	上記以外の 民間団体職員

### ●参考になった、今後も開催して欲しい

具体的な意見（抜粋）	参加区分
<p>ポンドの活動内容は非常に参考になりましたし、こんな活動をしていただいていることに勇気と希望をもらいました。</p> <p>高校生は18歳になって行政の支援の対象から外れることが多いので、どこに繋がたらいいか悩むことが多かったのです。</p> <p>民間団体の存在は心強いですが、やはり中長期支援となると民間団体では厳しいところも出てくると思いますので、民間団体のバックアップを行政がする仕組みを強化していただくことを希望します。</p> <p>中高生は最初から行政支援というと嫌がる人が多いです。窓口としての民間団体は不可欠だと思います！☑</p>	養護教諭
<p>今日のように民間支援者の方から、貴重な現場の状況や感じていることを聞いて大変参考になりました。今後もこのような内容の研修がオンラインで開催されることを望みます。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員
<p>刑務所や少年院に収容されている人の中には、貧困や、虐待・DVなどの被害経験を持つ人が少なくありません。矯正分野においても参考にさせていただきたいので、これからもセミナー等参加させていただけるとありがたいです。</p>	その他

### ●質疑応答の回答一覧が欲しい

具体的な意見（抜粋）	参加区分
<p>質問がいくつか出ていましたので、それに対する回答をもう少し伺いたかったです。</p>	地方公共団体の婦人保護事業担当職員等
<p>パネルディスカッションをもっと続けて欲しかった。参考になる内容がつまっていた。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員
<p>大変参考になりました。ありがとうございます。</p> <p>Q&amp;Aにあった質問（と回答）を後ほどHPなどで見ることができればうれしく思います。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員



今後の取組に参考になる点について、自由記述で回答を求めたところ、131名(165件※複数回答あり)から回答が得られた。具体的には「参考になった、今後も開催して欲しい」、「相談者との接し方について」「困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法」などが挙げられた。

#### 【今後の取組に参考になる点】

項目	件数	構成比
合計	165	100%
参考になった、今後も開催して欲しい	26	15.8%
相談者との接し方について	25	15.2%
困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法	23	13.9%
公的機関と民間団体の協力について	22	13.3%
他団体の取組について	15	9.1%
運営予算について	15	9.1%
やるべきことが明確になった	8	4.8%
国の方針・法整備について	7	4.2%
インターネットやSNSで相談できるということ	6	3.6%
若年女性の現状について	2	1.2%
人材育成について	2	1.2%
都市部と地方の差について	2	1.2%
もう少し話を聞きたかった	1	0.6%
特になし	1	0.6%
その他	10	6.1%

#### ●参考になった、今後も開催して欲しい

具体的な意見（抜粋）	参加区分
BONDさんの取り組みが、動画で観れるなどして、大変参考になった。	地方公共団体の婦人保護事業担当職員等
とても参考になりました。自分たちの事業にどう落とし込んでいけるかという点については、まだ形になっていないので、今後も勉強させてもらいたいです。	地方公共団体の婦人保護事業担当職員等
当県でも取り組みの必要性があると考えさせられました。同じようにできなくても、現在の取組（テキスト相談）の中で、もう少し幅を広げ、深めていくことができるかと思われました。引き続き、相談の1つのジャンルとして、定着させ、若い女性たちに対応できるようにしていきたいと思いました。	上記以外の民間団体職員

## ●相談者との接し方について

具体的な意見（抜粋）	参加区分
非常に参考になりました。特に、私は婦人相談員として主に女性からの相談に対応していますが、相談者さんが相談してくれた勇気を労い、言語化できない想いも沢山抱えながら相談していることをいつも感じています。橘さんの「センスがある人」との言葉、これからもずっと心に留めておきたいと思います。有難うございました。	婦人相談員等、 関連する機関の職員
相談者の声を聴くことができる立場にいる支援者としての心構えについて、改めて考える時間を与えていただきました。自分にできることは限られていますが、いろいろな方と繋がり巻き込んでいくことで実現できることもあるのではないかと希望も持てました。	上記以外の 民間団体職員
若年女性とのコミュニケーションのとり方についてすごく勉強になりました。相手のことを探るだけでなく、自分の身分、どうしてあなたの話が聞きたいのかきちっと伝えることは本当に大事なことだと思いました。	地方公共団体の婦人 保護事業担当職員等
若年女性の支援について、所属している機関でできる範囲は限られているかもしれませんが、相談に来られた当事者の方と対峙する際の心構え、態度は今日のセミナーを参考にしたいと思います。	婦人相談員等、 関連する機関の職員

## ●困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法

具体的な意見（抜粋）	参加区分
普段は相談者側からのアクセスがきっかけで電話・面談による対応をしているが、潜在的な悩みを抱えている若年女性と支援者が繋がるためにはSNSが大きなツールになると実感しました。相談件数からも明らかな様子でした。	地方公共団体の婦人 保護事業担当職員等
困難を抱える若年女性は、どこにいるのか？ また若い女性が相談しやすい人の回答を聞いて難しいことが共通しているってわかった。安心して寄り添ってもらえるように知識とアンテナが必要である。	地方公共団体の婦人 保護事業担当職員等
子どもたちに、若い人たちに、「人権」をもっと学ぶ機会を学校で提供して、自分の存在そのものが尊い存在であると感じてもらいたいと思いましたし、待ってるだけの相談窓口ではなく、動く相談室・動く保健センターになれるよう行動したいです。	その他
今回新たなアウトリーチの方法を知ることが出来ました。今後は、我々のような母子生活支援施設に関わりのある行政の方ともそのアウトリーチが関わりを持つことで、施設にも入所しやすい環境が整えば良いと感じました。	婦人相談員等、 関連する機関の職員

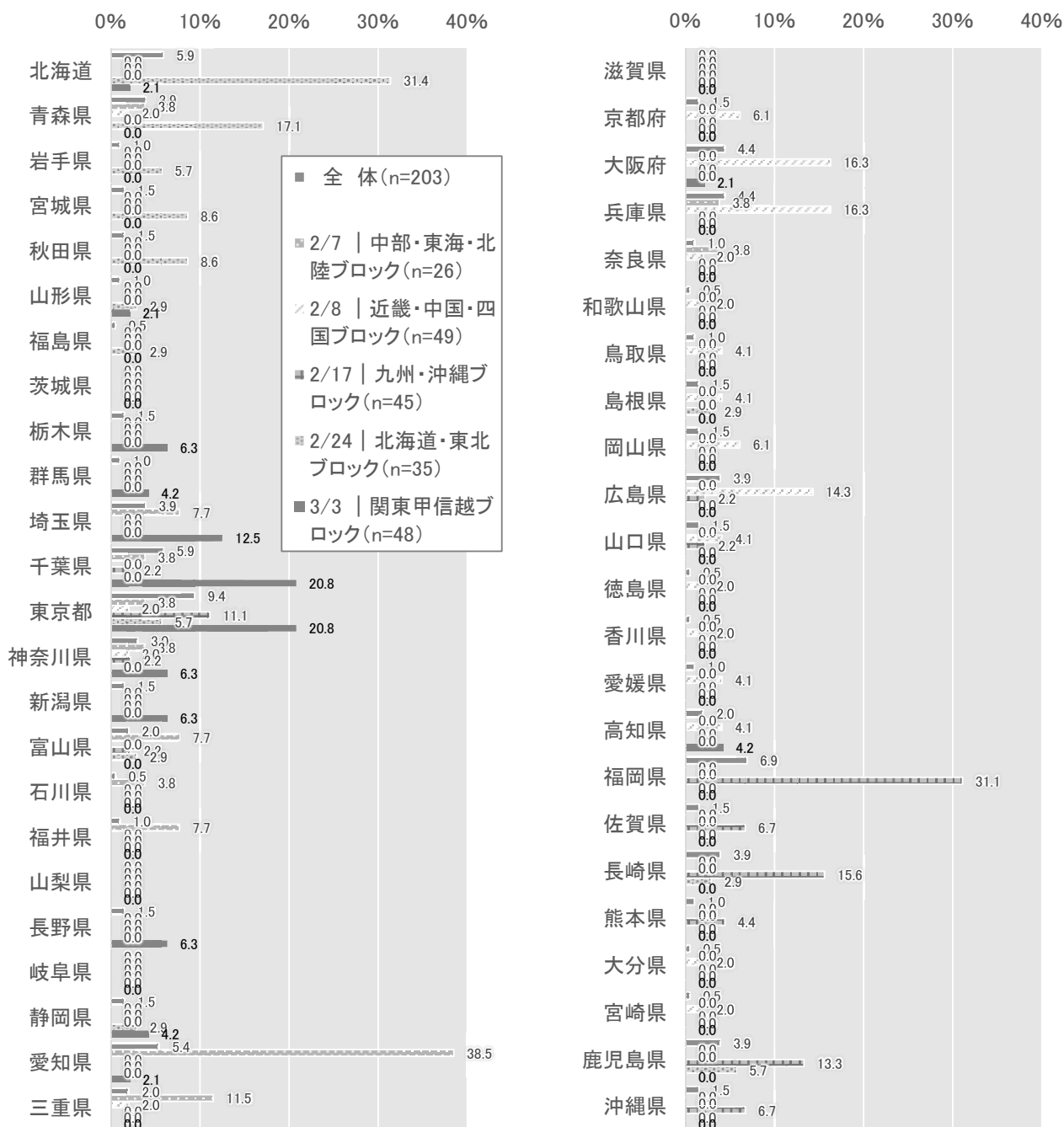
## ② 地域ブロックセミナー

オンライン(Zoom)参加者に対して、アンケートを行ったところ、203名(回答率:51%)から回答を得た。その結果は以下の通りである。

地域ブロック毎でその地域の参加者が多いが、全体でみると「東京都」が全体の9.4%で最も多く、次に「福岡県」の6.9%、「北海道」「千葉県」がそれぞれ5.9%、「愛知県」5.4%となっている。

### 【都道府県】

問1(ア). 都道府県(1つ選択)

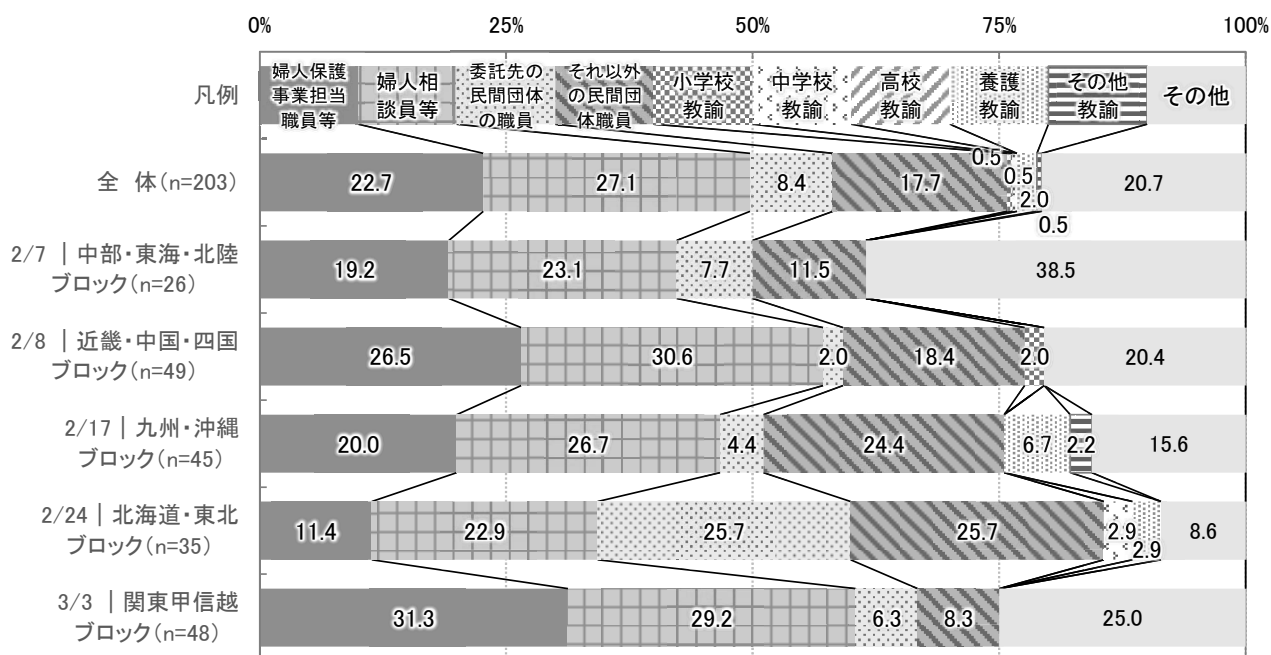


参加区分は、「婦人相談員等、関連する機関の職員」が全体の 27.1%で最も多く、次に地方公共団体の「婦人保護事業担当職員等」22.7%、「それ以外の民間団体職員」17.7%、若年被害女性等支援事業の一部実施を請け負う「委託先の民間団体の職員」8.4%、であった。

地域ブロック別では「北海道・東北ブロック」で若年被害女性等支援事業の一部実施を請け負う「委託先の民間団体の職員」が 25.7%と多く、「関東甲信越ブロック」では、「婦人相談員等、関連する機関の職員」が 31.3%と多い。

### 【参加区分】

問1(イ). 参加区分(1つ選択) ※0%は表記省略

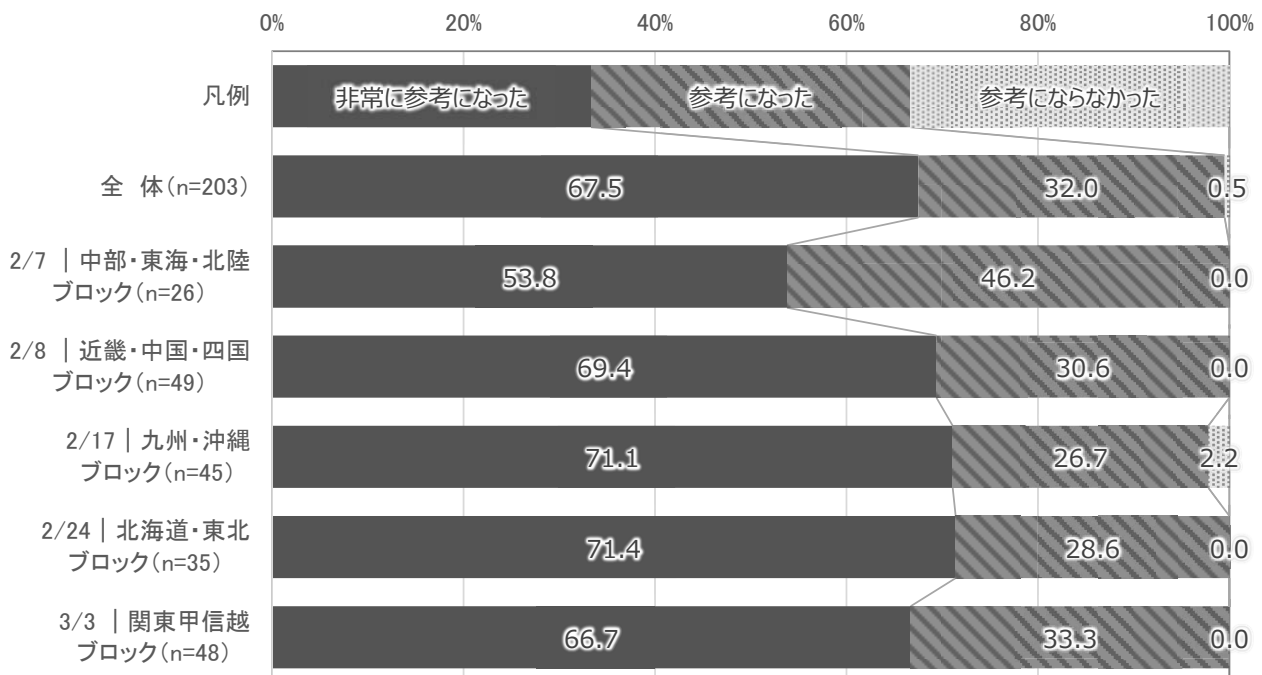


セミナー内容の全体の評価は、「非常に参考になった」が67.5%であり、「参考になった」32.0%まで含めると大半は「参考になった」と評価している。

地域ブロック別でも「非常に参考になった」と「参考になった」と合わせた「参考になった」との評価は高いが、特に近畿・中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック、北海道・東北ブロックでは、「非常に参考になった」割合が高い。

### 【プログラム全体評価】

問2(ア). セミナー全体について、どのように感じましたか。(1つ選択)

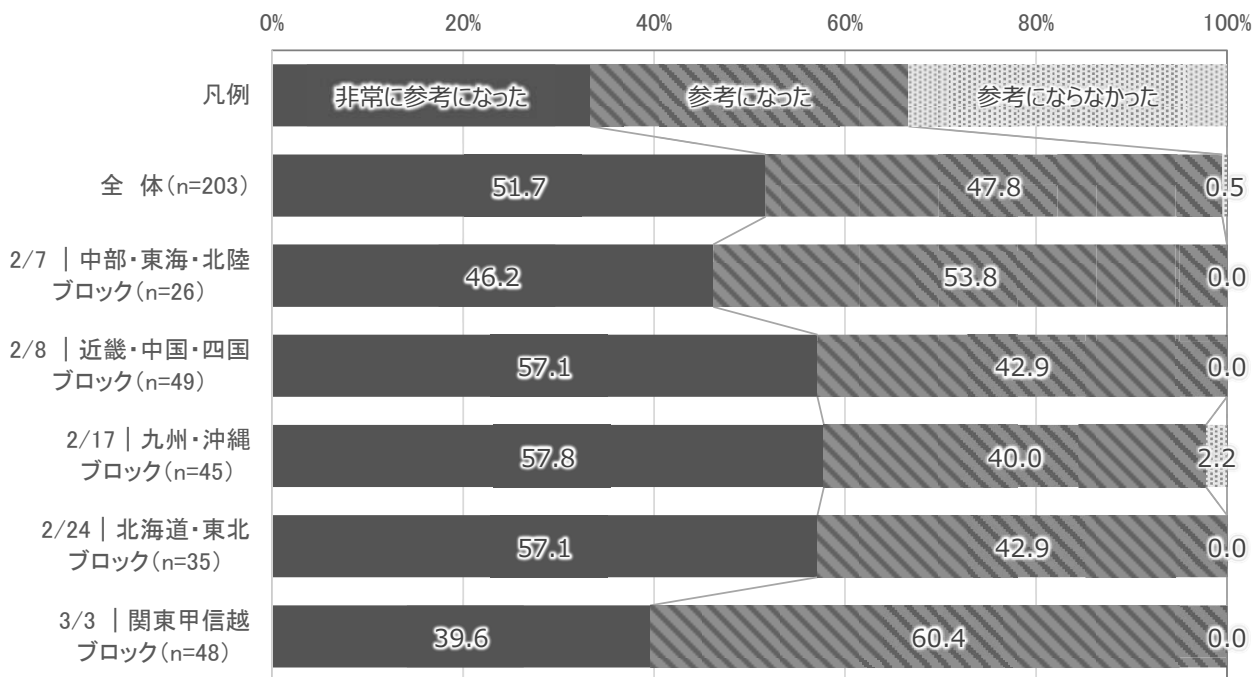


個別評価でも「非常に参考になった」と「参考になった」を合わせた評価がいずれのプログラムも 95%以上の回答者が「参考になった」と回答しており、特に「支援事例講演 1」では、「非常に参考になった」が 71.4%、「参考になった」までを合わせた評価が、99.5%と高評価であった。

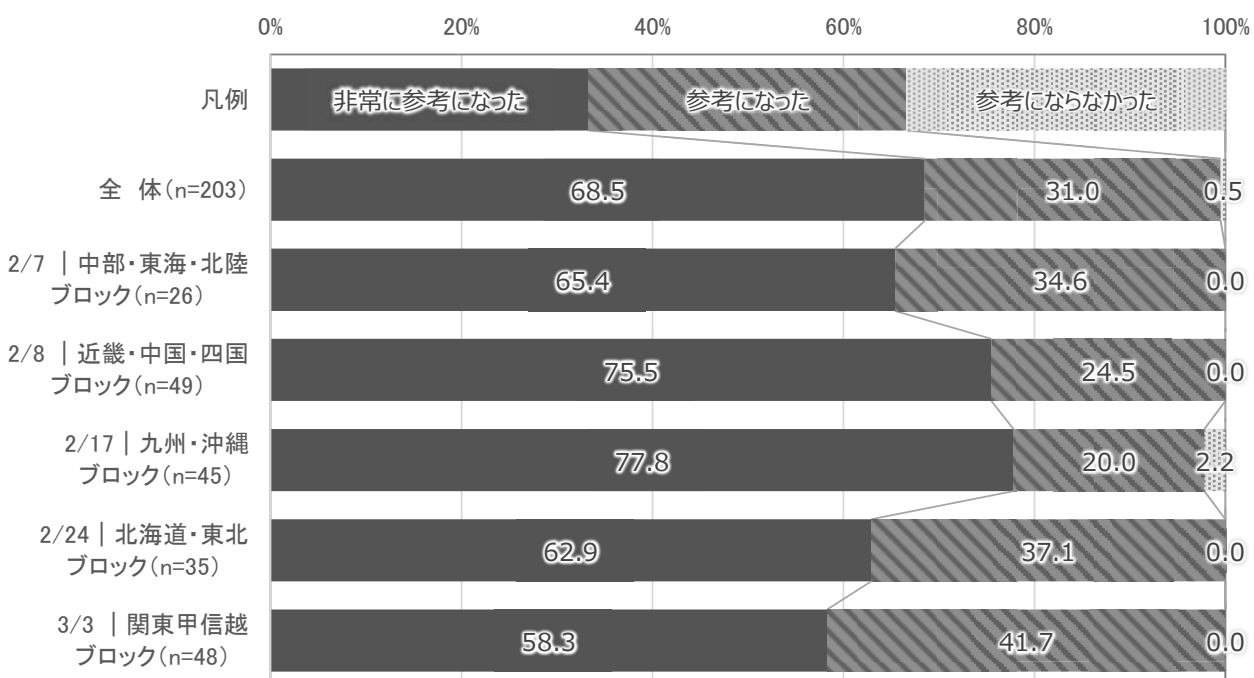
### 【プログラムの個別評価】

問2. セミナーの各講演について、どのように感じましたか。(1つ選択)

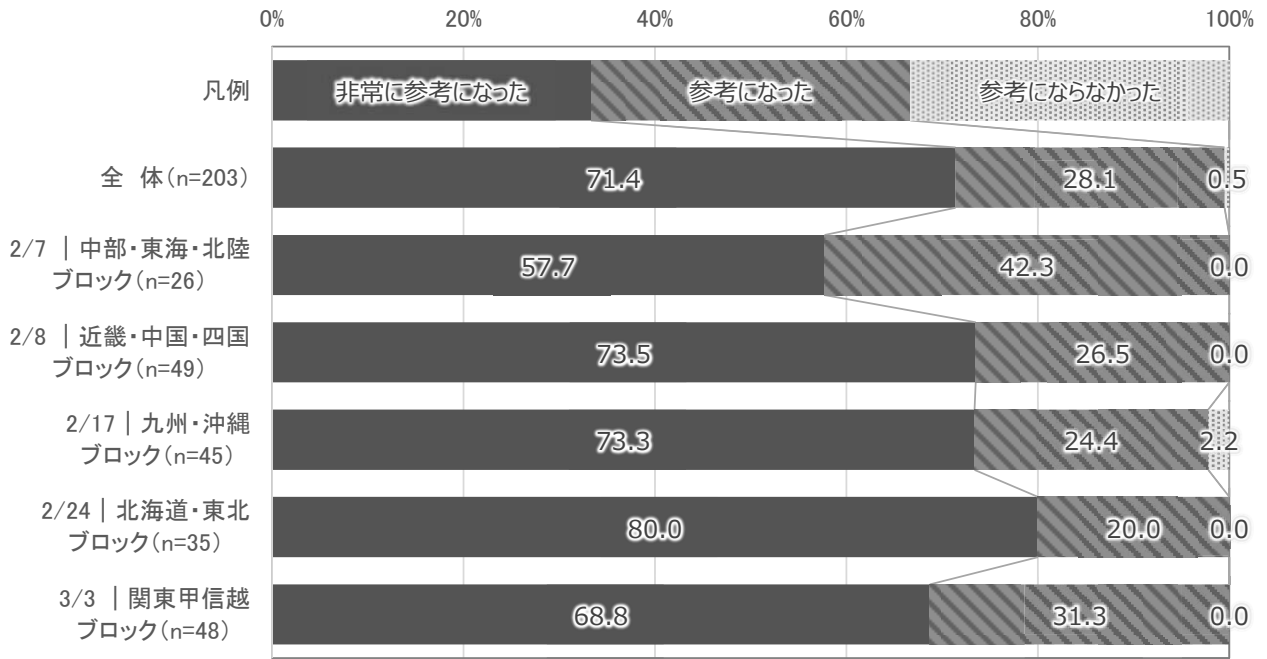
(イ) 行政説明について



(ウ) 基調講演について

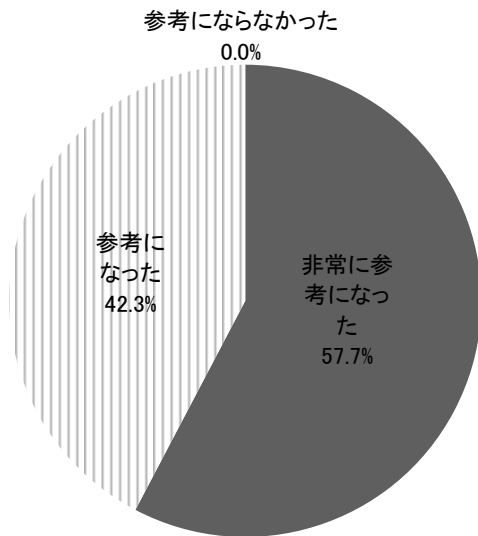


(エ) 支援事例講演1について

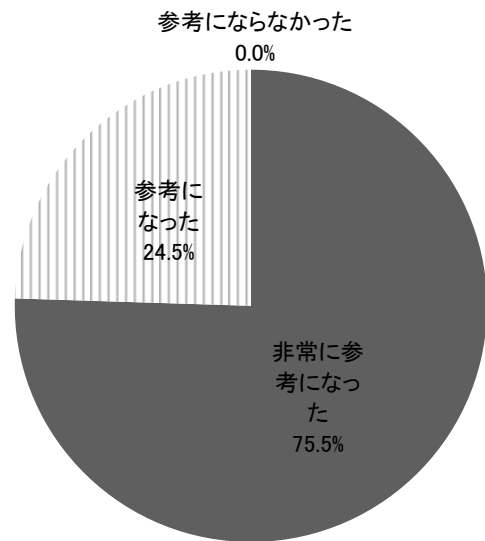


(オ) 支援事例講演2について

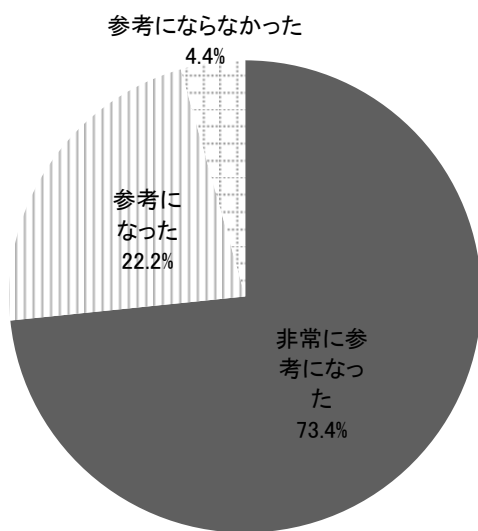
2/7 | 中部・東海・北陸ブロック[n=26]



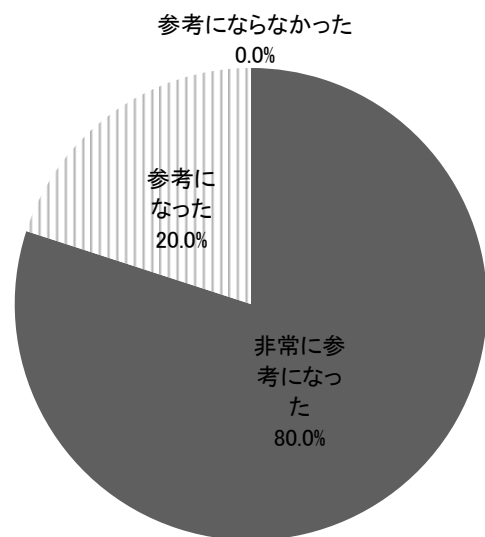
2/8 | 近畿・中国・四国ブロック[n=49]



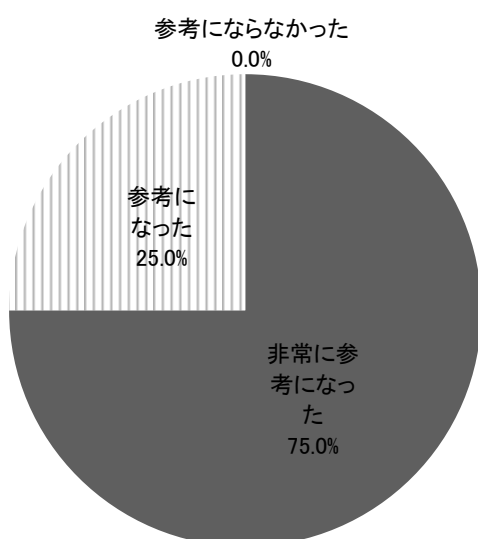
2/17 | 九州・沖縄ブロック[n=45]



2/24 | 北海道・東北ブロック[n=35]



3/3 | 関東甲信越ブロック[n=48]

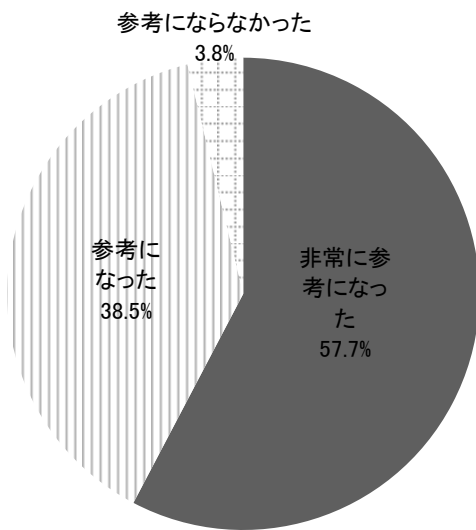


2/7   中部・東海・北陸ブロック	NPO 法人 ハッピーウーマンプロジェクト
2/8   近畿・中国・四国ブロック	NPO 法人 Sotto 京都自死・自殺相談センター
2/17   九州・沖縄ブロック	NPO 法人 そだちの樹
2/24   北海道・東北ブロック	NPO 法人 女のスペース・おん
3/3   関東甲信越ブロック	自治体 福祉部担当者

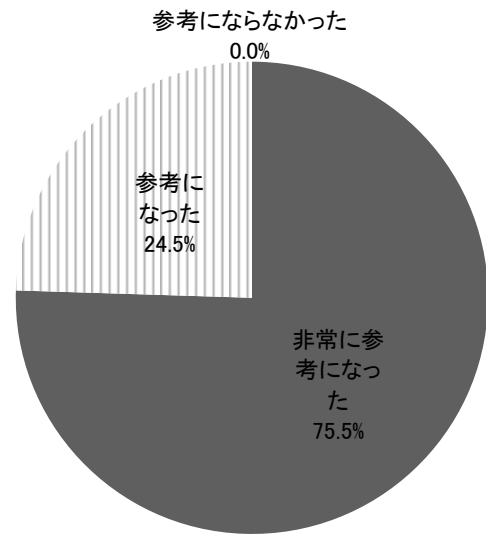


(カ) 支援事例講演3について

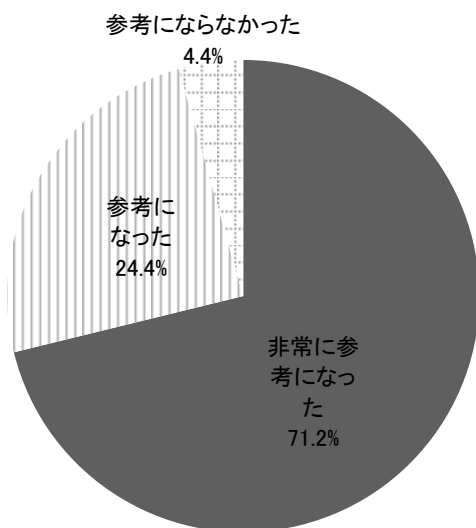
2/7 | 中部・東海・北陸ブロック[n=26]



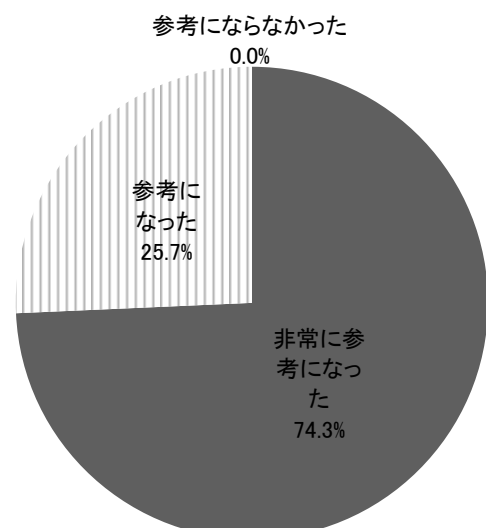
2/8 | 近畿・中国・四国ブロック[n=49]



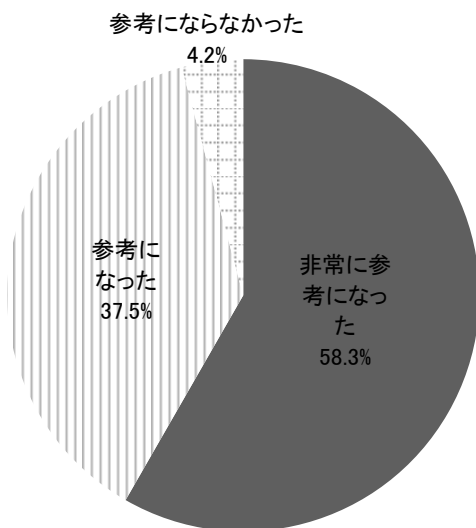
2/17 | 九州・沖縄ブロック[n=45]



2/24 | 北海道・東北ブロック[n=35]



3/3 | 関東甲信越ブロック[n=48]



2/7 | 中部・東海・北陸ブロック

NPO 法人 再非行防止サポートセンター愛知

2/8 | 近畿・中国・四国ブロック

NPO 法人 子どもセンターぬっく

2/17 | 九州・沖縄ブロック

NPO 法人 抱樸(ほうぼく)

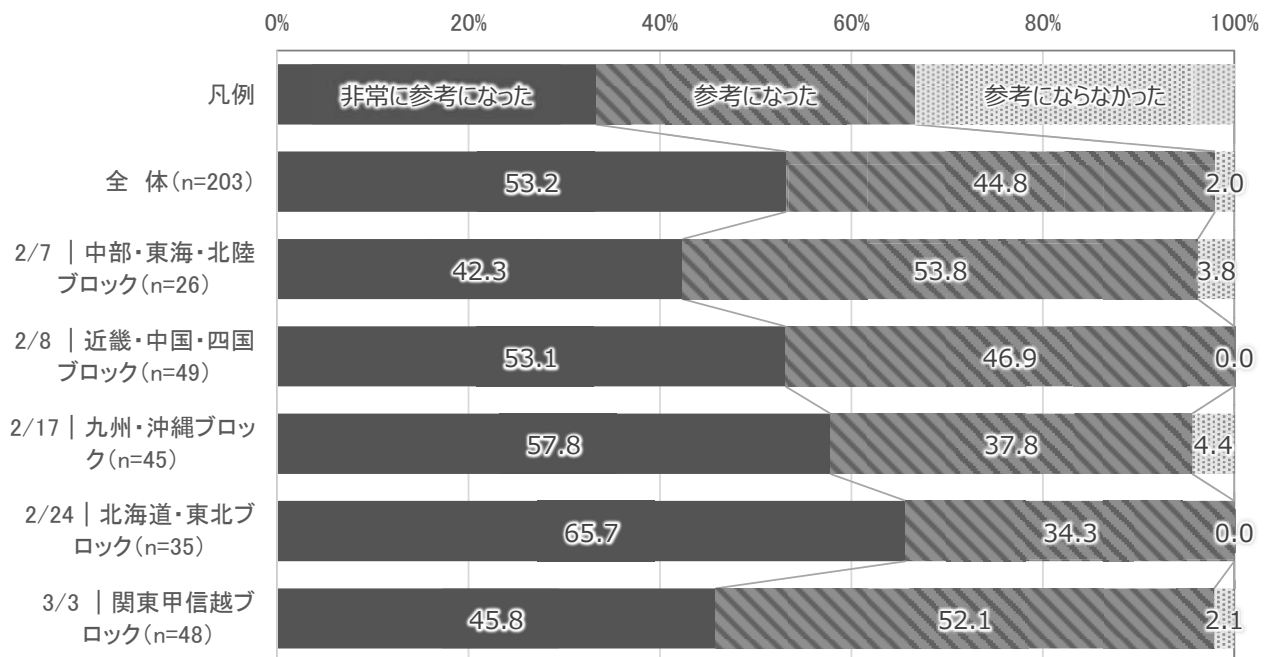
2/24 | 北海道・東北ブロック

特定非営利活動法人 ハーティ仙台

3/3 | 関東甲信越ブロック

遠見 才希子氏 産婦人科医

(キ) 質疑応答(パネルディスカッション型)について



セミナーでもっと聞きたかった内容について、自由記述で回答を求めたところ、50名(55件※複数回答あり)から回答が得られた。具体的には「公的機関と民間団体との繋がりについて」、「具体例・事例・解決策」などが挙げられた。

**【もっと聞きたかった内容】**

項目	件数	構成比
合計	55	100%
公的機関と民間団体との繋がりについて	11	20.0%
具体例・事例・解決策	9	16.4%
現在の問題点・課題・要望	5	9.1%
運営予算について	5	9.1%
参考になった、今後も開催して欲しい	3	5.5%
他の自治体の取組について	3	5.5%
人員配置・育成・研修について	3	5.5%
困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法	2	3.6%
当事者の声	2	3.6%
もっと聞きたかった	1	1.8%
婦人相談所について	1	1.8%
特になし	1	1.8%
その他	9	16.4%

## ●公的機関と民間団体との繋がりについて

具体的な意見（抜粋）	参加区分
<p>婦人相談に関することで、来年度より婦人相談員の役割が大きく変化することが理解できました。民間団体との連携が実際どのような形で強化され支援に期待をしました。そして、民間団体が婦人保護施設、婦人相談員等に対してどのような要望などがあるのかを知れるとよいと思いました。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員
<p>このような支援を実現させるために国が地方自治体に向けてアプローチしていることなどお聞きしたいです。国が示していても努力義務だと関心持たない自治体は動かず支援が届きません。全国どこに住んでいても支援が届くように頑張っている現場、実務者の声をきいて研究、調査された内容のものが聞けると嬉しいです。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員
<p>民間活動の状況はよくわかったが、行政（警察）との連携方法がわからない。そこが聞きたかった。民間での活動には限界があると思う。結局、行政の介入が必要になるのではないか。</p>	地方公共団体の婦人保護事業担当職員等

## ●具体例・事例・解決策

具体的な意見（抜粋）	参加区分
<p>ハイリスク出産が虐待につながりやすいと聞きます。その現状と対処を機会があれば聞きたい。</p> <p>親から子へと繰り返す負の連鎖もあると言いますが、今回のような支援の手が必要になった保護者へのアプローチはどのようにされるのか事例があれば、聞いてみたい。</p>	その他
<p>行政機関、支援施設、支援団体等の関係、役割分担について、具体的な考え方を聞きしたかった。</p>	上記以外の民間団体職員
<p>現場の意見が聞けると非常に心強いが、成功例だけでなく上手くいかなかった事例も聞いてみたい。</p>	婦人相談員等、関連する機関の職員

今後の取組に参考になる点について、自由記述で回答を求めたところ、96名(121件※複数回答あり)から回答が得られた。具体的には「参考になった、今後も開催して欲しい」、「公的機関と民間団体の協力について」、「他団体の取組について」などが挙げられた。

### 【今後の取組に参考になる点】

項目	件数	構成比
合計	121	100%
参考になった、今後も開催して欲しい	26	21.5%
公的機関と民間団体の協力について	19	15.7%
他団体の取組について	12	9.9%
相談者との接し方について	10	8.3%
困難な問題を抱える若年女性と繋がる方法	8	6.6%
やるべきことが明確になった	8	6.6%
若年妊娠・出産・性教育について	8	6.6%
若年女性の現状について	5	4.1%
運営予算について	3	2.5%
国の方針・法整備について	3	2.5%
インターネットやSNSで相談できるということ	3	2.5%
人材育成について	3	2.5%
都市部と地方の差について	2	1.7%
もう少し話を聞きたかった	1	0.8%
特になし	1	0.8%
その他	9	7.4%

### ●参考になった、今後も開催して欲しい

具体的な意見（抜粋）	参加区分
周知の方法、どのような方法が利用しやすいのかなど参考になりました。	「若年被害女性等支援事業」の一部実施を請け負う委託先の民間団体の職員
「困った子供は困っている子供」「困った保護者は困っている保護者」としての知見を広められました。ありがとうございます。	中学校教諭
先人の活動についてよく知ることができました。若い力が必要な事業と感じました。	婦人相談員等、関連する機関の職員

## ●公的機関と民間団体の協力について

具体的な意見（抜粋）	参加区分
私は地元で顔の見える支援、また社会的養護の子ども達の直接支援ですが、18歳以上の若年女性の支援が途切れたあとのケアを担ってくださっている団体の皆様とのつながりを持ちたいと思いました。行政の制度についてももっと活用できるよう、市と連携したいと思いました。	その他
全てのお話が非常に参考になりました。充実した支援には、官民を超えた地域のネットワーク、またそれぞれの機能の強みを活かした連携が力になることがよくわかりました。また、高坂さんの「正しいことではなく信頼できる人を」というお話は相談スタンスの核心をつくもので、本日ご紹介のあったどの取組にも通じていたと思います。相談事業に関する研修企画の際には必ず踏まえたいポイントだと思いました。ありがとうございました。	その他
どの場面をとっても参考になることばかりで、時間があっという間に過ぎてしまいました。 当自治体では、民間の活動はあるのですが、行政の問題意識とのギャップがあるように感じられます。もっと行政職員に本腰を入れていただいて、民間活動の後押し、そして公的支援につなげるためのコーディネート役を担ってもらいたいと感じました。その点、札幌市の取り組みは非常に参考になりました。行政がこれだけ実地で声を聴き検証していく力があると心強いです。	その他
義務教育が終わる中学校では、卒業後にどのような支援が受けられるのかきちんと把握し、伝えておくことも大切だと思う。話のなかでもあったが、自分が支援を受ける必要があると認識していない子どもやSOSの出し方が分からない子どももいるので、学校だけではなく多くの団体（公的にも民営でも）が手を携えて連携していく必要性を感じた。	養護教諭

## ●他団体の取組について

具体的な意見（抜粋）	参加区分
地域の民間団体の活動について、活動内容や苦勞している点が分かり、大変勉強になりました。子どもシェルターなど早速調べてみましたが、定員など見てみるとまだまだ足りていないんだろうなと思いました。若年者の心理を把握することも大事ですが、成人年齢変更などの社会の動きにも敏感にならなければと思いました。	上記以外の 民間団体職員
札幌市のお取組みから、やはり調査研究に基づいて施策を立案することの意義を感じました。参考にさせていただきます。	地方公共団体の婦人 保護事業担当職員等
全国各地にさまざまな支援団体があることを知り、視野を広げることができました。今後の業務につなげていきたいと思います。	小学校教諭
札幌市の取り組み、大変参考になりました。またその心意気を実践に移すきめ細やかさに感銘を受けました。中絶や緊急避妊薬の引換券配布という発想にも感激しました。これが先進的取り組みになることを祈りながら、自分の近くでも話題にしていきたいと考えました。遠見先生のお話も刺激的で、今後もっとよく学んで身に着け、相談にも活かしたいと思いました。	婦人相談員等、 関連する機関の職員

## V. 支援マニュアルの作成

困難な問題を抱える若年女性が必要としている支援を適切に実施するため、連携・協働すべき民間団体、関係機関、自治体の職員や相談員の参考となることを目的として、若年女性支援の流れ及び支援の際のポイント等について、アンケート調査結果やセミナーでの講演内容等を踏まえながら、ワーキングチームにおいて協議し、支援マニュアル（別冊）として作成した。

# 参考資料

## 1. 相談機関調査票

### 1 貴機関について

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。

貴機関についてお答えください。

F1 都道府県名

自治体名

機関名（あてはまるものすべて選択）

- 1 婦人相談所
- 2 児童相談所
- 3 配偶者暴力相談支援センター
- 4 男女共同参画支援センター
- 5 福祉事務所
- 6 子ども家庭支援センター
- 7 生活困窮者自立支援窓口

回答欄
1
2
3
4
5
6
7

本アンケートの記入者についてお答えください。

F2 部署名

F3 氏名

F4 電話番号

F5 メールアドレス

[次のシートにお進みください](#) ⇨



調査票

1 支援対応の実態について

(1) 支援内容・件数

Q1 困難な問題を抱える若年女性（このアンケートにおいては30歳未満の女性とします。）に対して、どのような支援を行っていますか。  
（あてはまるものすべて選択）

- |                                                                         |     |   |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 1 夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ                                              | 回答欄 | 1 |
| 2 相談及び面談（電話・メール・SNS等）                                                   |     | 2 |
| 3 居場所の提供                                                                |     | 3 |
| 4 自立支援（学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等）                                   |     | 4 |
| 5 その他<br>↓具体的な内容をお書きください。                                               |     | 5 |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |
| 6 行っている支援はない                                                            |     | 6 |

Q2 Q1で回答した貴機関で行っている若年女性に対する支援（委託を含む。）について、令和2年度の実績を教えてください。  
（正確な数が不明な場合は概数を記入してください。）

なお、相談及び面談については、貴機関で行っている支援全体の件数についても教えてください。

		回答欄
1	夜間見回り・声掛け 実施回数 声をかけた人数	回 人
2	相談及び面談（電話・メール・SNS等）件数（のべ） 貴機関で行っている相談支援の件数（若年女性の件数含む）	件 件
3	居場所の利用人数 短期利用 長期利用	人 人
4	自立支援 支援件数	件

Q3 貴機関で若年女性支援を行う場合の対象者の年齢制限はありますか。  
（ひとつ選択）

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 年齢制限がある<br>[ ] 歳から [ ] 歳まで | 回答欄 |
| 2 年齢制限はない                    |     |

Q4 Q3で「1 年齢制限がある」と回答した方に伺います。  
Q3で回答いただいた年齢以外の方から相談があった場合、どのような対応をしていますか。  
（あてはまるものすべて選択）

- |                                                                         |     |   |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 1 相談は受けずに他の公的機関を案内する<br>↓具体的な内容をお書きください。                                | 回答欄 | 1 |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |
| 2 相談は受けずに他の民間支援団体を案内する<br>↓具体的な内容をお書きください。                              |     | 2 |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |
| 3 ケースごとに対応する                                                            |     | 3 |
| 4 その他<br>↓具体的な内容をお書きください。                                               |     | 4 |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |

次のシートにお進みください →

調査票

調査票1(2)は、Q1で「1 夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ」を実施していると回答した方に伺います。  
 「1 夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ」を選択されていないため、次のシートにお進みください。⇒

(2) アウトリーチ等

Q5 困難な問題を抱える若年女性の支援において、アウトリーチとして取り組んでいることがあれば教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- |                                                                         |     |   |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 1 夜間見回り                                                                 | 回答欄 | 1 |
| 2 声掛け                                                                   |     | 2 |
| 3 ICTの活用 (ネットパトロールなど)                                                   |     | 3 |
| 4 出張面談                                                                  |     | 4 |
| 5 実態調査の実施                                                               |     | 5 |
| 6 その他                                                                   |     | 6 |
| ↓具体的な内容をお書きください。                                                        |     |   |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |
| 7 特になし                                                                  |     | 7 |

Q6 若年女性に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について伺います。  
 インターネット・SNSを通じた性的被害、性的搾取(援助交際、パパ活など)について、対応をしていますか。  
 (ひとつ選択)

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 対応している  | 回答欄 |
| 2 対応していない |     |

Q7 Q6で「1 対応している」と回答した方に伺います。  
 対策として取り組んでいることを教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- |                                                                         |     |   |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 1 実態調査を行っている                                                            | 回答欄 | 1 |
| 2 ネットパトロールを実施している                                                       |     | 2 |
| 3 支援対応(直接対応)を行っている                                                      |     | 3 |
| 4 その他                                                                   |     | 4 |
| ↓具体的な内容をお書きください。                                                        |     |   |
| <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> |     |   |

次のシートにお進みください。⇒

## 調査票

調査票1(3)は、Q1で「2 相談及び面談（電話・メール・SNS等）」を実施していると回答した方に伺います。  
「2 相談及び面談（電話・メール・SNS等）」を選択されていないため、次のシートにお進みください。

### (3) 相談及び面談

#### ①18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援

Q8 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの相談への対応を行っていますか。  
(ひとつ選択)

- 1 相談対応を行っている
- 2 18歳以上の困難な問題を抱える女性を支援対象としているが、相談がない
- 3 18歳以上の困難な問題を抱える女性は支援対象としていない
- 4 その他

↓具体的な内容をお書きください。

--

回答欄

--

Q9 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対して、どのような対応をしていますか。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 当機関単体で対応している
- 2 関係機関と連携して対応している
- 3 関係機関・窓口へつないでいる
- 4 その他

↓具体的な内容をお書きください。

--

- 5 相談が寄せられたことはない

回答欄

--

1

--

2

--

3

--

4

--

--

--

5

Q10 Q9で「2 関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。  
 連携している関係機関を教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- 1 婦人相談所
- 2 婦人相談員
- 3 児童相談所
- 4 婦人保護施設
- 5 配偶者暴力相談支援センター
- 6 男女共同参画支援センター
- 7 福祉事務所
- 8 子ども家庭支援センター
- 9 生活困窮者自立支援窓口
- 10 母子生活支援施設
- 11 児童養護施設
- 12 乳児院
- 13 自立援助ホーム
- 14 社会福祉協議会
- 15 父子母子福祉センター
- 16 保健所
- 17 警察
- 18 弁護士
- 19 学校
- 20 教育委員会
- 21 民間支援団体

↓ 団体名をお書きください。

- 22 医療機関
- 23 ハローワーク
- 24 民生委員・児童委員
- 25 外国人への支援組織
- 26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- 27 法テラス等法律相談窓口
- 28 その他

↓ 連携先の名称をお書きください。

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25
	26
	27
	28

**Q11** 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対して、どのような対応をしていますか。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 当機関単体で対応している
  - 2 関係機関と連携して対応している
  - 3 関係機関・窓口へつないでいる
  - 4 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

5 相談が寄せられたことはない

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5

**Q12** Q11で「2 関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。  
連携している関係機関を教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 婦人相談所
  - 2 婦人相談員
  - 3 児童相談所
  - 4 婦人保護施設
  - 5 配偶者暴力相談支援センター
  - 6 男女共同参画支援センター
  - 7 福祉事務所
  - 8 子ども家庭支援センター
  - 9 生活困窮者自立支援窓口
  - 10 母子生活支援施設
  - 11 児童養護施設
  - 12 乳児院
  - 13 自立援助ホーム
  - 14 社会福祉協議会
  - 15 父子母子福祉センター
  - 16 保健所
  - 17 警察
  - 18 弁護士
  - 19 学校
  - 20 教育委員会
  - 21 民間支援団体
- ↓団体名をお書きください。
- 
- 22 医療機関
  - 23 ハローワーク
  - 24 民生委員・児童委員
  - 25 外国人への支援組織
  - 26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
  - 27 法テラス等法律相談窓口
  - 28 その他
- ↓連携先の名称をお書きください。
- 

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25
	26
	27
	28

**Q13** 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの、自殺念慮、性被害、デートDV、家庭問題、貧困などの多様な困難についての相談に対して、どのような対応をしていますか。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 当機関単体で対応している
  - 2 関係機関と連携して対応している
  - 3 関係機関・窓口へつないでいる
  - 4 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

5 相談が寄せられたことはない

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5

**Q14** Q13で「2 関係機関と連携して対応している」と回答した方に伺います。  
 連携している関係機関を教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- 1 婦人相談所
- 2 婦人相談員
- 3 児童相談所
- 4 婦人保護施設
- 5 配偶者暴力相談支援センター
- 6 男女共同参画支援センター
- 7 福祉事務所
- 8 子ども家庭支援センター
- 9 生活困窮者自立支援窓口
- 10 母子生活支援施設
- 11 児童養護施設
- 12 乳児院
- 13 自立援助ホーム
- 14 社会福祉協議会
- 15 父子母子福祉センター
- 16 保健所
- 17 警察
- 18 弁護士
- 19 学校
- 20 教育委員会
- 21 民間支援団体

↓ 団体名をお書きください。

- 22 医療機関
- 23 ハローワーク
- 24 民生委員・児童委員
- 25 外国人への支援組織
- 26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- 27 法テラス等法律相談窓口
- 28 その他

↓ 連携先の名称をお書きください。

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25
	26
	27
	28

**Q15** Q10,12,14のいずれかで「21 民間支援団体」と回答した方に伺います。  
 民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケースがあれば、教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- 1 民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった
- 2 民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)により支援につながった
- 3 その他

↓ 具体的な内容をお書きください。

回答欄	
	1
	2
	3

**Q16** 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った(困っている)ことはありますか。  
 (ひとつ選択)

- 1 ある
- 2 ない

回答欄

**Q17** Q16で「1ある」と回答した方に伺います。  
 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことについて、教えてください。  
 （あてはまるものすべて選択）

- 1 相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）
- 2 相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）
- 3 相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）
- 4 支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）
- 5 支援のための制度が使えなかった（使えない）

回答欄

1  
2  
3  
4  
5

↓具体的な内容をお書きください。

- 6 支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった（できない）
- 7 関連部署・関係機関との連携が取りづらかった（取りづらい）
- 8 その他


6  
7  
8

↓具体的な内容をお書きください。

**Q18** 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）と思うことがありますか。  
 （ひとつ選択）

- 1 ある
- 2 ない

回答欄

**Q19** Q18で「1ある」と回答した方に伺います。  
 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）ことについて教えてください。  
 （あてはまるものすべて選択）

- 1 関係機関との情報共有や連携
- 2 事例・ノウハウの共有
- 3 相談技術の向上
- 4 シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保
- 5 就労支援や金銭給付などの施策の整備
- 6 その他

回答欄

1

↓具体的な内容をお書きください。


2  
3  
4  
5  
6

↓具体的な内容をお書きください。

次のシートにお進みください →





**Q23** Q22で「21 民間支援団体」と回答した方に伺います。  
民間支援団体との連携により問題が顕在化されたケースがあれば、教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった
  - 2 民間支援団体が行うアウトリーチ活動（街頭パトロール等）により支援につながった
  - 3 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

回答欄

**Q24** 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことはありますか。  
(ひとつ選択)

- 1 ある
- 2 ない

回答欄

**Q25** Q24で「1 ある」と回答した方に伺います。  
18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことについて、教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）
  - 2 相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）
  - 3 相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）
  - 4 支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）
  - 5 支援のための制度が使えなかった（使えない）
- ↓具体的な内容をお書きください。

- 6 支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった（できない）
  - 7 関連部署・関係機関との連携が取りづらかった（取りづらい）
  - 8 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

回答欄

**Q26** 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）と思うことがありますか。  
(ひとつ選択)

- 1 ある
- 2 ない

回答欄

**Q27** Q26で「1 ある」と回答した方に伺います。  
18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）ことについて教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 関係機関との情報共有や連携
- ↓具体的な内容をお書きください。
- 
- 2 事例・ノウハウの共有
  - 3 相談技術の向上
  - 4 ジェルターなどの居場所として使える社会資源の確保
  - 5 就労支援や金銭給付などの施策の整備
  - 6 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

回答欄

次のシートにお進みください ⇨

調査票

調査票1(4)は、Q1で「3 居場所の提供」「4 自立支援」を実施していると回答した方に伺います。  
 「3 居場所の提供」「4 自立支援」を選択されていないため、次のシートにお進みください。⇒

**(4) 居場所の提供・自立支援**  
**①18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援**

Q28 婦人相談所において、18歳以上の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケースはありますか。  
 (ひとつ選択)

1 一時保護委託をしたケースがある  
 2 一時保護委託をしたケースはない

回答欄

Q29 Q28で「1 一時保護委託をしたケースがある」と回答した方に伺います。  
 他の都道府県の民間支援団体に委託したケースはありますか。  
 (ひとつ選択)

1 ある  
 ↓具体的な内容をお書きください。  
 [ ]

2 ない

回答欄

**②18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援**

Q30 児童相談所及び婦人相談所において、18歳未満の困難な問題を抱える女性本人が相談した民間支援団体等に一時保護委託をしたケースはありますか。  
 (それぞれひとつ選択)

1 一時保護委託をしたケースがある  
 2 一時保護委託をしたケースはない

回答欄

Q31 Q30で「1 一時保護委託をしたケースがある」と回答した方に伺います。  
 他の都道府県の民間支援団体に委託したケースはありますか。  
 (それぞれひとつ選択)

1 ある  
 ↓具体的な内容をお書きください。  
 [ ]

2 ない

回答欄

**③保護者への対応**

Q32 未成年の困難な問題を抱える女性から相談があった場合の、保護者への対応について伺います。  
 支援の開始や他機関との連携を行うにあたり、保護者への連絡はどのように対応していますか。  
 (あてはまるものすべて選択)

1 本人の同意の有無に関係なく必ず連絡する  
 2 本人の同意が取れた場合のみ連絡する  
 3 その他  
 ↓具体的な内容をお書きください。(例：心身に被害が及ぶことが想定される場合は連絡しない、18歳未満のみ連絡するなど)  
 [ ]

4 連絡しない

回答欄

**Q33** Q32で「1」「2」「3」のいずれかを回答した方に伺います。  
 保護者への連絡を行う場合、誰が対応していますか。  
 (あてはまるものすべて選択)

- 1 相談を受けた職員
- 2 相談窓口の責任者や管理職
- 3 児童相談所
- 4 警察や弁護士などの専門家
- 5 その他

↓具体的な内容をお書きください。

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5

**④実施している自立支援の内容**

**Q34** 困難な問題を抱える若年女性に対して、自立支援として実施している内容を教えてください。  
 (あてはまるものすべて選択)

- 1 カウンセリング
- 2 生活訓練 (日常生活に必要な技能や習慣の習得)
- 3 職業訓練 (就職に必要な技能や資格の習得)
- 4 就労支援
- 5 就労後のサポート
- 6 その他

↓具体的な内容をお書きください。

7 実施していない

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7

次のシートにお進みください ⇒

調査票

2 民間支援団体との連携について

Q35 地域の中に、困難な問題を抱える若年女性に対する支援をしている民間支援団体はありますか。  
(ひとつ選択)

- 1 民間支援団体がある
- 2 民間支援団体はない

回答欄

Q36 Q35で「1.民間支援団体がある」と回答した方に伺います。  
行政と民間支援団体との連携状況について教えてください。  
連携している場合、連携先の民間支援団体名と、円滑に連携が行われたケースがある場合、その具体的な内容を教えてください。  
(ひとつ選択)

- 1 民間支援団体と連携している  
↓連携先の民間支援団体名及び具体的な内容をお書きください。

[Text input area for Q36-1]

- 2 民間支援団体との連携はあまりできていない  
↓具体的な理由をお書きください。

[Text input area for Q36-2]

- 3 民間支援団体がほとんど活動していない
- 4 その他  
↓具体的な内容をお書きください。

[Text input area for Q36-4]

回答欄

Q37 Q36で「1.民間支援団体と連携している」と回答した方に伺います。  
民間支援団体との連携に関して、貴機関として、支援方法・内容などの方針（取り決めやマニュアルなど）はありますか。  
方針がある場合、その具体的な内容を教えてください。  
(ひとつ選択)

- 1 方針がある  
↓具体的な内容をお書きください。

[Text input area for Q37-1]

- 2 方針はない

回答欄

Q38 民間支援団体を通して行政相談につながる場合、民間支援者の同行同席を相談者が希望している場合の対応について、  
どのようにされていますか。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 民間支援者の同行同席の上、対応している
- 2 民間支援者の同行同席はなく、相談者のみで対応している
- 3 その他  
↓具体的な内容をお書きください。

[Text input area for Q38-3]

回答欄

1

2

3

Q39 民間支援団体と連携体制を築く際の問題点などがあれば教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 連携できる民間支援団体が少ない(ない)
- 2 財政面を含めた民間支援団体への支援が困難である
- 3 その他  
↓具体的な内容をお書きください。

[Text input area for Q39-3]

- 4 問題点は特にない

回答欄

1

2

3

4

次のシートにお進みください ⇒

調査票

3 人材育成

Q40 困難な問題を抱える若年女性の支援者等に対して、研修を実施していますか。  
(ひとつ選択)

- 1 実施している
- 2 実施していない

回答欄

Q41 Q40で「1 実施している」と回答した方に伺います。  
Q40で回答いただいた研修の内容を教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 相談技術に関する研修
- 2 法律に関する研修
- 3 現状を理解するための研修  
↓被害当事者や民間支援団体を講師にするなど被害実態の把握に関する取組があれば、お書きください。

- 4 関係機関との情報共有、連携のための研修
- 5 その他  
↓具体的な内容をお書きください。

回答欄	
	1
	2
	3
	4
	5

Q42 困難な問題を抱える若年女性の支援者など専門的な人材の育成に関して、取り組んでいることがあれば教えてください。  
また、参考にした自治体や民間支援団体の事例があれば教えてください。  
(ひとつ選択)

- 1 取り組んでいることがある  
↓どのような内容か、研修プログラムかなど、具体的な内容をお書きください。

- ↓参考にした自治体名・民間支援団体名をお書きください。

- 2 特になし

回答欄

次のシートにお進みください ⇨

調査票

4 コロナ禍での対応

Q43 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域となった際、相談体制や対応に変化はありましたか。  
(ひとつ選択)

- 1 変化があった
- 2 特に変化はなかった

回答欄

Q44 Q43で「1 変化があった」と回答した方に伺います。  
どのような変化がありましたか。  
(あてはまるものすべて選択)

- 1 対面での面接相談を中止した
  - 2 電話相談に切り替えるなど手段の変更をした
  - 3 相談受付時間を短縮した
  - 4 家庭訪問を延期した
  - 5 面接の回数を減らした
  - 6 その他
- ↓具体的な内容をお書きください。

--

回答欄

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

Q45 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、困難な問題を抱える若年女性において深まる孤独、孤立の支援対応について伺います。  
対応策としてすでに実施していることがありましたら教えてください。  
(ひとつ選択)

- 1 ある
- ↓具体的な内容をお書きください。

--

回答欄

- 2 ない



Q47 若年女性支援における、今後必要と考える社会資源とその具体的内容について、教えてください。  
(あてはまるものすべて選択)

	回答欄	↓具体的な内容をお書きください。
1 婦人相談所	1	
2 婦人相談員	2	
3 児童相談所	3	
4 婦人保護施設	4	
5 配偶者暴力相談支援センター	5	
6 男女共同参画支援センター	6	
7 福祉事務所	7	
8 子ども家庭支援センター	8	
9 生活困窮者自立支援窓口	9	
10 母子生活支援施設	10	
11 児童養護施設	11	
12 乳児院	12	
13 自立援助ホーム	13	
14 社会福祉協議会	14	
15 父子母子福祉センター	15	
16 保健所	16	
17 警察	17	
18 弁護士	18	
19 学校	19	
20 教育委員会	20	
21 民間支援団体	21	
22 医療機関	22	
23 ハローワーク	23	
24 民生委員・児童委員	24	
25 外国人への支援組織	25	
26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	26	
27 法テラス等法律相談窓口	27	
28 その他	28	
29 特にない	29	

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。



## 2. 相談員調査票

このアンケートは、困難な問題を抱える若年女性（家出少女、AV出演強要、JKビジネスの被害者等）を対象とした支援（夜間見回り・声かけ等のアウトリーチによる支援等）における課題等を把握することを目的として実施します。

ご回答にあたっては、相談員・婦人相談員個人としてのお考え（普段、相談支援の対応を行う中で感じていることなど）をご入力ください。

ご自身についてお答えください。

\* F1. 所属機関の所在地

\* F2. 所属機関名

- 1. 婦人相談所
- 2. 児童相談所
- 3. 配偶者暴力相談支援センター
- 4. 男女共同参画支援センター
- 5. 福祉事務所
- 6. 子ども家庭支援センター
- 7. 生活困窮者自立支援窓口
- 8. その他

「8. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* F3. 区分

- 1. 婦人相談員(売春防止法に基づく)
- 2. その他の相談員

\* F4. 年代

- 1. 20歳代
- 2. 30歳代
- 3. 40歳代
- 4. 50歳代
- 5. 60歳以上

\* F5. 婦人相談員・相談員としての勤務年数（半角数字で入力）

年（半角数字1～100の間で入力）

\* Q1 . 困難な問題を抱える若年女性（このアンケートにおいては30歳未満の女性とします。）に対して、どのような支援を行っていますか。（あてはまるものすべて選択）

- 1. 夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ
- 2. 相談及び面談（電話・メール・SNS等）
- 3. 居場所の提供
- 4. 自立支援（学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等）
- 5. その他
- 6. 行っている支援はない

「5. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q2 . 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことはありますか。（ひとつ選択）

- 1. ある
- 2. ない

\* Q3 . Q2で「1ある」と回答した方に伺います。  
18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことについて、教えてください。（あてはまるものすべて選択）

- 1. 相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）
- 2. 相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）
- 3. 相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）
- 4. 支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）
- 5. 支援のための制度が使えなかった（使えない）
- 6. 支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった（できない）
- 7. 関連部署・関係機関との連携が取りづらかった（取りづらい）
- 8. その他

「5. 支援のための制度が使えなかった（使えない）」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

「8. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q4 . 18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）と思うことがありますか。（ひとつ選択）

1. ある  
 2. ない

\* Q5 . Q4で「1ある」と回答した方に伺います。

18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）ことについて教えてください。（あてはまるものすべて選択）

1. 関係機関との情報共有や連携  
 2. 事例・ノウハウの共有  
 3. 相談技術の向上  
 4. シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保  
 5. 就労支援や金銭給付などの施策の整備  
 6. その他

「1. 関係機関との情報共有や連携」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

「6. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q6 . 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことはありますか。（ひとつ選択）

1. ある  
 2. ない

\* Q7 . Q6で「1 ある」と回答した方に伺います。

18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援において、困った（困っている）ことについて、教えてください。（あてはまるものすべて選択）

- 1. 相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）
- 2. 相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）
- 3. 相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）
- 4. 支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）
- 5. 支援のための制度が使えなかった（使えない）
- 6. 支援者の勤務時間の都合で十分な対応ができなかった（できない）
- 7. 関連部署・関係機関との連携が取りづらかった（取りづらい）
- 8. その他

「5. 支援のための制度が使えなかった（使えない）」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

「8. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q8 . 18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべき（実施すべき）と思うことがありますか。（ひとつ選択）

- 1. ある
- 2. ない

\* Q9 . Q8で「1 ある」と回答した方に伺います。

18歳未満の困難な問題を抱える女性の支援対応において、今後改善すべきこと（実施すべきこと）について教えてください。（あてはまるものすべて選択）

- 1. 関係機関との情報共有や連携
- 2. 事例・ノウハウの共有
- 3. 相談技術の向上
- 4. シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保
- 5. 就労支援や金銭給付などの施策の整備
- 6. その他

「1. 関係機関との情報共有や連携」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

「6. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q10-1. 若年女性支援における社会資源について伺います。

現在利用している社会資源について、教えてください。（あてはまるものすべて選択）

- |                                           |                                                         |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 婦人相談所         | <input type="checkbox"/> 16. 保健所                        |
| <input type="checkbox"/> 2. 婦人相談員         | <input type="checkbox"/> 17. 警察                         |
| <input type="checkbox"/> 3. 児童相談所         | <input type="checkbox"/> 18. 弁護士                        |
| <input type="checkbox"/> 4. 婦人保護施設        | <input type="checkbox"/> 19. 学校                         |
| <input type="checkbox"/> 5. 配偶者暴力相談支援センター | <input type="checkbox"/> 20. 教育委員会                      |
| <input type="checkbox"/> 6. 男女共同参画支援センター  | <input type="checkbox"/> 21. 民間支援団体                     |
| <input type="checkbox"/> 7. 福祉事務所         | <input type="checkbox"/> 22. 医療機関                       |
| <input type="checkbox"/> 8. 子ども家庭支援センター   | <input type="checkbox"/> 23. ハローワーク                     |
| <input type="checkbox"/> 9. 生活困窮者自立支援窓口   | <input type="checkbox"/> 24. 民生委員・児童委員                  |
| <input type="checkbox"/> 10. 母子生活支援施設     | <input type="checkbox"/> 25. 外国人への支援組織                  |
| <input type="checkbox"/> 11. 児童養護施設       | <input type="checkbox"/> 26. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター |
| <input type="checkbox"/> 12. 乳児院          | <input type="checkbox"/> 27. 法テラス等法律相談窓口                |
| <input type="checkbox"/> 13. 自立援助ホーム      | <input type="checkbox"/> 28. その他                        |
| <input type="checkbox"/> 14. 社会福祉協議会      | <input type="checkbox"/> 29. 特になし                       |
| <input type="checkbox"/> 15. 父子母子福祉センター   |                                                         |

「28. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q10-2. 若年女性支援における社会資源について伺います。

利用したいが利用できていない社会資源について、教えてください。(あてはまるものすべて選択)

- |                                           |                                                         |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 婦人相談所         | <input type="checkbox"/> 16. 保健所                        |
| <input type="checkbox"/> 2. 婦人相談員         | <input type="checkbox"/> 17. 警察                         |
| <input type="checkbox"/> 3. 児童相談所         | <input type="checkbox"/> 18. 弁護士                        |
| <input type="checkbox"/> 4. 婦人保護施設        | <input type="checkbox"/> 19. 学校                         |
| <input type="checkbox"/> 5. 配偶者暴力相談支援センター | <input type="checkbox"/> 20. 教育委員会                      |
| <input type="checkbox"/> 6. 男女共同参画支援センター  | <input type="checkbox"/> 21. 民間支援団体                     |
| <input type="checkbox"/> 7. 福祉事務所         | <input type="checkbox"/> 22. 医療機関                       |
| <input type="checkbox"/> 8. 子ども家庭支援センター   | <input type="checkbox"/> 23. ハローワーク                     |
| <input type="checkbox"/> 9. 生活困窮者自立支援窓口   | <input type="checkbox"/> 24. 民生委員・児童委員                  |
| <input type="checkbox"/> 10. 母子生活支援施設     | <input type="checkbox"/> 25. 外国人への支援組織                  |
| <input type="checkbox"/> 11. 児童養護施設       | <input type="checkbox"/> 26. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター |
| <input type="checkbox"/> 12. 乳児院          | <input type="checkbox"/> 27. 法テラス等法律相談窓口                |
| <input type="checkbox"/> 13. 自立援助ホーム      | <input type="checkbox"/> 28. その他                        |
| <input type="checkbox"/> 14. 社会福祉協議会      | <input type="checkbox"/> 29. 特にない                       |
| <input type="checkbox"/> 15. 父子母子福祉センター   |                                                         |

「28. その他」を選択した方は具体的な内容を入力してください。

\* Q11. 若年女性支援における、今後必要と考える社会資源について、教えてください。（あてはまるものすべて選択）

- |                                           |                                                         |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 婦人相談所         | <input type="checkbox"/> 16. 保健所                        |
| <input type="checkbox"/> 2. 婦人相談員         | <input type="checkbox"/> 17. 警察                         |
| <input type="checkbox"/> 3. 児童相談所         | <input type="checkbox"/> 18. 弁護士                        |
| <input type="checkbox"/> 4. 婦人保護施設        | <input type="checkbox"/> 19. 学校                         |
| <input type="checkbox"/> 5. 配偶者暴力相談支援センター | <input type="checkbox"/> 20. 教育委員会                      |
| <input type="checkbox"/> 6. 男女共同参画支援センター  | <input type="checkbox"/> 21. 民間支援団体                     |
| <input type="checkbox"/> 7. 福祉事務所         | <input type="checkbox"/> 22. 医療機関                       |
| <input type="checkbox"/> 8. 子ども家庭支援センター   | <input type="checkbox"/> 23. ハローワーク                     |
| <input type="checkbox"/> 9. 生活困窮者自立支援窓口   | <input type="checkbox"/> 24. 民生委員・児童委員                  |
| <input type="checkbox"/> 10. 母子生活支援施設     | <input type="checkbox"/> 25. 外国人への支援組織                  |
| <input type="checkbox"/> 11. 児童養護施設       | <input type="checkbox"/> 26. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター |
| <input type="checkbox"/> 12. 乳児院          | <input type="checkbox"/> 27. 法テラス等法律相談窓口                |
| <input type="checkbox"/> 13. 自立援助ホーム      | <input type="checkbox"/> 28. その他                        |
| <input type="checkbox"/> 14. 社会福祉協議会      | <input type="checkbox"/> 29. 特にない                       |
| <input type="checkbox"/> 15. 父子母子福祉センター   |                                                         |

Q11-1. 若年女性支援における、今後必要と考える社会資源の具体的内容について、教えてください。

Q11-1.1. 「1. 婦人相談所」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.2. 「2. 婦人相談員」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.3. 「3. 児童相談所」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.4. 「4. 婦人保護施設」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.5 . 「5 . 配偶者暴力相談支援センター」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.6 . 「6 . 男女共同参画支援センター」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.7 . 「7 . 福祉事務所」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.8 . 「8 . 子ども家庭支援センター」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.9 . 「9 . 生活困窮者自立支援窓口」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.10 . 「10 . 母子生活支援施設」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.11 . 「11 . 児童養護施設」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.12 . 「12 . 乳児院」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.13 . 「13 . 自立援助ホーム」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.14 . 「14 . 社会福祉協議会」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）



Q11-1.15 . 「15 . 父子母子福祉センター」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.16 . 「16 . 保健所」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.17 . 「17 . 警察」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.18 . 「18 . 弁護士」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.19 . 「19 . 学校」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.20 . 「20 . 教育委員会」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.21 . 「21 . 民間支援団体」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.22 . 「22 . 医療機関」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.23 . 「23 . ハローワーク」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.24 . 「24 . 民生委員・児童委員」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.25 . 「25 . 外国人への支援組織」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.26 . 「26 . 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.27 . 「27 . 法テラス等法律相談窓口」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

Q11-1.28 . 「28 . その他」を選択した方（具体的な内容を入力してください。）

アンケートは以上となります。  
回答内容をご確認の上、「完了」をクリックし、終了としてください。  
(終了後に回答内容を修正することはできません。)  
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

### 3. セミナー資料

#### <目次>

<b>《総合セミナー》</b>			
<b>行政説明</b>			
婦人保護事業の強化について	中野 孝浩 氏（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長）		P. 145
困難な問題を抱える若年女性の状況と支援の必要性	戒能 民江氏（お茶の水女子大学名誉教授）		P. 153
<b>支援事例講演</b>			
生きづらさ、抱える女性たち - 制度のはざまに埋もれた SOS -	橘 ジュン 氏（NPO 法人 BOND プロジェクト 代表）		P. 157
<b>《地域ブロックセミナー》</b>			
<b>行政説明</b>			
婦人保護事業の強化について	中野 孝浩 氏（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長）	共通資料	P. 160
<b>基調講演</b>			
行政にできること ～札幌市の取組から～	馬場 通江 氏（札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課）	共通資料	P. 168
<b>支援事例講演</b>			
生きづらさ、抱える女性たち - 制度のはざまに埋もれた SOS -	橘 ジュン 氏（NPO 法人 BOND プロジェクト 代表）	共通資料	P. 176
活動の中から見えてきた若年女性の実態	川田 由記子 氏（NPO 法人ハッピーウーマンプロジェクト 事務局長）	2月7日	P. 180
若年女性への再非行防止	高坂 朝人 氏（NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知 理事長）	2月7日	P. 186
自死念慮を含む相談対応	中川 結幾 氏（認定 NPO 法人京都自死・自殺相談センター 発信委員長）	2月8日	P. 189

ぬっくの活動概要とぬっくで出会う子どもたちの実状と支援について	森本 志磨子 氏 (NPO 法人子どもセンターぬっく・弁護士)	2月8日	P. 194
そだちの樹	吉岡 みのり 氏 (特定非営利活動法人そだちの樹 相談員)	2月17日	P. 199
NPO法人抱樸の実施する子どもや若年女性への支援活動について」	山田 耕司 氏 (NPO 法人抱樸 常務)	2月17日	P. 207
DV・性暴力被害女性の貧困～浮き彫りになった若年女性の脆弱性～	山崎 菊乃 氏 (NPO 法人女のスペース・おん)	2月24日	P. 213
困難な問題を抱える若年女性を支援して	やはた えつこ 氏 (NPO 法人ハーティ仙台 代表理事)	2月24日	P. 220
「中高生向け性教育活動を通して感じる若年女性支援の課題」	遠見 才希子 氏 (産婦人科医)	3月3日	P. 222
「誰かに寄り添いたい… ～ずーつと、心にあること～」	藤掛 博行 氏 (新宿区福祉部生活福祉課長)	3月3日	P. 226



### 婦人保護施設措置費【拡充】

令和3年度予算案 (令和4年度予算案)  
 婦人保護施設措置費負担金 26億円 → 26億円  
 婦人保護施設措置費補助金 9億円 → 10億円  
 婦人保護施設措置費補助金 13億円 → 16億円

**【事業内容】**  
 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、虐待被害者の虐待や生活の困窮等、正統な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が交付した経費に対し、国が補助するもの。  
**【実施主体】** 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市  
**【補助率】** 国 5/10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5/10)

**<令和4年度予算案における拡充内容>**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。  
**①民間団体との連携体制強化【新設】**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した体制を強化するため、民間団体支援専門員を配置する。  
**ア 民間団体支援専門員**  
 民間団体の支援への参画による実践的指導を担う。  
**イ 連携強化のための心理療法担当職員**  
 性被害者によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた被害者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

**②一般生活費に係る基準単価の改善**  
 民間団体によるアポイントメントからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、民間団体の支援への参画による実践的指導を担う。  
**ア 民間団体支援専門員**  
 民間団体の支援への参画による実践的指導を担う。  
**イ 連携強化のための心理療法担当職員**  
 性被害者によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた被害者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

**<基準単価>**  
 ・保護費女子等分：月額 59,300円 → 71,460円  
 ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円  
 ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円

### 婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案・212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**<令和4年度予算案(案)における拡充内容>**  
 婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算(手当月額額の2.55月分)を新設する。

**◆経験年数5年目(研修修了者)の婦人相談員における処遇改善例**  
 年収ベース：237.2万円 → 303.9万円 (66.6万円増)  
 (月額ベース：197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

**<経験年数に応じた加算(新規)>**

○経験年数3～9年の者  
 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数 - 2年) を加算  
 研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数 - 2年) を加算  
 ○経験年数10年以上の者  
 研修修了者：月額 45,000円 (= 4,500円 × 10年) を加算  
 研修未修了者：月額 35,000円 (= 3,500円 × 10年) を加算

**<期末手当加算(新規)>**

1. 人あたり年額(手当基本額の2.55か月分)  
 研修修了者：年額 504,130円、研修未修了者：年額 392,440円

**【事業内容】**

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合には、勤務期間に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修旅費のための旅費や、派遣中の代替職員に配置に要する経費を補助する。

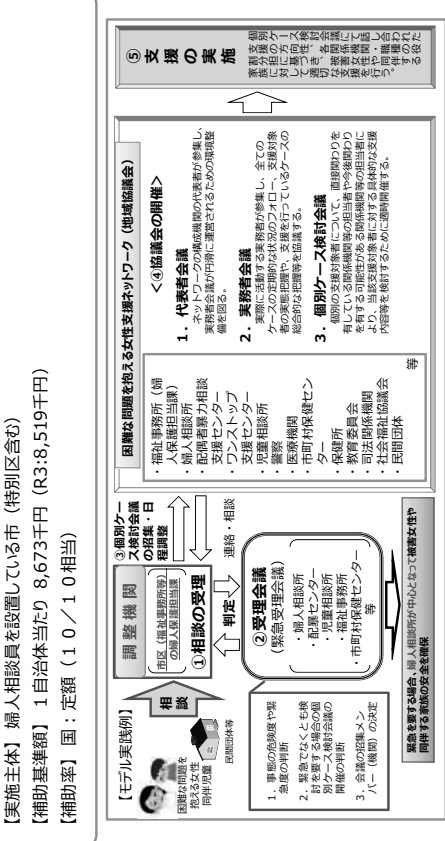
**<手当基準額>** 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

**【実施主体】** 都道府県・市  
**【補助率】** 国 5/10 (都道府県、市 5/10)

### 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算案：212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**【事業内容】**  
 ○様々な困難な問題を抱える女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク(協議会)をモデル的に構築・運営する。  
**【実施主体】** 婦人相談員を設置している市(特別区含む)  
**【補助基準額】** 1自治体当たり 8,673千円 (R3:8,519千円)  
**【補助率】** 国：定額(10/10相当)



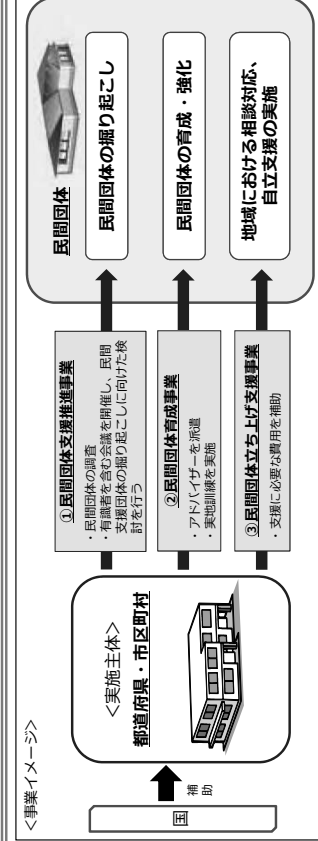
### 民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**【事業内容】**  
 女性が増える困難な問題において、多様化・複合化が進んでいる現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を行う民間団体による地域における取組を推進するための自治体に対する補助事業を創設する。

①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた協議会を設け、民間団体の支援を促すことのできる民間団体の育成を行う。  
 ②民間団体育成事業：民間団体を抱える女性への支援を行うことのできる民間団体の育成を行う。  
 ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

**【実施主体】** 都道府県・市区町村 **【補助率】** 国 1/2、実施主体 1/2 **【補助基準額】** 1自治体当たり 11,385千円



## 若年被害女性等支援事業(拡充)

令和4年度予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ＜事業内容＞  
 被害者支援を担った若年女性について、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなご」発着アウトリーチ支援を実施することにより、若年女性の自立を促進する。  
 ①アウトリーチ支援：「つなご」発着アウトリーチ支援」を必須とし、③居場所の確保、及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。  
 ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。  
 ③居場所の確保：救助における適切な受入れ体制の確保、生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を要け入れるための個別対応体制の新たな配置を行う。  
 ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。
- ＜実施主体＞都道府県、市・特別区 <補助率> 国 1/2、実施主体1/2  
 <1ヶ所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）



9

- ◆ 新たな女性支援の担い手＝民間団体 と
- ◆ 従来からの担い手(自治体・婦人相談所・婦人相談所・婦人相談員・談員・婦人保護施設) が
- ◆ それぞれの強みを活かした「官民協働」の重要性

10

## 【支援の具体例】

### ▶ 20代 女性(コロナ禍の生活困窮)

両親は離婚しており母親と暮らしていたが、母親からの暴言などあり、精神的に追い込まれてしまい、20歳の時に大学を退学して家出。その後母親とは音信不通になり、父親は再婚しており疎遠になっていた。民間団体を頼り、住居支援と就労支援をもらい一度就職したものの、精神的不調によりすぐに退職。その後アルバイトを始めると、精神的に不安定で仕事が続かず、各地を転々とするようになった。東京にあるシェアハウスがテレビで紹介されているのを見て、そのシェアハウスで暮らし始めしたが、男女共同で個室もなく、寝ている時に男性に体を触られるなどの被害もあった。そして、コロナの影響によりシェアハウスの運営も難しくなり、あと数週間出ていくようにと言われてしまう。彼女自身もコロナの影響で収入がなくなり、緊急小口資金や総合支援資金を利用するも返済の目処が立たず途方に暮れていた。所持金も少なく、行く場所もないため自殺しようと考えているところで支援団体に相談があり、面談後、一時保護することになった。その後福祉事務所に同行し、女性相談センター(婦人相談所)で一時保護に至った。

LINE、メール相談→電話聞き取り→出張面談  
 →BOND一時保護→緊急支援(福祉事務所・女性相談センター)

bondプロジェクト提供

11

### 「家」にも「学校」にも「居場所」にも「若年女性」

- ◆ 親からの虐待、家族との不和、生活困窮、食事等もない 等
- ◆ 学校でのいじめ、教師との不和、不登校

### 家出・繁華街等での彷徨など

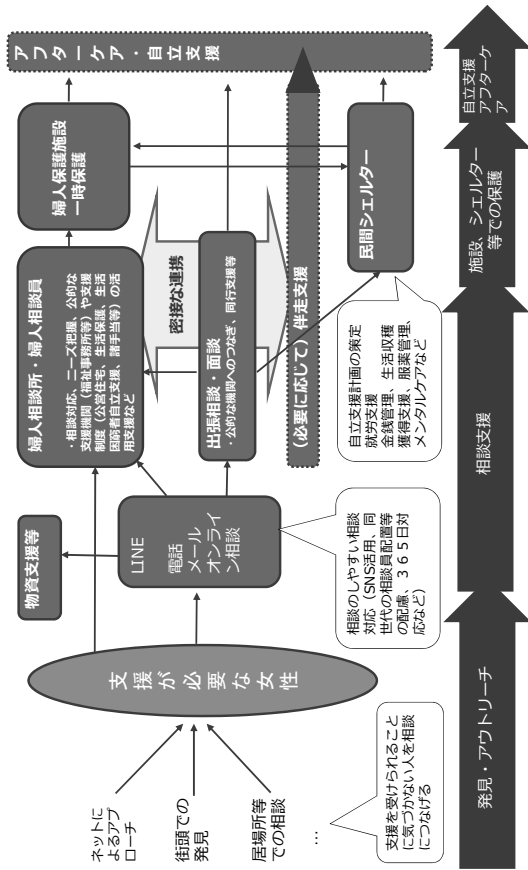
- 【多くのリスク】
- ・未成年、身分証やお金がない
  - ・居場所がない(特に、コロナの影響で、夜間の閉店等)
  - ・公的な支援や相談機関を知らない、公的支援機関利用の「抵抗感」
  - ・SNS等に潜む危険

### ■ 孤独感等から、SNSで居場所を求める、声をかけられた人についていく等

- ⇒ その結果・・・
- ・ 犯罪被害
  - ・ 性被害、性的搾取
  - ・ 希死念慮 等

12

官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援



13

民間支援団体の実践例

ー10代20代女の子のためのカフェ型相談室ー

相談のきっかけ作り・気軽に立ち寄れる居場所・コロナ時代の対面相談や居場所の必要性



・・・毎週水・日曜日13:00～19:00・・・

・カフェ型の居場所

オープン時間内で面談、電話、LINE、メール相談の対応「相談することのハードルが低く、相談窓口に通い難くない、困難を抱えていても「今はまだ、相談することまで留んでいない。」

・街頭バトロール、声かけ

横浜、川崎、圏内駅周辺相談カードの手渡し

・シェルターでの緊急一時保護

弁護士、原相との連携  
すぐ、その日に行ける場所

・同行支援

児童相談所、福祉事務所、病院、警察、役所、ハローワーク、各種手続き等

bondプロジェクト提供

14

【依頼事項 1】

- 困難な問題を抱える女性支援における民間支援団体との連携の重要性にかんがみ、**それぞれの地域特性、地域の現状の把握を！**

⇒地域における女性支援のニーズの把握

⇒女性支援の担い手となりうる民間団体の掘り起こし、育成（地域の民間団体の把握など）

【依頼事項 2】

- 各地域において、官民連携による婦人保護・困難な問題を抱える女性支援の体制づくりを！
- ・ 婦人保護施設について、入所者の処遇改善、心理職の配置などの機能強化
- ・ 婦人相談員の処遇改善
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業による地域の困難な問題を抱える女性支援ネットワークの構築
- ・ 若年被害女性等支援強化事業による困難な問題を抱える女性支援の民間団体の支援
- ・ 民間団体支援強化・推進事業（仮称）による女性支援の民間団体の掘り起こし・育成等



自治体、団体等の皆様  
国の補助事業の活用等を含め検討をお願いします

15

参考資料







**休日・夜間電話相談事業**

R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

**概要**

○ 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市  
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力を時間外に配置する。  
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力を配置する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市 1 / 2

【補助基準額】

①平日夜間	②土日祝日
a) 18:00～20:00 月額 37,450円	a) 9:00～18:00 月額 139,490円
b) 18:00～22:00 月額 74,900円	b) 18:00～20:00 月額 17,430円
c) 18:00～9:00 月額 599,260円	c) 18:00～22:00 月額 34,870円
	d) 18:00～9:00 月額 278,980円

25

**婦人相談所等職員への専門研修事業**

R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

**概要**

○ DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市 1 / 2

【補助基準額】

・研修を年1回開催する場合	年額 87,070円
・研修を年2回開催する場合	年額 174,140円
・研修を年3回開催する場合	年額 261,210円

26

**婦人相談所SNS等相談支援事業**

R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

**概要**

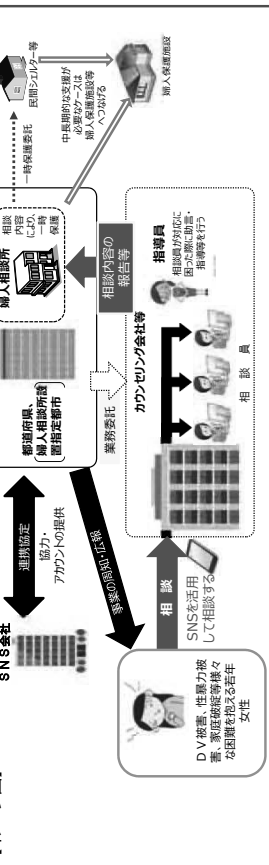
○ 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげられているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となつていく実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入口として、若年層をばしめとした困難を抱えた女性に支援に円滑につなげるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1自治体当たり 39,862千円

【イメージ図】



27

**地域生活移行支援事業（ステップハウス）**

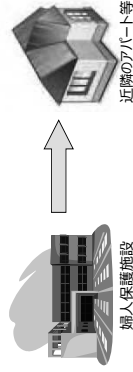
R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

**概要**

○ 婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】 1施設当たり 563千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能  
※賃貸物件を活用して実施する場合には、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

28

### DV対応・児童虐待対応連携強化事業

R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

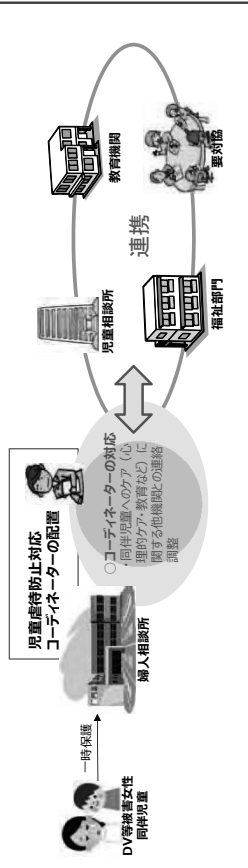
- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり6,251千円

#### 【事業イメージ】



29

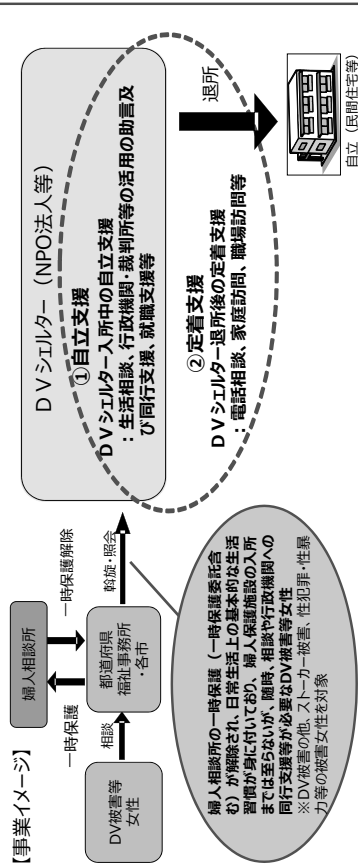
### DV被害者等自立生活援助事業

R4 予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

- 一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援を行う。

#### 【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 4,552千円

30

【本資料に関する問い合わせ先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

T E L : 0 3 - 3 5 9 5 - 3 1 1 2

E - M A I L : josei-hogo@mhlw.go.jp

31

【基調講演】

## 困難な問題を抱える若年女性の状況と 支援の必要性

戒能 民江

お茶の水女子大学 名誉教授

1

### 1. 若年女性が直面する複合的困難

#### (1) 支援にたどりついた若年女性が抱える複合的困難

- ① 家族関係の悪化や家族の崩壊、きょうだい間の差別
- ② 親からの暴力、親やきょうだいの性虐待、性暴力・性被害
- ③ 貧困・経済的困窮
- ④ 性搾取
- ⑤ 居場所の喪失、社会的孤立

2

### 1. 若年女性が直面する複合的困難

- ⑥ 学校教育からのドロップアウト(いじめ、不登校、高校中退)
- ⑦ 就労機会・継続からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金
- ⑧ 予期せぬ妊娠、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て
- ⑨ 心身の健康の侵害や障がい一つ、精神疾患や精神障害、知的障がい、発達障がい
- ⑩ 自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードース(自傷行為)など

3

### 1. 若年女性が直面する複合的困難

#### (2) 「複合的困難」の経験をどう見るか

- ① これらの「困難」は民間団体や婦人保護施設が支援する女性の経験から得た知見  
BONDプロジェクト実態調査「生きる力報告書」2012、同「10代、20代の女の子の生きと性に関する調査」2014
- ② 「複合的」の意味—個人のライフヒストリーの中で相互に絡み合って生じる「困難」  
「ある一時点に降ってわくように生じるものではない」(2009年内閣府)
- ③ 困難の構造—家族関係—暴力—貧困—教育や就労機会からの疎外—社会的孤立—自死念慮
- ④ 若年女性の複合的困難—性暴力・性虐待・性搾取—貧困—家族関係—自死念慮

4

## 1. 若年女性が直面する複合的困難

### (3) 参考になる視点

1) 2009年男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」報告書の指摘

「その個人のライフコースのさまざまな場面で生じる困難が複合化して影響力を増し、固定化し、連鎖する状況にある」



このような状況を断ち切るために、多方面の連携による取組みが必要であり、可能な限り早期からの支援が必要

2) 婦人保護事業利用者の共通の経験（全国婦人保護施設等連絡協議会）

- ① 成育歴の中での複数の「困難」、② 社会で人間らしく生きていくための基盤の喪失、③ 必要な支援の情報と支援の欠如（婦人保護事業にたどりつくまでに必要な支援をほとんど受けていない）

5

## 2. コロナ禍の若年女性への影響

### 2) 経済的困窮

- ・ 非正規雇用の危機

女性就業者数の減少（飲食、宿泊など）、非正規雇用労働者の先行き不安の増加、若年女性は他の年代よりも、収入・人間関係・育児・結婚等に不安増加  
・ 失業、シフトの減少などによる収入減、失業は経済的困窮をもたらすだけでなく、保険証が使えなくなること健康状態の悪化をもたらす  
→ 働けない → 貧のスパイラルへ

- ・ 大学卒ではない単身若年女性の経済的困窮が一気に進んだ

### 3) リプロダクティブ・ヘルズ・ライツ

- ・ 予期せぬ妊娠、経済的困窮による妊娠継続への不安や養育不安

7

## 2. コロナ禍の若年女性への影響

### (1) コロナ禍の女性への影響の大きさ・深刻さ

（内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」報告書2021年4月）

- ・ 男女で異なる影響、とくに、女性に対する影響の深刻さ（「女性不況」）、コロナ後の男女格差拡大の危惧、国際的にも女性への負の影響大
- ・ 「長年にわたる男女の不平等」に基づく女性の困難の顕在化

1) DV・性暴力・性虐待・性搾取－若年女性からの相談が増加、ワンストップ支援センターやキョウアタイム（SNS相談）には、10代、20代の女性から実父や兄からの性虐待（家庭内性暴力）の相談が多い、SNSでつながった相手からの性被害、経済的困窮による性搾取への取り込み、性暴力・性虐待の心身への影響

→ 自死念慮

6

## 2. コロナ禍の若年女性への影響

### (2) 自殺の増加

- ・ 自殺の背景

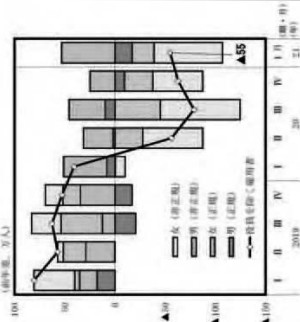
- ・ 経済生活の問題、仕事、育児や介護、精神疾患などだが、女性の自殺の背景には「人と接する機会が減少し、経済的に不安な生活を強いられる」状況  
→ 自殺リスクさらに高まる。女性の自殺リスクの背景に家族の問題があり、もともとあった家族関係悪化が深刻化。 → DV被害者の自殺リスクは約4.5倍に増加

- ・ 21年度の自殺者数全体は減少したが、男性240人減（1.7%）に対して、女性11人減（0.2%）とわずかの減少、大学生と中学生が前年度同時期より増加（厚生労働省速報値、朝日新聞2022年1月22日付け）。

8

### <雇用動向(男女別)>

【雇用量(男女別・雇用形態別の推移(前年差))】



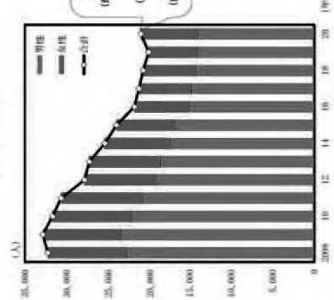
【産業別雇用量(雇用形態別の推移(前年差))】

産業別	(1) 女性			(2) 男性		
	1月	10月	12月	1月	10月	12月
雇用量	▲59	▲70	▲50	▲25	▲46	▲22
正社員	▲3	▲1	▲1	▲5	▲7	▲8
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
派遣社員	▲3	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1
契約社員	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	▲2
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
正社員	▲3	▲1	▲1	▲5	▲7	▲8
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
派遣社員	▲3	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1
契約社員	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	▲2
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
正社員	▲3	▲1	▲1	▲5	▲7	▲8
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
派遣社員	▲3	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1
契約社員	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	▲2
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
正社員	▲3	▲1	▲1	▲5	▲7	▲8
パート・アルバイト	▲56	▲69	▲49	▲20	▲39	▲14
派遣社員	▲3	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1
契約社員	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	▲2

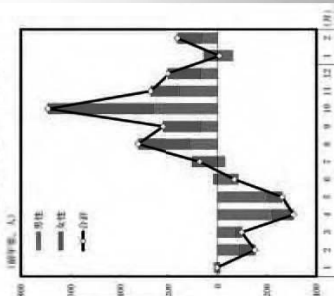
資料：新型コロナウイルスの影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 会議資料

### <自殺者数の推移>

【1】長期的動向(推移)



【2】2020年以降の動向(月次、前年差)



資料：新型コロナウイルスに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 会議資料

### 3. 「見えない存在」であった若年女性

#### (1) 自治体から始まった若年女性問題への取り組み

- 2008年リーマンショックで若年男性の貧困が社会問題化したのが、若年女性は話題に上らず。同年、国立社会保障・人口問題研究所調査で「単身女性の3割が貧困」大手新聞一面記事
- 横浜市が若年女性の「不就労問題」に注目して実態調査  
 →「ガールズ就労講座、カフェで就労実践、一部を除き、自治体に広がらず、また、国の施策にも反映されなかった

#### (2) 民間支援団体の活動によって顕在化した「性暴力・性搾取」問題を国が政策化

- 2017「JKビジネス・AV出演強要」問題への取り組み
- 2020厚生労働省「若年被害女性等支援事業」

### 3. 「見えない存在」であった若年女性

#### (3) なぜ見えにくいのか 一若年女性への社会のまなざし

- 1) 父の娘から夫の妻へ - 扶養され、庇護される存在
- 2) 性的商品化 - 性的対象化
  - ・ 性搾取形態の変化による危険性の増大 - SNSによる性被害

#### (4) グローバル・スタンダードと日本の政策のギャップ

- 1993年ウィーン人権宣言「女性と少女の権利は人権」
- 1995年北京世界女性会議「北京行動綱領」  
 - 少女期・若年期の重要性と若年女性に不利な状況
- 日本政府 - 2020「第5次男女共同参画基本計画」

## 4. 若年女性はなぜ支援から遠いのか

### (1) 若年女性の状況

- ① 自分の経験や気持ちを「言語化する」ことが苦手
- ② 自尊心が弱く、自己評価が低い
- ③ NOと云えない、ざりざりまで助けを求めない
- ④ 自己責任論の内面化 → 「自分が悪い」自己非難  
→ 「自分は汚い存在」「支援を受ける資格などない」
- ⑤ 危険性の認識が弱い
- ⑥ 大人への信頼感がない、信頼できる大人が近くにいない
- ⑦ 見捨てられることへの不安(親や教師に)ばれることを恐れる

3

## 4. 若年女性はなぜ支援から遠いのか

### (2) 公的機関の若年女性支援および制度的限界

- ① 若年女性に出会わない → 相談室の中にもっていない? 待ちの姿勢?
- ② 若年層の生活スタイルや感覚、コミュニケーションスタイルに合わない相談方法、支援制度や施設のあり方 → 大人の相談員への不信感やすれ、集団生活の規則(携帯、外出制限など)や集団生活になじまないこと
- ③ 見守りの必要性など対応に苦心、個別支援・専門的支援が必要なにもかかわらず、専門職を含めた人員配置不十分・予算不足
- ④ 法制度上の問題点 → 制度の狭間(18歳、19歳問題) → 民法の親権(親の同意)、児童福祉との関係
- ⑤ 民間支援団体との連携のあり方 → 丸投げ、「手足ではない」、行政の縦割りの弊害

4

## 5. 民間団体の支援

### (1) 若年女性支援民間団体の支援活動・組織の特徴

- ① より世代の近い、当事者性のある女性による支援
- ② 公的支援につながらない、制度からはじき出される若年女性の支援
- ③ 支援の独自性 → アウトリーチ(行政が行ってこなかった、得意ではない)による発見と支援(遠方まで出かける)、制度から自由な、非定型的で柔軟な支援、必ずしも身体的な問題解決を目的としない、人権や生活支援中心の支援、アフターフォロー(実家のような存在)
- ④ 文字通りの中長期にわたる継続的支援
- ⑤ 社会的発信(マスメディア)と問題提起
- ⑥ しかし、行政とのつながり、関係性に苦慮
- ⑦ 財政難と助成金手続きの大変さ

5

## 5. 民間団体の支援

### (2) 若年女性支援を進めていくために一まとめにかえて

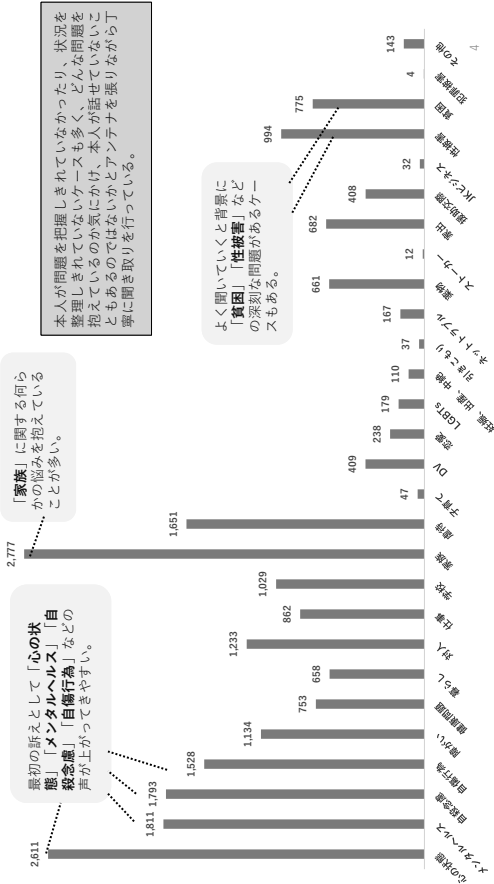
- ① 若年女性のリアル(実態と支援の必要性)の把握と理解を深める
- ② 民間支援団体との対等なパートナーシップによる連携と協働
  - ・ 丸投げしない、繋がったところで終わりではなく、その後も当事者の意思を尊重しながら、民間団体とともに支援
- ③ 民間団体の自律性の尊重
- ④ 民間支援団体づくりへの財政支援、環境整備
- ⑤ 支援の社会的基盤づくり
- ⑥ 行政が民間とともに取り組むことのメリット→ 縦割り打破、地域社会の活性化など

6





BONDプロジェクトに届いた相談（2021年1月～12月・面談、オンライン面談、電話相談より/複数回答）

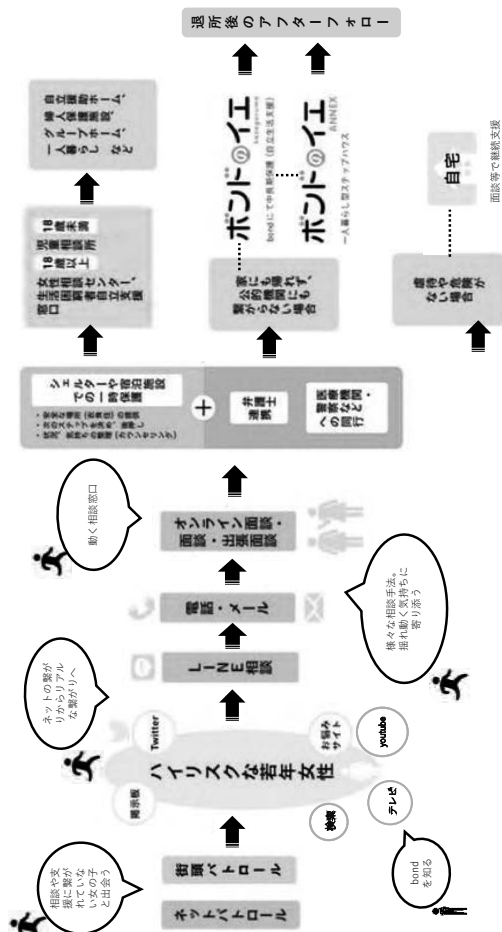


「家族」に関する相談の悩みを抱えていることが多い。

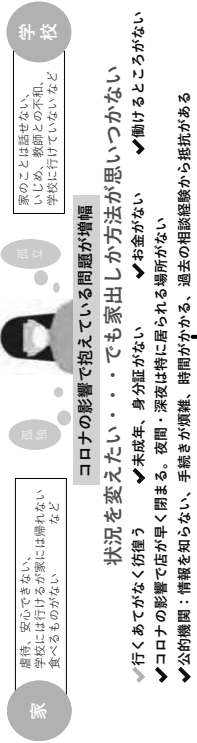
最初の訴えとして「心の状態」「自衛行動」「自衛行動」などの声が上がってきています。

よく聞いていくと背景に「貧困」「性被害」などの深刻な問題があるケースもある。

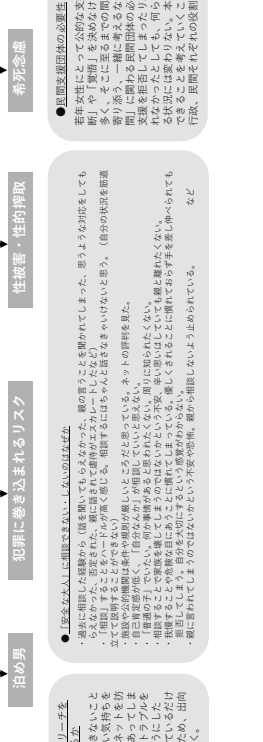
アウトリーチから自立支援まで・BONDプロジェクトの長期にわたる包括的支援



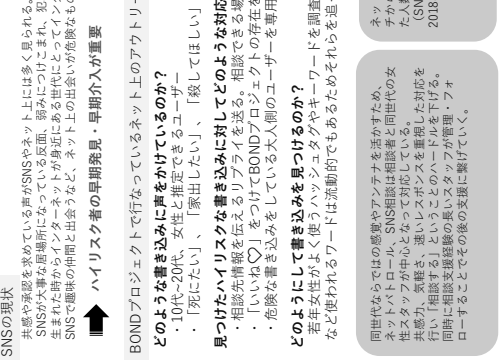
困難を抱えた若年女性にどんなことが起きているのか？なぜSNSや見知らぬ人に頼るのか？行き場のない少女たち



SNSを利用して居場所を求める、街で声をかけられた人について行く



ネットパトロールから相談・支援に繋がるために



**なぜシェルターが必要なのか**

- アウトリーチから居場所を必要とする子と繋がった際、受け皿となる拠点が必要になる。  
特に夜間、公的機関や店が閉まった後の時間帯の居場所。
- 想定されるケース：街頭パトロールで声をかけた子がその日に行く場所がない状況である など

- 「家を出たい」「行く場所がない」などの相談が毎日のように届いていく中で、そうした相談に対応していくため。

- 物理的な居場所（家や部屋）があるだけでなくスタッフが居るシェルターであること。

- BONDプロジェクトのシェルターで行なっていること：  
一緒に排外や気持ちを整理してその後の生活を考える、メンタルケアを行う。  
家族に変わった経験がないため衛生管理がままならない場合や、セルフケアを取りながら、栄養バランスの偏りがあるなどのケースも多いため、食生活の提供のほか、基本的な生活スキルを獲得できるようフォローもしている。

- 居場所を必要としている公的支援に繋がれない、制度にたどり着けない若年女性のための居場所として。  
拠点や環境があればトラウマや体調不良から回復しやすくなる、自立を目指している状況にある若年女性の回復支援。

- BONDプロジェクトのシェルターで対応したケース：  
・次の支援に繋がらないまま18歳になり児童相談所の支援が終了してしまっただけ。  
・学校には通えているが帰宅困難にあり居場所のない大学生。  
・公的施設に入所したが環境や環境に耐えられず退所してしまっただけ。  
・自立は目指したい。

- 退所後、自立後も頼れる場所として  
シェルターに来る若年女性のはとんどは頼れる家族がない。  
BONDプロジェクトでシェルター退所後に対応したケース  
・子育てしているが気持ちが追い込まれてしまっただけで、子どもを見ながら自分も少し休みたい。  
・体調を崩して休んでしまっただけで、生活スキルを身につけていける、自立を目指している。

緊急一時保護の受け入れ先

中長期の自立支援

長い目で見た回復支援

**BONDプロジェクトの相談・支援体制**（2022年1月現在）

**アウトリーチ**  
 ・街頭パトロール 週3回 夜間時間帯（渋谷、新宿、池袋、横浜市内）  
 ・ネットパトロール 週1回 4時間程度

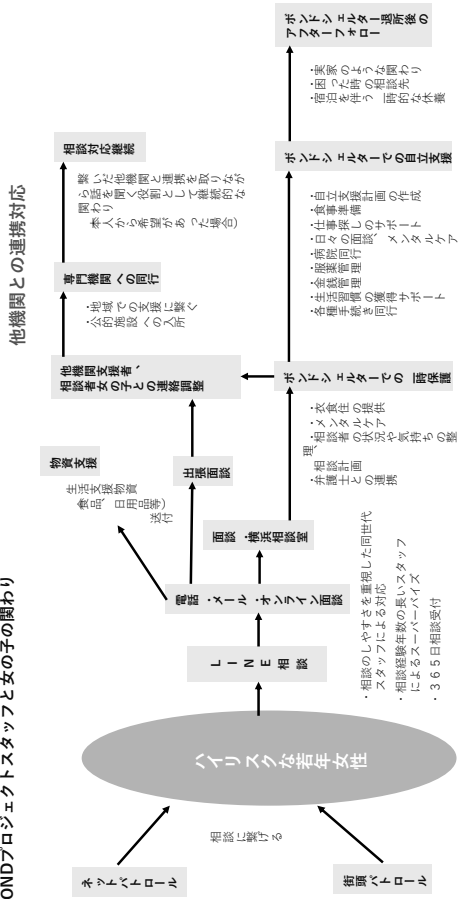
**相談**  
 ・LINE 週5回（水、日曜除く）10:00~22:00  
 ・メール 24時間受付  
 ・電話 電話相談業務 週2回（月、土曜）18:00~21:00  
 ・その他聞き取り随時  
 ・出張相談（都内、都外）随時  
 ・シェルターでの相談  
 ・オンライン面談 週1回（火曜）14:00~17:00

**シェルター運営**  
 ・「ボンドのエイ」緊急一時保護、自立支援対応のシェルター、2拠点、夕方~翌朝にかけてスタッフ滞在。  
 ・「ボンドのエイ annex」ステップアップハウス、シェルターを退所し、1人暮らしの練習ができる。3拠点。

**同行支援**  
 福祉事務所、児童相談所、婦人相談、病院、警察、ハローワーク、各種手続きなど

**他機関連携**  
 福祉事務所、児童相談所、婦人相談員、女性相談センター、病院（産婦人科、精神科、身体科）、警察、弁護士、ワーカー、保健師、自立援助ホーム、子どもシェルター、就労支援、その他民間支援団体など

**BONDプロジェクトスタッフと女の子の間わり**



アウトリーチ

相談対応

居場所での支援・シェルターの運営

回復支援

**BONDプロジェクトのスタッフ体制**

相談：支援対応に当たっているスタッフ29名（2022年1月現在） 運営、事務局別途設置

**代表、統括**

全体的な支援方針の決定

**コアメンバー**

- 20~30代女性 6名
- ・相談業務全般（LINE相談、メール相談、電話相談、面談、オンライン面談、出張面談、同行支援）
- ・街頭パトロール、街頭アンケート
- ・物資支援
- ・出張相談、同行支援
- ・シェルターでの宿泊業務（緊急一時保護、中長期の自立支援、自立支援計画の作成）
- ・連携先他機関との連絡調整
- ・サポートメンバーのスーパーバイズ（緊急度の判断、他機関連携や情報提供の判断、サポートメンバーの対応への助言）
- ・新人スタッフ研修
- ・SNS投稿、配信
- ・SNS投稿、配信

**サポートメンバー**

- ・相談担当（10代~20代女性）17名
- ・相談の「入口」の部分を担当。同世代ならではの共感力、気遣い、速いレスポンスでハイリスクな若年女性に気づく。具体的な支援は必要としない継続相談の対応。
- LINE相談、メール相談、相談室での面談、街頭パトロール
- ・ネットパトロール担当（20代女性）2名 専属
- ・宿泊スタッフ（30~40代女性）2名
- ・宿泊程度援助的シェルターでの宿泊業務に携わる。中長期的にシェルターで暮らしていると普段スタッフに話さないことがある時もあるが、「たまに来る人」だからこそ話せることもある。





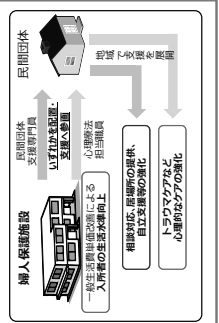
### 婦人保護施設措置費【拡充】

令和3年度予算案 (令和4年度予算案)  
 婦人保護事業費負担金 26億円 → 26億円  
 (婦人保護事業補助金) 9億円 → 10億円  
 (婦人保護事業補助金) 13億円 → 16億円

**【事業内容】**  
 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の確立や生活の困難等、正統な社会生活を営むうえで困難を抱えている者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の回復の回復を図りつつ、生活を支援する際にかかる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。  
**【実施主体】** 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市  
**【補助率】** 国 5/10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5/10)

**＜令和4年度予算案における拡充内容＞**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。  
**① 民間団体との連携体制強化加算 (新規)**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、民間団体支援専門員  
 民間団体によるアットホームからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

**② 一般生活費に係る基準単価の改善**  
 性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた若者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。  
**＜基準単価＞**  
 ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円  
 ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円  
 ・幼児分：月額 46,800円 → 69,390円



### 婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**＜令和4年度予算案(案)における拡充内容＞**  
 婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算(手当月額額の2.55月分)を新設する。

**◆経験年数5年目(研修修了者)の婦人相談員における処遇改善例**  
 年取ベース：237.2万円 → 303.9万円 (66.6万円増)  
 (月額ベース：197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

**＜経験年数に応じた加算(新規)＞**  
 ○経験年数3～9年の者  
 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数 - 2年) を加算  
 研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数 - 2年) を加算  
 ○経験年数10年以上の者  
 研修修了者：月額 45,000円 (= 4,500円 × 10年) を加算  
 研修未修了者：月額 35,000円 (= 3,500円 × 10年) を加算

**＜期末手当加算(新規)＞**  
 1. 人あたり年額(手当基本額の2.55か月分)  
 研修修了者：年額 504,130円、研修未修了者：年額 392,440円

**【事業内容】**  
 婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実績に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修旅費の20%の旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。  
**＜手当基準額＞** 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円  
**【実施主体】** 都道府県・市  
**【補助率】** 国 5/10 (都道府県、市 5/10)

### 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算案：212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**＜事業内容＞**  
 ○様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク(協議会)をモデル的に構築・運営する。  
**【実施主体】** 婦人相談員を設置している市(特別区含む)  
**【補助基準額】** 1自治体当たり 8,673千円 (R3:8,519千円)  
**【補助率】** 国：定額(10/10相当)

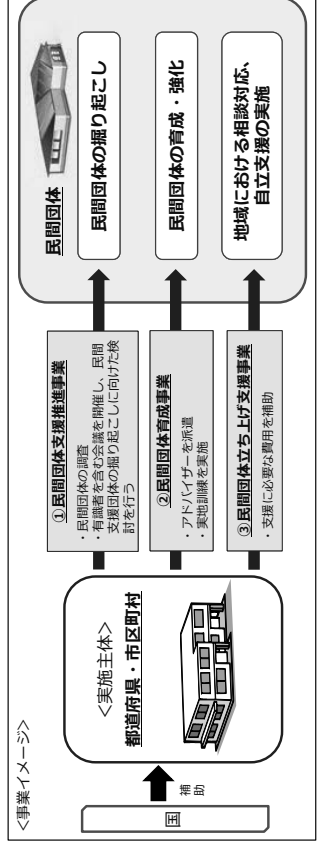


### 民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**＜事業内容＞**  
 女性を抱える困難な問題において、多様化・複合化・複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を行う民間団体による地域における取組を推進するための自治体に対する補助事業を創設する。  
**① 民間団体支援推進事業**：困難な問題を抱える女性への支援を行うNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間団体支援推進事業の進捗や課題について定期的に協議を行う。  
**② 民間団体育成事業**：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の調査を行うことができる民間団体の育成へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。  
**③ 民間団体立上げ支援事業**：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立上げ支援を行う。

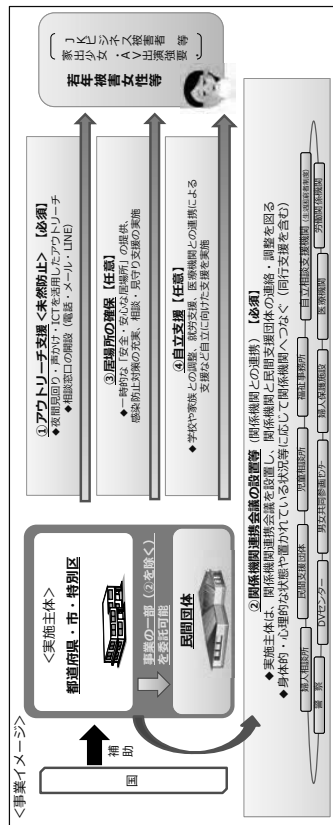
**【実施主体】** 都道府県・市区町村  
**【補助率】** 国 1/2、実施主体 1/2  
**＜補助基準額＞** 1自治体当たり 11,385千円



## 若年被害女性等支援事業(拡充)

令和4年度予算案：212億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ＜事業内容＞  
 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が協働して、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」の提供などを実施することにより、若年女性の自立を支援する。①アウトリーチ支援 ②関係機関連携会議の設置 ③居場所の確保、及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。
- ＜令和4年度予算案＞  
 ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技術向上に向けた研修受講機会を確保するための代担職員雇上げ費用を新たに支援する。  
 ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。  
 ③居場所の確保：個別における適切な受援体制構築のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を要するのための個別対応職員の新たな配置を行う。  
 ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。
- ＜実施主体＞都道府県・市・特別区 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2  
 <1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）



8

- ◆ 新たな女性支援の担い手＝民間団体と
- ◆ 従来からの担い手(自治体・婦人相談所・婦人相談所・婦人相談員・談員・婦人保護施設)が
- ◆ それぞれの強みを活かした「官民協働」の重要性

9

## 【支援の具体例】

### ▶ 20代 女性(コロナ禍の生活困窮)

両親は離婚しており母親と暮らしていたが、母親からの暴言などあり、精神的に追い込まれてしまい、20歳の時に大学を退学して家出。その後母親とは音信不通になり、父親は再婚しており疎遠になっていた。民間団体を頼り、住居支援と就労支援をもらい一度就職したものの、精神的不調によりすぐに退職。その後アルバイトを始めると、精神的に不安定で仕事が続かず、各地を転々とするようになった。東京にあるシェアハウスがテレビで紹介されているのを見て、そのシェアハウスで暮らし始めしたが、男女共同で個室もなく、寝ている時に男性住民に体を触られるなどの被害もあった。そして、コロナの影響によりシェアハウスの運営も難しくなり、あと数週間で行く場所が出ていくようになると言われてしまう。彼女自身もコロナの影響で収入がなくなり、緊急小口資金や総合支援資金を利用するも返済の目処が立たず途方に暮れていた。所持金も少なく、行く場所もないため自殺しようと考えているところで支援団体に相談があり、面談後、一時保護することになった。その後福祉事務所に同行し、女性相談センター(婦人相談所)で一時保護に至った。

LINE、メール相談→電話聞き取り・出張面談  
 →BOND一時保護→緊急避難(福祉事務所・女性相談センター)

bondプロジェクト提供

10

- 「家」にも「学校」にも「居場所」にも「居場所」がない若年女性
- ◆ 親からの虐待、家族との不和、生活困窮、食事等もない 等
  - ◆ 学校でのいじめ、教師との不和、不登校

### 家出・繁華街等での彷徨など

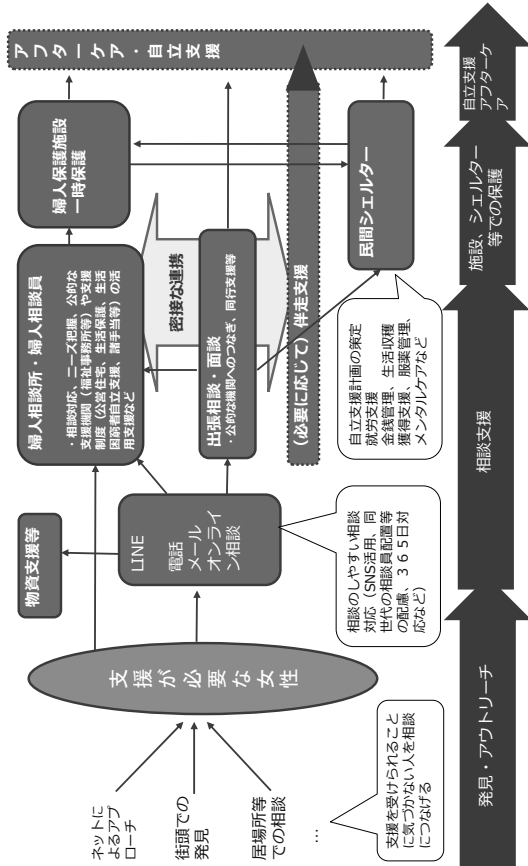
- 【多くのリスク】
- ・未成年、身分証やお金がない
  - ・居場所がない(特に、コロナの影響で、夜間の閉店等)
  - ・公的な支援や相談機関を知らない、公的支援機関利用の「抵抗感」
  - ・SNS等に潜む危険

### ■ 孤独感等から、SNSで居場所を求める、声をかけられた人についていく等

- ⇒ その結果・・・
- ・ 犯罪被害
  - ・ 性被害、性的搾取
  - ・ 希死念慮 等

11

官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援



民間支援団体の実践例

- 1.0代2.0代女の子のためのカフェ型相談室 -

相談のきっかけ作り・気軽に立ち寄れる居場所・コロナ時代の対面相談や居場所の必要性



●●●毎週水・日曜日 13:00~19:00 ●●●

・カフェ型の居場所

オープン時間内で面談、電話、LINE、メール相談の対応  
「相談することのハードルが低く、相談窓口に通りにくい、困難を抱えていても「今」はまだ、相談することまで望んでいない。」

・街頭パトロール、声かけ

横浜、川崎、圏内駅周辺  
相談カードの手渡し

・シエルターでの緊急一時保護

弁護士、原相との連携  
すく、その日に行ける場所

・同行支援

児童相談所、福祉事務所、病院、警察、役所、ハローワーク、各種手続き等

【依頼事項 1】

- 困難な問題を抱える女性支援における民間支援団体との連携の重要性にかんがみ、**それぞれの地域特性、地域の現状の把握を！**

⇒地域における女性支援のニーズの把握

⇒女性支援の担い手となりうる民間団体の掘り起こし、育成（地域の民間団体の把握など）

【依頼事項 2】

- 各地域において、官民連携による婦人保護・困難な問題を抱える女性支援の体制づくりを！

- ・ 婦人保護施設について、入所者の処遇改善、心理職の配置などの機能強化

- ・ 婦人相談員の処遇改善

- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業による地域の困難な問題を抱える女性支援ネットワークの構築

- ・ 若年被害女性等支援強化事業による困難な問題を抱える女性支援の民間団体の支援

- ・ 民間団体支援強化・推進事業（仮称）による女性支援の民間団体の掘り起こし・育成等



自治体、団体等の皆様  
国の補助事業の活用等を含め検討をお願いします

参考資料

「若年被害女性等支援センター事業」令和2年度実施状況

実施主体	委託団体	委託団体の特徴等	主な支援対象	アウリーチ支援	見回りの場所	見回りの方法	相談窓口	居場所の提供
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	・2009年設立 ・「ブルーバード」を発行人青少年の声を発信 ・荒川区「若年世代の自殺予防対策事業」等、自殺対策事業を委託	10代、20代の女性	街頭見回り 声掛け	・渋谷区 ・千代田区 ・豊島区 池袋周辺	LINE、メール、電話、面談等	都内3箇所 ※その他必要に応じて24時間ホットライン等利用	
	一般社団法人 Colabo	・2011年設立 ・夜の街で10代の女性への声掛け ・企画展「私たちは「買われた」」展による発信 ・女子中高生の「居場所」づくり	女子中高生	声掛け、「夜間巡回」による声掛け 相談、食事提供など	・新宿区 ・渋谷区 ・神宮通公園	LINE、メール、電話、面談等	都内3箇所 ※その他必要に応じて24時間ホットライン等利用	
神奈川県	NPO法人 BONDプロジェクト	・2004年設立 ・人身取引被害者支援 ・J.Kビジネス、アクトビオ出版、満願堂、児童福祉等による被害者支援	10代、20代の女性	街頭見回り 声掛け カードの配布	・新宿区 ・新宿三丁目周辺	LINE、メール、電話、面談等	都内2箇所 ※その他必要に応じて24時間ホットライン等利用	
福岡県	NPO法人 そたの樹	・2011年設立 ・「そたの樹」の設置運営 ・施設利用者児童等のアウリーチ事業を実施	10代、20代の女性	街頭見回り 声掛け	・福岡市天神 （響公園） ・SNS上	LINE、メール、電話、面談等	福岡市内1箇所	

【参考事例】令和3年度「若年被害女性等支援事業」に依る仕掛書(東京都の例)

〇 国が策定した「若年被害女性等支援事業実施要綱」を土台として、支援の内容や方法、留意事項等について、地域の実情を踏まえた独自の対応を規定。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕掛書
1 件名 令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託
2 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
3 履行場所 東京都（以下「都」という。）が別途指定する場所
4 委託概要 様々な困難を抱えた若年女性について、アウリーチから居場所の確保、自立支援等を行い、公的機関と連携しながら、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を行う。
5 委託内容 委託内容は、以下の(1)から(4)の事業を行うものとする。なお、(1)～(4)の業務は必須とする。 (1) アウリーチ支援 困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回りに伴った声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。 ① 夜間見回り等 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊などから防止している若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援原則として週1回程度実施する。または、都内繁華街などに常設の相談場所を設置し、原則週1日以上若年被害女性等の相談に応じる。 若年被害女性等の相談に応じる。 また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。
② 相談及び面談 (ア) 相談センターを設け、電話やメール、SNS、オンラインミーティング（チャット）等により、若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応する。 (イ) また、アウリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するものとする。 (2) 関係機関連携会議への参加 行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に出席する。 会議では、若年被害女性等に対する支援の内容や内容に関する協議、公的機関への働きかけの協議や事例検証などを行う中で、関係機関との連携を図るとともに、公的機関と密接に連携し、相互に情報共有を図る。なお、関係機関連携会議において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点から利用者や関係機関等から情報を得るものとする。 (3) 居場所の提供に関する支援 若年被害女性等の身体的・心理的状況や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供や日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。 ① 居場所の提供期間 (ア) 居場所の提供は1日から2日程度（1日から2日程度）を原則とする。 (イ) 利用者の身体的やその後の支援につなげるまでの間のみを得意と見做る場合は、都に協議の上、引き続き居場所での支援を実施することとする。その他、個別に定める場合には、報告することとする。なお、保護が2週間を超え、自立支援センターを開設する。

③ 生活資金（生活用費）についての情報提供や助言を行い、福祉事務などの関係機関への同行支援及び連絡調整を図る。 ④ 必要に応じて、医療機関と連携し支援を行う。 ⑤ その他利用者の自立に向けた必要な支援を行う。 (5) 留意事項 ① 各事業実施の過程において、18歳未満の若年者で親等からの虐待を受けたと思われる児童保護児童として扱った場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都庁設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに報告するものとする。 ② 本事業を通じ、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」）第4(1)～(5)、第4(3)～(5)の(ウ)に基づき、該当市等への相談、相談の支援等を行うものとする。その際、主任相談センター等の所管部署と十分に連携を行う。 ③ 各事業実施の過程において、委託者は、関係機関及び地域住民等と必要と調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど、事業に対する理解を得るよう努めること。 6 委託経費 下記に定めるものとする。 (1) 支出対象科目 本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、書籍費、会議費、光熱水費、食糧費）、役員費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、その他緊急に必要とする経費 (2) 支払方法 年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を作成し提出し、精算を行うこととする。 7 事業計画書の提出 委託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(イ) 自動車から排出される有害な化学物質や粒子状物質の特定地域における経路の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対象地域内に設置可能な自動利用に努めること。 なお、当該自動車の自動運転検査（車検）及び粒子状物質減少促進推進証明書の提示又は写真の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。 1.4 留意事項 (1) 本事業の実施にあたっては利用者の相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。なお、必要に応じて都の別添書に関する情報提供報告を行うこと。 (2) 本事業の執行にあたっては、「実施要綱」及び事業計画によること。なお、本事業契約後、国の若年被害女性等支援事業実施要綱が改定された場合は、「実施要綱」を改正する必要がある。 (3) 受託業務の遂行にあたっては、都と協議しながら進めること。 (4) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの情報に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求めるとする。その際、委託者は、迅速かつ適切に対応すること。 (5) 受託者は、この仕掛書に定めるほか、別紙「1」の情報提供取扱い事項に定める委託業務取扱い事項1、別紙2「都庁等関係に関する特約事項」を遵守すること。 (6) 委託者は事業の実施の際に、トラブルが発生した場合は、速やかに都へ報告すること。 (7) 本仕掛書の解釈について疑義が生じた場合は、都と協議し、決定する。 (8) 都と委託者は相互に信頼の醸成に努め、事業遂行に際して生じる諸問題及び疑義等は、個別に協議を行うなど両者が円滑な連携を図ることによって解決することとする。 1.5 問合せ先 東京都福祉保健局青少年社会対策部育成支援課（女性福祉担当） 電話（都庁） メールアドレス（略）
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 居場所の提供体制の提供に当たっては、基本的な感染防止対策として、利用者の安全及び衛生の確保を図る。また、利用者のプライバシーの保護に努め、個人情報の取扱いに十分配慮することとする。 ③ 必要に応じて、関係機関と連携し支援を行う。 ④ 必要に応じて、医療機関と連携し支援を行う。 ⑤ その他利用者の自立に向けた必要な支援を行う。 (5) 留意事項 ① 各事業実施の過程において、18歳未満の若年者で親等からの虐待を受けたと思われる児童保護児童として扱った場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都庁設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに報告するものとする。 ② 本事業を通じ、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」）第4(1)～(5)、第4(3)～(5)の(ウ)に基づき、該当市等への相談、相談の支援等を行うものとする。その際、主任相談センター等の所管部署と十分に連携を行う。 ③ 各事業実施の過程において、委託者は、関係機関及び地域住民等と必要と調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど、事業に対する理解を得るよう努めること。 6 委託経費 下記に定めるものとする。 (1) 支出対象科目 本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、書籍費、会議費、光熱水費、食糧費）、役員費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、その他緊急に必要とする経費 (2) 支払方法 年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を作成し提出し、精算を行うこととする。 7 事業計画書の提出 委託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 居場所の提供体制の提供に当たっては、基本的な感染防止対策として、利用者の安全及び衛生の確保を図る。また、利用者のプライバシーの保護に努め、個人情報の取扱いに十分配慮することとする。 ③ 必要に応じて、関係機関と連携し支援を行う。 ④ 必要に応じて、医療機関と連携し支援を行う。 ⑤ その他利用者の自立に向けた必要な支援を行う。 (5) 留意事項 ① 各事業実施の過程において、18歳未満の若年者で親等からの虐待を受けたと思われる児童保護児童として扱った場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都庁設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに報告するものとする。 ② 本事業を通じ、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」）第4(1)～(5)、第4(3)～(5)の(ウ)に基づき、該当市等への相談、相談の支援等を行うものとする。その際、主任相談センター等の所管部署と十分に連携を行う。 ③ 各事業実施の過程において、委託者は、関係機関及び地域住民等と必要と調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど、事業に対する理解を得るよう努めること。 6 委託経費 下記に定めるものとする。 (1) 支出対象科目 本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、書籍費、会議費、光熱水費、食糧費）、役員費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、その他緊急に必要とする経費 (2) 支払方法 年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を作成し提出し、精算を行うこととする。 7 事業計画書の提出 委託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------





### 休日・夜間電話相談事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

- 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市  
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力を時間外に配置する。  
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力を配置する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市 1 / 2

#### 【補助基準額】

①平日夜間			
a) 18:00～20:00	月額 37,450円	月額 139,490円	月額 139,490円
b) 18:00～22:00	月額 74,900円	月額 17,430円	月額 17,430円
c) 18:00～9:00	月額 599,260円	月額 34,870円	月額 34,870円
d) 18:00～9:00	月額 278,980円	月額 278,980円	月額 278,980円

#### ②土日祝日

a) 9:00～18:00	月額 139,490円	月額 139,490円	月額 139,490円
b) 18:00～20:00	月額 17,430円	月額 17,430円	月額 17,430円
c) 18:00～22:00	月額 34,870円	月額 34,870円	月額 34,870円
d) 18:00～9:00	月額 278,980円	月額 278,980円	月額 278,980円

24

### 婦人相談所等職員への専門研修事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

- DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市 1 / 2

#### 【補助基準額】

・研修を年1回開催する場合	年額 87,070円
・研修を年2回開催する場合	年額 174,140円
・研修を年3回開催する場合	年額 261,210円

25

### 婦人相談所SNS等相談支援事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

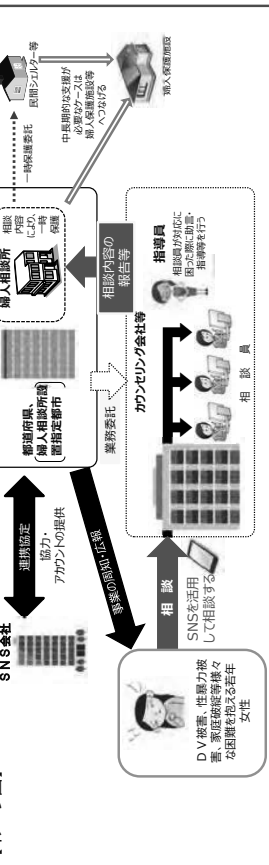
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげていたところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1自治体当たり 39,862千円

#### 【イメージ図】



26

### 地域生活移行支援事業（ステップハウス）

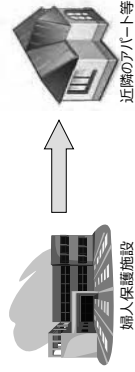
R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

- 婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活を体験するための支援を行う。

#### 《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活を体験するための支援を行う。



- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】 1施設当たり 563千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能  
※賃貸物件を活用して実施する場合には、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

27

### DV対応・児童虐待対応連携強化事業

R4 予算案：2.12億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

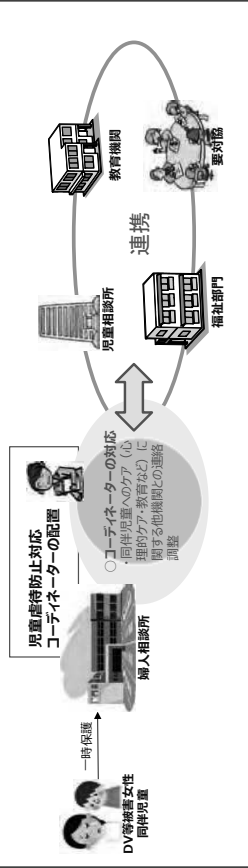
○ 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国1/2、都道府県、婦人相談所を設置している指定都市1/2

【補助基準額】 1か所当たり6,251千円

#### 【事業イメージ】



28

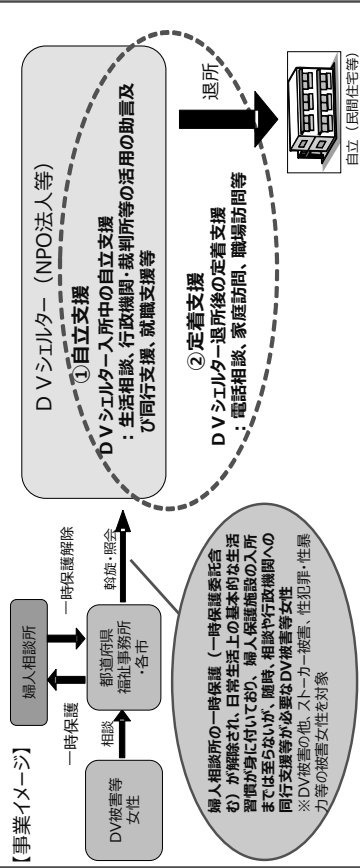
### DV被害者等自立生活援助事業

R4 予算案：2.12億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

#### 概要

○ 一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援を行う。

#### 【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国1/2、都道府県・市1/2

【補助基準額】 1か所当たり 4,552千円

29

【本資料に関する問い合わせ先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

TEL：03-3595-3112

E-MAIL：josei-hogo@mhlw.go.jp

30

# 札幌市困難を抱える若年女性支援事業 LiNK

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 馬場 通江



【基調講演】行政にできること～札幌市の取組から～



## 1 札幌市が困難を抱える若年女性支援事業を実施する経緯 (2)「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」による検証と提言

課題を踏まえた7つの提言

- 1 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- 2 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- 3 アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- 4 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- 5 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- 6 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- 7 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

2

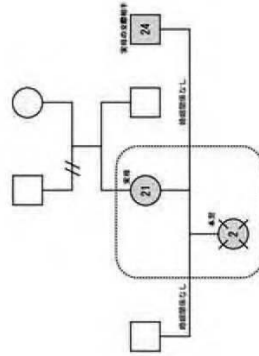


## 1 札幌市が困難を抱える若年女性支援事業を実施する経緯

### (1) 令和元年6月2歳女児死亡事例

平成26年4月(15歳)	高校入学(翌年から休学)
平成27年12月(17歳)	妊娠が判明するも、交際相手から暴力を受け、翌年1月人工妊娠中絶を行う
平成28年6月(18歳)	妊娠が判明
平成28年12月(18歳)	出産
令和元年6月5日(21歳)	女児死亡確認
令和元年6月6日(21歳)	逮捕
令和元年7月18日(21歳)	保護責任者遺棄致死罪で起訴

(関係図)



1



## 1 札幌市が困難を抱える若年女性支援事業を実施する経緯

### (3) 検証報告書より抜粋

本事例では、10代から20代に差し掛かるに当たり、**妊娠・人工妊娠中絶、交際相手との関係や精神的な不調、高等学校の入学・休学や就労の問題**など、10代後半の女性として見られる様々な諸課題が見られるが、これらへの対応が十分に図られることはなかった。その要因として、この思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みが、**市はもとより、国の施策としても不足しているのが実情**である。例を挙げると、

- ・児童福祉法に基づき支援は18歳未満という年齢制限の実態が、
- ・DV被害者支援は、DV相談を訴えた方への支援が中心となるという事態が、
- ・母子保健分野の支援は、本事例のように妊婦の方しか支援できないという実態がそれぞれあり、これらに該当しない方は、**制度の網の目からこぼれ落ちて**いる。

3

### 3 札幌市内の有識者・支援者の思い

#### ■ 専門家、公的機関、支援団体など多くの関係者から、現状や課題

- 若年女性へのアウトリーチの活動も大事だが、まずは見つけてきた女性をどこにつなげるのかという「つなぎ先」をどうするかを考えるのが重要
- 屋根のある場所の支援が重要。母子生活支援施設の活用や乳児院における母子一線のケアなど、既存の建物があるところで支援できれば良いのだが。

- 居場所ができるのは良いと思う。子どもたちは、不安な気持ちや手続きへの自信のなさを含めて「めんどくさい」という言葉を使う。居場所に各関係機関が来てくれるような仕組みがあると子どもたちにとっては良いだろう。
- 求められている。居場所があるといった理由で、援助交際する子どもも多い。

#### ■ 課題

- 若い人の傾向として、関係性を分断されず、自由も担保され、一息つけるやどり末のような場所があれば集まってくる。
- 対象となる子どもは、自分から困りごとを相談しに来ないので、いろいろ集める場所を作り、そこで何度も接しながら、困りごとをすくいあげていく必要がある。

- 居場所の確保が難しいのでは。家に帰りにくいという相談を受けると、対応は難しい。もし、居場所を確保するとしても、ルール作りをどうするか、未成年の場合どうするか、居場所で自殺が起こる危険性はないかなど課題がある。
- 現状は、こういう女性達を支援できるスキルを持った支援者が少ない。

### 2 困難のイメージと札幌市における現状の取組

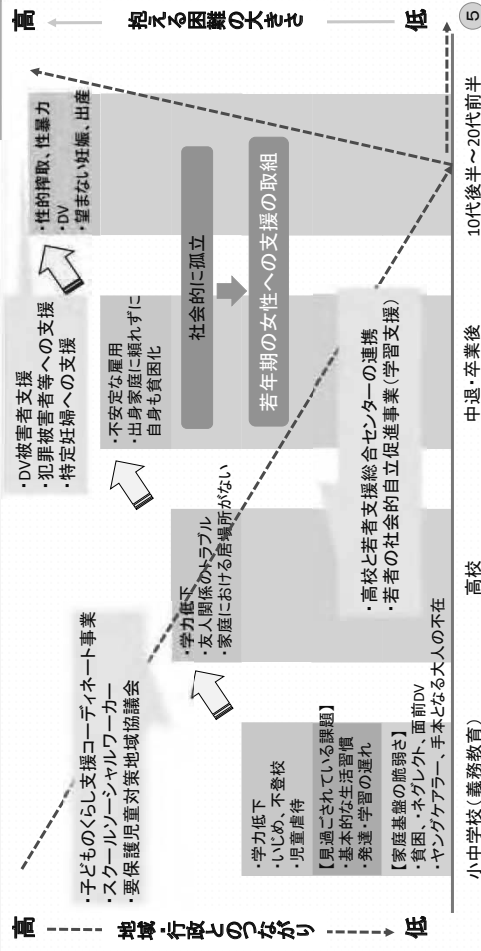


### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

【通し番号21】 若年被害女性等支援モデル事業



### 2 困難のイメージと札幌市における現状の取組



#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (2) 調査結果の概要(支援について)

###### ○アウトリーチについて

- ・「SNSで見ず知らずの人に相談できない」、「仲良くなるまではLINEがいい」などの声があるため、多様なコミュニケーション手段が必要になる

###### ○居場所について

- ・長期の居場所や、長期的に生活支援を行うための拠点となる施設が札幌市にはない
- ・安心して暮泊まりできる場所は必要だが、規則が多いと窮屈に感じて使われない
- ・既存の自立支援施設には空きがない

###### ○自立支援について

- ・障がいや疑われない人やグレーゾーンにいる人、発達障がいの人も多いので、自立をサポートする仕組みが必要
- ・自立には、居場所、住居、仕事を紹介するためのネットワークが必要だが、現在は支援者の個人的な人脈に頼らざるを得ない

###### ○行政に求めること

- ・支援には高い専門性が求められるため、人材育成のほかにも、支援者として働き続けられる経済的基盤が必要
- ・必要なのは精神論ではなく「お金」、この団体もお金で苦労している
- ・福祉的支援の核となるのは安定した住居なので、公営住宅の活用やシェアハウスの設置が必要
- ・制度のさらざまにいる女性が多いため、ワンストップ型の相談窓口が必要

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### ■若年期の女性を対象とした支援に関するヒアリング等調査

###### (1) 調査の概要

- ・調査期間 令和2年10月12日～令和2年12月8日
- ・調査対象者 ①支援団体 6団体 ②女性当事者(困難な経験がある女性) 4名

①支援団体	団体概要	②女性当事者	対象者概要
団体A	若年女性を支援対象として支援活動を行っている法人。	Aさん	・20代。 ・原産養護施設での生活歴あり。 ・高校中退後、夜の仕事に就く。 ・現在は結婚し、3児の母。
団体B	DV等の被害に遭った女性等への支援を行っている法人。	Bさん	・20代。 ・両親が学費を出してくれなかったため、様々なアルバイトをして学費を賄う。 ・高校卒業後、夜の仕事に就く。 ・現在は1児の母。
団体C	市内高等学校養護施設。	Cさん	・40代。 ・定時高校中退後、夜の仕事に就く。 ・その後、介護の資格を取得したことを契機に現在の福祉の仕事に就く。 ・自身の経験を活かして、女性支援団体による若年女性支援の活動にも参加。
団体D	若年層の女性が気軽に相談できるLINE相談の運営を行っている法人。	Dさん	・10代大学生 ・家族との折り合いが悪く、家に居場所がないと感じている。 ・援助交際をしており、心療内科に通院。
団体E	未成年の緊急一時避難所(シェルター)を開設、運営している法人。		
団体F	少年院出院者を対象とした相談対応、少年院への講話活動を行っている団体。		

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### ■思春期・若年期の女性を対象とした意識に関する調査(アンケート調査)

###### (1) 調査の概要

- ①調査期間 令和2年12月13日～令和3年1月4日
- ②調査実施
  - ・高等学校、高等支援学校の女子生徒及び19歳～24歳の札幌市内に居住する女性を対象として、思春期・若年期の女性がどのような困りごとや悩みを抱えており、その困りごとや悩みをどの程度周囲に相談できているのかを把握することを目的に実施。
  - ・調査は、札幌市と北海道大学大学院教育学部附属子ども発達臨床研究センターが共同で実施。

	①公立高等学校女子生徒	②公立高等支援学校女子生徒	③一般女性
調査対象者	18,769名 (令和2年5月1日時点)	153名 (令和2年5月1日時点)	3,000名 (住民基本台帳から抽出)
回収率	781名 (回収率:4.2%)	55名 (回収率:36.0%)	836名 (回収率:27.9%)
調査方法	WEB回答	無記名によるアンケート方式 WEB回答	無記名によるアンケート方式 WEB回答

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (2) 調査結果の概要(困難を抱える女性について)

- 家族との関係や家庭の状況に問題を抱えていた
  - ・両親がお金にルーズでいつも喧嘩をしていた。経済的な困窮により、必要なものは万引きをしていた
  - ・父は24時間お酒を飲んでた。母が姉妹間で扱いを差別し、自分だけご飯やお弁当が無いこともあった
  - ・心の病気を患っていた母からは「気持ち悪い」と言われ、幼いころ抱きしめてもらった記憶は無い
- 妊娠、中絶、援助交際など性的問題を抱えていた
  - ・高1でネットで知り合った人と付き合ひ、妊娠。その後中絶をした
  - ・夜の仕事は優しい大人もいたが、暴力関係者も多く、自分の置かれた状況を読み間違えると大変なことになった
  - ・ヒアリング対象者中4名中3名が未成年でキャバクラやデリヘルなどの性風俗、3名が援助交際の経験があった
- 困っているという意識がなかった
  - ・子どもの頃から(困難な)体験から、耐性がついている
  - ・困っているという意識を持たないで、相談しようとは思わない
  - ・「自分が困難な状態か、問題なくしゃりやれている状態なのかかわからず不安を抱えている。」
- 不安、自己否定感を持っている
  - ・「自分を大切にしない」、「幸せ」や「満足」されていること「どうしようもないことかわからない。常に不安を感じている。」
  - ・「自己否定感が低い」のではなく「自己否定感」を強く持っている。」

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (2)調査結果 学校での体験について

- 学校での嫌な体験については、1度以上あると答えた者の割合は7割前後。
- セクハラや性被害は1～2割前後である一方で、セクハラ・性被害が起きる場合は、教師とのトラブルやいじめ、人間関係のトラブルも同時に起きている場合もある。
- そうした嫌な体験をしても、高等学校と一般女性では4割の者は相談していなかった。

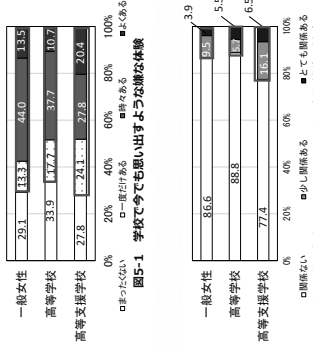


図5-1 学校でも思い出すような嫌な体験

12

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (2)調査結果 職場・アルバイト先での体験について

- 職場・アルバイト先での嫌な体験については、一般女性で約6割の者が1度以上あると答えていた。
- 内容については、いじめ以外の人間関係のトラブル、ハワハラが多い。
- そうした嫌な体験をしても、一般女性の約3割の者が相談していなかった。

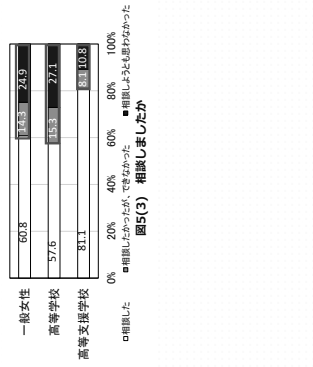


図5-2 セクシュアル・ハラスメントや性的な被害

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (3)調査結果 子ども時代に過ごした家庭での体験について

- 家庭での嫌な体験については、1度以上あると答えた者の割合は4～5割。
- 家計の問題が他の全ての問題(例:両親の不仲、両親間での暴力など)にも関連していた。
- 家庭で嫌な体験をしていると、他の状況においても嫌な体験をしている傾向がみられた。
- そうした嫌な体験をした者であっても、高等学校と一般女性の7割は相談していなかった。

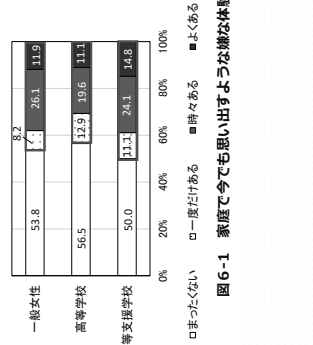


図6-1 家庭でも思い出すような嫌な体験

13

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (4)調査結果 職場・アルバイト先での体験について

- 職場・アルバイト先での嫌な体験については、一般女性で約6割の者が1度以上あると答えていた。
- 内容については、いじめ以外の人間関係のトラブル、ハワハラが多い。
- そうした嫌な体験をしても、一般女性の約3割の者が相談していなかった。

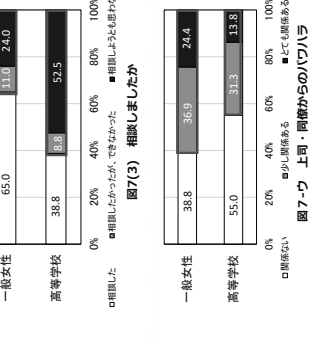


図7-1 職場でも思い出すような嫌な体験

14

#### 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

##### (5)調査結果 結婚・交際相手との関係での体験について

- 結婚・交際相手との関係での嫌な体験については、1度以上あると答えた者の割合は一般女性で約3割、高等学校で約2割、高等支援学校で約1割であった。
- 一般女性における結婚・交際相手との関係での嫌な体験で最も多いのは、相手からの物理的・精神的な支配で約5割、次いで金銭的な問題で4割弱、セクハラ・性被害と望まない行為・妊娠がそれぞれ2割。
- そうした嫌な体験をしても、一般女性では4割弱、高等学校で5割強の者が相談していなかった。

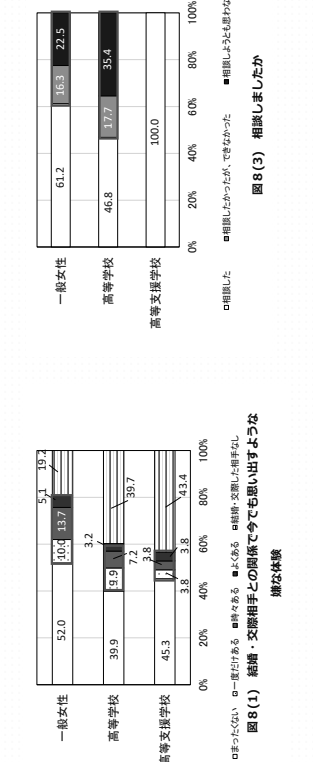


図8-1 結婚・交際相手との関係でも思い出すような嫌な体験

15

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要

### (1) 事業の概要

様々な困難を抱えながらも地域や行政や行政とのつながりのない若年女性を対象としたアウトリーチ型支援等の実施。

### 【事業の対象】

暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要

### (2) 取組の概要

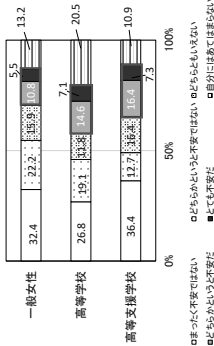
- ① アウトリーチ支援……SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に積極的に支援と情報を届ける。
- ② 居場所の確保……落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居場所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。
- ③ 自立支援……学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施。
- ④ 関係機関連携会議……行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。

## 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

### (6) (抜粋)相談相手について

- 相談相手に関しては、いずれの相談も親や友人が選ばれている割合は、一般女性では2割弱、高等学校、高等支援学校では2割。
- 相談相手や頼れる人がいないことについて不安があると答えた割合は、一般女性では2割弱、高等学校、高等支援学校では2割。

性別	学校		親		友人		相談相手や頼れる人がいない	
	あった	なかった	あった	なかった	あった	なかった	あった	なかった
一般女性	32.4	67.6	22.2	77.8	33.3	66.7	5.5	94.5
高等学校	26.8	73.2	16.7	83.3	54.1	45.9	7.1	92.9
高等支援学校	36.4	63.6	16.5	83.5	44.2	55.8	10.9	89.1



## 4 札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査

### (7) 自由記述 10人以上が共通して使用していた単語に絞って分析を行い、下記のグループでまとめた。

【家事】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

【親】「相談」「理解」「大学」「少額」  
 【友人】「大変」「働く」「収入」「貯蓄」「コロナ」「お金」「生活」「食料」  
 【学校】「理解」「大学」「少額」

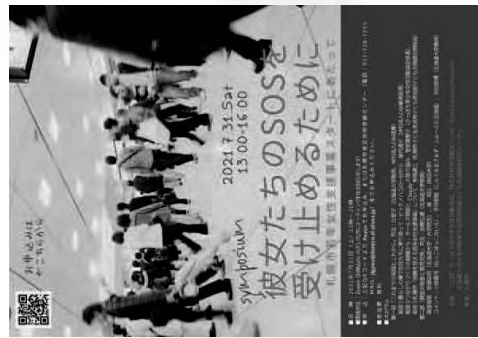


## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要



20

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要



### (3) 連携のために

#### ① シンポジウムの開催

- 2021年7月31日(土)に、事業のスタートアップとして、シンポジウムを開催。
- 大学、男女共同参画センター、NPO、行政がそれぞれの立場から現状や課題について報告し、意見交換を行いました。
- 当日は、約170名の方に視聴していただきました。

21

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要

- (3) 連携のために
- ② 支援団体との連携

### 若年女性支援ネットワーク「cloudy」

【事務局】  
札幌市男女共同参画センター  
(さっぽろ青少年女性活動協会)  
・H28年から年2回程度、10代、20代の女性を対象としたLINE相談を実施。  
Girls Line

性暴力被害者支援センター北海道  
SACRACH  
(NPO法人ゆいねつと北海道)  
・性暴力被害に遭った女性の支援を実施。  
・関係機関への付き添い支援を実施

NPO法人ホームレス支援北海道ネットワーク女性サポートASVI  
・女性の生活困窮者のための相談窓口を運営。  
・DVや経済的困難により行き場を失った「ホームレス女性のためのシェルター」を運営  
フォローを実施。

NPO法人 CAN  
(Child Advocate network)  
・H22年~H31年3月まで自立援助ホーム「シーズ(南平厚)」を運営。  
・現在は同チーム退所者のアフターフォローを実施。

NPO法人 女のスペース・おん  
・女性の人權相談  
・暴力被害女性の緊急一時保護等を実施

性暴力被害者支援センター  
・H28年から年2回程度、10代、20代の女性を対象としたLINE相談を実施。

性暴力被害者支援センター  
・性暴力被害に遭った女性の支援を実施。  
・関係機関への付き添い支援を実施

22

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要

- (3) 連携のために
- ③ 関係機関連携会議

札幌市関係別所  
北海道警察本部  
生活安全部少年課  
シブカフェ北海道  
札幌わかものハローワーク

札幌市若者支援総合センター  
(さっぽろ青少年女性活動協会)  
・若者支援施設 (Youth) 運営  
・アウトリーチ支援を目的としたキッチンカーの  
実施や、居場所「いっくんち」を開設

札幌市関係部署  
・子どもの権利推進課  
・市民生活課  
・障がい保健福祉部  
・雇用推進部  
・学級教育部  
・保健所  
・札幌市引込こもり地域支援センター  
・札幌市子ども発達総合支援センター  
・札幌発達障害者支援センター  
・札幌こころのセンター

課題  
子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう支援するための協議会です。  
困難を抱える若年女性も若者ですが...

全国  
NPO法人北海道フリー  
スクール等ネットワーク

23

## 5 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の概要



安心してつながれる、相談できる、関係機関が連携して必要としている支援に つないでいくという想いを込め「LINK」という名前をつけました。



24

## 6 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の実施状況



(2021年9月25日 北海道新聞朝刊)



(2021年9月28日 北海道新聞朝刊)



26

## 6 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の実施状況



令和3年8月～12月までの実施状況

相談人数	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	3	0	36	6	0	0	45
■年齢別相談人数							
年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談人数	6	6	8	3	1	21	45
■居場所の提供							
短期	2	※20歳以上～25歳未満	2人				
長期	3	※18歳以上～20歳未満	3人				
(2週間を超える場合)							

課題  
近隣市町村に住んでいる女性から相談が来ることもあります。札幌に住んでいないから、という理由で断ることはできません。

25

## 6 札幌市困難を抱える若年女性支援事業の実施状況



(2022年1月3日 毎日新聞朝刊)



27

## 大都市だけの問題？

「自分のまちに、そんなに、そんなに女の子はいない。」

誰にも相談できない悩みを抱えることや、暴力や性的な被害に遭う可能性はどこにでもあり、住んでいる場所とは無関係です。  
 そして、居場所を求めて、都市部に集まってきました。  
 今はSNSで誰でも繋がれる時代だからこそ、都市部だけの問題ではありません。

## 官民連携の意義

## 【行政】

税金で、制度をつくって、画一的に大勢を支援する役割  
 困りごとの見える化⇒世論形成⇒解決策の検討⇒持続可能性の検討  
 ⇒試行実施 ～始めるのは大変だけど、続けるのは得意！～

## 【NPO】

思いを持って、困っている目の前の人を出来る限り支援する  
 ～始めるのは早いけど、続けるのは大変！～

だからこそ一緒にやる意義がある！

## それって自己責任では？

家にお金が無い、居場所が無いことは、彼女たちの責任ではありません。  
**支援が必要な人に適切な支援を届けることが、行政の役割では。**

効果の見えづらい事業ですが、必要としている人は少なくありません。









## セミナー事例 @愛知

### 20歳（大学生）

- 両親と3人暮らし
- 母親からの暴言や暴力
- 父親の借金、経済苦
- 寂しさ、孤独感、希死念慮が強い
- 自分の部屋もなく、家で一人になれる場所がない
- 学校でのいじめ等、対人関係の問題もあり

#### 【課題】

- ・「わかってもええない」「話しづらい」等で、継続的に繋がることが難しくなってしまう。
- ・長期的に迷ったりし動けない期間も、寄り添い繋がることができ、いざとなったら一緒に動ける機関（場所）が必要。

### 18歳（高校生）

- 強迫性障害、うつ病、自殺願望、自傷行為
- 母親からの暴言
- 親が通院・服薬に否定的
- 自殺しようと家出、警察に補導、家に戻される
- 「3学期が始まったから学校のトイレで首を吊って死ぬつもり」と本人

#### 【課題】

- ・精神疾患を親が理解してくれず、治療したいと本人が思っても難しい。
- ・回復見込みがあっても、現在の環境のままだと抜け出せず、複雑化してしまう可能性がある。
- ・早期に本人に合った治療、受け止めてくれる居場所等が必要。

### 地域支援には繋がらず、東京での支援に繋がったケース

#### 20代

- 両親離婚
- 母親とは絶縁状態
- 高校生の時、父親他界
- 18歳になり風俗で働く
- 男性の家を転々とする生活
- 客の子どもを妊娠、出産、乳児院に預ける
- 再びネットで知り合った男の家を転々とする生活
- ネットで知り合った男性を頼りに東京へ上京
- 交際相手の子どもを妊娠、中絶
- 交際相手と関係が悪化、暴言あり、家から出て行くよう言われる
- 行く場所、頼れる人もいない
- 所持金わずか、身分証なし、Wi-Fiがないと携帯も繋がらない

令和3年度 厚生労働省委託事業 「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」  
**困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー**  
 令和4年2月7日(月) 中部・東海・北陸ブロック <オンライン開催>

資料 4

【事例紹介講演 2】

## 活動の中から見えてきた 若年女性の実態



NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト  
 事務局長 川田由記子

## ハッピーウーマンプロジェクトのはじまり

「婦人科は行きにくい」と言う女性たちの話題からでした・・・  
 “行きにくい”のなら

「私たちの行きやすい婦人科をつくらう!」を合言葉に

2004年5月 活動開始(勉強会)

女性の健康、DV・虐待  
 代替医療(オーストラリア視察)など



2006年6月 “真の健康”を求めてNPO法人設立

真の健康とは：身体的・精神的・社会的に良好な状態

2006年7月 女性クリニックWe富山開院!

当時院長(現:代表)  
 産婦人科医 種部 恭子 さん  
 富山県議会議員



1



## ハッピーウーマンプロジェクトは

★子どもと女性支援をメインに活動中

女性が暮らしやすい社会は  
 誰にとっても暮らしやすい社会です

ハッピーウーマンプロジェクトは  
 みんなが元気にハッピーに  
 暮らすことを目指しています

★メンバー

医師・看護師・助産師・カウンセラー・教職員・会社員・  
 介護士・自営・農業・パート、アルバイト・主婦・無職など・・・  
 立場も年代も様々な女性たちがいます  
 ※女性を応援する男性会員もいます

2



## ハッピーウーマンプロジェクトの事業

講師派遣  
 事業

講座開催  
 事業

相談事業



## ハッピーウーマンプロジェクトの事業



### 企業向け講座

- ・ライフステージに応じた女性の健康づくり
- ・ストレスをためないコミュニケーション
- ・多様性/人権/SDGs
- ・ハラスメント研修
- ・相談窓口担当者向け研修

### 講師派遣 事業



- ### 学校向け講座
- ・心と身体を大切にせるセクシュアリティ教育
  - ・DV・デートDV予防啓発
  - ・お互いを大切にするコミュニケーション

4

## ハッピーウーマンプロジェクトの事業



### 一般向け講座

- ・女性の健康  
(冷え予防料理教室、漢方、ピラティス、アロマ…)
- ・コミュニケーション  
(コロナ禍で夫との会話にストレスを感じている人向け…)
- ・女性と子どもに関する社会問題  
(DV、虐待、性暴力、ハラスメント、貧困…)

### 講座開催 事業



## ハッピーウーマンプロジェクトの事業



### 相談事業 (富山県より受託)

- 富山県女性健康相談センター・不妊専門相談センター (2010年)
- 妊娠・出産悩みほっとライン (2011年)、SNS相談 (2019年)
- その他 性暴力に関する相談 (2018年)、SNS相談 (2021年)

### 相談事業



### その他

- 女性の語り合い事業 (DV被害者支援県民協働事業費補助金)
- ここでつながる女子サロン (コロナ禍における女性のつながりサポート事業)
- 児童養護施設向け事業 (※自主事業・ボランティア)
- ・セクシュアリティ・コミュニケーション・デートDV予防・金銭管理
- 企業向けハラスメント外部相談窓口事業



### 民間シエルター-KiteKiteを運営 (2021年開設) (DV被害者等困難を抱える女性の自立支援パイロット事業/富山県補助金)

6

## 真の健康、暴力のない社会を求めて



啓発活動と相談事業をともに進めています  
私たちのアウトリーチは、出前講座・講師派遣、相談機関運営  
声をあげにくかった人たちの生きにくさに寄り添いながら  
問題解決に向けて活動をしています。



## 若年女性を対象とした支援活動例



### 児童養護施設を卒園したAさん

8

Aさんは高校卒業後施設を出て親戚の家で生活を始めます。就職するも、1、2ヶ月で仕事を辞めてしまいました。(HWPに連絡が入る)仕事を辞めたことで、親戚の家にならなくなり、Aさんは自宅に戻ってしまいます。しかし、Aさんにとって自宅は安心して過ごせる場ではありませんでした。

10

### 児童養護施設で提供している予防啓発

自主事業

(1) セクシュアリティ教育

(2) コミュニケーショントレーニング

(3) Let'sひとり暮らし講座

自立に向けて一ヶ月の生活費はいくらか  
契約のこと/社会人マナー(電話応対等)



※子どもの未来応援基金より

9

Aさんは、夜になるとコンビニの駐車場に車を停め、車内で寝泊まりするようになります。朝になったら、自宅に戻り、シャワーをして仮眠をとっていました。  
(半ホームレス状態)  
働いていないAさんは、次第に車のローンや他の支払いに追われ手持ちの現金が無くなっていきます。  
お金が無いので、食事は十分にとれていませんでした。  
私たちは、時々見守りを兼ねて食料等の支援と話を聞いていました。同時に市に何とかして欲しいと相談していました。

11

Aさんは、SNSでつながった男性と簡単に会い、怖い目に遭うこともありました。相談電話や、時には警察に連絡をすることもありました。警察は何度目かの連絡で、Aさんにと一時保護施設に送り届けますが、Aさんにとって、そこは快適ではありませんでした。スマホが使えないこと、自由に過ごすことができないことに絶えきれず2日ほど出てまいります。

Aさんは再びコンビニの駐車場に戻りました。私たちは驚き再度、市に相談しました。

12

その後のAさんは

- ①グループホームに入所体験する
- ②夜間に職員がいらないため、初日からAさんが不安を訴える
- ③私たちが夜間に職員がいるグループホームへ入れないか市に伝える
- ④社会資源が無いと断られる
- ⑤再び半ホームレス状態になる
- ⑥連絡が取れなくなる
- ⑦Aさんから精神科に入院したと連絡が入る

※ケース検討への参加を依頼したが、声はかからなかった

13

その後のAさんとのつながり 手紙での交流



コロナ禍で面会は禁止/家族のみが面会が可能  
 昨年末にオンライン面会が一度許可される

14

Aさんが卒園してから関わった機関

- ・児童養護施設
- ・警察
- ・児童相談所（18歳未満）
- ・病院（内科、婦人科）
- ・市家庭や子どもに関する課
- ・グループホーム
- ・男女平等推進センター/女性相談センター
- ・ハローワーク
- ・社会福祉協議会
- ・よりそいホットライン
- ・チャイルドライン
- ・BOND（東京）
- ・民間居場所A
- ・障害者サポートセンター
- ・その他...



彼女はつながる力を  
 持っていたけれど、  
 安んじている居場所が  
 なかった

- ・NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト
- ◆食料支給（フードバンク等）、食事提供
- ◆物資提供（タオルケット等）◆職場体験
- ◆アドヴォカシー（代弁：契約解除、他機関との交渉）
- ◆病院同行（内科、婦人科：月経痛、PMS）
- ※民間シェルター-KiteKite開設前

15

その他関わったケースの一部

- ・Bさん特定妊婦20代:休職中(傷病手当未申請)  
借金(300万円)、未婚、マタニティハラスメント  
⇒ 出産後、特別養子縁組  
傷病手当を申請  
現在、職場に復帰
- ・Cさん特定妊婦20代  
不妊娠・出産悩みほっとラインでつながる  
借金(60万円)、未婚、親の援助なし  
⇒ シェルターに入居、昨年10月出産  
今年1月に転居、生活保護受給、育児中  
多くがDV家庭・虐待、ヤングケアラー、デートDV



16

困難な問題を抱える若年女性の傾向

- ・家に帰りたくない(帰宅困難者)
- ・夜間の不安感が高まりやすい
- ・肯定感が低い
- ・自傷行為
- ・人との関係性を構築できない
- ・仕事が続かない
- ・契約を安易にする。借金を抱えやすい
- ・SNSで男性につながりやすい  
(性被害の危険性が高い)
- ・相談機関に全てを開示できない

17

若年女性とつながるために

安心していられる場所と

話を聞いてくれるSNS相談が必須



18

若年女性支援に必要なもの

- ・他機関連携 (民間支援団体を含めて欲しい!)
- ・安全な居場所 (シエルター、ステップハウス)  
心理支援・生活支援など生きるためのスキルをもってもらう支援
- ・見相と連携した児童心理治療施設  
(富山を含む十の都県では未設置)
- ・婦人保護施設  
(富山を含む7県で設置されていない)
- ・困難を抱える若年女性を受け入れる社会  
(人・企業・地域)

19

今後に向けて

- (1) マンパワーが足りない  
支援員の確保、研修の継続  
視点とスキルの取得には時間がかかる
- (2) 資金力不足
  - ・民間シェルター運営費
  - ・内閣府:パイロット事業費 (R4年度まで)行政、企業、地域へ協力を要請
  - ※地方は都会ほど寄附が集まらない
  - ※新しい発想が必要
- (3) 関係構築・連携強化

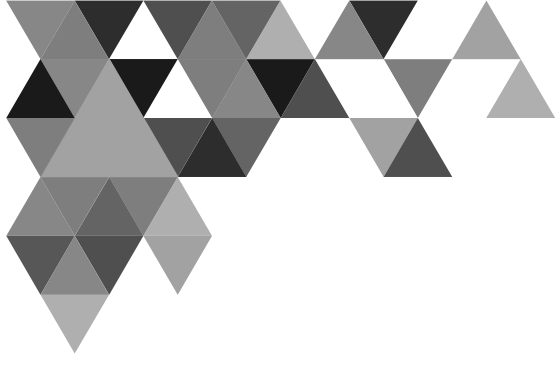
20

私たちが今一番必要としているもの

富山県には  
婦人保護施設がありません

婦人保護施設の変わりの  
施設が必要です

21



**THANK**  
NPO法人ハッピーワーマンプロジェクト  
**YOU**

ご清聴ありがとうございました

22

【事例紹介講演3】

## 若年女性への再非行防止

NPO法人再非行防止サポートセンター愛知  
理事長 高坂 朝人 (たかさか あさと)

### 法人概要

- 設立 2014年3月 (NPO法人認証は、2014年8月)
- 法人所在地：名古屋市守山区元郷2-105
- 法人連絡先 080-2636-7183
- 法人メールアドレス saihikouboushi\_aichi@yahoo.co.jp
- 理事・スタッフ・監事 合計15名 (全員、有償ボランティア)  
非行経験あり2名：少年院経験者1名、少年刑務所経験者1名  
我が子が非行経験あり：2名  
非行経験なし11名：保護司、医療・職員、弁護士、弁護士、自営業、教諭師など  
スタッフ男女比：男性5名、女性10名。3対7。
- サポート人数  
140名を超える。男女比は、  
内訳：施設内サポートと在宅サポートは約60名、住まいのサポートは79名  
住まいのサポートの男女比は、男子62名、女子17名。8対2。

## 若年女性を対象とした支援活動例

- ①Aさん サポートスタート年齢：15歳 (中学3年生)  
初回面談場所：女子少年院  
罪名：覚せい剤
- ②Bさん サポートスタート年齢：18歳  
初回面談場所：保護観察所  
罪名：くぐ犯
- ③Cさん サポートスタート年齢：20歳  
初回面談場所：名古屋駅の高速バスのバス停  
罪名：窃盗、放火
- ④Dさん サポートスタート年齢：22歳  
初回面談場所：警察の留置場  
罪名：傷害、窃盗、特殊詐欺、覚せい剤

- ①Aさん  
サポートスタート年齢：15歳 (中学3年生)  
初回面談場所：女子少年院  
罪名：覚せい剤
- サポートのきっかけと内容  
母から相談があり、高校入学支援の希望
- サポート内容  
①少年院への面会を重ねる  
②少年院内での、通信制高校入学と、レポート  
③自立準備ホームで住まいのサポート  
④在宅サポート

- サポートをさせてもらい、皆さんと共有したいこと
- ①ネット上に実名が出ることや、誹謗中傷。
- ②少年院内で高校入学と教育。(令和2年で、少年院返院者の学生は8%。令和3年版犯罪白書)
- ③少年院と自宅の中間ホーム。(令和2年で、女子少年院出院所引受人の家族等は68.1%)

②Bさん

サポートスタート年齢：18歳

初回面談場所：保護観察所

罪名：ぐ犯

○サポートのきっかけと内容  
就労支援団体より相談があり、住まいのサポートの希望

○サポート内容

- ①自立準備ホームで住まいのサポート
- ②精神科の病院への入院や、関係機関との調整

○サポートをさせてもらい、皆さんと共有したいこと

- ①ぐ犯（令和2年で、女子少年院入院者の非行名の4番目は、ぐ犯9.5%。令和3年版犯罪白書）
- ②虐待と壮絶な経験（令和2年で、女子少年院入院者の68.6%は非虐待経験。令和3年版犯罪白書）
- ③命を最優先、住まいの選択肢を増やすこと。

4

③Cさん

サポートスタート年齢：20歳

初回面談場所：名古屋駅の高速バスのバス停

罪名：窃盗、放火

○サポートのきっかけと内容  
研究者より相談があり、住まいのサポートの希望

○サポート内容

- ①シエルター、住み込み就労、グループホームで住まいのサポート
- ②母子生活支援施設入居の調整

○サポートをさせてもらい、皆さんと共有したいこと

- ①放火（令和2年で、少年の検挙の罪名別で放火は0.3%。令和3年版犯罪白書）
- ②保護観察終了後、18歳以上で、今日からの住まいと生活費。
- ③妊娠中はGHと生保、出産後は母子生活支援施設と若者支援。

5

④Dさん

サポートスタート年齢：22歳

初回面談場所：警察の留置場

罪名：傷害、窃盗、特殊詐欺、覚せい剤

○サポートのきっかけと内容  
全国再非行防止ネットワーク協議会の連携と、住まいのサポート

○サポート内容

- ①留置場、拘置所での面会と文通
- ②裁判での情状証人、国選弁護人と保護観察所との調整
- ③今後は、刑務所での面会と、出所後の自立準備ホームでのサポート

○サポートをさせてもらい、皆さんと共有したいこと

- ①留置場、拘置所、刑務所において、LGBTの苦しみ。
- ②県外で生き直したい青少年を、県域を越えて連携しサポート。

6

## 若年女性支援をしていく中での苦労・工夫

①チームで共有。グループLINEとチャットワークの活用。

②担当は、女性。住まいのサポート中の訪問時は、男性は玄関対応。

④矯正施設等からサポートスタートし、社会でもサポート。

⑤非行経験がある、我が子が非行経験がある、非行経験のないチーム。

⑥スタッフは、無償ではなく有償ボランティア。（活動費を自腹にしない）

⑦住まいのサポートは、1棟1室契約、一人暮らしのサポート付き。

7

## 今後に向けて

- ①非行をおこなった女子と関わる人が増えてほしい
  - ・生き直しには、犯罪性のない信頼できる人との繋がりが必要。
  - ・非行少年は、正しい言葉が聞きたいのではなく、信頼できる人の言葉が聴きたい。
- ②矯正施設等でのLGBTの理解と柔軟な対応。
- ③今年4月1日からの、改正少年法
  - ・原則逆送の拡大、実名報道、く犯対象外。
  - ・少年法対象の女子が減る。
- ④引受先と住まいの選択肢を増やす
  - ・過去5年間で少年院内の帰住調整困難は168名。
  - ※全国再非行防止ネットワーク協議会のアンケート調査
  - ・令和4年3月21日に日本自立準備ホーム協議会（仮称）設立。
- ⑤県外で生き直したい青少年を、県域を越えて連携
  - ・さまざまな県の団体同士の繋がりの促進
  - ・公的機関の柔軟な対応。
- ⑥再非行を減らすことは重要。命はもっと重要
  - ・正しい言葉、正しい価値観で、命が無くなる方向に向かわない。

8

## 最後に、

日本自立準備ホーム協議会（仮称）シンポジウム  
**テーマ 立ち直り支援... 自立準備ホームは何を求められているか...**  
 自立準備ホーム（仮称）とは、2021年6月に「児童福祉法」が改正され、自立準備ホームとして位置づけられ、2022年4月1日から全国で導入される。この取り組みは、犯罪性のない青少年が自立準備ホームで生活し、社会復帰を目指すための重要な役割を果たす。本シンポジウムでは、現場から実践している関係者が、自立準備ホームの現状と課題、そして今後の展望について話し合い、連携を促進する。また、自立準備ホームの導入に必要となる人材育成についても議論する。本シンポジウムは、関係者の間で連携を促進し、自立準備ホームの導入を支援する目的で開催される。参加費は無料。

**入場 無料**  
 日時 令和4年3月21日（曜分0日）13時～17時  
 場所 埼玉県立青少年支援センター 施設行政法人埼玉青少年支援機構  
 〒337-8585 埼玉県さいたま市大宮区大宮1-3-1  
 伊豆川 自立準備ホーム事業部、司法、矯正、更生指導、福祉関係、一般市民  
 定員 50名（先着順） on-line 300名  
 申し込み 申し込みフォームから  
 申し込み締切 2024年3月16日（土）18時00分まで

●司会 橋本 孝 埼玉大学学長 橋本 孝 学長  
 ●コーディネーター 橋本 孝 学長

**立ち直り支援と再犯防止**

●講演者 橋本 孝 学長

●講演者  
 橋本 孝 学長  
 橋本 孝 学長  
 橋本 孝 学長  
 橋本 孝 学長

お問い合わせ <https://sgfm.jp/171/2022>  
 申し込みフォームから申し込みください  
 申し込み締切 2024年3月16日（土）18時00分まで

申込FAX番号:052-622-2581  
 （事務局：川合まで）

9



【事例紹介講演2】

## 自死念慮を含む相談対応 京都自死・自殺相談センターの場合

認定NPO法人 京都自死・自殺相談センター  
発信委員長 中川結幾

そこで私たちは、たとえ絶望的な孤独を突きつけられたとしても、その孤独が少しでも和らぐように、自死の苦悩を抱える方の心の居場所づくりをしています。

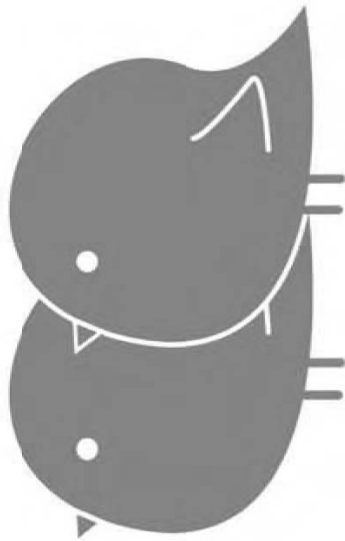
また、一つの価値で覆いつくされた世界は、その価値に合わない誰かを孤独に追いやります。だからこそ、自死の苦悩を抱える方の心の居場所を、この世界の多様性を彩る一つとすることで、多様な価値がそれぞれに尊重される世界をめざします。

## 京都自死・自殺相談センター

私たちは、自死の苦悩の根底には、絶望的な孤独があると考えています。その孤独が突きつけられ、強くその孤独を感じた時に、人は「死にたい」と思わざるを得ないのです。

一方、たとえ「死にたい」と思ったとしても、誰かの温もりを強く実感することができれば、その孤独感は幾分か和らぎます。人は他者との温かなつながりを感じること、絶望的な孤独からしばし解放され得るのです。

Sotto (そっと) そばにいる



相談センターが提供するもの

誰にも言えない本音を漏らせる場

相談事業



電話相談



メール相談

<対象>

死にたいほどの苦悩を抱えた方



死にたいほどの悩みを  
抱える方のために



おでんの会/ごころシネマ

<対象>

死にたいほどの苦悩を抱えた方

## メール相談件数(2021年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022年 1月
男性	18	18	9	47	69	43	64	67	70	42
女性	70	66	66	68	62	128	164	128	136	127
不明	29	18	17	30	19	36	46	27	48	69
LGBT	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2
合計	117	102	92	145	150	207	274	222	263	240

## 見えてきたこと

- 家族や友人に対する相談対応の相談が増加
- リスクの高いところへの支援は必須であるが、課題解決の支援ではこぼれ落ちる人がいる

## 間接支援事業



シンポジウム、研修提供など

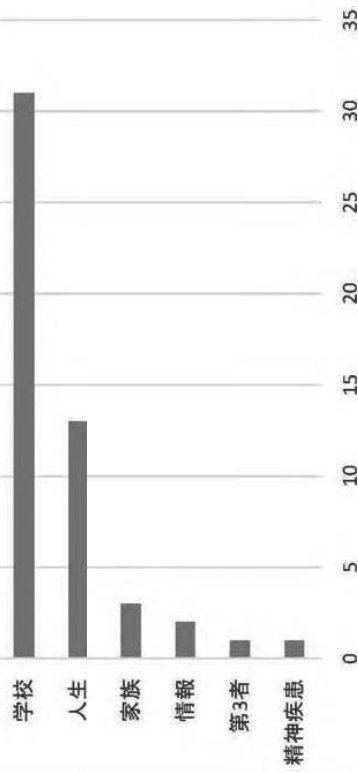
＜対象＞  
すべての方

## 架空相談事例

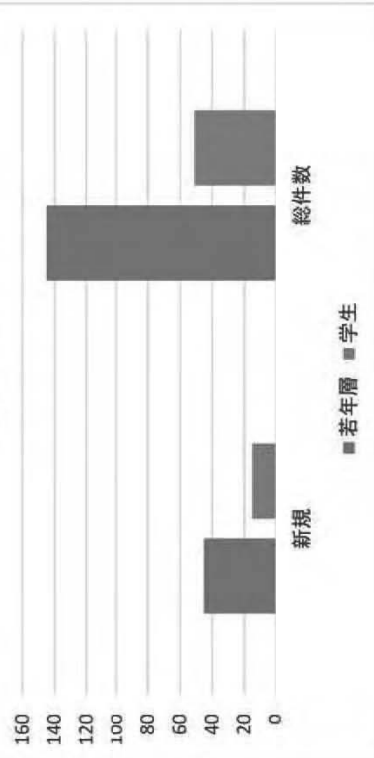
### 相談事例 2

仕事がしんどすぎて、辞めたいけど辞められなくて、毎朝、このまま電車で飛び込めたらどんなに楽だろうか、そうやって夜中までぼろぼろになりながら毎日働いています。はつきりいってブラックですし、同僚も皆限界なので常にピリピリしていて。協力もせずに足のひっぱりあいばかりです。消えたい。

内容傾向(学生内訳,主訴)



若年層数



### 返信例 2

心も体もぼろぼろになるくらい、ひどい環境でずっと頑張ってこられたのでしょね。消えたい気持ちだとありましたが、それだけもう誰にもあいたくなくなったりと、人間関係に疲れ果てるような気持ちなのかと思います。辞められないというのは、経済的な事情であったり転職の不安もあるのかもかもしれませんが、退職を言い出せないような圧力というか、そういった難しさもあるのでしょうか。

特定非営利活動法人 Sotto  
京都自死・自殺相談センター

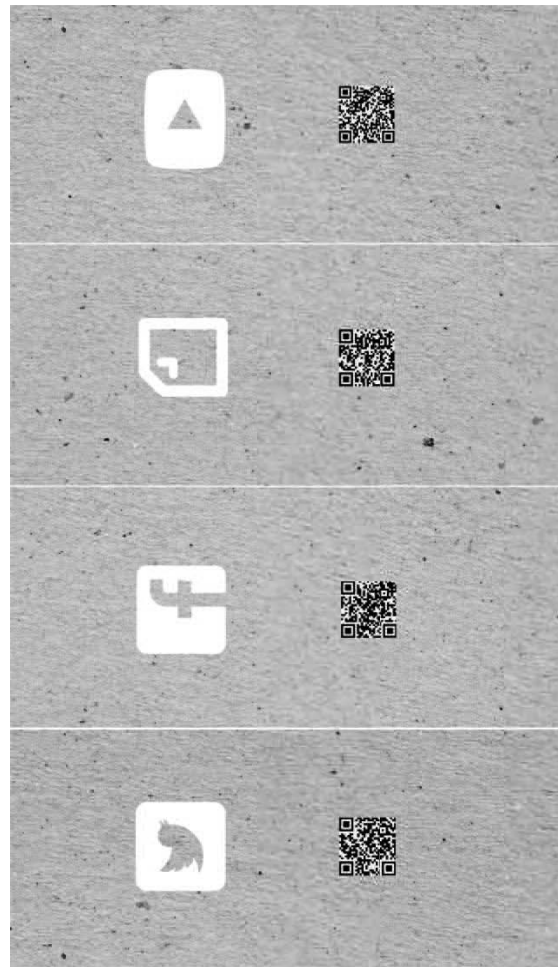
075-365-1600



so-dan@kyoto-jsc.jp



<http://www.kyoto-jsc.jp>



認定NPO法人 京都自死・自殺相談センター Sotto



【事例紹介講演3】

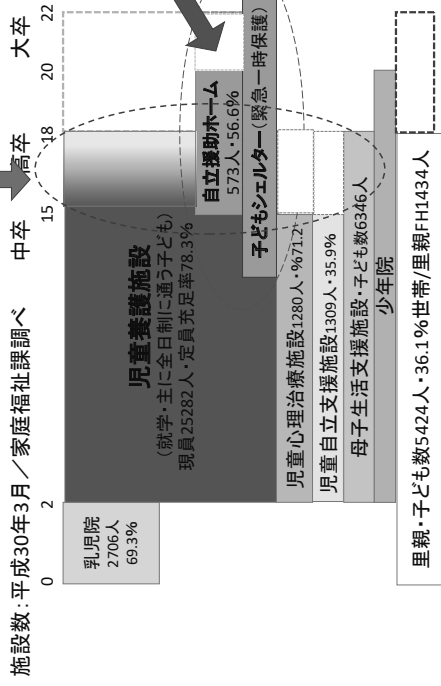
ぬっくの活動概要と  
 ぬっくで出会う子どもたちの実情と支援について

NPO法人子どもセンターぬっく・弁護士  
 森本志磨子

NPO法人子どもセンターぬっくの活動概要

- ’15年9月1日 NPO法人として設立認証
- ’16年4月1日 大阪で初めて緊急一時保護の家**子どもシェルター**を開始  
 ↓  
 対象は、居場所のない義務教育終了後～20才未満の女子\*  
 措置費・会費・寄付・助成金等で運営
- ’22年2月5日現在 入居1336名、うち133名が退居  
 なお、’16.4～’17.3(1年間の相談件数は52件  
 ’20.4～20.9(半年)の”は90件
- ’17年5月18日 **子ども110番(電話相談)**を開始  
 0120-528-184 (子には居場所)  
 性別問わず、原則10代20代若者→入居しないケースも対応
- ’20年4月 中長期の自立準備生活の場**自立援助ホーム“Re-Co(りこ)”**を開設  
 その他の活動 **勉強会** 年3回程度 **シンポジウム** 年1回

子どもシェルターが必要となった背景事情等①～社会的養護の現状



子どもシェルターが必要となった背景事情等②

- 対象** 高校生年齢の被虐待(十発達・知的障がい、若年妊婦★、非行・少年院仮退院★)  
 → 既存施設が受け入れられない、最後の受け皿  
 18、19歳の被虐待 → 一時保護できない  
 LGBTのFTM、特に性虐待・性被害 → 個別対応・家庭的雰囲気  
 主観的に虐待と感じ居場所がない子(障がい、精神疾患、依存) → 児相対応困難  
 暴言・暴力等で施設不応 → 施設にも居場所がない  
 社会的入院★ → 社会に受け皿がない  
 20歳超えて実家に居場所がない人 → 制度がない「私的契約」
- 心身の病**…自傷、依存(彼氏・セックス・スマホ)、PTSD(様)症状、大量服薬、摂食障害、引きこもり → お試し・不定愁訴・職員後追い、入院・救急搬送(自傷、解離)
- 支援** 温かい日常生活、入通院同行、親子・親族等調整(協議、再統合、親権停止・離縁・扶養請求等の法的対応)、住む場所(不動産探し・賃貸借・引越・生保申請、手帳取得・GH、入院)、スマホ契約、就職(職探し・面接同行)・就学(学校・教委)等  
 コタン(子ども担当弁護士) → 「私の弁護士・私のコタン」

## 子どもシエルターとは

- ★貧困、虐待などにより、今日寝るところがない、ネットカフェや友人宅を転々など、居場所を失った子どもたちの緊急避難の場（一軒家）
- ★子どもたちが安心・安全に暮らせる、家庭的なぬくもりのある環境を提供24時間スタッフら常駐、子どもの言動に寄り添い、その声を拾い上げる
- ★15～19歳（実際は13～24歳）女子、2か月程度（7カ月余り）
- ★子どもシエルターは、自立援助ホーム（児福法）の一類型
- ★傷ついた心と身体を休め、一歩踏み出せるまで大人が寄り添い、次の居場所やこれからの生活について一緒に考える場
- ★子ども一人ひとりに、無償で、子ども担当弁護士（コタン）が就く。

※子どもの代理人制度（日弁連）を利用

4

## ケース①とコタン

### 【ケース概要】

高3・18歳、暴言・身体的暴力・経済的搾取、母への暴力  
 家族 継父、母、本人、弟 準備1週間＋入居期間(1カ月)  
 高校の先生を通じて、めつくを知る。「具体的に何をしてくれるんですか。」

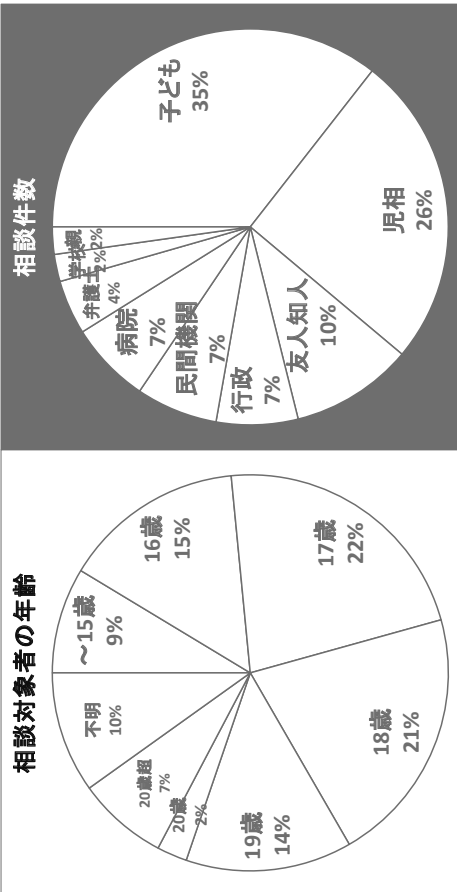
### 【対応】

刑事手続を利用  
 警察(刑事部)と協議、母と面談→本人の被害届→継父を逮捕・勾留  
 起訴・公判手続(被害者参加)→執行猶予判決、損害賠償命令手続で継父と和解  
 本人 子どもシエルター入居:児相の承認 高校の先生  
 母・弟 母子生活支援施設へ入居  
 他府県の支援団体(他府県弁護士の紹介)へつなぐ→就職斡旋・一人暮らし  
 子どもの代理人(日弁連・無償) + 国選被害者参加弁護士

6

## シエルター入居の相談等（電話相談） 90件 2020.4～2020.9(半年間)

→シエルター入居10件、Re-Co2件、協力家主2件



5

## ケース②とコタン

### 【ケース概要】

18～19歳女子 彼氏のDV  
 施設(児童養護施設、児童自立支援施設等)→自宅→施設・・・→自立援助ホーム  
 →就労退去、彼氏と同居(DV被害)  
 家族 母、男性、本人 準備2週間＋入居期間(1カ月半)  
 「彼氏が暴力振るったことを反省していない。」「怖い。」

### 【対応】

児相 子どもシエルター入居承認  
 生活保護を利用  
 子どもシエルター入居 →一人暮らし  
 生保(2か所)、雇用主、不動産仲介業者(法人契約)、過去の入所ホーム  
 区役所(住所秘密:支援措置申し出)、彼氏との窓口  
 子どもの代理人(日弁連・無償)・・・シエルター入居、生保申請、彼氏・親との窓口等

7

## ケース③とコタン

### 【ケース概要】

17歳・中卒(発達障害)、母の暴言・ネグレクト・兄のお世話  
 家族 母、男性、兄、本人 準備1カ月半＋入居期間(6か月余り)  
 精神病院より電話相談。「家に帰りたくないのに、帰らされる。」

### 【対応】

見相・病院と協議(方針変更:家庭復帰からシエルター入居へ)  
 家庭裁判所を利用(親権停止→事実上の未成年後見)  
 子どもシエルター入居  
 (通院、受験高校・教委・中学、スマホ契約、生保・障害福祉、手帳再発行、GH探し)  
 →生保・GH(不対応)・高校①→LS・高校②・アルバイト→一人暮らし  
 子どもの代理人(日弁連・無償)・・・シエルター入居、生保申請、家裁の手続代理人

8

## ケース⑤とコタン

### 【ケース概要】と【対応】

- A 少年院仮退院 →子どもシエルター入所 →入院(思春期病棟)→一保→里親  
 保護観察所、見相、医師・看護師
- B 母子生活支援施設 →入院(精神科) →子どもシエルター入所 →入院(精神科)  
 施設職員、医師・MSW(精神科)
- C 家出、援助交際等 →一保 →子どもシエルター入所 →<く>犯送致・観護措置(家裁)
- D 家裁送致 →試験観察・子どもシエルター入居 →保護観察・自宅/一人暮らし
- 子どもの代理人(日弁連・無償) シエルター入居、少年院仮退院後の環境調整  
 付添人(C、日弁連・本人申込無償)

10

## ケース④とコタン

### 【ケース概要】

17歳妊婦 彼氏の親が警察へ「面倒を見れない。」  
 「行くところがない。」

### 【対応】

見相 子どもシエルター入居承認、乳児を乳児院(特別養子縁組)へ  
 子どもシエルター入居 →入院・出産 →再入居 →一人暮らし/知人宅  
 病院探し(産婦人科)、母子生活支援施設、生保(2か所)、協力家主(法人契約)

子どもの代理人(日弁連・無償)・・・シエルター入居、病院探し、母・知人との関係調整

9

## 若年女性支援での苦勞、工夫について ～思いや意見を聞く、その表明を支援するとは?～

- (1) 人権を制約され、虐げられてきたことによる影響を、十分に配慮する。
- ・ SOSを出しにくい欲求を不満で表す/複雑な思いを表現する力や意欲の減退  
 生活から声を拾う、他の職員への言葉や態度も考慮(情報収集) →本人に確認  
 ⇒ 本人の意向にずれがないか、途中でも確認(変化・揺れを受け入れる)  
 「わからん!どっちでもいい!」「なんでも動いてくれない!」
  - ・ 信頼関係のない状態での正論やアドバイスは、無意味(有害)  
 「自分を否定された」と傷つき、他者への不信感を増幅させるおそれ。  
 ⇒ 被害者性から先に聞く。「何かがあつて、そうなっているはず。」  
「自分の常識を外す、あてはめはない。」(違法か、モラル上か、自己加害か)  
 ⇒ 淡々と、子の思い・希望を実現するための、提案・援助(行動)する。

まず、「歪んだ親らの考えや暴力的言動に傷つきながらも、その考えに囚われ、  
 暴力的な言動に出てしまったりする状態に対し、その思いに寄り添う。」  
 その後、「建設的で健全な考え、暴力的言動自体の問題に気づいてもらえら  
 関わりを考え、実践し続ける(役割分担、私メッセージ等)」

11



## 若年女性支援での苦勞、工夫について ～思いや意見を聞く、その表明を支援するとは？～

- (2) **個人として尊重される存在**として接し、対応する。  
 ・本人の持つ力を信頼（力が奪われ、抑圧されているだけ。力はある。）  
 ・**自己肯定感・自信**を少しでも回復し、  
 情報提供（自分に関わる事項すべてを伝える（手続の過程も）、正確に・図や文字でも、  
 正確な理解の確認、繰り返し、リスク説明、障害への配慮）  
 選択・変更・失敗の保障 → 合意・ルールが押しつけになっていないか？  
 できることを発見 → 小さなことでも「褒める」、「恥をかかせない」、「待つ」  
 ・**対等に、真剣に向き合う。**  
 原則代わりにならない。できそうなことはすべて自分で。 ※頑張るのは本人  
 過酷な人生を生きぬいてきたことへのねぎらい・尊敬、学が気持ち（相互作用）  
 ×こんなことも知らないの！ ×同情 ×やってあげる ×上（持てる者）から下へ支援する。  
 ・**誠実に。迎合しない**（できないことはできない、やるべきでないのでやらない等と明言）。  
 ・**思いのこもった言葉や態度で**
- (3) **他人を頼る、甘えることは、必要で迷惑をかけることではないと伝え続ける。**  
 「自分と同じ境遇にある人（他人）に、どう言葉をかけるか？」

12

## 若年女性支援での苦勞、工夫について ～シェルターや自立援助ホームを運営して～

- (1) 「面談」ではなく「生活」から見えるもの・気づくことの重要性  
 職員・ボランティア・コタンなど、いろんな立場の人が関わる  
 → 見せる顔が違うことが多い
- (2) 同じような年代・経験・立場の者との同居や、交流  
 似た経験・似た年代・似た被害体験者からの言葉は、心に響くことが多い。
- (3) 現実的な約束をすること、本人の状況を踏まえた上でより望ましい選択に  
 ついて伝えることの重要性  
 門限・宿泊・スマホルールなどを通じて。  
 約束（互いの合意）が、真の合意となっているか？  
 押し付けられたと相手を感じていないか？

13

## 組織としての課題と工夫

弁護士からみたら福祉職等との協働

- (1) 対等な関係づくりが難しい。  
 (2) 意思表示が、直接的でない／議論し合うことを避ける／“言わない”という選択をする。  
 非常勤だから、担当でないから、専門職でないから、若いから…  
 長くその場に居る人、専門職、上司がパワーを持つ⇒その自覚を、常に意識的に伝える  
 「こうしてはどうか」 → 否定されたと受け止める。  
 「意見と根拠を整理と言う」 → 論破されたと受け止める。  
 「否定する趣旨ではない。」「そういう意図ではない。」「毎回、断りを入れて伝える。  
 例)「私はそんなことは言っていない。」「子どもが△△と言うかも知れないが。」  
 誰から、どう伝えるのがよいか？を常に検討する。  
 (4) 言わないが、考え・思いや不満はある。⇒放置すると、誤解・不信感を増幅  
 言わない⇒納得 言いたいことは、直接言ってもらえないことの方が多い。  
 (5) 真意を言葉(だけ)で表現しようとしない。言動から推し量られるものとの認識。  
 雑談の重要性(人柄、コミュニケーションの違いについて相互理解を深める)

14

## 子どもと大人、大人同士、子ども同士

- 誰だって、思っていること考えていることは、ある。  
 それが、出し合える関係を作る。  
 ⇒対等であること、一人の人として尊重されることの大前提。  
 ・意思の確認、合意の形成において、手続を保障することを常に意識。  
 ・雑談・研修後の意見交換などは、大切なこと。  
 互いの人柄・コミュニケーション・特徴などについて理解を深める。  
 ・パワーを自覚、対等な関係は意識的に作り、維持する必要があるもの  
 ・「代わり」にせず、「一緒にやる」。  
 ・「待つこと」と、「放置してはいけないこと」を、常に意識して区別。  
 →後者は、どうしてよいかかわからなくても、動かしていく必要がある。

15

ありがとうございました！

令和3年度 厚生労働省委託事業 「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」  
**困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー**  
 令和4年2月17日（木）九州・沖縄ブロック <オンライン開催>

資料4



特定非営利活動法人 そだちの樹  
 相談員 吉岡 みのり

## そだちの樹とは？

- 2012.01 法人設立
- 2012.02 子どもシェルター「ここ」開設
- 2014.03 子どもシェルター「ここ」閉鎖
- 2015.04 相談窓口「ココライン」運用開始
- 2015.11 アフターケア事業運用開始
- 2017.01 社会的養護自立支援事業運用開始
- 2019.10 アウトリーチ事業「たまりば」運用開始

1

## スタッフ紹介

みほさん 保育士  
 あきさん 認定心理士  
 よっしー 保育士  
 ちほさん 社会福祉士 精神保健福祉士  
 みりのん 保育士  
 よこっち 保育士  
 しーも 社会福祉士 弁護士  
 ハルケー 弁護士

## ココラインってなに？



### 電話相談

平日10:00～18:00  
 (週2日は20:00まで)



### メール相談

48時間以内に返信  
 スマホからも送信OK

何かあったら  
 ここがある

相談窓口  
 解決できるのよ

心配ごとく  
 相談ごとく

092-791-1673 平日10時～20時

一人で悩んでいる  
 10代・20代のあなたへ

居場所や  
 行き場がない

追い詰められ  
 抜け出せない

安心して話せる  
 人がいない

## こころラインってなに？



話をきいて、いつしよに考えます。



会って話をすることもできます。



専門家がいつしよに行動します。



ひみつは守ります。



こころラインには、聞き上手なスタッフと、  
社会福祉士や弁護士などの専門家が所属しています。

4



6

リビングスペース。

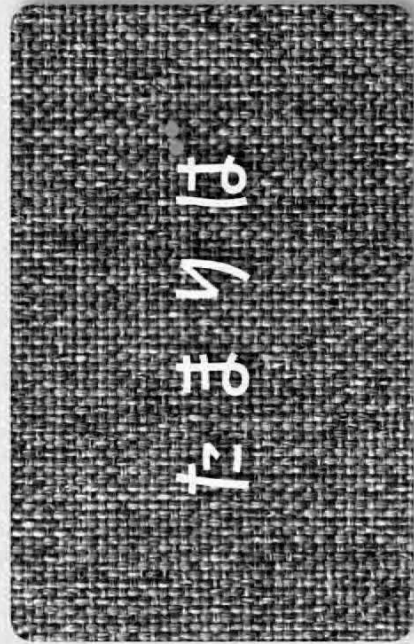
ごろごろできます。



5

こんなオフィスに、

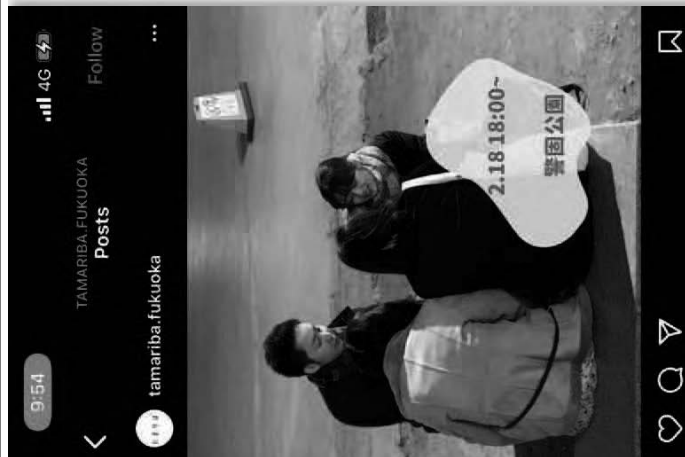
みんな集まっています。



7

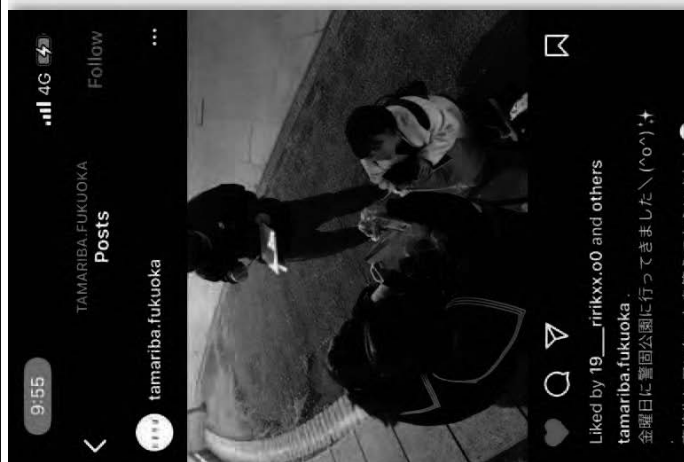


8



10

公園での  
アウトリーチ



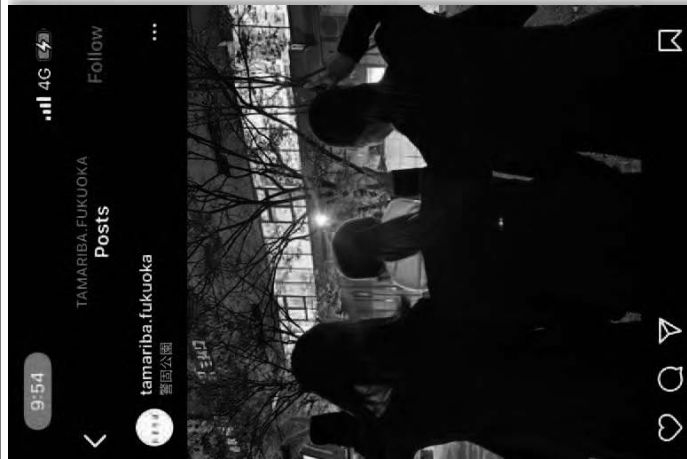
9

公園での  
アウトリーチ



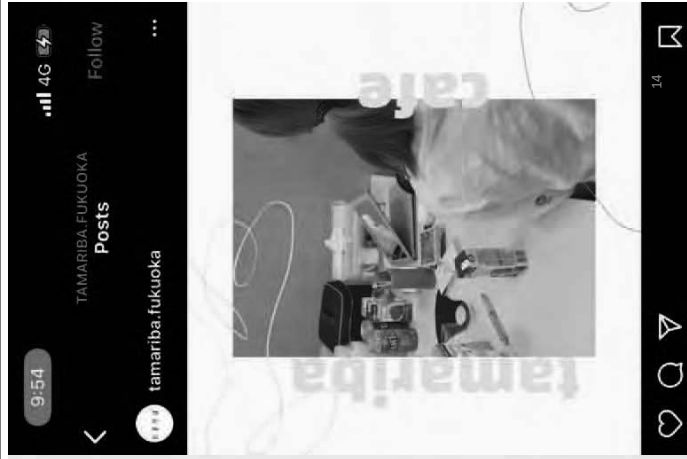
11

公園での  
アウトリーチ



公園での  
アウトリーチ

12



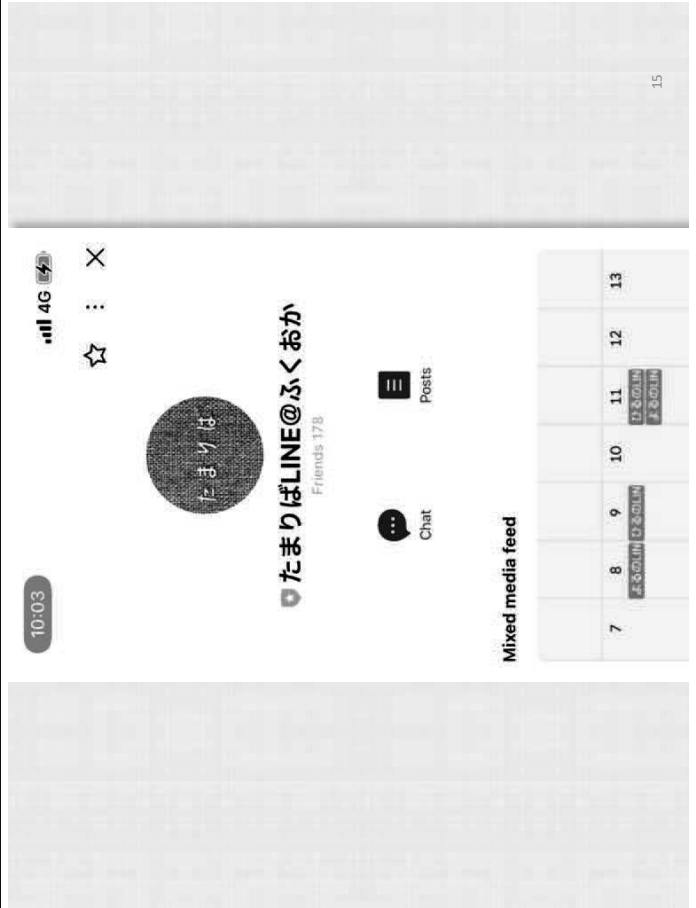
たまりば  
cafe

14



たまりば  
cafe

13



たまりば  
たまりばLINE@ふくおか  
Friends 178

Mixed media feed

7 8 9 10 11 12 13

13:04 4G

Tweet

あー死にたい学校行くって家出てどっか死ねるところでも行こうかな

Translate Tweet

7:39 · 2021/01/08 · Twitter for iPhone

5 Likes

たまりば\*NPO法人そだち... · 2021/01/08 ...

こんにちは。いきなりコメントしてごめんね。私たちは、LINEで10代20代の方たちのお話を聞いている【たまりばLINE】です。個人情報は、気軽に連絡してきてくれると嬉しいな。  
[LINE]line.ee/f4drrx4

16

13:12 4G

detail.chiebukuro.yahoo.co.jp

ベストアンサー

jee\*\*\*\*\*さん  
2021/1/8 13:18

こんにちは。  
家に居場所がないと毎日の生活がたつらくなってしまふね。  
児相のケースワーカーさんとは今は関わりないのかな？

私たちはNPO法人で10代20代の方たちのお話をLINEで聞いています。  
よかったら続きを聞かせてくれると嬉しいです。  
InstagramとTwitterも見てみてね。

[LINE]https://lin.ee/f4drrx4  
[Instagram]https://www.instagram.com/tamariba.fukuoka/?hl=ja  
[Twitter]https://twitter.com/tamariba1011

ID非公開さん

SNSアウトリーチ

18

13:12 4G

detail.chiebukuro.yahoo.co.jp

Y!知恵袋

PayPayはおトクで便利!

キーワードを入力

おめでとうございます!  
回答がベストアンサーに選ばれました

ID非公開さん  
2021/1/8 10:43

3回答

高校2です。自分の人生に強く絶望しています。昨年から家族ともめるようになり、児童相談所の一時保護所にはいり、次は施設の体験→先に入られて施設に入れたい(自立支援18歳以上の入居) ...続きを読む

生き方...人生相談 | 児童相談所の悩み · 46回答

SNSアウトリーチ

17

新型コロナでSNSに...支援も制限  
レイワの放課後

耐えとったもんねずっと

みりりん

19

## 若年女性を対象とした支援活動例

20

### Case

- ・10代後半女性 | 高校生
- ・アウトリーチで声をかけたことがきっかけ。その後がLINEでつながる。
- ・「落ち着く場所がない」「親といるのがしんどい」「毎日死にたいと思う」などと話す。
- ・たまりばに頻繁に来てくれるようになる。
- ・ある日「父から性的虐待を受けている」との相談。
- ・過去にも性暴力被害者支援センターに相談していたが知人男性からの被害と伝えていた。

21

- ・性暴力被害者支援センターに相談。
- ・児童相談所に虐待通告。児童相談所が本人を特定し、学校に情報共有を求め。
- ・児童相談所から連絡があったことを学校が本人伝え、本人は動揺。
- ・もともとあった精神疾患が悪化し精神科病院に入院。3か月の入院後、実家に戻る。
- ・たまりばにも再び遊びに来てくれるように。「毎日ビクビクしている」「母は過干渉だから一緒にいることがしんどい」

22

### Case

- ・一人暮らしと就労を検討するが、体調を崩し再度の精神科入院。
- ・退院後は自立援助ホームに入所。アルバイトを自分のペースで始める。
- ・自立援助ホームで暴言やパワハラなどのひどい扱いを受け、夜逃げのような形で実家に帰る。
- ・一人暮らしをするため生活保護の申請を検討するが、本人が申請を拒否。「生活保護を受けてまで生きたいと思わない」「親に知られたらどう思われるか」「私の現状を親が知ったら連れ戻されるかも」

23



## Case

- ・休学していた高校を卒業することを目標として、実家に帰る。
- ・現在はLINEや電話で連絡を取っている。
- ・たまりばへの来所も継続中。

24

そだちの樹に寄せられる相談

25

- ・家族関係  
親が過干渉、精神的虐待、暴言・暴力、父や兄弟からの性的被害
- ・友人関係  
学校で疎外感を感じる
- ・その他  
学校にも見放されているように感じる、働きたいけど人間関係が不安、死にたい

26

苦勞と工夫

27

- ・コロナ禍もあって、なかなか外に出てきていない。
- ・HELPの出し方が分からない。
- ・HELPを出すべきことだと認識していない。
- ・現状を変えようと思えていない、諦めている。
- ・他者を信用できない。
- ・裏切られた時のことを考え、自分が傷付かないように関わる人を遠ざける。
- ・依存と過度な期待。

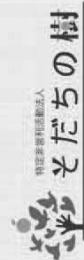
28

今後に向けて

29

- ・大きな問題になる前に繋がりたい。
- ・若年女性が居心地がよく居場所だと感じる事ができる居場所作り。
- ・アウトリーチ団体だけで困難な状況にある若年女性を見つけることは困難。
- ・様々なところが「アウトリーチ」の意識を持つ。  
例) 学校、塾、図書館、飲食店など
- ・専門性が必要な場合、専門機関、団体などに相談して欲しい
- ・役所の窓口にも1人で相談することへのハードルは高い

30



31

資料5  
困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

令和4年2月17日(木) 九州・沖縄ブロックオンライン開催

# NPO法人抱樸の実施する 子どもや若年女性への支援活動について



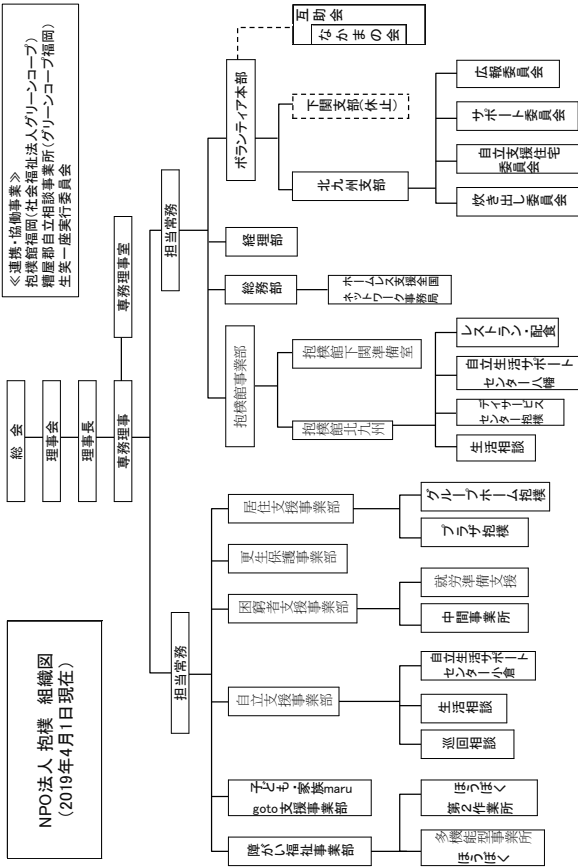
NPO法人抱樸  
常務 山田耕司

## NPO法人 抱樸 概要

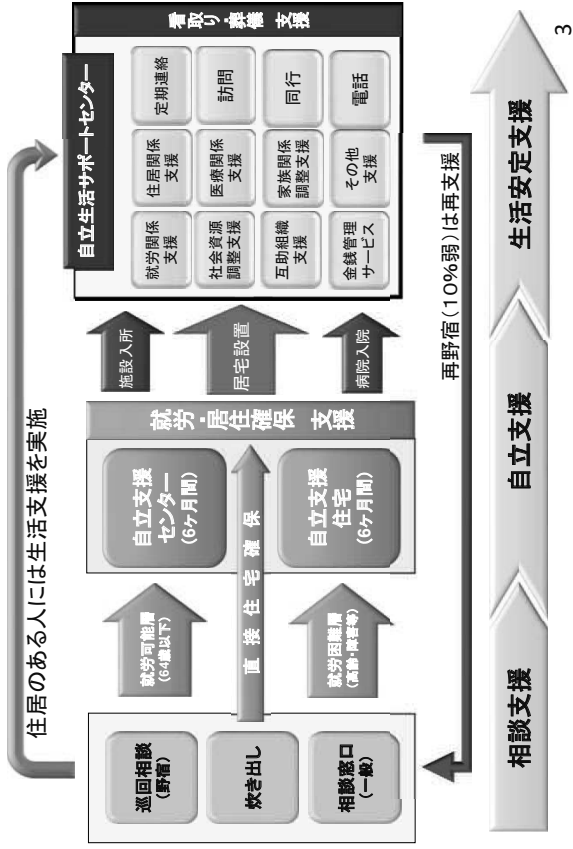
(旧 北九州ホームレス支援機構)

- ・活動開始 1988年 33年目
- ・自立者総数 約3600人⇒サポーター中 約2000名
- ・自立達成率 90%(6ヶ月の自立プログラム)
- ・自立生活継続率 90%
- ・就労率 56%
- ・4つの市で活動(北九州市・下関市・福岡市・中間市)
- ・4つの施設 総定員162名  
(抱樸館北九州・福岡、自立支援センター、シェルター抱樸 ※抱樸館下関は建設準備中)
- ・有給職員107名 登録ボランティア 約1800名
- ・互助会 256名 ※2021年3月現在

NPO法人 抱樸 組織図  
(2019年4月1日現在)



## 抱樸の支援システム



そもその原点 ハウスレスとホームレス

経済的困窮(ハウスレス)  
社会的孤立(ホームレス)

伴走型支援の方向性  
⇒参加と自立

従来⇒自立した者が社会に参加できる  
しかし・・・参加は、自立の前提  
社会参加型の就労訓練支援が必要！

4

包摂型世帯支援  
「子ども・家族marugoto支援」について

5

抱樸がなぜ子ども支援を行うのか

ホームレス経験者の約5割が中卒・高校中退(2010年ホームレス支援全国ネットワーク調査より)  
自立支援センター北九州退所者の約4割が療育手帳を取得

2008年後半のリーマンショック以降、若年のホームレス、困窮者が増加。  
当法人の就労支援事業の若年困窮者の5割強が中卒、高校中退。また障がいや生育環境の課題が多数。(2011年、12年度対象者)

若年者への学習支援の必要性。同時に、子ども期からの支援の重要性。  
+「生活困窮世帯の早期発見、支援の入り口としての学習支援」の可能性。

2013年度 子どもへの集合型学習支援開始  
2014年度 訪問型学習支援開始  
2015年度～ 包摂型世帯支援「子ども・家族marugoto支援」へ

6

抱樸が行う包摂型世帯支援  
「子ども・家族 marugoto支援」

子どもの貧困＝子どもがいる世帯の貧困  
子どもの貧困を「学習支援」と「子ども食堂」だけで  
解決するのは難しい。  
⇒子どものしあわせ＝親のしあわせ

- 例えばこんなケース……
- 中学生の不登校 ⇒教育委員会
  - 18歳引きこもり ⇒子ども家庭局 保健福祉局
  - 母親は精神・失業 ⇒保健福祉局 労働局
  - 父親は失業・DV ⇒労働局 保健福祉局

※一つの家庭の中に「役所一つが入っている」このような事態に対応するには、縦割り、個別の対応では無理。

⇒包摂型世帯支援「子ども・家族marugoto支援」  
が必要

7

## 実施している支援内容

- 1 訪問型相談支援
- 2 生活支援
- 3 居場所支援
- 4 社会参加支援
- 5 学習支援(集合型、訪問型)
- 6 就労支援
- 7 居住支援
- 8 総合型ケースカンファレンスと評価、世帯支援のためのツール開発

8

## 2 生活支援

### 課題

親：家事ができない。家計管理ができない。社会的手続き(受診、書類関係など)が一人できない。学校との連絡・相談ができない。  
 子：食事がとれない。不衛生。学校等の手続きや支払いが滞る。学校に行かない。

### 実施内容

料理・掃除・片付けなどの環境整備。転居支援。  
 金銭管理支援(貸付含む)。  
 病院、学校、手続き同行。子どもとの関わり方の指導、練習。  
 学校や社会資源(訪問看護、ヘルパー、児相など)との連携。  
 通学同行。お小遣い管理。料理教室。

10

## 1 訪問型相談支援

### 課題

- ・本当に困っている世帯は、相談に来ない。
- ・何を困っているのか、相談すればよいのかわからない。
- ・学校などで子どもの課題が見えていても、親へのアプローチができないと解決できない。
- ・特に学校を離れた場合(高校中退など)、課題が見えない。誰も関われない。

### 実践内容

- ・訪問や面談による相談。特に子どもの学習支援を切り口とした親との関係構築。
- ・訪問を重ねることにより、信頼関係の構築と家族の抱える課題を発見し、支援を検討。
- ・(親、子共に)関係機関との情報共有と連携により、社会資源へのつながり行っていく。

9

### 生活支援 環境整備(掃除・片付け、洗濯、料理)



衛生的に暮らせるように ごみの分別ができるように

11

### 3 居場所、4 社会参加支援

#### 課題

親：相談できる親族、友人がいない。引きこもり。体験や経験が不足。楽しみや人との関わりが少ない。子どもとの共存。出かけるお金がない。  
 子：外出しない。学校にいけない。大人数が苦手。話し相手がいけない。頼れる大人がいけない。体験や経験が圧倒的に不足。

#### 実施内容

居場所「よるかふえ」への参加。話し相手。軽食を提供し、誰かと話す、一緒に食べる体験の提供。イベント、体験型研修への参加。  
 親やボランティアとともに出かける、体験する機会の提供。

12

### 5 学習支援(集合型、訪問型)

#### 課題

基礎学力の不足(親・子共に)。勉強できる環境が確保できない。進路についてのイメージがない(親・子共に)。集合型学習支援に来ることができない。

#### 実施内容

集合型学習支援への参加。送迎。  
 →学生ボランティアや支援員との関わりを通して、勉強だけでなく、悩みや進路の相談。  
 親以外の大人と関わることで、将来をイメージしやすくする。

#### 訪問型学習支援

→訪問による関係構築を行い、集合型への参加を促す。

13

### 学習支援 集合型学習支援 (毎週火・木曜日 17時～19時)



勉強したり、おしゃべりしたり、ギターを習ったり、工作やゲームをしたり...



食べるのはたのしい！ 自分で作って食べられるように

コロナ禍はリモートでも

14

### 6 就労支援

#### 課題

親：就労経験が乏しく、また精神疾患・障がいなどで、一般就労が困難  
 子：高卒後の就労が困難。(アルバイト経験の不足、親・子共に働くイメージがない) 進学や修学旅行などのためにアルバイトが必要。

#### 実施内容

法人内就労準備支援事業、就労訓練事業との連携。協力企業でのアルバイト。HW同行。アルバイト探し、履歴書作成、模擬面接など。



法人内就労訓練事業

アルバイト支援

履歴書作成

15

## 7 居住支援

### 1) 住居支援

「親=保証人がいない」「低収入」などの理由により、安定的な居住の確保が困難な対象者に対して、「自立支援住宅協力の会」(不動産業者の会)や家賃保証会社と連携し、抱樸がサブリース契約をしている「生活支援付住居-ロイヤルプラザ」(登録住宅)への入居の支援を行う。

### 2) 就労支援

社員寮付の就労の場合、本人の選択の幅が狭くなり、同時に失職=居所喪失のリスクを抱えている。抱樸の無料職業紹介事業の活用や就労準備支援事業との連携、また協力企業のネットワークにより、本人の希望や適性に合った就職の支援を行う。また、仮に失職した場合も、上記のネットワークを活用することにより、早期の再就職を可能にする。

### 3) 生活支援と社会参加支援

登録住宅(予定)の常駐管理員による見守りと生活支援スタッフによる専門的支援を実施する。必要に応じて、生活技術の習得、金銭管理などを実施。同時にボランティア等社会参加支援を行う。



16

## 見守り支援付き住宅「プラザ抱樸」について

18

### 2020年度子ども・家族marugoto支援対象者(2021年3月末)

子ども 合計113名 (うち不登校経験者78名)  
 通常支援 子ども 57名(小学生6、中学生9、高校生他23、卒業生他19)  
 見守り支援 子ども 56名(小学生5、中学生20、高校生他9、卒業生他22)  
 うち訪問型家族支援 17世帯・子ども 37名

#### \*高校進学支援実績

2015年度 中学3年生6名(うち不登校生徒2名) → 全員 高校進学  
 2016年度 中学3年生12名(うち不登校生徒8名) → 11名 高校進学・1名 職訓校進学  
 2017年度 中学3年生11名(うち不登校生徒6名) → 全員 高校進学  
 2018年度 中学3年生4名(うち不登校生徒3名) → 全員 高校進学  
 2019年度 中学3年生12名(うち不登校生徒11名) → 11名 高校進学・1名 未定  
 2020年度 中学3年生8名 (うち不登校生徒6名) → 7名 高校進学・1名 家業手伝い

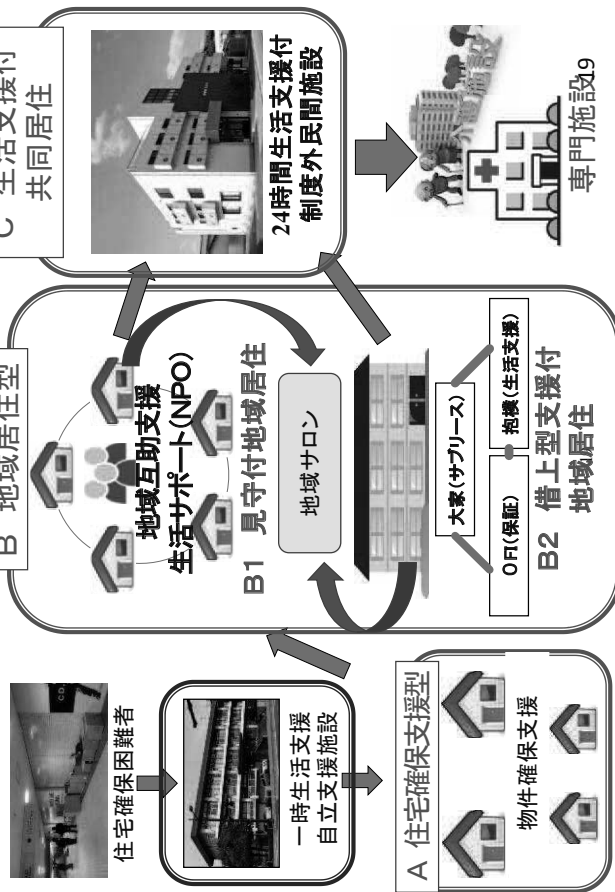
#### \*大学・専門学校進学支援 進学者13名

#### \*高校中退防止支援実績

上記2015年度～2020年度進学支援対象者50名  
 42名が高校卒業、就学継続(転入学4名含)  
 中途退学8のうち編入学4名・就労支援を行い就職4名

17

抱樸の居住支援のABC⇒「住宅」と「暮らし」と「暮らし」の一体支援を「地域」で！



## プラザ抱樸 入居費用

月額費用

家賃：29,000円

公益費：6,050円(水道料・給湯料・町費)

生活支援費：2,200円

OFI賃貸保証料(継続)：351円(初回の1%)



その他初期費用

敷金：58,000円(家賃2か月分)

OFI賃貸保証料(初回)：35,050円(家賃＋公益費)

20

## プラザ抱樸入居者の特徴 多様な入口、性別、年齢、収入、属性

- 1、相談経路 法人内48名、他機関25名
- 2、男女混合型 男性55名、女性18名
- 3、年齢構成(平均年齢54歳)  
10代3名、20代11名、30代4名、40代9名、  
50代12名、60代18名、70代13名、80代3名
- 4、収入源 生保(一部含む)51名、その他22名
- 5、属性 ホームレス、高齢、障がい、生活困窮  
、母子、DV、社会的養護、更生保護・・・

※退去者含む

21



### 困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

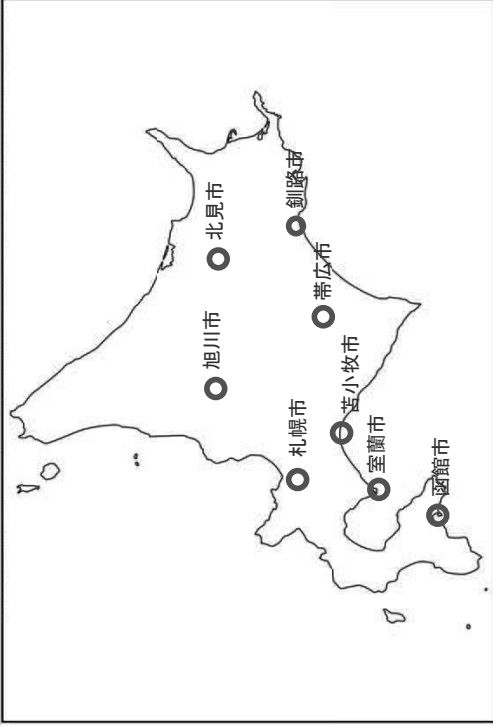
令和4年2月24日（木）北海道・東北ブロック <オンライン開催>

## DV・性暴力被害女性の貧困

～浮き彫りになった若年女性の脆弱性～

NPO法人女のスペース・おん  
山崎 菊乃

## 北海道シエルターネットワーク



2

## 女のスペース・おんの業務

- 女性の人權相談業務
- DV相談及び緊急一時保護業務
- DV被害当事者自立支援業務
- 女性の労働相談及び団体交渉
- 調査研究
- 国・地方自治体への行政施策提言
- 講演等の啓発活動

1

相談

- 暴力・健康・子ども・お金・住居・仕事・ペット・追跡

一時保護

- 司法・医療・子ども・住居・仕事・ペット・追跡

自立支援

- 司法・医療・子ども・お金・追跡・ステップハウス

3

## 内閣府DVの調査

### ・ 2021年3月の報告書

(内閣府男女共同参画局報告書)

**女性の 26.9%** (4人に1人)、

**男性の 18.4%** (5人に1人)が、

配偶者から

1度でもひどい

暴力を受けたことがある。

うち女性の18.2%は命の危険を感じている

(男性は5%)



4

## 逃げることも

- 非正規労働と生活保護受給で生活
- ダブルワーク・トリプルワーク(低賃金パート)
- 養育費不払い率の高さ



シングルマザーの貧困

(平均年収は200万円以下) = 子どもの貧困

6

## にもかかわらず、逃げられない

- 夫の転勤ごとに自分の職場が変わる  
⇒ 非正規雇用でしか就労していない
- 妊娠出産を機に専業主婦
- 夫から「働くな」「家のことを完璧にやれるなら働いてほしい」などの拘束があり、就労経験が乏しい。



離婚後の経済不安

※ シェルター退所後の生活保護受給率は60%以上

5

## コロナ禍で浮き彫りになった女性の脆弱さ

7

# 若年女性の脆弱さ

虐待・性被害



居場所の喪失



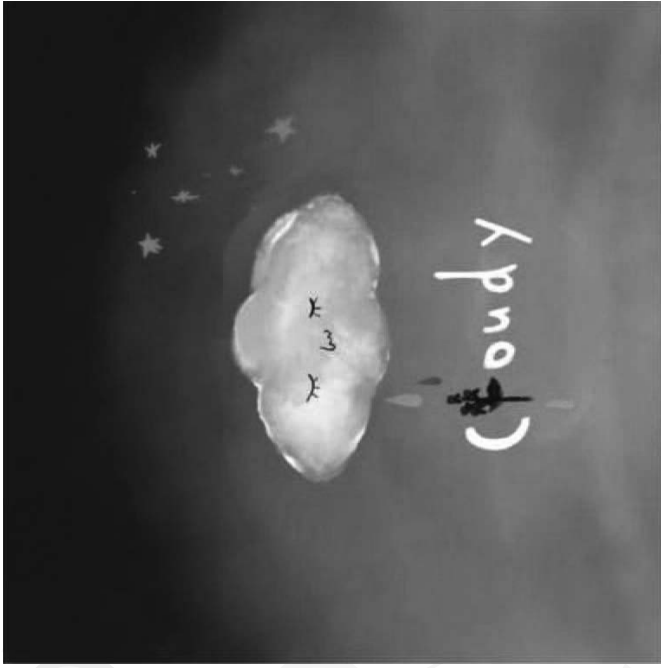
さらなる被害

# 若い女性のためのシェルター

内閣府パイロット事業

若年女性のためのシェルター：札幌





14



15



12



13



18



19



16



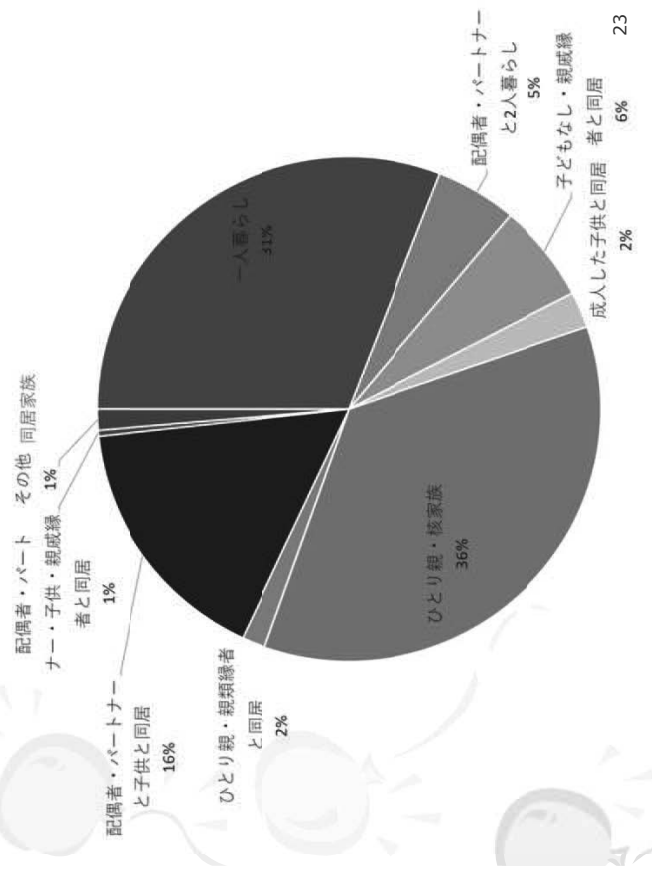
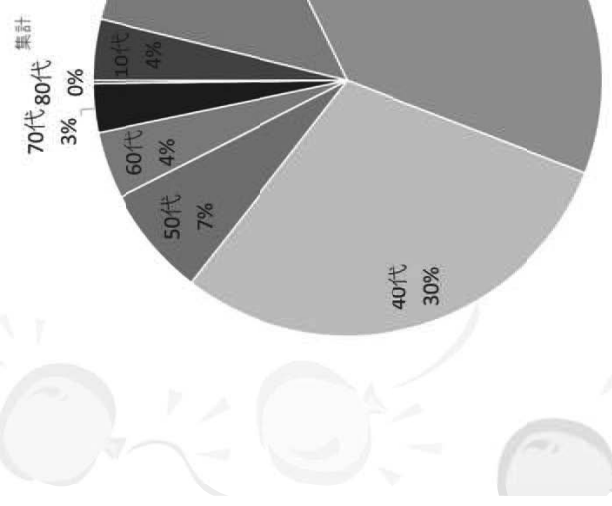
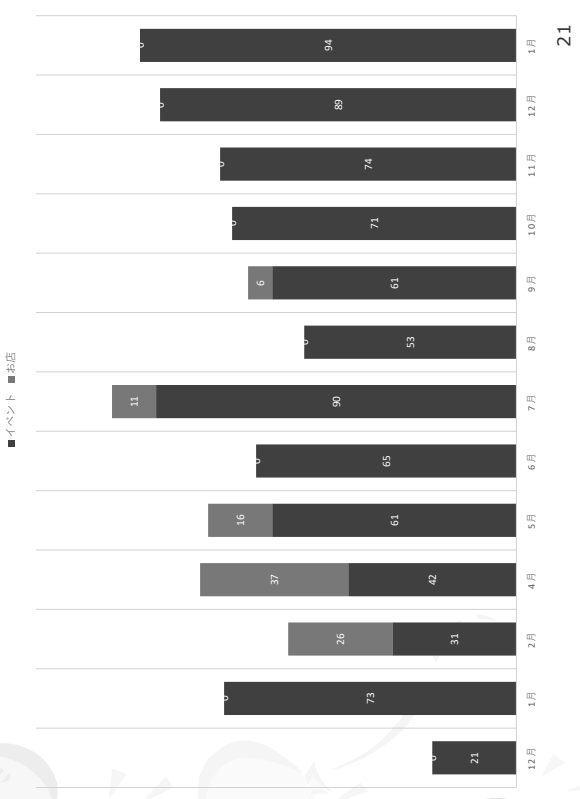
17

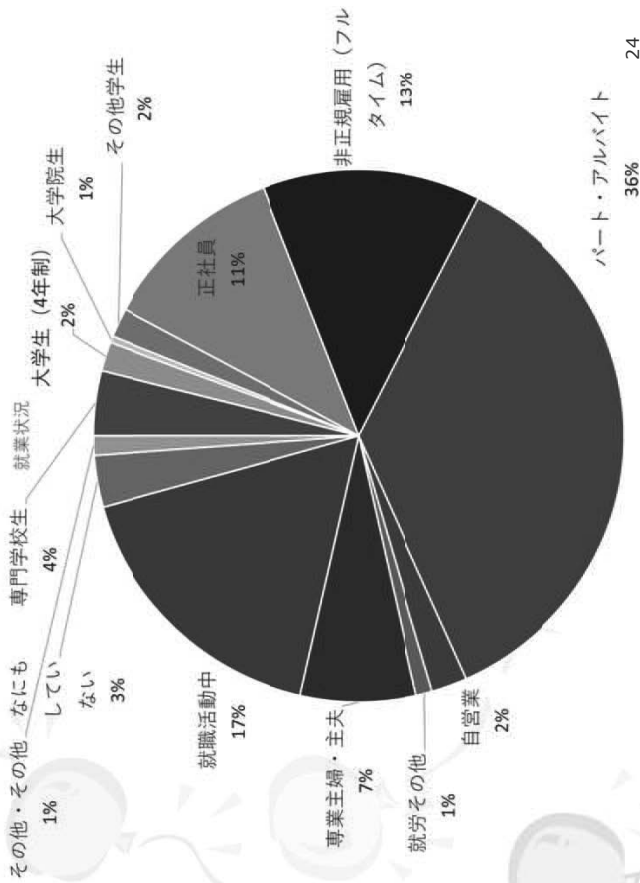


### アンケート

- 年代 ( )代
- 性別 ( )性
- 職業 ( )職
- 収入 ( )万円/月
- 住居 ( )
- 家族構成 ( )
- 結婚歴 ( )
- 子供の性別 ( )
- 子供の年齢 ( )
- 子供の人数 ( )
- 子供の性別 ( )
- 子供の年齢 ( )
- 子供の人数 ( )
- 子供の性別 ( )
- 子供の年齢 ( )
- 子供の人数 ( )
- 子供の性別 ( )
- 子供の年齢 ( )
- 子供の人数 ( )
- 子供の性別 ( )
- 子供の年齢 ( )
- 子供の人数 ( )

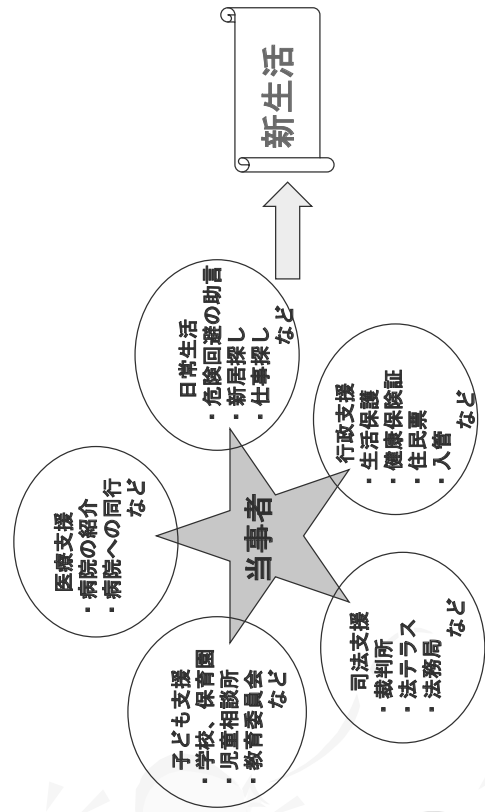
### 参加者の推移





24

## 関係機関との連携



25



## 暴力のない世界を目指して

26

困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

令和4年2月24日（木）北海道・東北ブロック <オンライン開催>

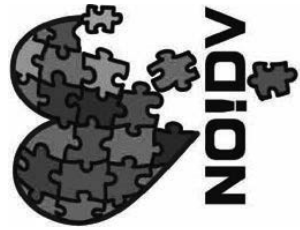
「困難な問題を抱える若年女性を支援して」



NPO法人 ハーティ仙台  
代表理事 やはたえつこ

<活動内容>

DV・性暴力の各種相談  
シエルター保護、啓発活動など  
30年以上している。  
ほとんどのスタッフが  
DV被害体験者



事例① 県南 10代女性 高1 A子

ボンドに、「母親から叩かれる、父親は無視。父母は喧嘩の日々、家を出たい」と相談あり。

事例② 20代後半、女性 B子

県北の地方で、こども時代より児童虐待の中で育つ。同年代の男性と同棲。男性はパチンコ依存あり、お金なくなる事もあり、デリヘルで稼ぐ。ホテルでその客に無理に本番させられた。性暴力支援センターに相談、警察の取り調べ同行支援、医療受診費用の支援この継続支援要請あり。

事例③ 大学4年,20代女子

PAPSより、AV被害女性の相談あり、仙台で面談するので、支援してほしいと連絡あり。

講演にいった高校生に撒き続けているリーフレット





### 事例③ 19歳 C子

中学時代、母弟とDV父親から離脱して保護される。男性にトラウマあり、中学で保健室登校する。高校入学。その後、貧困家庭の子の学習支援のNPOの学びの場で男子と出会い、夜の飛び出し増える。

母からのSOS。C子は働いてもすぐやめる。C子は妊娠した。シングルで産みたいという。母親よりメール相談届く。



4

事例④ 仙台市 20代D子 大学2年から休学中 東京のボンドに、「死にたい」と相談あり、ハーテイ仙台に支援要請あり。

こども時代より、父は怒鳴る、子どもを叩く。物を投げ、暴れる。父母のいざござは続き、巻き込まれる日々。

大学進学を機会に、アパトーに1人暮らし開始。生活費のためにメイド喫茶にてバイト。そこで、いじめにあい、うつ発症。学校を休学。精神障害年金受給で暮らす。アパトーでOD。乖離あり入院

5

DV・児童虐待の中で育った若者との出会い。その中の意欲ある20代・30代の女子中心でユースグループが生まれた。相談のパソコン入力係、Instagram・Twitterの広報係もできた。洋服、食料、ナプキンなど、支援物資も届く

D子の夢は、男女平等の先進国ノルウェーに行き、若者に取材、ビデオドキュメントを製作動画にして広める。その為にもまず朝起きる。学び続け仕事ができるようになり、貯金しよう！今、養護施設の職員が彼女の目標。

6

<今後に希望すること>

- 若者支援の企画イベントに資金が欲しい。男女共同参画財団の企画でもよい。DV性暴力の学びにつながる入り口が必要。
- 継続的に、若者の居場所開催、面接するなどの活動に資金援助が欲しい。
- 若い女性の保護・自立支援には、24時間の支えが必要。公的保護施設にユース・ユニットを作ってはどうか。ステップハウスの施設も有効活用してほしい。(宮城にはコスモスハウスもある)
- 社会にでてからの長い支援には、NPOの女性支援の活動と連携してゆく事・垣根を超える必要あり。食生活・生活全般、一緒に楽しむ事の企画もある。ポラで宿泊させての指導もしている。

7



包括的性教育によって・・・

- ・ 思いがけない妊娠や性感染症などのリスクが減少する。
- ・ 若者は、性行動に慎重になり、初交年齢が上がる。

転用転載禁止

5

## 性と生殖に関する健康と権利

Sexual Reproductive Health & Rights : SRHR

1994年 国際人口開発会議

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて  
身体的・精神的・社会的に良好な状態で  
自分の意思が尊重され

自分の体のことを自分で決められること

- ・ 安全で満ち足りた性生活を営むこと
- ・ 子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決めること
- ・ 適切な情報とサービスを受けること など

公益財団法人JOICFP 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは」 <https://www.joicfp.or.jp/jpn/known/advocacy/rh/>

6

転用転載禁止

8

性と生殖に関する健康と権利 (SRHR) を尊重するためには？



説教・指導  
脅し



適切な  
情報提供

上から目線

価値観の押し付け  
パターナリズム  
ジャッジメンタル

同じ目線

一緒に考える  
ノンジャッジメンタル

性教育の推進と同時に

利用しやすい社会のシステムを整える必要がある。  
(多様な避妊法・緊急避妊薬へのアクセスなど)  
転用転載禁止

国際セクシュアリティ教育ガイダンス  
同意・プライバシー・からの保全  
学習目標 (5~8歳)

- ・ 誰もが、自らのからただに誰が、どこに、どのようになれることができるのかを決める権利をもっている
- ・ 誰もが「からの保全の権利」をもつことを認識する

## 性的同意(Sexual consent)

キスやセックスをするときは、  
お互いが同意していることが大切



「キスしていい？」  
「うん、いいよ」  
「・・・」  
「いや、いまはしたくない」

- ・どんなことが起こりうるかを知る。
- ・する選択肢、しない選択肢があることを知る。
- ・したい気持ち、したくない気持ち、両方を尊重する。
- ・自分の気持ちは、自分で決めることができる。

自分と相手が対等な関係性でなければ同意は成立しない

転用記載禁止

9

## 私たち大人の役割は・・・？ 子どもが安心して話せる関係性でいること

何かあっても、「親に言えなかった」  
「親に迷惑かけたくなかった」という子は多い…  
「おかえり 今日はどうな一日だった？」  
日頃からオープンなコミュニケーション

- もし打ち明けられたら？
- ・話を聴く
  - ・頭ごなしに否定しない
  - ・二次被害を与えないように注意する
  - ・情報をアップデートしておく
  - ・相談・支援先を知っておく

など

転用記載禁止

10

## 性暴力の二次被害になりうる言葉

なんで、逃げなかったの？  
なんで、抵抗しなかったの？  
なんで、相談しなかったの？  
死なないで済んでよかったね  
早く忘れた方がいい  
こんなひどい被害にあった人もいる など

当事者を責めたり、ステイグマ（恥や負のレッテル）  
を与えるような支援をしていないか？

転用記載禁止

11

## 緊急避妊薬（通称：アフターピル）

コンドームが破れた、性暴力にあった、避妊できな  
かったセックスをしたときの重要なバックアップ！  
産婦人科などを受診して処方  
セックス後、72時間以内になるべく早く飲んで  
妊娠を避ける（妊娠阻止率は約85%）



安全性が高く  
重大な副作用なし  
約6000円～2万円

性暴力被害の場合は、  
ワンストップ支援センター #8891や警察 #8103 に  
連絡や届出をすると、緊急避妊などの費用が無料になったり、  
様々なサポートを受ける選択肢がある。 転用記載禁止 12



- ① 思春期を含む全ての女性に安全に使用できる
- ② 重い副作用や長く続く副作用はない
- ③ 子宮外妊娠のリスクを高めない
- ④ 将来の妊娠しやすさに影響しない
- ⑤ 胎児に害を与えない
- ⑥ 流産（中絶）させる薬ではない
- ⑦ 市販化された場合、女性は正しく使用できる  
医学的管理下におく必要はない
- ⑧ 入手しやすくても無防備な性交は増えない  
避妊しない性交や性感染症リスクは増えない

13  
転用転載禁止

## WHOの提言



中絶は、女性および医療従事者を  
ステイグマおよび差別から保護するために  
公営サービスまたは公的資金を受けた  
非営利サービスとして、医療保健システム  
に組み込まねばならない。

WHO 「Safe Abortion」  
[https://www.who.int/reproductivehealth/publications/unsafe\\_abortion/97892411548434/en/](https://www.who.int/reproductivehealth/publications/unsafe_abortion/97892411548434/en/)  
15  
転用転載禁止

医療者に「ジャッジ」する役割はあるのか？  
表面的な理由や態度で人をジャッジすることはできない



必要とするすべての女性・女の子が健康を守るために  
世界標準の方法と価格で緊急避妊薬へアクセスできて  
自分の体のことを自分で決められること

医療者・支援者の役割は、ジャッジではなく、  
適切な情報やサービスを提供すること

14  
転用転載禁止

## 今後の課題

- 包括的性教育の様々なアプローチ
- 緊急避妊薬の市販化
- 避妊インプラントなどの承認・アクセス改善
- 安全な経口中絶薬の承認・アクセス改善
- 避妊法などの若年女性に対する無料化
- ステイグマを与えない支援・教育・医療

16  
転用転載禁止

## 誰かに寄り添いたい… ～ ずーっと、心にあること～

新宿区福祉部生活福祉課長  
藤掛 博行

(今日は、少しでも耳を傾けていただき、何かのネタにしてください。)

- 1 自己紹介
- 2 新宿区の生活困窮・生活保護部署の紹介
- 3 新宿区における女性支援の現状
- 4 「誰かに寄り添いたい…」(2020年「生活と福祉」から)  
～ ずーっと、心にあること～
- 5 まだまだこれからなのかも…  
↓

1

## 1. 自己紹介

2

## 2. 新宿区の生活困窮 ・生活保護部署の紹介

3

### 3. 新宿区における 女性支援の現状

4

### 5. まだまだ これからなのかも…

6

### 4. 「誰かに寄り添いたい…」 (2020年「生活と福祉」から)

～ ずーっと、心にあること～

5

### 6. これから若年女性支援 に取り組んでいく方への メッセージ

7

---

---

厚生労働省 委託事業

困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究  
報告書

令和4年3月

「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」  
ワーキングチーム

---

---